

自治労資料2023第 2 号
2023年 1 月30日～31日
東京・新宿住友ホール

自治労第163回中央委員会 一般経過報告書

全日本自治団体労働組合

目 次

第1章	本部の執行体制と機関運営	5
1.	2023年度自治労本部執行体制	5
2.	諸会議	14
3.	総務大臣要求書の提出について	22
4.	連合各種委員会等の活動	25
5.	本部役職員に関する事項	26
6.	全国書記協との協議	27
第2章	生活改善の取り組み	28
1.	諸会議・集会	28
2.	交渉・要請等	28
3.	2022人勤期・確定期における公務労協・公務員連絡会の取り組み	29
4.	2022人勤期・確定期における自治労の取り組み	30
第3章	安定雇用の実現と公正なワークルールの確立	33
1.	臨時・非常勤等職員の処遇改善の取り組み	33
2.	顧問弁護団	33
3.	救援審査委員会	34
4.	中央救援委員会の裁決と承認について	34
第4章	時短・人員確保・安全衛生など働きやすい職場づくり	35
1.	地方公務員共済組合制度に関わる取り組み	35
第5章	自治体財政の確立と自治・分権の推進	37
1.	2023年度政府予算編成に対する取り組み	37
2.	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の実施	50
第6章	地域社会を支える公共サービス改革の推進	51
1.	自治研中央推進委員会	51
2.	自治研活動推進会議	51
3.	第39回地方自治研究全国集会（静岡自治研）	51
4.	自治研レポート・論文・チャレンジサポートの募集	58
5.	第16回自治研賞受賞レポート・論文	58
第7章	安心と信頼の社会保障制度改革の推進	59
1.	連合・社会保障関連の取り組み	59

第8章	環境・平和・人権を確立する取り組み	60
1.	平和をつくる取り組み	60
2.	核兵器廃絶・脱原発社会実現の取り組み	62
3.	環境問題の取り組み	64
4.	人権を守り共生社会を実現する取り組み	64
第9章	政策実現にむけた政治活動の推進	67
1.	協力国会議員団会議	67
2.	自治体議員連合の取り組み	67
3.	県本部政治担当者会議	67
4.	全日本分権自治フォーラム	68
第10章	公共サービス労働者の総結集と組織の拡大	69
1.	組織拡大体制強化と行動の推進	69
2.	臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み	69
3.	国保労組協議会の取り組み	71
4.	消防職員の自主組織づくり支援の取り組み	72
第11章	産別組織の確立と強化	73
1.	組織強化委員会	73
2.	都道府県職労の取り組み	74
3.	大都市共闘の取り組み	76
4.	町村評議会の取り組み	76
5.	学校事務協議会の取り組み	77
6.	男女平等推進の取り組み	80
7.	第32回自治労スポーツ大会	81
8.	退職者会の活動	84
9.	新規加盟組合等の承認について	86
第12章	労働者自主福祉活動の推進	88
1.	自治労本部共済推進委員会	88
2.	第8回じちろう全国共済集会	89
3.	自治労共済推進本部・自治労共済生協の事務局体制（2022年11月1日時点）	89
4.	自治労共済生協	91
5.	自治労共済推進本部	91
第13章	国際連帯活動の推進	94
1.	P S I（国際公務労連）の活動	94
2.	I T F（国際運輸労連）関係	98
3.	国際連帯救援カンパ	99
4.	連合等の活動	99
5.	海外労働組合等との交流	100

6.	NGOなどへの連帯・支援	101
第14章	現業労働者の取り組み	104
1.	諸会議	104
2.	2022現業・公企統一闘争	106
3.	諸集会・セミナー	107
4.	現業職場から労働災害を一掃するための12月2日職場集会	107
5.	省庁要請行動	107
6.	審議会	130
第15章	公営企業労働者の取り組み	131
1.	諸会議	131
2.	「第38回自治労水週間」の取り組み（結果報告）	131
3.	2023年度政府予算編成に関する第2次要請行動	132
第16章	衛生医療労働者の取り組み	137
1.	四役会議・常任幹事会	137
2.	全国幹事会	137
3.	各種委員会	137
4.	セミナー等	138
第17章	社会福祉労働者の取り組み	139
1.	2023年度社会福祉評議会拡大全国幹事会	139
2.	幹事会等	139
3.	諸会議・集会等	140
4.	要請行動等	141
5.	教宣物	148
第18章	政府関係労働組合評議会の取り組み	150
1.	2023年度政府関係労働組合評議会幹事会体制	150
2.	2023年度各種委員会体制	150
3.	諸会議	151
4.	オルグ活動	152
5.	ハローワーク委員会の取り組み	152
第19章	公営競技評議会の取り組み	155
1.	全国幹事会	155
2.	県本部担当者・単組代表者会議	155
3.	常任幹事会等	156
4.	各部会幹事会等	156
5.	第14回研究交流集会	156
6.	自治労「公営競技政策議員懇談会」	157

7.	競馬法一部改正をめぐる取り組み	158
8.	中央労働委員会（日本モーターボート競走会労組）に関わる取り組み	160
第20章	公共サービス民間労組評議会の取り組み	162
1.	幹事会等	162
2.	諸会議・集会等	162
3.	オルグの実施	163
第21章	全国一般評議会の取り組み	164
1.	幹事会	164
2.	各地方労組・業種別部会	164
3.	第18回定期総会	164
4.	年末一時金闘争	165
5.	2023春闘にむけた取り組み	165
6.	雇用と権利を守る取り組み	165
第22章	青年・女性労働者の取り組み	167
1.	青年・女性労働者の取り組み	167
2.	青年労働者の取り組み	169
3.	女性労働者の取り組み	171
第23章	情報および教育活動の拡充	174
1.	定期刊行物の発行	174
2.	諸会議・諸集会	174
3.	各種コンクールの実施	174
4.	情報化の推進について	176
5.	教育研修の取り組み	176
第24章	公共交通労働者の取り組み	179
1.	諸会議	179
2.	各部会	180
3.	2023年度政府予算に関わる第2次要請（国土交通省関係）	181
	2022自治体確定闘争総括（案）	182
	2022現業・公企統一闘争総括（案）	207
	2022年第26回参議院選挙闘争の総括（案）	別冊
《附属資料》		
	行動日誌	225

第1章 本部の執行体制と機関運営

1. 2023年度自治労本部執行体制

中央執行委員長	川本 淳	連合会長代行、連合公務（官公）部門連絡会副議長、公務労協議長、公務労協代表者会議代表者、公務労協組織拡大センター会議、公務労協労働条件確立・公務員制度改革対策本部会議、公務員連絡会副議長、公務労協地公部会副議長、PSI副会長、PSI-APREC共同議長、アジア太平洋地域基金運営委員会議長、PSI-JC議長、（公財）日本生産性本部評議員、（公財）総評会館理事長、（公財）国際労働財団評議員、（社）生活経済政策研究所理事、地方公務員共済組合連合会理事、（公財）日中技能者交流センター評議員、（財）全国勤労者福祉・共済振興協会理事、（財）地域社会ライフプラン協会理事、（公財）連合総合生活開発研究所評議員、ソーシャル・アジア・フォーラムを支援する会共同代表、（社）企業福祉・共済総合研究所理事、（公財）地方自治総合研究所理事長、自治労共済生協理事長、こくみん共済coop<全労済>自治労共済推進本部本部長、NPO法人エファジャパン副理事長
副中央執行委員長 （政治政策担当）	青木 真理子	連合中央委員、連合政策委員会委員、連合ジェンダー平等・多様性推進委員会委員、連合資源・エネルギー部門連絡会委員、PSI世界執行委員、PSI-APREC正委員、PSI-APWOC議長、PSI-JC副議長、PSI-JC女性委員会議長、国土審議会委員（政府）、労働政策審議会・地域連携部会（政府）、男女がともに担う自治労委員会副委員長、自治労共済生協理事、こくみん共済coop<全労済>自治労共済推進本部代表委員、（公財）地方自治総合研究所評議員、自治研中央推進委員会委員長、部落解放中央共闘会議副議長、認定NPO法人ふるさと回帰支援センター理事
副中央執行委員長 （組織担当）	藤森 久次	連合中央委員、連合組織委員会委員、連合運動推進委員会委員、中央環境審議会・循環型社会部会委員（政府）、同審議会自動車リサイクル専門委員会委員（政府）、同審議会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会委員（政府）、（公財）容器包装リサイクル協会評議員、（特非）日本水フォーラム評議員、自治労共済生協理事、こくみん共済coop<全労済>自治労共済推進本部代表委員、男女がともに担う自治労委員会委員長、地方職員共済組合監事、（財）日本教育会館評議員
書記長	伊藤 功	連合中央執行委員、連合企画委員会委員、連合政治センター

幹事、連合組織登録・交付金等のあり方に係る作業部会委員、公務労協運営委員、公務労協組織拡大センター会議、公務労協組織拡大センター企画会議、公務労協労働条件確立・公務員制度改革対策本部会議、公務員連絡会企画調整委員、公務労協地公部会企画調整委員代表、P S I - J C 運営委員、フォーラム平和・人権・環境常任幹事、ソーシャル・アジア・フォーラムを支援する会委員会運営委員、(公財) 地方自治総合研究所評議員、労働調査協議会理事、自治労法律相談所所長、地方公務員災害補償基金運営審議会委員、男女がともに担う自治労委員会副委員長、(公財) 労働科学研究所評議員

書記次長 木村ひとみ

連合会計監査、連合総務財政委員会委員、P S I 東アジア小地域会計監査、アルプスカード(株)取締役、(財) 日本教育会館理事、ソーシャル・アジア・フォーラムを支援する会委員会幹事、(公財) 総評会館評議員、自治労共済生協理事、こくみん共済coop<全労済>自治労共済推進本部代表委員、(財) 自治労会館常務理事、(株) 自治労サービス専務、(株) 広報ブレイス取締役、(公財) 地方自治総合研究所常務理事、(一財) 地域社会ライフプラン協会評議員、本部財政全般、出版事業委員会委員長、労働安全衛生委員会委員長、中央救援委員会委員長、互助年金共済会長

<総合企画総務局>

総合企画総務局長 榎本朋子
(国際局長・報道局長兼務)

企画・総務・報道・情報全般、国際労働運動・国際連帯活動全般、連合中央委員、連合国際政策委員会委員、(財) 自治労会館常務理事、アジア連帯委員会(C S A) 常任理事、労働調査協議会企画委員、(株) 自治労サービス株主、P S I 世界執行委員会第一代理、P S I - A P R E C 正委員第一代理、P S I - J C 事務局長、P S I - J C 女性委員会事務局長、P S I - J C ユースネットワーク事務局長、R e n g o アカデミー運営委員、自治労公印管理、出版事業委員会事務局長、N P O 法人エファジャパン監事、(社) 教育文化協会理事、互助年金共済会事務局長

企画局長 山下晃
(情報担当兼務)

労働組合基本政策、企画全般、マスコミ対策、情報担当、(株) 自治労サービス執行役員(I T 担当)

副部長 安元直子
(企画担当)

委員長秘書

副部長 林義倫
(企画担当)

労働組合基本政策、企画全般、マスコミ対策、機関会議

副部長 渡辺温子
(企画担当)

労働組合基本政策、企画全般、マスコミ対策、機関会議、書記長日程管理

局員 (企画担当) (平和フォーラムより出向)	橋本麻由	機関会議、企画
総務部長	角本健吾	総務一般、人事・労務一般、機関会議設営、法人事務、規約 規程、渉外、自治労会館管理、事務所管理、書記会議、書記 局行事、書記局研修、労働安全衛生、ハラスメント対策、出 版事業委員会、研究者育成事業
副部長 (総務担当)	藤原美紀	総務一般、用度品管理、役職員互助年金、自治労会館管理、 倉庫管理、労働安全衛生、福利厚生、OB・Gの会、公印管 理
副部長 (総務担当)	木股善子	機関会議設営、離籍休職管理、役職員賃金、勤務管理、用度 品管理、資料管理、労働安全衛生、ハラスメント対策
副部長 (総務担当)	榎一樹	機関会議設営、書記政策交付金、葬祭対応、用度品管理、倉 庫管理、書記局研修、役職員互助年金
主任 (総務担当)	遠藤恭彦	役職員賃金、勤務管理、離籍休職管理、文書管理、用度品管 理
局員 (専門型再雇用・総務担当)	大網裕美	埼玉県本部派遣、離籍休職管理、職員賃金、勤務管理
局員 (囑託・自治労会館担当)	開暁生	自治労会館管理
副部長 (報道担当)	羽鳥竜	機関紙「じちろう」、自治労通信、情宣セミナー、産別ネッ ト・じちろうネット、じちろうモバイル、情報(OAシステ ム)、ホームページ、各種SNS
主任 (報道担当)	三浦浩明	機関紙「じちろう」、自治労通信、情宣セミナー、機関紙コ ンクール、写真コンクール、春闘・秋闘教宣
主任 (報道担当)	ラムレベッカ	機関紙「じちろう」、自治労通信、情宣セミナー、春闘・秋 闘教宣、まんが集団・まんがコンクール、ホームページ、各 種SNS
局員 (報道担当)	菅沼野乃香	機関紙「じちろう」、自治労通信、情宣セミナー、産別ネッ ト・じちろうネット、じちろうモバイル、情報(OAシステ ム)
局員 (専門型再雇用・報道担当)	和久井孝昭	機関紙「じちろう」、自治労通信、情宣セミナー、文芸会 議、自治労文芸賞、機関紙コンクール、春闘・秋闘教宣、新 入組合員教宣
国際部長	窪田摂子	連合国際委員会、国際労働運動・国際連帯活動一般、P S I、P S I - J C、I L O対策、N G O対策
<総合労働局>		
総合労働局長	森本正宏	総合労働局業務全般、連合中央委員、法律対策、公務員制度 改革、共済福利、雇用労働政策、中央救援委員会事務局長、 救援審査委員会委員長、地方財政審議会地方公務員共済組合 分科会特別委員(総務省)、ポスト・コロナ期の地方公務員 のあり方に関する研究会委員(総務省)、地方公務員共済資

		金運用委員会委員、医師の働き方改革の推進に関する検討会（厚労省）、医療機関勤務環境評価センター評価等業務諮問委員会委員（日本医師会）、連合労働条件・中小労働委員会委員、連合労働法制委員会委員、公務員連絡会幹事、公務労協地公部会事務局次長、共済対策委員会事務局長、臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定のための対策委員会事務局長、法律相談所事務局長、カスタマーハラスメント対策研究会座長
労働条件局長	八巻由美	賃金・労働時間全般、雇用・労働対策全般、労働安全衛生全般、定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会委員（消防庁）、連合労働条件・中小労働担当者会議委員、公務労協労働条件専門委員会副委員長、公務員連絡会賃金・労働条件専門委員会副委員長、公務労協地公部会幹事、臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定のための対策委員会事務局次長、地方公務員災害補償基金審査会参与、（財）地方公務員安全衛生推進協会評議員、PSI世界執行委員第二代理、PSI-APREC正委員第二代理、PSI-JC運営委員
主幹	永田一郎	法律対策、共済福利、労働法制、労働時間、人員確保、救援委員会事務局、自治労法律相談所事務、連合労働法制担当者会議委員、連合ワーカーズキャピタル責任投資推進協議会委員、公務労協社会保障委員会委員
労働部長	高山尚子	総合労働局業務全般、賃金、賃金・労働条件調査、人事評価制度対策、生活実態調査、臨時・非常勤等職員対策
副部長	藤岡知子	公務員制度改革、賃金、賃金・労働条件調査、人事評価制度対策、生活実態調査、臨時・非常勤等職員対策
局員	津田真拓	公務員制度改革、労働安全衛生全般、労働時間、人員確保、法律対策、共済福利、労働法制、救援委員会事務局、自治労法律相談所事務、連合ワーカーズキャピタル責任投資推進協議会委員

<総合組織局>

総合組織局長	青木雄次	総合組織局業務全般、連合中央委員、連合運動推進担当者会議委員、組織強化委員会、重点支援県本部対策、共済推進対策、消防対策、自治労共済生協理事、こくみん共済coop <全労済>自治労共済推進本部代表委員
強化拡大局長	林鉄兵	連合ゆにふあん担当者会議委員、組織強化委員会、重点支援県本部対策、組織基本調査・実態調査、競合対策、新採対策、男女がともに担う自治労委員会、共済推進対策、再任用等未加入者対策、スポーツ大会、公営競技評議会、大都市共闘、一部事務組合・広域連合、組織強化拡大全般
強化拡大局長	佐藤久美子	連合フェアワーク推進センター担当者会議委員、加盟登録管理、闘争指令、批准投票、重点支援県本部対策、会計年度任用職員対策、組織拡大オルグ・組織拡大専門員の活動支援、

強化拡大局長	比田井 修	産別教育、臨時・非常勤等職員全国協議会、オルガナイザー養成講座、組織拡大行動委員会、組織強化拡大全般 地方職員共済組合理事、組織強化委員会、重点支援県本部対策、組織基本調査・実態調査、競合対策、会計年度任用職員対策、公共民間評議会、国保労組協議会、組織拡大オルグ・組織拡大専門員の活動支援、組織拡大行動委員会、組織強化拡大全般
強化拡大局長	外山 律子	重点支援県本部対策、新採対策、再任用等未加入者対策、登録納入確定、男女がともに担う自治労委員会、県職共闘、町村評、退職者会、産別教育、オルガナイザー養成講座、スポーツ大会、組織強化拡大全般、P S I - J C 女性委員会委員
現業局長 (現業評事務局長)	吉村 秀則	現業評議会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会専門委員（政府）、同審議会・循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会委員（政府）、同審議会・循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会委員（政府）
公営企業局長 (公企評事務局長)	福永 浩二	公営企業評議会、連合資源・エネルギー部門連絡会委員
政労局長 (政労評事務局長)	磯部 裕	政府関係労働組合評議会
全国一般局長 (全国一般評事務局長)	亀崎 安弘	全国一般評議会、連合最低賃金対策会議委員、連合フェアワーク推進センター担当者会議委員、連合サービス・一般部門連絡会委員、連合建設・資材・林産部門連絡会委員、連合自動車教習所連絡会委員、連合ビルメンテナンス連絡会副議長、連合物流（路面）連絡会委員、交運労協幹事、交運労協ハイタク部会委員、交運労協トラック部会委員、連合医療・福祉部門連絡会委員、全労済中央推進会議委員、労働委員・労働審判員研修
青年部長	兒玉 聖史	青年部、新採対策、P S I - J C ユースネットワーク委員
女性部長	毛利 珠代	女性部、連合ジェンダー平等・多様性推進担当者会議委員、P S I - J C 女性委員会委員
特別中執 (公営競技評議会議長)	石井 英子	公営競技評議会
主 幹	藤原 秀	埼玉県本部派遣、重点支援県本部対策、オルガナイザー養成講座、組織拡大行動委員会
主 幹	高 徳衣	町村評、大都市共闘、一部事務組合・広域連合、国保労組協議会、学校事務、退職者会
組織部長	八幡 ちひろ	組織強化委員会、重点支援県本部対策、再任用等未加入者対策、組織強化拡大全般
組織部長	竹内 敬和	産別教育、組織強化委員会、男女がともに担う自治労委員会、組織強化拡大全般

組 織 部 長	佐 藤 政 則	登録納入確定、組織強化委員会、重点支援県本部対策、組織基本調査・実態調査、加盟登録管理、闘争指令、批准投票、競合対策、組織強化拡大全般
組 織 部 長 (公営競技評議会)	八 木 伸 昭	公営競技評議会、組織強化拡大全般、労働委員・労働審判員研修
副 部 長 (公営企業評議会)	高 島 雅 子	公営企業評議会
副 部 長 (全国一般評議会)	蓮 見 牧 子	全国一般評議会、同木産協
副 部 長 (現業評議会)	高 松 彩 夏	現業評議会
局 員 (自治労共済より出向)	矢 吹 欣 徳	共済推進対策、スポーツ大会
局 員 (自治労共済より出向)	小 熊 優 姫	産別教育、重点支援県本部対策、新採対策、県職共闘、男女がともに担う自治労委員会
局 員	唐 牛 遊 太	会計年度任用職員対策、臨時・非常勤等職員全国協議会、青年部、新採対策、P S I - J C ユースネットワーク
局 員	小 見 直 人	公営企業評議会、消防対策
局 員 (再雇用)	野 角 裕美子	会計年度任用職員対策
局 員 (再雇用)	佐々木 久 美	女性部、政労評、P S I - J C 女性委員会
局 員 (再雇用)	浦 野 高 宏	公共民間評議会、重点支援県本部対策、消防対策
組織拡大オルグ	北 川 啓 子	オルグ活動全般、組織拡大行動委員会
組織拡大オルグ	槌 田 順	オルグ活動全般、組織拡大行動委員会
組織拡大オルグ	永 井 歩	オルグ活動全般、組織拡大行動委員会
組織拡大オルグ (再雇用)	小 池 徳 博	オルグ活動全般、組織拡大行動委員会
<総合政治政策局>		
総合政治政策局長	森 下 元	政治政策・社会保障全般、自治労「夕張市財政再建」対策委員会、公務労協政策・制度委員会委員、共済対策委員会、生活経済政策研究所評議員、自治研中央推進委員会副委員長
政 治 局 長	徳 永 佳 紀	政治・選挙全般、協力国会議員団、自治体議員連合、農業・環境政策、環境自治体会議、連合政治担当者会議
政 策 局 長	氷 室 佐由里	自治研全般、自治研中央推進委員会事務局長、月刊自治研編集長、地方分権・税財政対策、自治労「夕張市財政再建」対策委員会、連合政策担当者会議委員、L G B T + に関するアドボカシー再考委員会委員
連 帯 活 動 局 長 (社会保障担当兼務)	小 林 郁 子	原水禁、連帯活動・市民運動全般、連合メーカー常任委員、連合メーカー中央実行委員会委員、連合連帯活動担当者会議委員、連合医療・福祉部門連絡会事務局長、連合社会保障P

		T委員、フォーラム平和・人権・環境運営委員、原水爆禁止日本国民会議常任執行委員、部落解放中央共闘会議事務局次長、IMADR-JC評議員、きれいな水といのちを守る全国連絡会幹事、食とみどり、水を守る全国活動者会議幹事、社会保障全般
衛生医療局長 (衛医評事務局長)	平山春樹	医療・保健政策全般、衛生医療評議会事務局長、連合医療・福祉部門連絡会委員
社会福祉局長 (社福評事務局長)	門崎正樹	社会福祉政策全般、社会福祉評議会事務局長、労働政策審議会障害者雇用分科会委員(政府)、労働政策審議会安全衛生分科会委員(政府)、連合医療・福祉部門連絡会委員
都市交通局長 (都市交評事務局長)	庭野修	交通政策全般、都市公共交通評議会事務局長、連合交通・運輸共闘連絡会議代表者会議、連合交通・運輸部門連絡会委員、交運労協幹事、交運労協政策委員会委員、交運労協鉄軌道部会委員、交運労協労働条件委員会委員、交運労協産別最低賃金検討委員会委員、交運労協組織強化検討委員会委員、交運労協組織財政整備検討委員会委員、交運労協国際委員会委員、交運労協女性委員会委員、交運労協役員推薦委員会委員、交運労協バス部会委員、交運労協働き方改革対策委員会委員、交運労協公共交通ネットワーク委員会委員、(財)全国勤労者福祉・共済振興協会評議員、地方公務員災害補償基金審査会参与、こくみん共済coop<全労済>中央推進会議常任委員、全労済協会評議員
主幹 (連帯活動担当)	國廣一勝	連帯活動全般
政策部長 (社会保障担当兼務)	ヤロシュマリオ	地方分権・地方財政・予算要求・社会保障等、その他自治体関連政策、全国書記会議事務局長
副部長 (社会福祉評議会)	会田麻里子	社会福祉評議会
副部長 (衛生医療評議会)	前田藍	衛生医療評議会
副部長 (政治担当)	橋本勇介	政治活動全般
局員 (自治研担当)	金子龍太郎	自治研・月刊自治研、その他自治体関連政策
局員 (専門型再雇用)	渡部達朗	都市公共交通評議会
局員 (再雇用)	吉永ひとみ	都市公共交通評議会
<財政局>		
財政部長	田村美都子	財政一般、組合費、預金管理、貸付管理、監査対応、組織強化委員会
副部長	佐藤一夫	財政一般、出納全般、監査対応

副 部 長	永 野 絵 里	財政一般、出納全般、預金管理、監査対応、組織強化委員会
<監査委員>		
監 査 委 員	小 川 純	自治労共済生協監事、こくみん共済 coop<全労済>自治労共済推進本部代表委員、(株)自治労サービス監査役
監 査 委 員 (監査委員長)	千 歳 益 彦	自治労共済生協監事、こくみん共済 coop<全労済>自治労共済推進本部代表委員、組織強化委員会
監 査 委 員	伊 藤 裕 彰	自治労共済生協監事、こくみん共済 coop<全労済>自治労共済推進本部代表委員、(公財)地方自治総合研究所監事、組織強化委員会
監 査 委 員	加 藤 康 夫	自治労共済生協監事、こくみん共済 coop<全労済>自治労共済推進本部代表委員、(一財)自治労会館監事
監 査 委 員	榊 本 康 仁	自治労共済生協監事、こくみん共済 coop<全労済>自治労共済推進本部代表委員、(一財)自治労会館監事
監 査 委 員	若 松 直 美	自治労共済生協監事、こくみん共済 coop<全労済>自治労共済推進本部代表委員、(株)自治労サービス監査役
<監査室>		
室 長	田 中 直 樹	自治労本部監査、自治労本部監査委員会、自治労グループ監査対応、監査法人対応
(特別中央執行委員)		
室 員	稲 垣 佳 子	自治労本部監査、自治労本部監査委員会、自治労グループ監査対応、監査法人対応
(再雇用)		
<顧問>		
元総評事務局長	眞 柄 栄 吉	
元中央執行委員長	北 岡 勝 征	
〃	人 見 一 夫	
〃	岡 部 謙 治	
〃	徳 永 秀 昭	
前中央執行委員長	氏 家 常 雄	
<特別顧問>		
元内閣総理大臣	村 山 富 市	
<派遣>		
	渡 邊 武	岸真紀子参議院議員事務所
	出 口 靖 子	(株)自治労サービス
	柳 沢 佳 孝	フォーラム平和・人権・環境
	川 上 奈 月	(株)自治労サービス(ITセンター)
	柳 沢 ちあき	こくみん共済 coop<全労済>自治労共済推進本部
	藤 原 秀	埼玉県本部出向
	大 網 裕 美	埼玉県本部出向
<特別中央執行委員>		
連合本部副事務局長	石 上 千 博	
連合本部総合局長	佐 保 昌 一	(総合政策推進局長)
連 合 本 部 局 長	本 間 誠 一	(中央オルガナイザー)
連 合 本 部 部 長	三 浦 一 力	

公務労協副事務局長	高 柳 英 喜	連合公務（官公）部門連絡会委員、公務員連絡会副事務局長
公務労協事務局次長	杉 崎 穰 滋	
こくみん共済 coop ＜全労済＞職域生協 統括本部本部長	柚 谷 尚 彦	自治労共済生協理事、こくみん共済 coop＜全労済＞自治労 共済推進本部代表委員
こくみん共済 coop ＜全労済＞職域生協統 括本部専務執行役員	三 角 義 男	自治労共済生協副理事長（非常勤）、こくみん共済 coop ＜全労済＞自治労共済推進本部副本部長（非常勤）
全労済本部非常勤監事	小 石 さとみ	こくみん共済 coop＜全労済＞自治労共済推進本部代表委員
こくみん共済 coop ＜全労済＞自治労共済 推進本部副本部長	高 橋 篤	自治労共済生協副理事長
こくみん共済 coop ＜全労済＞自治労共済 推進本部事務局長	安 東 啓 介	自治労共済生協専務理事
こくみん共済 coop ＜全労済＞自治労共済 推進本部副事務局長	山 内 幸一郎	自治労共済生協常務理事
こくみん共済 coop ＜全労済＞自治労共済 推進本部副事務局長	牧 野 達 成	自治労共済生協常務理事
労働者福祉中央協議会事務局長	南 部 美智代	
(株)全労済システムズ常務取締役	三 浦 正 一	こくみん共済 coop＜全労済＞自治労共済推進本部代表委員
(株)広報ブレイス社長	荒 金 廣 明	
(株)自治労サービス社長	田 中 浩 二	
(財)自治労会館理事長		
分権自治フォーラム事務局長	吉 澤 伸 夫	
(公財)連合総合生活開発研究所 副 所 長	平 川 則 男	
(公財)連合総合生活開発研究所 主 任 研 究 員	多 田 健太郎	
(公財)地方自治総合研究所 事 務 局 長	本 田 大 祐	
(一社)生活経済政策研究所 専 務 理 事	大 門 正 彦	
フォーラム平和・人権・環境顧問	福 山 真 劫	
フォーラム平和・人権・環境 共 同 代 表	勝 島 一 博	
フォーラム平和・人権・環境 事 務 局 長	田 中 直 樹	
安保法制の廃止と立憲主義の 回復を求める市民連合事務局	竹 内 広 人	
公営競技評議会議長	石 井 英 子	
中央労働委員会委員	八木澤 清 子	
全国市町村職員 共済組合連合会参与	持 田 明 彦	

＜特別中央執行委員/組織内国会議員＞

衆 議 院 議 員	逢 坂 誠 二	北海道 8 区
-----------	---------	---------

衆議院議員	新垣邦男	沖縄2区
参議院議員	鬼木誠	比例代表区
〃	岸真紀子	比例代表区
〃	吉田忠智	比例代表区
〃	伊波洋一	沖縄選挙区

2. 諸会議

(1) 第96回定期大会

- ① 第96回定期大会は、全代議員の対面での参加を基本として実施する予定であったが、7月に入り感染者が急増し、第7波と呼ばれる状況となったため、7月25日開催の第5回県本部代表者会議において、(ア)対面とウェブの併用による参加とすること、(イ)対面参加の代議員上限数を各県本部の30%までとすることを確認した。

8月30～31日、千葉・幕張メッセで、対面とウェブの併用で開催し、一般経過報告および以下の議題について審議し、すべての議案について圧倒的多数で可決された。

議案

- 第1号議案 当面の闘争方針（案）
 第2号議案 2023年度一般会計・特別会計予算（案）
 第3号議案 自治労会館の中長期方針および「大規模修繕計画（案）」
 大会宣言（案） <別記1-1>

② 大会書記局

議長	渡部貴之	東北地連・山形県本部
	青木久実子	近畿地連・兵庫県本部
	山西朋子	四国地連・香川県本部
書記長	亀崎安弘	本部中執
書記	竹内敬和	本部書記
	会田麻里子	本部書記
	橋本勇介	本部書記

議事運営委員会

	山岸健生	北海道地連・北海道本部
	大村さやか	北海道地連・北海道本部
	北舘和彦	東北地連・宮城県本部
	及川隆浩	東北地連・岩手県本部
	永井渉	関東甲地連・群馬県本部
	伊勢和枝	関東甲地連・千葉県本部
	坪田幸史朗	北信地連・福井県本部
	高嶋真弓	北信地連・富山県本部
	山田和伸	東海地連・岐阜県本部
	津川章典	東海地連・三重県本部
	小西一実	近畿地連・京都府本部
	杉田勝哉	近畿地連・奈良県本部
	湯野貴子	中国地連・山口県本部

	小嶋敏行	中国地連・鳥取県本部
	中塚広之	四国地連・愛媛県本部
	中岡歩美	四国地連・高知県本部
	村田元輝	九州地連・長崎県本部
	新家正浩	九州地連・佐賀県本部
本 部	林鉄兵	本部中執
	氷室佐由里	本部中執
(事務局)	藤岡知子	本部書記
	金子龍太郎	本部書記

資格審査委員会

	山木紀彦	北海道地連・北海道本部
	佐藤剛	東北地連・秋田県本部
	仲手川知佐	関東甲地連・神奈川県本部
	小山秀明	北信地連・長野県本部
	細谷富美代	東海地連・愛知県本部
	田中伸生	近畿地連・大阪府本部
	山本加奈子	中国地連・広島県本部
	松岡嘉征	四国地連・徳島県本部
	古賀和浩	九州地連・福岡県本部
本 部	外山律子	本部中執
	平山春樹	本部中執
(事務局)	田村美都子	本部書記
	唐牛遊太	本部書記

選挙委員会

	瀧口和成	北海道地連・北海道本部
	木幡誉郎	東北地連・宮城県本部
	榎田利彦	関東甲地連・神奈川県本部
	糸崎弥央	北信地連・石川県本部
	大隅靖	東海地連・静岡県本部
	佐賀春樹	近畿地連・滋賀県本部
	藤縄和彦	中国地連・鳥取県本部
	三好康夫	四国地連・香川県本部
	藤千香子	九州地連・佐賀県本部
(事務局)	八幡ちひろ	本部書記
	前田藍	本部書記

<別記1-1>

大 会 宣 言

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は半年以上経過した今なお続いている。戦争はいつの時代でも、武器を持たない多くの一般市民や子どもに犠牲を強いることから、一刻も早い停戦が求められる。一方、国内では、エネルギー価格の高騰など物価上昇によって実質賃金は低下し、生活の不安や不満が高まっている。こう

した中、第26回参議院選挙では、組織内の「鬼木まこと」を当選させることができたものの、公務員人件費削減等を公約に掲げる日本維新の会が議席を伸ばし、改憲勢力が3分の2以上の議席を確保したことから、政治をめぐる情勢は依然として厳しい。

このような情勢のもと、自治労は第96回定期大会を開催し、当面する課題に対して方針を確認した。

第一に賃金闘争の強化である。人事院は8月8日、官民較差に基づき勧告を行った。月例給・一時金ともに3年ぶりの引き上げとなったものの、配分については極めて不満が残る内容となった。給与法の早期改正と人事委員会勧告対策を進めるとともに、実質的な賃金水準の引き上げを勝ち取るため確定闘争にむけて全力をあげる。

第二に、質の高い公共サービスの実現にむけた人員確保と労働条件改善である。2年以上にもわたるコロナ禍では、住民の生命と暮らしを支えるエッセンシャルワーカーの重要性が再認識された。誰もが健康で働き続けられる職場を作るため職場実態と組合員の思いを要求へとつなげ、現業・公企統一闘争をはじめとした統一闘争を単組・県本部・本部が一体となって進める。

第三に、定年引き上げを見据え、誰もが働き続けられる職場づくりである。2023年4月の施行にむけ、60歳以降の働き方や職の配置、役職定年の範囲など、労使交渉・協議を精力的に進める。さらに、段階的引き上げ期間中における計画的な新規採用の確保と必要に応じた職員定数の見直しなど、職場環境の整備にむけ取り組みを強化する。

第四に、自治労の未来がかかる組織強化・拡大である。組合員の減少に歯止めをかけるため、日常の世話役活動を通じて単組活動の活性化につなげるとともに、共済推進運動と一体で新規採用者・再任用職員の100%加入と会計年度任用職員の処遇改善・組織化に取り組む。

第五に、男女平等や、LGBTQ+など平等な社会の実現である。新たな計画策定を推進するとともに、労働組合から男女平等などの取り組みを推進し、社会や職場でジェンダー平等をめざす。

第六に、反戦・平和の取り組みである。岸田政権が推し進めようとする憲法改悪、辺野古新基地建設、原発再稼働などに、連帯の力で対峙するとともに、核兵器禁止条約の署名・批准にむけ国内外の非核平和運動を強化する。

最後に、来春予定されている第20回統一自治体選挙における組織内をはじめ推薦候補全員の必勝にむけた取り組みである。地域公共サービスを守り、「共生と連帯に基づく持続可能な社会」を実現するため、立憲民主党をはじめ中道・リベラル勢力の拡大と「1自治体・1協力議員」をめざし総力をあげて取り組む。

以上、宣言する。

2022年8月31日

全日本自治団体労働組合
第96回定期大会

(2) 中央執行委員会

① 2022年度第23回中央執行委員会（8月3日・自治労会館6Fホール）

<議案>

ア 2022年度運動の総括（案）

イ 当面の闘争方針（案）

ウ 2022年登録人員および各種交付金の確定について

エ 2023年度一般会計・特別会計予算（案）について

オ 第96回定期大会 大会宣言（案）

カ 2022現業・公企統一闘争中間総括（案）

- キ 第32回野球全国優勝大会の開催可否判断と運営について
- ク 自治労本部役員の立候補年齢要件の見直しについて
- ケ 離籍専従役員の登録等の承認について
- <報告>
- ア 2022年度第21回中央執行委員会議事録
- イ 2022年度第22回中央執行委員会議事録
- ウ ハラスメントに関するアンケート調査結果（2022年）について
- エ 書記人事について
- オ 自治労本部2022年度期末監査報告書

② 2022年度第24回中央執行委員会（8月22日・自治労会館6Fホール）

- <議案>
- ア 第96回定期大会 議事運営について
- イ 【大会議案】2022年度一般会計および特別会計決算報告
- ウ 第96回定期大会 大会宣言（案）
- エ 香川県知事選挙および和歌山県知事選挙における推せんについて
- オ 組織拡大専門員の登録・取り消しについて
- カ 新規加盟組合等の承認について
- キ 当面の海外派遣について
- <報告>
- ア 東京近郊開催の機関会議における本部役職員の旅費の扱いについて
- イ 大門特別執行委員の雇用継続と賃金について
- ウ 書記人事について
- エ 2022年度 役職員再雇用について
- オ 開嘱託職員の雇用継続について
- カ P S I 第158回臨時世界執行委員会（E B -158）報告

③ 第1回中央執行委員会（9月6日・自治労会館6Fホール）

- <議案>
- ア 2023年度の役職員任務分掌の確定および各種プロジェクト等の改編について
- イ 2023年度第1回県本部代表者会議・第1回拡大闘争委員会の運営について
- ウ 自治労本部各種調査のあり方と実施について（案）
- エ 2022秋季・自治体確定闘争の推進について
- オ 会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動 第2ステージの取り組みの補強・修正について（案）
- カ 沖縄県知事選挙における推せんについて
- キ 特別中央執行委員の選任について
- <報告>
- ア 2022年度第23回中央執行委員会議事録
- イ 2022年度第24回中央執行委員会議事録
- ウ 9・19、9・27集会への参加要請について
- エ ネットワーク関連の設定・変更について
- オ 書記人事について

④ 第2回中央執行委員会（9月21日・自治労会館6Fホール）

<議案>

- ア 2023年度の役職員任務分掌の確定について【県代会議報告】
- イ 2023年度上部団体委員等の登録について
- ウ 2023年度本部内対策本部・プロジェクトの設置について
- エ 2023年度各県本部担当役員の配置について【県代会議報告】
- オ 2023年度本部が実施予定の各種調査について
- カ 自治労本部役員の立候補の年齢要件等の見直しについて（案）【県代会議議案】
- キ 総務大臣交渉について
- ク 2022確定闘争オルグの実施について
- ケ 2022現業公企統一闘争中執オルグの実施について
- コ 救援審査結果の承認について
- サ 第40回地方自治研究全国集会開催地について
- シ 放射線影響研究所の課題改善に関する厚生労働省要請について
- ス 新規加盟組合等の承認について
- セ 離籍専従役員の登録等の承認について
- ソ 退任役員表彰に関する内規の一部改正（案）について
- タ 旅費支給規程細則の一部改正について
- チ 単組・県本部書記局でのハラスメント防止対策の徹底について【県代会議報告】

<報告>

- ア 2023年度第1回中央執行委員会議事録
- イ 第16回地方自治研究賞の選考結果について
- ウ 各種選挙における推せん決定の報告について
- エ 2022年度第4回共済推進県本部代表者会議 議事要録
- オ 2022年度第11回本部共済推進委員会 議事要録
- カ 新型コロナウイルス陽性・濃厚接触者が発生した場合の勤怠と出勤の判断（改訂版）
- キ 書記人事について
- ク 自治労本部財政執行基準（2022年9月版）について
- ケ 2023年度監査計画（案）について

⑤ 第3回中央執行委員会（10月4日・自治労会館6Fホール）

<議案>

- ア 2022秋公務員部長交渉の要請項目
- イ 2023年度政府予算要求第2次中央行動について
- ウ 自治労協力国会議員団会議の開催について
- エ 第32回全日本自治体職員等女子バレーボール選手権全国優勝大会について
- オ 2023年度第1回共済推進県本部代表者会議について
- カ 住まいる共済の次期制度改定について
- キ 団生経過措置期間終了後の県労済慶弔共済の取扱いについて
- ク 当面の海外派遣について

<報告>

- ア 2023年度第2回中央執行委員会議事録
- イ 署名へのご協力をお願い【核ゴミ処分調査反対署名・反差別条例制定署名】

⑥ 第4回中央執行委員会（10月19日・自治労会館6Fホール）

<議案>

- ア 2023年度政府予算要求第2次中央行動要請書（案）について（その1）
- イ 消防行政の充実強化に関する消防庁要請について
- ウ 2020～2022年度新規加盟組合などの第163回中央委員会への招待について
- エ 新規加盟組合等の承認について
- オ 争訟救済事案に関する成功加算報酬の承認について
- カ 4階「可動書架」にかかる重量問題と当面の対応について
- キ 離籍専従役員の登録等の承認について
- ク 「対面による集会・会議における新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン」の見直しについて

<報告>

- ア 2023年度第3回中央執行委員会議事録
- イ 2023年度第1回本部共済推進委員会議事要録
- ウ 各種選挙における推せん決定の報告について
- エ 【11・3憲法大行動】集会への参加要請について
- オ 年休取得と健康診断の受診について

⑦ 第5回中央執行委員会（11月2日・自治労会館6Fホール）

<議案>

- ア 【臨時県代議案】山梨県本部のハラスメント問題にかかる対応経過および今後の体制強化について
- イ 自治労2023春闘中央討論集会の運営について
- ウ 第163回中央委員会の提出議案・討議日程について
- エ 2022確定闘争ヤマ場にむけた点検のお願い
- オ 2022自治体確定闘争戦術集中日にむけたメッセージ
- カ 2023年度政府予算要求第2次中央行動要請書（案）について（その2）
- キ 障害者雇用の促進に関する要請について
- ク 新規加盟組合等の承認について
- ケ 2023年 新年交歓会の開催について
- コ 当面の海外派遣について

<報告>

- ア 2023年度第4回中央執行委員会議事録
- イ 第9回2022現業・公企統一闘争本部会議議事録
- ウ 日本モーターボート競走会労働組合中央労働委員会和解勧告受諾報告
- エ 署名へのご協力をお願い【狭山事件第3次再審請求】
- オ 2022年度連合「愛のキャンパ」中央助成における自治労推薦団体の助成決定について
- カ P S Iアジア太平洋地域執行委員会（A P R E C）・A P基金運営委員会および地域女性委員会（A P W O C）報告
- キ 新潟倉庫保管資料の扱いと4階男子ロッカーの可動書架の撤去に伴う資料の整理のお願いについて

⑧ 第1回中央闘争委員会（11月10日・自治労会館1F会議室）

- ア 2022確定11・10交渉状況点検

⑨ 第6回中央執行委員会（11月21日・自治労会館6Fホール）

<議案>

- ア 2023春闘方針（案）
- イ 2023年度政府予算要求第2次中央行動要請書（案）について（その3）
- ウ 大都市共闘2023年総務大臣要請書（案）について
- エ 「江崎孝さんを労い、感謝する会」の開催について
- オ 組織拡大専門員の登録・取り消しについて

<報告>

- ア 2023年度第5回中央執行委員会議事録
- イ 2023年度第1回共済推進県本部代表者会議 議事要録
- ウ 2023年度中間期監査の実施計画について

⑩ 第7回中央執行委員会（12月2日・自治労会館6Fホール）

<議案>

- ア 春闘方針（案）
- イ 当面の闘争方針（案）
- ウ 生活保護および児童虐待防止対策に関する厚生労働省への要請について
- エ 大都市共闘2023年総務大臣要請書（案）について ― 再提案 ―
- オ 地方顧問弁護士との顧問契約について
- カ 組織拡大専門員の登録・取り消しについて
- キ 新規加盟組合等の承認について
- ク 育児休業制度等に関する内規の一部改正について
- ケ 本部役職員の給与改定について

<報告>

- ア 2023年度第6回中央執行委員会議事録
- イ 各種選挙における推せん決定の報告について
- ウ 自治労 若手組合役員の調査 報告書
- エ 年末・年始等の対応について

⑪ 第8回中央執行委員会（12月21日・自治労会館6Fホール）

<議案>

- ア 当面の闘争方針（案）
- イ 2023年度機関会議等日程の変更について
- ウ 2023年度第2回県本部代表者会議の運営について
- エ 2023年 新年交歓会 進行と任務配置について
- オ 春闘期からの2023年新採対策の取り組みについて
- カ 2022現業・公企統一闘争総括（案）
- キ 自治労本部役員の立候補の年齢要件引き上げとそれに伴う対応について（案）
- ク 兵庫県本部・貸付金一括返済の取り扱いについて（貸付金規程の改正）
- ケ 自治労法律相談所運営規程の改正（案）について
- コ じちろうセット共済掛金の口座振替にむけた対応について
- サ 地方公務員共済組合の事務執行体制の確保と共済事業堅持に関する総務省要請について
- シ 自治労地方顧問弁護士（非常駐）契約について
- ス 第43回全国町村職総決起集会に伴う総務省等要請について

- セ 新規加盟組合等の承認について
- ソ 離籍専従役員の登録等の承認について
- タ 当面の海外派遣について
- チ 2023年度補正予算（案）について
- ＜報 告＞
- ア 2023年度第7回中央執行委員会議事録
- イ カスタマーハラスメントのない良好な職場をめざして（未定原稿）について
- ウ 2023年度第2回本部共済推進委員会議事要録
- エ 各種選挙における推せん決定の報告について
- オ P S I 第159回世界執行委員会（E B -159）報告
- カ 国際労働組合総連合（I T U C）第5回世界大会および第4回世界女性大会報告

（3） 県本部代表者会議・拡大闘争委員会

① 第1回県本部代表者会議・第1回拡大闘争委員会

9月29日、東京・自治労会館でウェブ開催し、以下の課題について協議した。これまでの議論により、2023年度から第1回県代・第1回拡大を9月下旬に前倒した上でウェブ開催することとなった。

＜協議・報告事項＞

- ア 2022秋季・自治体確定闘争の推進について（案）
- イ 本部が実施する各種調査のあり方と2023年度実施調査について
- ウ 自治労本部役員の立候補年齢要件の見直しについて
- エ 単組・県本部書記局でのハラスメント防止対策の徹底について
- オ 2023年度 自治労本部役職員任務分掌について
- カ 2023年度 各県本部担当役員の配置について

② 臨時県本部代表者会議

11月2日、東京・自治労会館でウェブ開催し、以下の課題について協議した。

＜協議・報告事項＞

- ア 山梨県本部のハラスメント問題にかかる対応経過および今後の体制強化について

（4） 自治労2023春闘中央討論集会

12月8～9日に、東京・T O C有明にて対面を基本に、YouTube配信も活用して開催し、対面・ウェブあわせて、47県本部1社保労連約374人が参加した。

冒頭、川本委員長が本部あいさつを行った後、伊藤書記長から2023春闘方針（案）が提起された。その後、分散会（①都道府県・政令市単組②その他市町村単組）を開催し、賃金・労働条件の改善、人員確保、「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンなどについて、意見・情報交換を行った。

開催2日目には、橋本健二早稲田大学人間科学学術院教授が、「現代社会の新たな階級構造と労働組合に求めること」と題する講演を行い、「格差の問題は最大の政治的争点」だと訴えた。続いて、前日の方針提起に対して、質疑応答が行われ、多くの意見が出された。

（5） 役員推薦委員会

① 第5回委員会

8月29日、千葉・国際会議場で開催し、以下の通り協議した。

＜議 案＞

- ア 第96回定期大会における役員の推薦について
- イ 自治労本部役員の立候補の年齢要件の見直しについて
- ウ その他

② 第6回委員会

11月10日、ウェブで開催し、以下の通り協議した。

<議案>

- ア 自治労本部役員の立候補の年齢要件等の見直し（案）を踏まえた具体策（案）について
- イ 今後のスケジュールについて
- ウ その他

③ 第7回委員会

12月15日、ウェブで開催し、以下の通り協議した。

<議案>

- ア 自治労本部役員の立候補の年齢要件等の見直し（案）を踏まえた具体策（案）その2について
- イ 今後のスケジュールについて
- ウ その他

(6) 自治労全国書記会議

① 2022年度第6回常任幹事会

8月17日に、東京・自治労会館およびウェブで開催し、2023年度全国幹事会の運営について協議した。

② 2023年度第1回全国幹事会

8月18日に、東京・自治労会館およびウェブで開催し、44県本部1共済本部1本部から171人が参加した。会議では2022年度経過報告、2023年度活動方針案について討議を行い、満場一致で確認した。

③ 第1回常任幹事会

11月17日に、東京・自治労会館およびウェブで開催し、2023年度活動方針の具体化について協議した。

④ 第2回常任幹事会

12月22日に、東京・自治労会館およびウェブで開催し、2023年度書記力UPセミナーの運営等について協議した。

3. 総務大臣要求書の提出について

10月31日11時から、寺田総務大臣との定例交渉を行った。自治労からは、川本委員長、青木副委員長、藤森副委員長、伊藤書記長、木村書記次長が出席、総務省からは、寺田大臣、大沢公務員部長、野村公務員課長、新田財政課長、荒竹消防・救急課長ほか出席した。

(1) 自治労本部四役と寺田総務大臣との定例交渉

冒頭、川本委員長が要求書<別記1-2>を寺田総務大臣に手交し、「地方自治の確立、地方分権の推進、またそのための財源確保にむけ、ご尽力いただきたい」とあいさつをした。続いて、以下の2点を要請した。

① 会計年度任用職員の処遇改善について

コロナ禍の中で、不可欠な公共サービスの重要性が改めて認識されてきたが、会計年度任用職員も

その担い手として不可欠な存在である。しかしながら、制度の趣旨と異なり、賃金・労働条件について常勤職員との均等・均衡がはかられていない実態も多く存在しているのが現状だ。

会計年度任用職員の処遇改善は喫緊の課題である。まずは、2022年の人事院勧告に基づく給与改定について、常勤職員と同様の引き上げが行われるよう、総務省としても対応を求める。

その上で、制度の趣旨である「職務内容等に応じた常勤職員との均等待遇の実現」にむけ、必要な財源の確保にご尽力いただきたい。

また、常勤職員との同一労働同一賃金、そして、国の非常勤職員との権衡の観点からも、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とする法令等の改正を早期に行うべきだ。

② 社会保障予算の確保、医療・社会福祉労働者の処遇改善等について

良質かつ安心で信頼できる社会保障の充実・強化は、社会的要請であり、自治体には、公立・公的病院をはじめとする地域医療の確保、子育て支援の充実をはじめ、多くの対応が求められているが、コロナ禍では、医療や福祉を中心としたさまざまな業務において、体制の脆弱さが明らかとなっている。

急増する社会保障ニーズに対応するため、そして、それに対応するための担い手の確保のためにも、政府の責務として、社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うべきだ。

さらに、そこで働く労働者の処遇改善は欠かせない。とくに、看護・保育・介護職員等の処遇改善事業はまさに政府の重要施策として、公務・民間問わず、すべからく実施されるべきだが、大臣の認識如何。

これらを含め、公務で働くすべての職員の処遇改善を強力に推し進めるべきである。

これに対し、寺田大臣は、以下の通り回答した。

① 会計年度任用職員の処遇改善について

会計年度任用職員制度の導入に伴い新たに必要となる期末手当等の経費については、地方財政計画において、新制度を円滑に運用できるよう必要な財源を確保している。今後も、各地方公共団体が会計年度任用職員制度を適正かつ円滑に運用できるよう、総務省としても適切に対応して参りたい。

また、勤勉手当については、制度開始時に今後の検討課題としていたところである。検討にあたっては、期末手当の定着状況や、国の非常勤職員に対する支給状況等も踏まえる必要があるが、制度創設に際し、地方公共団体と意見交換を行った経緯も考慮し、現在、地方公共団体のご意見をうかがっているところである。

② 社会保障予算の確保と医療・社会福祉労働者の処遇改善について

今後も、社会保障関係費の増加が見込まれる中で、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、人への投資などさまざまな行政課題に取り組めるよう、「骨太の方針2022」などを踏まえ、一般財源総額をしっかりと確保して参りたい。また、医療・社会福祉労働者の処遇改善事業については、複数回にわたり通知を発出するなど、事業所管省庁と協力して取り組んできたところである。

地方公務員の給与は、地方公務員法に基づき、民間等との均衡を考慮して定められるものであることも踏まえつつ、各地方公共団体において当該職員の処遇の適正化がはかられるよう、引き続き、関係省庁と協力して取り組んで参りたい。

最後に、川本委員長から、「公務員の定年年齢の段階的引き上げについて、国に遅れることなく円滑に実効性ある制度が導入されるよう、総務省としてもしっかりと対応を求める。さらに、地方の固有財源である地方交付税に関わっては、政策誘導と捉えられる算定とならないよう留意することを強く指摘しておく。引き続き、必要なサービスを提供するための人員の確保、そのための財源の確保が極めて重要であることから、総務省にもご尽力いただきたい」と重ねて要請し、基本要求进行を締めくくった。

2022年10月31日

総務大臣

寺田 稔 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

地域社会を支える自治体の基盤強化と公共サービスの確立にむけた基本要

地方自治の確立にむけた貴職のご尽力に敬意を表します。

自治労は、第96回定期大会を開催し、当面する諸課題に対する取り組み方針を決定いたしました。この方針に基づき、下記の事項について要求しますので、地方自治と地方分権を推進する立場として、その実現に努力されるよう要請します。同時に、自治体に働くすべての職員の権利と労働条件の改善のための施策の推進を求めます。

記

1. 地方公務員の給与決定については、地方公務員法第24条第2項の趣旨を踏まえた労使の自主交渉と自治体の自己決定を尊重すること。
2. 11度にわたるILOの勧告および国家公務員制度改革基本法附則第2条に基づき、地方公務員の労働基本権の回復を含む自律的労使関係制度を措置すること。とくに、消防職員については、団結権の付与にむけた具体的措置を講じること。
3. 会計年度任用職員制度については、法改正の趣旨である「職務内容等に応じた常勤職員との均等待遇の実現」のため、必要な財源を保障すること。あわせて、有給化を含む休暇制度の拡充などについては、自治体の決定を尊重すること。さらに、国家公務員の非常勤職員や自治体の常勤職員との権衡の観点から勤勉手当の支給にむけた制度改正を早期に行うこと。
4. 地方公務員の定年年齢の段階的引上げについては、2023年4月の法施行にむけ、引き続き必要な対応を行うこと。
5. 地方自治のあり方の検討に際しては、地方分権の理念に則り、地方の意見を十分に踏まえること。とくに、「自治体DX推進計画」（2020年12月25日）等に基づく行政のデジタル化の推進については、「地方自治の本旨」に則り、現場を担う自治体の意見を十分に尊重するとともに、人的・財政的な支援をはじめ、地方行政サービスの質の向上に資するよう十分配慮すること。
6. 新型コロナウイルス感染症や自然災害などへの対応をはじめ、地域公共サービスが果たすべき役割はより重要となっていることから、非常時にも対応できる人員体制が構築できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保するとともに、自治体の行政運営に必要な財源総額を維持・確保すること。
7. 新型コロナウイルス感染症対策として、感染状況に応じて、引き続き地方創生臨時交付金など同様の財源を維持するとともに、保健所および地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化に資する財源を確保すること。とりわけ保健所については、感染症対応業務に従事する保健師にとどまらず、保健所全体の体制強化にむけた財政措置を行うこと。
8. 医療、福祉などの社会保障関連サービスについては、いずれの地域であっても誰もが安心して生活できるための基盤であることから、政府全体として、急増する社会保障ニーズへの対応と担い手を確保するため、社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。あわせて、医療・社会福祉関係労働者の処遇改善を進めること。

9. 地方税財政に関する法改正や地方財政計画の策定、地方交付税のあり方の検討にあたっては、地方自治体における財政需要や地方税制に対する要望について、自治体の意見を十分に聴取し、財源保障に反映させること。
10. 税制改正議論にあたっては、公共サービスに対する国民の信頼と受益感を高めるため、所得再分配機能を強化すること。また、地域間の税源偏在性の是正と安定的な地方税体系の構築に向けた抜本的な制度改正をめざすとともに、制度改正が自治体財政に与える影響を十分検証した上で、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

以 上

(2) 自治労委員長と総務大臣との消防職員の団結権に関する定例協議

引き続き、消防職員の団結権に関する定例協議を行った。

まず、川本委員長から「コロナ禍の中で、搬送困難事案や通常の救急搬送への対応が困難となる事例も散見されているが、人員等もギリギリの状態現場対応にあたっているのが現状であり、消防体制の脆弱さが浮き彫りとなっている。とくに、救急は住民の命綱でもあり、平時から対応できる体制構築が不可欠だ。また、団結権問題について、自治労と総務省・消防庁との定期協議が開始されてから3年を迎えるが、いまだ議論が平行線のままである。そもそも、この定期協議は、ILOからの再三の指摘に対し、政府が労働側と定例協議を行う旨の決意表明を行い開始されたものであり、改めて原点に立ち返り、政府が責任をもって進めるべきである。来年のILO総会も含めて、国際社会に適切かつ前向きな回答を示す必要があることを強く指摘する」と要請をした。

これに対し、寺田大臣は、「今般の新型コロナへの対応を含め、引き続き、各地域の消防機関が救急搬送を適切に行えるよう、対応を進めて参りたい。また、消防職員の団結権を含む地方公務員の労働基本権のあり方については、国家公務員についての動向を踏まえ、関係者のご意見をよくうかがいながら対応して参りたい」と回答した。

最後に、川本委員長は、「来年4月から始まる公務員の定年年齢の段階的引き上げ、さらにはこの間繰り返されるハラスメント事案への対応の観点からも、民主的な労使関係が不可欠であり、それには団結権以外にはないことを強く指摘する。改めて、政府として消防職員への団結権付与にむけた、積極的な検討、前向きな対応を強く求める」と要請し、定例協議を終えた。

4. 連合各種委員会等の活動

(1) 中央委員会

- ① 第88回中央委員会（10月6日）
- ② 第89回中央委員会（12月1日）

(2) 中央執行委員会

- ① 第11回中央執行委員会（8月25日）
- ② 第12回中央執行委員会（9月15日）
- ③ 第13回中央執行委員会（10月20日）
- ④ 第14回中央執行委員会（11月24日）
- ⑤ 第15回中央執行委員会（12月15日）

(3) 三役会

- ① 第12回三役会（8月23日）
- ② 第13回三役会（9月13日）
- ③ 連合三役政策意見交換会（9月27日）
- ④ 第14回三役会（10月6日）
- ⑤ 第15回三役会（10月18日）
- ⑥ 第16回三役会（11月22日）
- ⑦ 連合三役政策意見交換会（12月6日）
- ⑧ 第17回三役会（12月13日）

(4) 地方連合会代表者会議

- ① 第3回地方連合会代表者会議（10月5日）
- ② 第4回地方連合会代表者会議（11月30日）

(5) 2023春季生活闘争・中央討論集会

東京・アートホテル日暮里ラングウッドを会場として、ウェブとの併用で開催し、555人（会場：195人、ウェブ：360人）が参加し、自治労からは17人（会場5人、ウェブ12人）が参加した。

芳野会長のあいさつの後、渡辺努東京大学大学院経済学研究科教授が「世界と日本の物価の行方」、市川正樹連合総合生活開発研究所長が「日本経済の現状と見通し」と題する基調講演を行った。続いて、2023春季生活闘争基本構想についての討議経過について、神保労働条件・中小労働委員会委員長、酒向労働法制委員会委員長、山中ジェンダー平等・多様性推進委員会委員長がそれぞれ報告し、提起された2023春季生活闘争基本構想に基づき、全体討論が行われ、清水事務局長が当日の議論を総括し、集会を終えた。

5. 本部役職員に関する事項

(1) 書記の退職

- 丸山 克（2022年8月31日付）
- 大土 重 義（2022年8月31日付）
- 小田 桐 子（2022年9月30日付）

(2) 2023年本部役職員賃金改定と年末一時金の改定について

自治労本部は第7回中央執行委員会（2022年12月2日）において、本部役職員の賃金について以下の通り改定することを決定した。

① 給与改定

東京都特別区職員行政職給料表(一)の改定に伴い、自治労本部役職員給料表についても2022年4月に遡及して改定を行うこととする。

② 一時金

東京都の妥結結果に基づき年間支給月数を0.1月引き上げ4.55月、再雇用職員は0.05月引き上げ2.40月とする。6月期にすでに2.225月、再雇用職員は1.175月支給しているため、12月期は2.325月、再雇用職員は1.225月とする。

また、中央執行委員長の一時金については、東京都指定職適用職員の支給月数にあわせ、年間3.45

月とし、6月期にすでに1.675月支給しているため、12月期は1.775月とする。

6. 全国書記協との協議

12月22日に全国書記協から自治労書記政策の具体化に対する要求を受け、協議を行った。

全国書記協議会貞賀議長ほか全国幹事が出席し、自治労本部は木村書記次長、榎本総合企画総務局長らに対応した。要求書を受けて、自治労本部として、書記政策の浸透、ハラスメント対策取り組み強化などの課題について、書記協と連携して取り組むことを確認した。

第2章 生活改善の取り組み

1. 諸会議・集会

(1) 2022年人事委員会勧告対策会議

8月29日、対面とウェブの併用で開催し、47県本部1社保労連から140人が参加した。会議では、当面の闘争方針（案）、および人事院報告・勧告とこれに対する各団体の見解やその後の交渉情報等の報告、定年引き上げ関係の解説について討議を行った。

(2) 2023年度第1回県本部労働条件担当者会議

9月13日、対面とウェブの併用で開催し、45県本部1社保労連から60人が参加した。2022秋季・自治体確定闘争の推進（案）、10月以降の医療・社会福祉職場の処遇改善の公務における対応（その2）、地域手当の見直しにむけた現時点での考え方、会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動 第2ステージの取り組みの補強・修正、会計年度任用職員の3回目の再度の任用にむけた対応について議論を行った。

(3) 2023年度臨時県本部労働条件担当者会議

10月21日、ウェブ会議として開催し、47県本部1社保労連から53人が参加した。2022確定期の直近の情勢、中途採用者の賃金改善、勧告時報告等を踏まえた給与制度について議論を行い、今後の調査（確定闘争結果集約・人事評価制度の運用に関する調査）について説明し、調査への協力を求めた。

2. 交渉・要請等

(1) 公務労協・公務員連絡会の取り組み

- 8月1日 人勧期要求をめぐる人事院（2度目）交渉（公務員連絡会・書記長クラス）
- 8月2日 2022人勧の月例給、一時金の配分等で人事院交渉（公務員連絡会・幹事クラス）
- 8月4日 人勧期要求をめぐる人事院総裁（回答）交渉（公務員連絡会・委員長クラス）
- 8月8日 人勧取り扱いで国家公務員制度担当大臣に要求書提出（公務員連絡会・委員長クラス）
- 8月8日 人勧取り扱いで厚生労働大臣に要求書提出（公務員連絡会・委員長クラス）
- 8月8日 人事院勧告等を受け全人連要請（公務労協地方公務員部会）
- 8月9日 人事院勧告等を受け総務大臣申し入れ（公務労協地方公務員部会）
- 9月30日 地方公務員の給与改定に関わる総務省交渉（公務労協地方公務員部会）
- 10月4日 人勧取り扱い等に関わる内閣人事局人事政策統括官交渉（公務員連絡会・書記長クラス）
- 10月5日 人勧取り扱いに関する国家公務員制度担当大臣交渉（公務員連絡会・委員長クラス）
- 10月5日 地方公務員給与の改定等に関わる公務員部長交渉（公務労協地方公務員部会）
- 11月14～25日 地財確立等を求める政府・政党、地方六団体要請行動（公務労協地方公務員部会）
- 11月28日 人事院・内閣人事局への2023年度基本要請書提出（公務員連絡会・幹事クラス）

(2) 自治労の取り組み

- 10月25日 2022確定闘争推進にむけた公務員部長交渉（自治労）

3. 2022人勸期・確定期における公務労協・公務員連絡会の取り組み

(1) 人勸期要求をめぐる人事院（2度目）交渉（公務員連絡会・書記長クラス）

公務員連絡会書記長クラス交渉委員は、8月1日、人事院の佐々木給与局長との2度目の交渉を実施し、2022年人勸期要求に対する現段階における回答を引き出した。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労発2022第1136号（2022年8月1日）を参照のこと。

(2) 2022人勸の月例給、一時金の配分等で人事院交渉（公務員連絡会・幹事クラス）

公務員連絡会幹事クラス交渉委員は、8月2日、2022年人勸期要求における配分等については、人事院の大滝職員団体審議官と交渉を行った。「月例給の改定にあたっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層について、基本的な給与である俸給を引き上げる改定を行う」との大滝審議官の回答に対し、公務員連絡会は、現場公務員の奮闘を踏まえ全世代への配分を求めた。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労発2022第1140号（2022年8月2日）を参照のこと。

(3) 人勸期要求をめぐる人事院総裁（回答）交渉（公務員連絡会・委員長クラス）

公務員連絡会委員長クラス交渉委員は、8月4日、川本人事院総裁と交渉し、6月20日に提出した2022年の人勸期要求に関する回答を引き出した。川本総裁からは、「俸給表の改定については、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定を行う。特別給は0.10月分の引き上げとなる見込みで、引き上げ分は2022年度については12月期の勤勉手当で配分することにする」との回答があった。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労発2022第1158号（2022年8月4日）を参照のこと。

(4) 人勸取り扱いで国家公務員制度担当大臣、厚生労働大臣に要求書提出（公務員連絡会・委員長クラス）

人事院報告・勧告が8月8日に行われたことを受けて、公務員連絡会委員長クラス交渉委員は、同日に河野国家公務員制度担当大臣、後藤厚生労働大臣に対し、2022年の人事院勧告を踏まえ、公務員連絡会との交渉・協議、合意に基づく速やかな給与の改定にかかる措置をはかることを求める要求書を提出した。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2022第140号（2022年8月9日）を参照のこと。

(5) 人事院勧告等を受け全人連要請、総務大臣申し入れ（公務労協地方公務員部会）

公務労協地方公務員部会は、人事院勧告・報告後、各人事委員会が勧告作業に取りかかることを受け、8月8日に全国人事委員会連合会に対して「2022年給与勧告等に関する要請」、8月9日に総務大臣に対して「2022年地方公務員給与改定等に関わる申し入れ」を行った。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2022第141号（2022年8月9日）を参照のこと。

(6) 地方公務員の給与改定に関わる総務省交渉（公務労協地方公務員部会）

公務労協地方公務員部会は、9月30日、地方公務員給与の改定等に関わり、総務大臣に提出した申し入れに対する現時点での検討状況を質すため、総務省交渉を実施した。地方公務員部会からは幹事クラス交渉委員が出席し、総務省からは野村公務員課長、櫻井給与能率推進室長が対応した。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労発2022第1476号（2022年9月30日）を参照のこと。

(7) 人勧取り扱い等に関わる内閣人事局人事政策統括官交渉（公務員連絡会・書記長クラス）

公務員連絡会は、10月4日、2022年の人事院勧告・報告の取り扱いに関する政府の検討状況を質すため、内閣人事局交渉を実施した。公務員連絡会は書記長クラス交渉委員が出席し、内閣人事局は窪田人事政策統括官らが対応した。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2022第173号（2022年10月5日）を参照のこと。

(8) 人勧取り扱いに関する国家公務員制度担当大臣交渉（公務員連絡会・委員長クラス）

公務員連絡会の委員長クラス交渉委員は、10月5日、河野国家公務員制度担当大臣と交渉し、2022年の人事院勧告の取り扱いに関する政府の検討状況を質した。大臣からは、「2022年度の国家公務員の給与の取り扱いについては、人事院勧告制度尊重の基本姿勢のもと、検討を続けた結果、明後日、勧告通り、令和4年度の給与改定を行うことを決定する方向。その上で給与改定にかかる法律案について決定することとなる」と回答があった。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2022第178号（2022年10月6日）を参照のこと。

(9) 地方公務員給与の改定等に関わる公務員部長交渉（公務労協地方公務員部会）

公務労協地方公務員部会は、10月5日、地方公務員給与の改定等に関わり、8月9日に総務大臣に提出した申入書に対する最終回答を引き出すため、総務省交渉を実施した。地方公務員部会からは伊藤企画調整委員代表（自治労書記長）ら書記長クラス交渉委員が出席し、総務省からは大沢公務員部長らが対応した。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2022第176号（2022年10月5日）を参照のこと。

(10) 地財確立等を求める政府・政党、地方六団体要請行動（公務労協地方公務員部会）

公務労協地方公務員部会は、11月14～25日、地方財政確立等に関する政府・政党、地方六団体要請を実施した。地方公務員部会からは、加藤事務局長をはじめ、幹事が出席した。

冒頭、地方公務員部会は、急激な円安の進行や物価高騰の影響により日本経済の状況が極めて深刻な状況の中において、新型コロナウイルスへの対応等により、地方財政が逼迫していることを踏まえ、「安定的な行政サービスを提供していくための人員・人件費の確保」「会計年度任用職員にかかる必要な財源確保」「地方の一般財源総額の確保」「地方自治体の財政状況を踏まえた必要な財源保障」などを強く求めた。また、大規模自然災害の復旧・復興等については、とくに、「被災地に勤務する職員の労働安全衛生体制の充実」「職員派遣にかかる財政支援」「防災・減災についての総合的な対策の構築」などについて、引き続き十分な予算措置を行うよう強調し要請した。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労発2022第1779号（2022年11月29日）を参照のこと。

(11) 人事院・内閣人事局への2023年度基本要書提出（公務員連絡会・幹事クラス）

公務員連絡会は11月28日、人事院、内閣人事局に対して「2023年度賃金・労働条件に関わる基本要書」を提出した。公務員連絡会からは幹事クラス交渉委員が交渉に臨み、誠意ある回答を示すよう求めた。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2022第203号（2022年11月29日）を参照のこと。

4. 2022人勧期・確定期における自治労の取り組み

(1) 2022確定闘争推進にむけた公務員部長交渉（自治労）

自治労は2022自治体確定闘争推進のため、10月25日に総務省公務員部長交渉を実施した。

交渉には、総務省から大沢公務員部長、野村公務員課長、櫻井給与能率推進室長ほか、自治労からは伊藤書記長、森本総合労働局長、八巻労働条件局長が出席した。冒頭、伊藤書記長からのあいさつに続き、①給与決定に関する国の関与、②地域手当の見直しとラスパイレス指数比較のあり方、③定年引き上げの実現、④安定的な公共サービスを提供するための人員確保、⑤会計年度任用職員の処遇改善、自治体における同一労働同一賃金の実現の5点について要請を行った。

大沢公務員部長からは「国民・住民の理解と納得を得られるよう、情報公開を徹底することなど、自主的な取り組みを進めながら、適切に給与を決定することが肝要。技能労務職員等の給与については、各地方公共団体においては、給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要と考えている」「国においては、地域手当を含む必要な給与制度上の措置の取り組みに関して、2023年夏に具体的な措置についての骨格案を示すことができるよう検討を進め、2024年に成案を示し、施策を講ずることをめざすものと承知している。地方公務員の地域手当は、地方公務員法の「均衡の原則」に基づき、国家公務員の取り扱いを踏まえ、各地方公共団体の条例等において適切に定めるよう助言しているところ。地域手当などの地方公務員の給与については、今後ともさまざまなご意見も踏まえながら、関係機関と議論を深めて参る」「地方公務員と国家公務員の給与水準の比較にあたって用いているラスパイレス指数においては、国・地方とも手当を含めない本給を比較対象としている。ラスパイレス指数は、地方公務員の「給料」について、給料表、昇給・昇格制度、初任給基準等が適正に運用されているか確認する上で有効なものであると考えている。ラスパイレス指数が本給を比較対象としていることについては、総務省ホームページや給与実態調査結果の公表資料において解説しているほか、適宜マスコミ等にも説明しているところであるが、今後も引き続き機会を捉えて丁寧に説明して参りたい」と回答した。

続いて、定年引き上げの実現については、「定年引き上げにかかる地方公務員の給与・勤務条件については、各地方公共団体の議会において条例で定められるものであるが、その内容に関し、地方公共団体の当局と職員団体が協議を行う場合にあつては、地域の実情を踏まえ、真摯な協議が行われるものと考えている。総務省としては、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとの考えに立ち、必要な助言を行って参りたい。定年の引き上げを実施するためには、各地方公共団体において、適切な時期に関係条例や規則を整備していただくことが不可欠。そのため、総務省としても、各地方公共団体がしっかりと対応できるよう、これまで、団体むけ説明会の開催や、質疑応答集の拡充、条例例の提供など、必要な助言や情報提供に努めてきた。各地方公共団体において、2023年4月1日の施行にむけ、必要な準備行為が計画的に実施されるよう、引き続き必要な情報提供や助言をしっかりと行って参りたい。高齢者部分休業制度は、現時点では、制度の導入団体や活用実績は一部にとどまっている状況にあるが、これまで発出した運用通知および質疑応答集、また各種の施策説明会等の場においても、地方公共団体に対して、制度趣旨を改めて周知しているところであり、今後も適切に助言して参りたい。定年引き上げ実施後の60歳以上の職員のラスパイレス比較について、ラス算定の対象に含むことが自然と考えているが、今後、人事院と検討を行って参りたい」と回答があった。

安定的な公共サービスを提供するための人員確保については、「地方公共団体の定員管理に関しては、2022年10月7日付けで発出した総務副大臣通知においても助言している通り、行政の合理化、能率化をはかるとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むことが重要と考えている。各団体において、自主的にご判断いただくことが基本であり、今般の新型コロナウイルス感染症や、近年多発している大規模災害への対応などで明らかとなった行政課題を踏まえ、地域の実情に応じた適正な定員管理に努め、必要な行政需要に応じていくことが重要。今後とも、地方の行政課題に的確に対応しつつ、地方公共団体の実態等を十分に踏まえ、適切な職員数を地方財政計画に計上し、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な財源を確保して参りたい」と回答し

た。

会計年度任用職員の処遇改善、自治体における同一労働同一賃金の実現については、「勤勉手当の支給に関し、地方公共団体に対して、ご意見をうかがっているところ。昨年度実施した調査では、これまでの助言に基づく対応状況について確認を行ったが、概ね、助言内容に基づく適正な運用がはかられている一方で、対応が不十分な状況も一部で見られた。この調査結果を受けて、改めて、すべての臨時・非常勤の職について、制度の適正な運用について助言を行ったところであるが、総務省としては、今後も実態を丁寧に把握しつつ、任用と処遇の適正化がはかれるよう引き続き取り組んで参りたい」と回答した。

これらの回答を受け、伊藤書記長からさらに、「諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して行われている特別交付税の減額措置については、自治体の給与決定に対する介入・制裁であることから、ただちに廃止するよう要請する」と強く求めた。

最後に、「限られた人員体制のもとで現場の職員・組合員は懸命に職務を遂行している。定年の引き上げも含めて、地方公務員が安心して職務に専念し働き続けられる環境の整備にむけ、引き続き、総務省としてご尽力願いたい」と要請し、交渉を締めくくった。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2022第191号（2022年10月26日）を参照のこと。

第3章 安定雇用の実現と公正なワークルールの確立

1. 臨時・非常勤等職員の処遇改善の取り組み

(1) 臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定のための対策委員会

① 2022年度 第11回（8月22日）

(ア)会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動 第2ステージの取り組みの補強・修正、(イ)2022人勸を踏まえた会計年度任用職員の一時金の引き上げ、について協議・確認を行った。

② 2023年度 第1回（9月21日）

(ア)勤勉手当支給にむけた国会対策等、(イ)会計年度任用職員の給与費の地財上の考え方、「報酬」についての考え方、について協議・確認を行った。

③ 第2回（10月19日）

(ア)勤勉手当支給にむけて、署名報告、分権改革提案の状況、(イ)2022確定闘争の状況、について協議・確認を行った。

④ 第3回（11月21日）

(ア)勤勉手当支給の支給を可能とする法改正にむけた動向、署名提出、(イ)2022確定闘争の状況、について協議・確認を行った。

(2) 会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とする法改正にむけた組合員署名の提出

11月25日、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とする法改正などにむけて、組合員から集めた55万2,017筆の署名を総務省に提出した。代表して、森本総合労働局長と中谷臨時・非常勤等職員協議会議長が野村総務省公務員課長に手渡し、早期の法改正を求めた。

2. 顧問弁護士

(1) 自治労法律事務所の運営体制

所 長	伊 藤 功
事 務 局 長	森 本 正 宏
常駐顧問弁護士	藤 原 修 身
	小 川 正
	細 川 潔
	岡 田 俊 宏
	上 田 貴 子
非常駐顧問弁護士	中 野 麻 美
(契約順)	森 井 利 和
	宮 里 邦 雄
	五 百 蔵 洋 一

(2) 法律相談所運営委員会

- ① 2022年度 第12回（8月23日）
特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。
- ② 2023年度 第1回（9月22日）
特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。
- ③ 第2回（10月24日）
特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。
- ④ 第3回（11月21日）
特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。
- ⑤ 第4回（12月15日）
特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。

(3) 自治労顧問弁護士会議

11月25日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで、対面・ウェブの併用で開催し、本部常駐、非常駐の顧問弁護士、地方顧問弁護士ら47人が参加した。森本総合労働局長より「自治労を取り巻く諸課題について」の説明を行った後、小川弁護士から「公務員労働裁判例回顧」、細川弁護士から「カスタマーハラスメントへの対応」の解説を受けた。

続いて、顧問弁護士から特徴的事例・事件報告8本を受け、これについて意見交換を行い、事案の共有化をはかった。

3. 救援審査委員会

(1) 第58回救援審査委員会（9月12日）

事務局より新規救援事案として争訟救援1件について説明・提案し、協議を行った。その結果、救援の適用とすることを確認した。

4. 中央救援委員会の裁決と承認について

(1) 第269回中央救援委員会

9月29日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用で開催し、7人が出席した。事務局長が、2023年度第2回中央執行委員会で救援適用と決定された争訟救援2件について報告し、これらを承認した。

第96回定期大会一般経過報告書掲載以降、新たに救援適用となった事案は<別表3-1>の通り。

<別表3-1>

新たに救援適用となった事案

救援番号	救援項目	救援種目	案件	県本部	組合	人数	発生日	裁決日
5728	争訟	争訟支援金	不当労働行為の救済申立	鹿児島	出水市職員労働組合連合会	1人	2020.04.16	2023年度第2回中央執行委員会
5729	争訟	争訟支援金	不当労働行為の救済申立	山口	国保連合会労組	1人	2022.04.01	2023年度第2回中央執行委員会

第4章 時短・人員確保・安全衛生など働きやすい 職場づくり

1. 地方公務員共済組合制度に関わる取り組み

(1) 2023年度自治労共済対策委員会の委員構成

委員長	伊藤 功	自治労本部書記長
事務局長	森本 正宏	自治労本部総合労働局長
委員	長 沢 正 一	新潟県職特別執行委員（地共済）
	武田 裕 史	静岡県職連合書記長（地共済）
	大西 将 之	大阪府本部副委員長（地共済）
	竹中 慶 吉	北海道本部空知地本委員長（赤平市職労、市町村共済）
	伊藤 成 司	千葉県本部委員長（市町村共済）
	子安 英 俊	岐阜県本部委員長（市町村共済）
	長谷川 義 樹	北海道本部特別執行委員（都市共済）
	村松 秀 幸	川崎市職労委員長（指定都市共済）
	下村 泰 正	大阪市職書記長（指定都市共済）
	鎌滝 裕 輝	自治労都庁職副委員長（東京都共済）
	村田 尚 彦	自治労全国市町村共済協議会事務局長
	森下 元	自治労本部総合政治政策局長
	小林 郁 子	自治労本部連帯活動局長（社会保障兼務）
	磯部 裕	自治労本部政労局長

*オブザーバー

持田 明彦 全国市町村職員共済組合連合会参与

(2) 2023年度第1回共済対策委員会

9月28日、東京・自治労会館で開催し、①社会保障・年金集会について、②地共連関連、③短時間労働者の短期共済適用関連および任意継続の経過措置、2ヵ所の複数事業所勤務者の取り扱いなどについて報告・協議した。

(3) 2023年度第2回共済対策委員会

10月25日、東京・自治労会館で開催し、①社会保障・年金集会での任務分担、②政府の「健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化」方針に対する自治労の考え方、③短時間労働者の短期共済適用の運用状況などについて報告・協議した。

(4) 2022年自治労社会保障・年金集会

10月26日から27日、東京・T O C有明で開催し、46県本部1社保労組ほか関係団体等から240人が参加した。また、ウェブで集会を同時中継し12県本部27人が視聴した。26日の全体集会では、森下総合政治政策局長から自治労本部の取り組み報告と基調提起をした後に、総務省自治行政局公務員部福利課・笹野課長より「地方公務員の共済制度を巡る諸問題」について、香取照幸上智大学総合人間科学部教授

より「日本の社会保障の課題と今後の方向性～社会保障の果たす政治的役割とは～」について講演を受けた。

27日は第1分科会「公的年金制度改革の課題と対応」、第2分科会「地方公務員共済制度の課題と対応」、第3分科会「地方公務員のためのライフプラン講座」に分かれて議論を行った。

第5章 自治体財政の確立と自治・分権の推進

1. 2023年度政府予算編成に対する取り組み

自治労は、2023年度政府予算要求第2次行動として、総務省、厚生労働省、財務省、政党、地方三団体に要請を行った。要請書は、総務省<別記5-1>、厚生労働省<別記5-2>の通り（財務省、政党、地方三団体に関する要請事項は総務省と同じ）。

（1）総務省

11月21日、11時から要請を実施した。自治労からは、青木副委員長、森下総合政治政策局長、氷室政策局長、小林連帯活動局長、平山衛生医療局長、庭野都市交通局長らが出席し、総務省は原自治財政局長が対応した。

冒頭、青木副委員長が要請書を手交し「地方財政をめぐっては引き続き、一般財源の総額確保が重要と考えている。DX化をめぐる地方交付税の配分について、地方では不安感も出ているが、その点においても対応をお願いしたい」とあいさつした。

引き続き、氷室政策局長より重点項目として、①地方の財政需要を的確に反映し、地方一般財源を十分に確保すること、②保健所においては感染症対策の保健師のみに限定せず、保健所全体の体制強化に資する財源を確保すること、③マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法に反映させないこと、④会計年度任用職員を含む、地方における総人件費を十分に確保することなどを求めた。

これに対し、原自治財政局長より「行政の取り組みを日々進める皆さんは公務を支える仲間と思っている。その立場で地方一般財源の確保など、こちらもしっかりと取り組みたい。まち・ひと・しごと創生事業費については政策誘導ではなく必要な財政需要への対応として意識している。地方創生臨時交付金をめぐっては、自治体の基金への積み増しが3兆円程度増えているなど課題となっている。その意味では保健所支援についても、本来的には交付金でなく交付税での対応が求められると思っており、コロナ対応の保健師増員のみとせず、しっかりと財源確保に取り組みたい。マイナンバーカードの交付税反映については、マイナンバーカードを普及促進させるためではなく、交付が進んでいる自治体のアプリ対応、コンビニ手数料の減免、高齢者用タクシー割引など、自治体ごとの取り組みに対する財政需要対応として考えている。ペナルティや政策誘導とは毛頭考えていない。人件費については、総人員自体この間、増加の方向で動いてきた。今後もしっかりと対応したい。会計年度任用職員への対応も同様。公立病院に対しては、コロナ禍を経て評価が大きく変わった。厚生労働省も今は統廃合でなく連携強化という方向性に変わっている。今後ご意見をうかがいながら取り組みを進めたい」との回答を得た。

この後質疑に移り、氷室政策局長より改めてマイナンバーカードについて、「交付税総額にも限りがあるため、自治体からはやはり目減りがあるのではないかと不安もある。普及については自治体も相当の努力を行っているが、交付が進まない原因は、主に個人情報への不安、あるいはメリット感の欠如がある。これは自治体の責にあるところではなく、それにもかかわらず、地方交付税が変動することには、やはり違和感を持たざるを得ない」と指摘した。これについて原自治財政局長は「マイナンバーカードについては誤解もあり、極めて高度なセキュリティレベルにあること、その周知も含め、メリットの向上、取得困難者対策など含めて、広範に取り組んでいきたい」と回答した。

さらに氷室政策局長は、「マイナンバーカードの実質義務化の議論も出ているが、実際に義務化すると交付税等への反映施策とも齟齬をきたすのでは」と指摘し、原自治財政局長は「すべての自治体で普

及したとなれば、財政需要も均一化するので、その場合はまた制度変更を検討すべきと考える」と回答した。

これについて森下総合政治政策局長は「政府が施策を打ち出すたびに、自治体には問い合わせ、申し込みが殺到するなど、交付業務にも大きな波が生じる。そうした現場の状況もご理解いただき、対応をお願いしたい」と要請した。

また平山衛生医療局長は「医療現場では、とにかく人員が不足している。感染症法の改正をめぐっては、感染拡大時における相互派遣による人員対応がめだつが、やはり抜本的に人員を増やすことでしか本当の対応とはならない。地方衛生研究所についてもこれまで人員を減らされてきたが、今後は正規職員を配置し、専門家を育てることが重要であり、その点についても財源対応をお願いしたい。また、病院等での給食費における物価高騰対策として、すでに一定の財源が確保されているが、その制度自体が個々の自治体病院まで十分に理解されていない状況にある。その旨、ぜひ周知も含めてお願いしたい」と要請した。これについて原自治財政局長から「内閣府とも連携して周知等行いたい。また地方交付税について5,000億円を補正する予算案が議論されているところ。法案成立後は、こうした財源もぜひ活用していただきたい」との回答を受け、この日の要請を終えた。

(2) 厚生労働省

11月30日16時40分から要請を実施した。自治労からは、青木副委員長、森下総合政治政策局長、氷室政策局長、小林連帯活動局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長らが出席し、厚生労働省からは中村政策統括官（総合政策担当）が対応した。

冒頭、青木副委員長より要請書を手交した後、氷室政策局長から重点項目として①社会保障4経費にとどまらず障害者対応、低所得者・格差対策としての財源確保をはかること、②国として公立・公的病院の統廃合を促す助言等を行わないこと、③感染症対応保健師以外の職員も含めた保健所の人員体制拡充にむけた予算を確保すること、④保育施設における教育・保育の質の向上にむけ一般財源分0.3兆円の確保を行うとともに、職員配置基準の改善や保育士の処遇改善に取り組むことなどを求めた。

加えて、平山衛生医療局長より喫緊の課題として、①保健師確保関連の予算は今後も継続の見通しがあるのか、②地方衛生研究所の人材確保について予算措置の目途はあるか、③タスク・シフト/シェアを推進するため診療報酬による評価を行わないのか、④薬剤師を処遇改善の対象とすること、⑤コロナの病床確保料を処遇改善に回すための具体的方策を実施すること、⑥物価高騰対策として、医療機関に対する一律の支援策を講じること、などを求めた。

中村政策統括官は「コロナ第8波は予想より大きな波とはなっていないが、インフルエンザの同時流行への危惧が高まっている。そのような中での皆さんの日々の取り組みに敬意を表したい。現在、補正予算も審議中だが、2023年度予算における社会保障費の確保に努めたい。公立・公的病院の機能集約については、その存在の重要性を十分に踏まえ、地域ごとの特性に応じて進めるべきと考える。保健師の人員確保については関係省庁とも連携し、とくに平時からの保健体制の確立にむけて、必要な予算措置を求めたい。タスク・シフト/シェアに関しては、今後の診療報酬改定議論の中でも課題となる。ご指摘として今後活かすよう受け止める。医療従事者の処遇改善について、自治体立病院においてどのように円滑に実施するのか、賃金制度上の課題となっていることは認識している。都道府県における対応も求めたい。コロナ感染拡大期における医療提供体制の強化は今回の感染症法の改正により一定前進すると期待している。連携協定を平時から進めることが重要と考えている。保育施設の質の向上等にむけた0.3兆円の恒久財源化は確保が難しい状況。今後、政府による骨太方針やこども大綱の策定において整理にむけた議論も必要と考える。課題としては重々、認識している。国保総合システムの更新にかかる費用については補正予算において改修経費を盛り込んだところ。速やかに執行したい。ランニングコ

ストについては、2024年度の事項となるため、まだ議論が必要ではあるが、基本的には保険者による整理をお願いすることになるかと思う。物価高騰への対応については地方創生臨時交付金を活用しつつ、厚労省のみでなく、各省庁にまたがった対応が必要であると同時に、各自治体における創意工夫もお願いしている。6,000億円の積み増しが6月だったため、9月に間に合わず12月議会での対応として各自治体にも広がっていくと考えている」との回答を受け、この日の要請を終えた。

(3) 財務省

12月13日、11時30分から要請を実施した。自治労からは青木副委員長、森下総合政治政策局長、氷室政策局長ら、立憲民主党からは大串選挙対策委員長が参加し、財務省は新川主計局長が対応した。

冒頭に要請書を手交し、青木副委員長から「コロナ禍における地方への財政支援に感謝したい。今後の行政需要への対応、また地方経済の再生も含めて、地方一般財源の総額確保をお願いしたい」とあいさつを行った。

続いて氷室政策局長より重点項目について説明を行った後、新川主計局長より「地方自治、それを支える地方財政の確立については、基礎自治体、都道府県まで含めたきめ細やかな対応、それら地方の取り組み実績を活かし、その裏付けとなる財政措置が求められる。要請内容については十分に理解する。国の財政も厳しい状況にはあるが、この間も地方一般財源の総額確保にむけて取り組んできている。税収は好調だが、国と地方両輪あつての行政。本日の要請を踏まえ、総務省とも引き続き調整し、対応させていただく」との回答を受けた。

これを受け、青木副委員長から「コロナ禍は徐々に日常化されつつある。しかし、地方における業務の厳しさもあり、地方公務員の職としての魅力が社会の中で薄れてきていると感じる。より良い公共サービスの提供のためには、それを支える人こそが大事。これは国においても同様と思う。その上での今後のご協力をお願いしたい」、また森下総合政治政策局長は「中央である東京からは、地方の小さい自治体で日々頑張っている姿は想像しにくい。とくにコロナ禍においては、住民と接する機会の多い自治体での苦労は非常に大きかった。その旨も踏まえて、今後のご対応をお願いしたい」と重ねて求め、この日の要請を終えた。

(4) 立憲民主党

12月7日、10時30分から要請を実施した。自治労からは、青木副委員長、森下総合政治政策局長、徳永政治局長、氷室政策局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長らが参加し、立憲民主党からは、企業・団体交流委員会の近藤顧問、大島委員長、野田ネクスト総務大臣を中心に、阿部知子、金子恵美、福田昭夫、青柳陽一郎、山岡達丸、森山浩行、野間健、湯原俊二、梅谷守各衆院議員、福山哲郎、辻元清美、牧山ひろえ、川田龍平、吉田忠智、古賀之士、小沢雅仁、森屋隆、小沼巧、岸真紀子、古賀千景、鬼木誠、高木真理、水野素子各参院議員らが参加した。

冒頭、青木副委員長が要請書を手交し、「国の予算編成において重要な時期を迎えているが、現在、政治の場では敵基地攻撃能力をめぐる議論が沸き起こっている。この点については、皆さまにしっかりご対応いただけるものと思っている。党内のご議論についても同様をお願いしたい。またGX実行会議の取りまとめ議論において、岸田首相による政治決断との表現も取り沙汰されているが、自治労としては原発の再稼働そして新增設などあつてはならないと考えている。2023年度予算編成における地方一般財源の総額確保にあわせて、安全・安心社会の構築にむけてご協力いただけるようお願いしたい」とあいさつした。

これに対し、野田ネクスト総務大臣より「コロナ禍に加え、マイナンバーカードの交付業務、DX化対応など自治体業務は多忙を極めていると認識している。しかし一方で地方の衰退がめだち、地方創生

にむけた議論も含めて、皆さんと一緒にしっかりと対応したい」とあいさつを受けた。

続いて氷室政策局長が重点項目に基づく趣旨説明を行い、質疑に移った。立憲民主党からは「政治は生活に直結しているべきもの。自治労の要請は全国の自治体を通じて、その趣旨を十分踏まえた内容と認識している。新自由主義の浸透に伴い、今後課題となるのは、税制と働き方改革だ。今後も一緒に学習しあいたい」とのエールを受け、引き続き、マイナンバーカード交付にかかる現状と課題、会計年度任用職員の制度改善、保健所業務の改善、PFI法案への対応、人口減少下にある公共交通政策のあり方などについて意見交換を行い、この日の要請を終えた。

(5) 国民民主党

12月7日、9時から要請を実施した。自治労からは青木副委員長、森下総合政治政策局長、徳永政治局長、氷室政策局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長らが出席し、国民民主党からは玉木代表、大塚代表代行、古川企業団体委員長、田村国民運動局長、浜口役員室長、川合参議院幹事長、伊藤組織委員長、浅野青年局長、鈴木幹事長代理、西岡政務調査会長代理、竹詰参議院議員、芳賀参議院議員らが出席した。

まず、青木副委員長から要請書を手交し、「国会では防衛費の倍増議論が取り沙汰されているが、社会保障費などに悪影響がないのか、不安が非常に高まっている。また地方一般財源の総額確保についても地域住民の生活に直結する課題であり、ぜひとも積極的なご対応をいただきたい」とあいさつした。

これに対し、玉木代表より「ご指摘の地方一般財源総額については財源と権限の確保、両面から忘れずに対応したい。DX化、会計年度任用職員の勤勉手当などにむけた環境づくりも重要。賃金のある社会づくりが求められており、地方公務員の処遇改善は地域経済に好循環をもたらすとの観点でいる。コロナ禍は備えの重要性を再認識させた。公務は日本の基幹インフラであり備えでもある。党としてもしっかり対応したい」との回答を得た。

続いて氷室政策局長より、重点項目に基づく趣旨説明を行い、その後、地方衛生研究所の設置状況、技能労務職員や技術職員の採用状況、マイナンバーカードの申請困難者への対応状況、まち・ひと・しごと創生事業費の確保見通し、定年延長実施における自治体での課題、公務職場におけるインターバル規制など働き方改革をめぐって広範な意見交換を行い、この日の要請を終えた。

(6) 社民党

11月30日、12時から要請を実施した。自治労からは森下総合政治政策局長、氷室政策局長、小林連帯活動局長らが参加し、社会民主党からは福島党首らが対応した。

まず、森下総合政治政策局長から要請書を手交した後、福島党首から「地域医療、保健所の確保、会計年度任用職員のさらなる処遇改善、マイナンバーカード交付への対応など、いずれも重要な課題。予算の確保はもちろん、それを支える人員の確保にむけて一緒に努力したい。その一方で政府は防衛費10兆円以上の確保にむけて動いている。こうした政策は介護保険の改悪など、社会保障に影響を与えると危惧している。4,000億円程度あれば給食の無償化もすぐに実行できる。政府の責任を問いたいただきたい」との回答を受けた。

その後、意見交換に移り、森下総合政治政策局長からは「コロナ禍により公共サービスの重要性は再評価されたが、現場での人員は依然少なすぎる。人員確保にむけた予算編成について、より積極的に取り組んでいただきたい」と要請した。これに加えて小林連帯活動局長からは、子ども関連予算の充実、防衛費のGDP比2%問題、平和への取り組み強化について改めて要請を行い、福島党首から「問題意識は大いに一致している。お互いに頑張り合いたい」とのエールを受け、この日の要請を終えた。

(7) 公明党

12月7日、11時30分から要請を実施した。自治労からは青木副委員長、森下総合政治政策局長、徳永政治局長、氷室政策局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長らが出席し、公明党からは高木政務調査会長、佐藤厚生労働部会長、輿水労働局次長、山本参議院国会対策委員長、福重衆議院議員らが参加した。

青木副委員長からの要請書手交に続き、氷室政策局長より重点項目に基づく趣旨説明を行い、この後、意見交換に移った。

公明党からはDX化、地方創生臨時交付金についての現場また地方自治体としての受け止め、保健所また地方衛生研究所の現状、男女共同参画の進捗状況について質疑を受けた。

これについて自治労からは「ご指摘の通り、DXは業務の低減化につながる期待もあるが、その効果は他部署への人員配置にあてるなど、自治体の人員不足を補うものでなければならない。地方創生臨時交付金については、一部報道もあるが、自治体にとってはコロナ対策として重要な財源であったことは間違いない。具体の用途など議論も必要であろうが、引き続き、相当の財源確保が求められる。保健所や地方衛生研究所についてはやはり圧倒的に人員が不足している。専門性が高いため、人材育成も含めた対策でなければ、自治体の厳しい状況は変わらない。保健所においては、感染症対応保健師にとどまらない、より広範な人員確保が必要。地方衛生研究所については、この間、非正規化も進められており、より長期的な視点に立った人材育成が不可欠と考えている。男女共同参画について、自治労は一步進めた男女平等として捉えている。女性の管理職登用も大都市より小規模事業所ではより進捗が思わしくない。女性の声をより聴きながら、政治的な取り組みが今後も求められる」と回答した。

最後に高木政務調査会長より「処遇も含め、男女間にある格差は容認してはならない。首長、幹部職も含め男性側の問題も大きいが諦めてはならない。また、公務員数をひたすら下げることに関心する勢力もあるが、これは誤り。処遇改善をしてでも、人員を集める必要がある。この点においては自治労と一緒にたたかえると考えている」とのまとめを受け、この日の要請を終えた。

(8) 全国知事会

11月15日、10時から要請を実施した。自治労からは森下総合政治政策局長、氷室政策局長らが出席し、全国知事会は西川調査第一部長、宮木副部長、青田参事、上平参事らが参加した。

まず森下総合政治政策局長から要請書を手交し、続いて氷室政策局長から趣旨説明を行った。これに対し西川調査第一部長から「地方一般財源の確保について思いは同じ。骨太方針の2021年ルールに基づく対応、臨時財政対策債に頼らない財源の確保、DX化、地方創生、人への投資など地方の需要への的確な対応が政府には求められている。また喫緊の課題としては物価高騰への対応も求められる。保健所への支援は2023年度以降も必要と考える。マイナンバーカードへの地方交付税対応は知事間でも若干意見の割れるところもあったが、地方の財政需要への対応を踏まえたものとして受け止めている。人件費の確保については、増大する行政ニーズを踏まえ、あらゆる機会を捉えて政府に要請したい」との回答を得た。引き続き意見交換に移り、会計年度任用職員の処遇改善などについて、自治労からその必要性を訴え、この日の要請を終えた。

(9) 全国市長会

11月29日、10時から要請を実施した。自治労からは森下総合政治政策局長、氷室政策局長らが出席した。全国市長会は山本財政部長、百武行政部長、指出参事が参加した。

まず森下総合政治政策局長から要請書を手交し、氷室政策局長から趣旨説明を行った。市長会からは「財政課題に対する要請の趣旨については、概ねこちらも同様の問題意識として国にも働きかけており、

思いを共有化したい。しかし、マイナンバーカードの交付率に関する交付税反映はあくまで、DX化によるかかり増し費用への対応施策として受け止めている。総務省の当初の発信がペナルティ的な誤解を招いたもので、現状、市長会としては理解する立場だ。また、ふるさと納税についても当会として廃止という見解にはない」との回答を受けた。

引き続き質疑に移り、マイナンバーカードに関しては国の施策が自治体での混乱を招いていることを指摘し、これに対し全国市長会からは「ご指摘の通り、窓口対応が一時に集中するような事態は好ましくない。この影響は更新時にも引き継がれてしまう。国はマイナンバーカードの利便性向上をしっかりとやることが重要であり、それはこちらからも伝えたい」との回答を受け、この日の要請を終えた。

(10) 全国町村会

11月14日、13時から要請を実施した。自治労からは森下総合政治政策局長、氷室政策局長らが参加した。全国町村会からは澤端財政部副部長らが参加した。

まず森下総合政治政策局長から要請書を手交し、氷室政策局長から趣旨説明を行った。澤端財政部副部長からは「マイナンバーカードの交付率にかかる地方交付税の算定反映については町村会においても直接的ではないにしろ、厳しい指摘が出たところ。総務省からペナルティではない旨の説明を受けたが、町村では努力しても交付率があがりにくい実態もある。引き続き、小規模自治体の特性についても留意するよう、その動向も注視しながら総務省には必要な要請を行いたい。また地方における総人件費の確保についても主張は一致する」との回答を得た。その後質疑に移り、森林環境譲与税について税制改革の議論の中で人口割の問題についても指摘する必要があるなど問題意識を共有化し、この日の要請を終えた。

<別記5-1>

2022年11月21日

総務大臣
寺田 稔 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川 本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろより市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

この間、地方自治体は厳しい人員体制や財政状況に置かれながらも、超高齢化に対応し得る社会保障の構築、少子化における子育て支援策の充実、人口減少対策、環境政策の充実、農林水産業の振興、地域公共交通の確保など、複雑化また増大する行政需要に対応してきました。また、東日本大震災をはじめ、今も各地で頻発している風水害への対応など、新たな防災・減災対策に加え、新型コロナウイルスによる被害と混乱に立ちむかわなければなりません。

こうした中、地方一般財源総額について「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021」は、2024年度まで2021年度地方財政計画を下回らないよう、その水準を確保するとしており、貴職の2023年度概算要求におきましても、一般財源の総額確保および交付税率の引き上げが事項要求されています。

地方財政をめぐっては、国の基礎的財政収支黒字化にむけた動向、国際情勢に起因する物価高、あるいはコロナ禍による継続的な経済への影響など、その予見性を損なう要因も数多くあることから市民生活の維持と地域経済の再生に資する2023年度予算編成にむけ、引き続き、以下の通り要請します。

(◎が重点課題)

記

1. 地方の意見の十分な聴取と反映

- (1) 地方税財政に関する法改正や地方財政計画の策定、地方交付税のあり方など、地方自治体における財政需要や地方税制に対する要望について、広範な地方の意見を十分に聴取し、財源保障に反映させること。
- (2) 現行の「国と地方の協議の場」については、国と地方のパートナーシップを強化する立場から、分科会等の設置なども含め、地方からの要望に基づき適宜協議を行い、より実質的な政策策定の場となるよう強化すること。

2. 地方財政の充実

- (1) 社会保障分野の人材確保と処遇改善、近年頻発する風水害等も含めた災害対策と被災地復興、デジタル化、人口減少対策、環境対策、農林水産業振興、地域交通対策など、増大する地域の財政需要を的確に地方財政計画に反映させるため、地方一般財源総額の維持にとどまらず、より積極的な確保を行うこと。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、地方自治体の財政運営に必要な財源となっていることから、国による政策誘導的な手法として用いることなく、一般行政経費として恒久化をはかること。(◎)
- (2) とりわけ、子ども・子育て支援新制度、高等教育の無償化、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、児童虐待防止、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と担い手確保のため、社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。また、社会保障の自然増に対応する部分や地方単独事業を的確に地方財政計画に計上すること。
- (3) 地方創生臨時交付金など、新型コロナウイルス感染症対策としての財源については感染状況に応じて必要な額を確保すること。また、保健所および地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化に資する財源を確保すること。とりわけ保健所については、感染症対応業務に従事する保健師にとどまらず、保健所全体の体制強化にむけた財政措置を行うこと。(◎)
- (4) 新型コロナウイルスのワクチン接種、またワクチン接種証明の発行など、デジタル化も含めて引き続き自治体における対応が求められることから、関係する省庁と十分連携し、人的・財政的な保障を行うこと。
- (5) 地方交付税については、財源保障機能と財政調整機能を適切に発揮するとともに、原資の確保は臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、交付税率の引き上げにより財源を確保すること。
- (6) 情報システムの標準化は国策として行われることから、それに要する費用については全額を国費により負担すること。また、標準化システムへの移行に伴い新たなシステムの構築が避けられない場合は、住民サービスの低下を招かないよう、十分な財政支援を行うこと。
- (7) マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法に反映させないこと。(◎)
- (8) 自治体庁舎や病院をはじめとする公共施設は、住民の生命・財産を守る拠点となることから、耐震化を含めたメンテナンスや緊急防災・減災事業について、引き続き十分な財源措置を継続すること。
- (9) 市町村合併にかかる普通交付税の算定特例の段階的終了を踏まえ、密度補正の見直しや標準団体の見直しなどを通じて、合併自治体に必要な財源保障を行うこと。
- (10) 三位一体改革で行われた小規模自治体に対する交付税減額措置については、2010年度予算において一部復元されているものの、引き続き、その完全復元をはかること。

3. 地方分権に対応した税財政制度の抜本改革

- (1) 税制改革については、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げ、金融資産課税の総合課税化など、所得再分配機能の強化にむけて改革すること。また、消費税率引き上げ後の低所得者対策とし

て、給付付き税額控除を検討するなど、逆進性への対策を講じること。

- (2) より自律的な地方財政の確立にむけて、地方偏在性の小さい所得税・消費税について国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- (3) 各種税制の廃止・減税、新税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- (4) 「ふるさと納税」については、①「居住地課税」という課税原則（居住地・所在地における受益と負担）にそぐわないものであること、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出すこと、③一過性の予算増加・減少など税収の不安定さが住民サービスの低下をもたらす危険性があることなど、問題が多いことから、廃止すること。
- (5) 「森林環境譲与税」の譲与基準については、地方自治体との協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増加させる方向で見直しすること。また、個人への森林環境税課税が始まる2024年を前に、地方自治体に混乱を招くような制度変更は行わないよう留意すること。

4. 地方公務員の総人件費の確保

- (1) 対人サービスとしての社会保障、また新型コロナウイルスや自然災害など有事の際の対応など、増大する地方自治体の財政需要を踏まえ、必要な人員を配置できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保すること。あわせて、地方自治体における障害者雇用推進策と合理的配慮のための財源を確保すること。（◎）
- (2) トップランナー方式の導入が結果的に民間委託・人件費削減へと自治体政策を誘導し、技能労務職員の削減にも作用してきたこと、災害等に際して技能労務職員の必要性が再評価されていること、賃上げを促進する機運が官民労使問わず醸成されつつあること等を踏まえ、基準財政需要額の算定にあたり人件費を充実するよう改めること。（◎）
- (3) 会計年度任用職員制度に基づく職員の処遇改善のため、引き続き所要額の調査を行うなどし、財源の確保に努めること。（◎）
- (4) 技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決定する権利を尊重し、国として不当な関与を行わないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制にむけた助言を行わないこと。

5. 東日本大震災等大規模災害からの復旧・復興と対策の拡充

- (1) 被災地が引き続き安心して復興に集中できる環境をつくるため、復興交付金に相当する財源および震災復興特別交付税を確保し、被災自治体の財政負担は可能な限り縮小すること。とくに被災から一定の年月が経過したことを踏まえ、復興住宅、防潮堤、県道などの維持管理にかかる費用についても財政的な支援を検討すること。あわせて、復興事業により整備された公共施設の用途制限を緩和すること。
- (2) 東京電力福島第一原発事故による避難指示区域が解除された自治体では、雇用を取り巻く環境と医療・教育・住宅などの生活インフラの改善が十分に進んでいないこと、依然放射線への不安が解消されていないこと、産業においては農業の復興が立ち遅れていることなど課題が多いことから、医療費や介護保険料の減免措置も含め、引き続き、当該自治体および住民の実情に即した各種支援を講ずること。とくに住民のメンタル面でのサポートに留意すること。
- (3) 中長期にわたる復興を支える観点から、被災自治体が安心して正規職員を採用できるよう、財政措置を講じること。なお、被災自治体への人的支援も引き続き必要なことから、政府の責任で全国的な支援体制を確立し、被災自治体からの要請人員数を充足させること。また、支援を行った自治体に対する十分な財政支援を行うこと。
- (4) 職員の健康サポート体制は引き続き重要であることから、メンタルヘルス対策の充実をはじめとした事業について十分な財政措置を行うこと。

- (5) 存続された復興庁については、復興施策の企画立案や、被災地の要望にワンストップで対応する総合調整機能を維持するとともに、福島再生加速化交付金など含め必要な復興事業費が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

6. 社会保障政策の拡充

- (1) 高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、公的扶助、地域保健、地域医療などの社会保障の充実にむけ、関係予算にかかる財源を確保すること。また、地方自治体の果たす役割・機能の強化、給付の改善や職員の配置・処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。
- (2) 子育て支援の充実、教育・保育の質の向上等に必要な予算の確保、とりわけ保育士・放課後児童支援員の処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業について、サービス水準の低下や市区町村格差を招かないよう財政措置を講じること。
- (4) 生活保護・生活困窮者自立支援制度を充実させ、児童虐待防止と自立支援を強化するため、児童相談所を含めた自治体等の実施体制や相談体制などの充実・機能強化が必要なことから、地方交付税の充実をはかること。
- (5) 2012年「地域保健対策検討会」報告に基づき、地方衛生研究所への地域感染症情報センターの併設などを進め、地方衛生研究所を支える疫学専門家等の人材のさらなる育成・確保による地方衛生研究所の充実・強化をはかること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に対応する公立医療機関において、医療従事者の人件費等に活用できるよう、「地方創生臨時交付金」など、十分な財源を確保すること。
- (7) 医療法改正に伴う「新たな病床再編支援」が、病床削減や病院統合への不必要な誘導とならないようにすること。また、医療行為のタスク・シフト/シェアを円滑に進めるための人員確保と必要な研修体制を整備するための財源を確保すること。
- (8) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化プラン策定にあたっては、自治体、地域住民の意向を尊重し、地域の医療を維持できるものとする。また、再編・ネットワーク化、経営形態見直し等においては、採算性を優先せず、新型コロナウイルスも含めた感染症対策や災害など不採算医療、政策医療の安定的な提供を重視すること。(◎)
- (9) 地域医療構想を踏まえた継続的な医療の拡充のため、病院事業にかかる地方交付税の充実をはかること。同時に、公立・公的病院が主導的に担っている、不採算・高度専門・救急・小児周産期・精神科救急等の医療と、それを担う医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保や処遇改善等における所要額の確保、充実をはかること。
- (10) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組みに対して必要な財源を確保すること。
- (11) 地域医療の確保のため、医療過疎地や不採算地区病院など経営が厳しい病院に対する財政支援の充実をはかること。
- (12) とりわけ、地域医療の確保においては、地域の実情や意向が最大限尊重されるよう特段の配慮をするとともに、関係する省庁とも連携をはかること。
- (13) 大規模災害で被災した公立医療機関においては、高度専門医療および不採算医療など、被災前に担っていた病院機能の回復と存続のため、支援を行うこと。
- (14) 自治体において、精神科病院退院後支援に重要な役割を担うPSW（精神保健福祉士）等の確保と支援体制が十分に整備・確保できるよう、体制整備に関する財源について地方交付税措置を充実すること。
- (15) 地方の自治体病院では薬剤師の確保が困難な状況にある。自治体病院の薬剤師の確保と定着のために、医師と同様の6年制課程修了薬剤師の専門性を適正に評価し、処遇改善（薬剤師俸給表の新設・初

任給調整手当など)にむけた対策を講じること。

- (16) デジタル手続法の医療における電子証明書の利用拡大について、インフラ整備など必要な財源を確保すること。
- (17) 2018年度の制度改革(都道府県単位化)以降の対応として、引き続き都道府県と市町村の役割分担・機能強化について自治体当事者とも十分に議論し、加入者の利便性を損ねることなく、円滑な制度の移行をはかるための財源措置を行うこと。

7. 環境政策の推進

- (1) 脱炭素社会の実現と将来の雇用創出をはかるため、地域の環境条件を活かした太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池など再生可能エネルギーの普及にかかる財政支援措置を拡充すること。また、自治体の環境行政の推進と公共施設等の脱炭素化のための予算措置の確保を行うこと。
- (2) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたが、多くの自治体では運用がされていないことから、サーキュラー・エコノミーへの移行の推進にむけて財政措置を講ずること。
- (3) 少子・超高齢化社会の進行に伴い、安否確認等とあわせた高齢者のごみ出しの支援、条例の制定によるごみ屋敷等への対応などの需要が増えてきていることから、各自治体がこうした事業を円滑に行えるよう財源を拡充すること。
- (4) 廃棄物処理法改正によるごみの不法投棄対策と罰則規定強化の実効性を確保するため、自治体における不法投棄監視要員の確保などの財源を拡充すること。

8. 公共交通の改善および拡充にむけて

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債」制度については、延長とともに、償還利子への一般会計繰り出し額の増とそれに対する特別交付税の増額、償還年限の延長など、制度の拡充をはかること。
- (2) 地方自治体が生活交通を確保し、既存のバスや鉄道を十分に活用しながら、地域により異なる公共交通への財政需要に対応する「クロスセクター効果」を発揮できるよう、現行の財政措置水準の維持・改善をはかること。また、地域協議会の設置を促進するため、国土交通省と連携し、地方自治体への財政支援を含む所要の措置を講じること。
- (3) 地域共生社会に資するまちづくりと公共交通の確立を一体的に推進するため、交通政策専任者の配置および育成などのための財源を措置すること。

9. 指定管理職場・委託職場の改善にむけて

- (1) 自治体の指定管理職場・委託職場においても、同一労働同一賃金を実現されるよう、ガイドラインの作成や助言等を行うこと。また、非正規職員の処遇改善に伴う財源措置を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により休業・休館、また利用者が減少した職場において収入減に起因する労働者の解雇・雇い止めや賃金削減等が行われることのないよう、引き続き労働者の雇用確保や賃金補償等、必要な財源を措置すること。

以 上

<別記5-2>

2022年11月30日

厚生労働大臣

加 藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

長引くコロナ禍、また少子・高齢化に加え、人口減少社会・低成長社会に突入している日本にとって、今後も安心してくらししていくためには、持続可能な社会保障制度の確立が極めて重要です。

2022年度政府予算における社会保障関係費は36兆2,735億円と過去最大の規模となりましたが、2023年度政府予算においても、引き続き、高齢化による増加分への対応、次世代における負担の軽減対策、看護・介護等職員の処遇改善なども必要とされており、そのための財源確保が急務となっています。また、いまだ終息を見通せずにいるコロナ禍にあって、公衆衛生分野における需要も改めて見直される中、子ども・子育て支援、地域における保健や医療体制の充実、社会福祉施策の強化、これらに携わる地域公共サービス労働者の待遇改善など、社会保障に対する市民の期待やニーズはかつてない高まりを見せています。

つきましては、2023年度の政府予算編成にむけて、引き続き、以下の通り要請します。

(◎が重点課題)

記

1. 社会保障制度の充実機能強化について

- (1) 社会保障制度の充実機能強化と安定にむけて、財源の確保を中央・地方において確実にを行うこと。その際、社会保障4経費（少子化対策、医療、介護、年金）に限定することなく、障害者施策、貧困・低所得者・格差対策などについても対応すること。(◎)
- (2) 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化については、社会保障費削減ありきではなく、社会保障制度の機能強化、セーフティネットの充実につながるものとする。
- (3) 地域の公立・公的医療機関の機能集約や再編統合に際しては、公立・公的病院が主導的に担っている不採算・高度専門・救急・小児周産期・精神科救急、また新型コロナウイルスも含めた感染症対策における機能や危機対応における拠点病院の確保という観点も踏まえ、安易な病院の統廃合とならないよう、地域住民および都道府県・市町村の意見を十分聞いて議論を進めること。また、重点区域の設定についても、より客観的なデータや地域事情を考慮するなど、国の集中的な支援や一律的な指標に基づく助言が再編・統合を促すものとならないよう、十分に配慮すること。(◎)
- (4) 医療等分野における番号制度の活用についてはプライバシーに深く関わる機微性の高い情報であることから本人同意と個人情報保護の措置を前提とし、拙速な拡大は行わないこと。
- (5) 引き続き検討課題となっている短時間労働者の社会保険のさらなる適用拡大を進めること。

2. 保健・医療政策の充実強化について

- (1) 今後も新興感染症等の流行が想定されることから、人員配置を含む平時からの医療提供体制の強化にむけた財政措置を行うこと。
- (2) 医師不足の解消、地域偏在解消にむけ、医師少数区域への医師派遣を確実に実行し、看護職員不足解消のための処遇改善、人材確保・育成および離職防止・復職支援対策を進めるための財源確保とモデル事業を示すこと。
- (3) 感染症対策を行う保健所の公衆衛生医師や保健師等職員体制の強化・拡充にむけて、この間の施策の効果も検証しながら、さらなる財源確保を行うこと。また、慢性的に不足している保健所の職員、感染症対策を行う以外の保健師、獣医師、薬剤師、統括保健師も拡充すること。(◎)
- (4) 2012年「地域保健対策検討会」報告に基づき、地方衛生研究所への地域感染症情報センターの併設などを進め、地方衛生研究所を支える疫学の専門家等の人材のさらなる育成・確保による地方衛生研究所の充実・強化をはかること。

- (5) 国民皆保険を堅持し、地域医療の確保にむけた支援の拡充・財源確保を行うこと。
- (6) 精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の改正においては、措置入院解除後の医療機関や自治体の対応が増加することから、必要な財源の確保を行うこと。
- (7) 医療従事者の職場環境は厳しさを増していることから、長時間労働や労働環境悪化等の課題に対する速やかな対応を自治体・公立病院に働きかけること。あわせて、看護師の労働環境の整備、離職防止のため、「看護師夜勤一人月平均64時間」とすること。
- (8) 地域医療の中核を担う公立・公的病院が継続的に医療機能を果たせるよう、地域医療、在宅医療に対する必要な財源を関係省庁と連携し措置をすること。
- (9) 医療法改正に伴う「新たな病床再編支援」が、過度な病床削減や病院統合に結び付くことがないよう十分に配慮すること。
- (10) 医療行為のタスク・シフト/シェアを円滑に進めるために、医療・介護サービス提供に必要な研修体制の整備と人員確保に資する診療報酬などによる財政的補助の財源を確保すること。
- (11) 地方の病院においては薬剤師の確保が困難な状況にあることから、医療機関の薬剤師確保と定着のため、医師と同様の6年制課程修了薬剤師の専門性を適正に評価し、病院薬剤師の処遇改善にむけた対策を講じること。

3. 新型コロナウイルス対策への対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関に対する「診療報酬の特例」、「緊急包括支援交付金」等の財政的支援は、優先的に医療従事者の処遇改善に活用すること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染再拡大に備えた医療提供体制の強化等について、関係する省庁と十分連携し、人的・財政的な保障を行うこと。

4. 地域包括ケアシステムの推進について

- (1) 地域包括ケアを推進する中核となる自治体職員および医療・介護・予防・生活支援等の人材確保・育成のための予算措置等必要な支援を行うこと。
- (2) 在宅の介護者を支えるため、高齢者虐待予防、認知症対策にむけた施策の充実をはかること。要介護度認定に関しては、認定に地域差が出ないような仕組みとすること。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の状況を検証し、サービス水準の低下や地域間格差を招かないための予算措置を講じること。
- (4) 保険者機能強化推進交付金については、地域間格差の拡大が起こらないよう制度を運用すること。また、調整交付金を財政的インセンティブの財源に活用しないこと。
- (5) 自己負担割合の見直しについては、介護サービスの利用控えによる要介護度の悪化を招く恐れもあることから、慎重に検討すること。

5. 社会福祉施策の充実強化について

- (1) 子ども・子育て支援、介護保険制度や障害児・者福祉制度、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、児童虐待等、多くの社会福祉関連業務と権限・責務が地方自治体に移譲されていることを踏まえ、自治体間の財政力によるサービス格差が生じないように予算を確保すること。なお、生活保護費の引き下げによって、就学援助等の低所得者対策への影響が大きにならないよう、措置を講じること。
- (2) 保育施設における教育・保育の質の向上にむけて、いまだ確保されていない一般財源分0.3兆円の恒久財源化をはかり、3歳児以外の職員配置基準の改善や保育士の給与のさらなる改善など、未実施となっている施策を早急に実施すること。（◎）
- (3) 幼児教育・保育の質を担保するため、すべての施設に対し、利用者の選択を容易にするための情報公開の推進、施設内虐待を防ぐための全職員への研修を義務化すること。また、認可外施設の認可施設移行を促進する予算の充実と支援を行うこと。

- (4) 介護労働者の離職防止と人材確保のため、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算、また10月以降の新たな処遇改善加算の継続・充実をはかり、確実な届出・請求と介護労働者の月額賃金に反映させるよう事業者に対し指導すること。
- (5) 訪問介護については、その必要性と専門性を改めて認識し、介護サービスの質を低下させないよう対策を講ずること。
- (6) 児童虐待の発生予防と自立支援の強化にむけて、児童相談所および市区町村、社会的養護施設の実施体制や相談体制などの充実・機能強化のため、正規職員の増員も含め、その財源を確保すること。また、児童相談所における児童福祉司と児童心理司について、早期に2対1の配置を実現すること。
- (7) 地方自治体も含め、障害者雇用の一層の推進と合理的配慮のための財源を確保すること。

6. 地域共生社会の実現にむけた地域づくりについて

- (1) 重層的支援体制整備事業の促進にむけ、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行っている先進事例等の情報提供を行うとともに、全国展開にむけた十分な財源を確保し、自治体に対し積極的に働きかけること。
- (2) 生活困窮者自立支援および子どもの貧困対策が機能するための予算措置を講じるとともに、地域ニーズに応じた支援を確実に行うことができるよう任意事業の財源確保をはかること。また、任意事業の補助率については4分の3とすること。

7. 国民健康保険制度の安定的な運営について

- (1) 2018年度の制度改革（都道府県単位化）以降の対応として、引き続き都道府県と市町村との役割分担・機能強化について自治体当事者とも十分に議論し、加入者の利便性を損ねることなく、円滑な制度の運営をはかるための財源措置を行うこと。
- (2) 2024年4月の国保総合システムの更新については、大幅な開発費用の増額が見込まれているものの、国保保険者は財政基盤が脆弱な上、コロナ禍において保険料・税収入が減少していることから、被保険者である地域住民の負担に結びつくことがないよう確実に国庫補助を行うこと。また、次期国保総合システムの保守・運用費用についても、現行より大幅な増額が見込まれており、これは国の方針に従ったクラウド化等に起因するものであることから、開発費用と同様に国の責任において十分な財政措置を講ずること。（◎）

8. 大規模災害における医療機関の復旧・再建について

大規模災害で被災した公立医療機関においては、高度専門医療および不採算医療など、被災前に担っていた病院機能の回復と存続のための支援を行うこと。

9. 水道事業の基盤強化について

公共の福祉に基づく安全で安定した水の供給を将来にわたり維持するため、水道法の改正を踏まえて策定された水道事業体の基盤強化基本方針に基づき自治体が具体的な施策を実現できるよう、必要な措置を講ずること。また、各事業体の主体性を確保した基盤強化となるよう、都道府県へ対策を講ずること。とくに財政基盤の脆弱な小規模事業体に対し、基盤強化に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

10. 地域公共サービスにおける雇用・賃金・労働条件の確保にむけて

- (1) 国の補助金・助成金に関連して人件費を算定する際には、同一労働同一賃金の趣旨がその算定基礎に反映されるよう、厚生労働省からも各省庁に働きかけること。
- (2) コロナ禍による雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置の支出については、引き続き感染拡大状況を勘案しながら、必要な財源について国費による負担を基本とすること。

以 上

2. 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の実施

地方自治法第99条に基づく意見書採択の取り組みについて、2022年6月議会は7県本部で取り組み、33議会、9月議会で7県本部が取り組み、18議会によって意見書が採択され、合計8県本部51議会が採択した。採択結果は、〈別表5-1〉の通り。また、地方交付税法17条の4に基づく交付税算定にかかる意見書の提出については、4県本部（三重、大阪、鳥取、島根）から、あわせて18単組の取り組みが報告され、うち2県本部4単組（三重：三重県、鳥取：鳥取市、境港市、琴浦町）が意見書提出にいたった。

〈別表5-1〉

地方財政の充実・強化を求める意見書採択の取り組み

2022年12月

県本部	2022年6月議会			2022年9月議会			採択議会 合 計 数
	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	
秋 田	12	12	鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村、能代市、藤里町、男鹿市、秋田市、大仙市、美郷町、仙北市	7	6	三種町、八峰町、由利本荘市、にかほ市、横手市、羽後町	18
長 野	3	3	長野県、長野市、上田市	3	3	飯田市、松本市、伊那市	6
三 重	2	2	桑名市、松阪市	2	2	伊勢市、三重県	4
滋 賀				1	1	滋賀県	1
岡 山	4	3	岡山県、岡山市、真庭市	1	1	総社市	4
島 根	7	7	島根県、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町、知夫村	3	3	江津市、雲南市、邑南町	10
高 知	6	3	高知県、高知市、須崎市				3
鹿児島	3	3	鹿児島県、薩摩川内市、伊佐市	2	2	いちき串木野市、鹿児島市	5
合 計	37	33		19	18		51

第6章 地域社会を支える公共サービス改革の推進

1. 自治研中央推進委員会

(1) 第39年次第6回自治研中央推進委員会

9月30日、東京・自治労会館からウェブ開催し、34県本部34人が参加した。協議・報告事項については以下の通り。

<協議事項>

- ① 「月刊自治研」の販売促進と連載への協力依頼について
- ② 地連ブロック単位での相互交流・活動推進と活性化支援策について
- ③ HP・SNSの活用について
- ④ 第39回地方自治研究全国集会（通称：静岡自治研）について
- ⑤ その他

<報告事項>

- ① 自治研中央推進委員の登録状況
- ② 経過報告（(ア)本部の取り組み、(イ)各県報告）

(2) 第39年次第7回自治研中央推進委員会

10月6日、静岡・グランシップで開催し、43県本部43人が参加した。協議・報告事項については以下の通り。

<協議事項>

- ① 第39回自治研集会（静岡自治研）開催要項
- ② グランシップ会場図面
- ③ 全体集会日程

2. 自治研活動推進会議

(1) 第40年次第1回自治研活動推進会議

12月22日、東京・自治労会館からウェブ開催し、静岡自治研の総括と次回全国集会にむけた協議を行った。

3. 第39回地方自治研究全国集会（静岡自治研）

2022年10月7日（金） 10：00 ～ 17：30 （全体会）

10月8日（土） 09：00 ～ 16：00 （分科会）

全体会には対面（グランシップ）とウェブ（Zoomウェビナー）あわせて、1,066人が参加し、自治研活動の再活性化にむけた議論を行った。

(1) 全体集会

<別表6-1>

9:45	地元歓迎オープニングアトラクション 開演
10:00	集会開会 ・あいさつ ・自治研賞表彰 ・基調提起 ・チャレンジサポート報告・プレゼンテーション
12:15	記念講演「脱成長でめざす、持続可能な社会」 齋藤幸平(東京大学大学院総合文化研究科 准教授)
14:20	特別記念講演①「私たちにキラキラする義務などない」 山田ルイ53世(髭男爵)
14:45	特別記念講演②「居場所の作り方～選択肢を増やしてみよう～」 中島武(一般社団法人 教育ジャパン3776地域コンソーシアム 代表理事)
15:25	特別報告 「コミュニティで支える地域～『鯖江市役所の横井さん』と呼ばれるまで～」 横井直人(福井県・鯖江市職員労働組合)
16:05	パネルディスカッション「静岡発、コモンで行こう！」 コーディネーター：菅原敏夫(月刊自治研 編集委員) パネリスト：佐野ひかる(富士宮市職員組合) パネリスト：三澤和也(沼津市職員労働組合連合会・ Proud Numazu研究会 代表) パネリスト：廣瀬稔也(NPO法人ひずるしい鎮玉事務局長) アドバイザー：橋本和久(自治研中央推進委員)
17:30	休会

(2) 分科会

<別表6-2>

【第1分科会】自治研入門！ 来たれ、地域の新たな主役！

9:00	開始・オリエンテーション
9:15	まち歩き
10:45	グループワークまとめ
12:15	休憩
13:00	事例報告①「特定外来生物ウチダザリガニの駆除と活用 ― お尋ね者をきっかけに ―」 新潟県本部/阿賀町職員労働組合・主任保育士 五十嵐 洋 祐
13:35	事例報告②「弘前自治研に参加して ― 弘南鉄道を維持するために ―」 群馬県本部/前橋市役所職員労働組合 糸井 みなみ
14:10	事例報告③「住民自治と市職自治研」 三重県本部/松阪市職員組合 川合 正 晃
14:50	パネルディスカッション 「絵空ごとでもいいじゃない！～トライ&エラーのまちづくり～」 早稲田大学社会科学総合学術院 社会科学部教授 篠田 徹
15:45	分科会まとめ

【第2分科会】アニメ！マンガ！コンテンツを活用した地域活性化

9：10	講演①「アニメと観光と地方自治：アニメツーリズムがもたらすもの」 青山学院大学法学部ヒューマンライツ学科 教授 森 裕 亮
10：15	講演②「地域資源をストーリー化する『聖地創生』」 デジタルハリウッド大学大学院 教授 荻 野 健 一
11：20	講演③「クールジャパンと地域活性化」 内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官 (クールジャパン戦略推進担当) 付主査 高 山 真 澄
13：00	事例報告①「TVアニメーション『ゆるキャン△』との連携による 観光・空港振興の取組」 静岡県 スポーツ・文化観光部空港振興局 空港振興課 主査 市 川 美 奈 子
13：45	事例報告②「ガルパンを町おこしの目的としないまちづくり — 町に元気をくれたファンへの恩返し —」 茨城県本部/大洗町職員組合 住 谷 幸 泰
14：25	パネルディスカッション「地域活性化のために『コンテンツ』をどう使うべきか」 コーディネーター 青山学院大学法学部ヒューマンライツ学科 教授 森 裕 亮 パネリスト 講演①・講演②・講演③の報告者・参考自治体担当者（大洗町）のパネルディス カッション

【第3分科会】高齢者に優しい各自治体・地域の取り組み ～「地域みんなが支えてくれて助かっちゃ」～

9：00	あいさつ
9：10	講演「私の困りごとは、みんなの困りごと。 ～高齢者を支える地域共生社会の実現に向けて～」 信州大学教授 井 上 信 宏
10：00	レポート報告①「とやまロケーションシステム」 富山県本部/富山県議会議員 岡 崎 信 也
10：25	レポート報告②「自治研活動からNPO法人へ～地域共生社会を市民と協働でつくる～」 愛知県本部/自治労社会福祉評議会介護部会・部会長 天 本 敬 久 (特定非営利活動法人 かいごつたえ隊 副理事長)
10：50	レポート報告③「人と人の繋がりを大切にした健康応援都市西東京」 東京都本部/自治労西東京市職員労働組合・西東京自治研センター・ 理事長 後 藤 紀 行
11：15	レポート報告
11：45	質疑応答
12：00	昼食・休憩
13：00	パネルディスカッション コーディネーター ・信州大学教授 井 上 信 宏 パネリスト ・富山県議会議員 岡 崎 信 也 ・自治労社会福祉評議会介護部会・部会長 天 本 敬 久 ・西東京自治研センター・理事長 後 藤 紀 行
14：40	分科会・座談会

	(参加者による介護にまつわる実体験、各自治体の課題、問題点など話し合う)
15:45	まとめ

【第4分科会】多様性が尊重される社会にむけて ～だれもが生きやすい環境づくりを～

9:00	オリエンテーション
9:10	基調講演「多様性が尊重される社会に向けて～LGBTと共に生きる社会のために～」 うるわ総合法律事務所 弁護士 仲岡 しゅん
10:30	質疑・応答
10:50	休憩
11:00	要請レポート報告 「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚 性的マイノリティに寄り添うための取り組みについて」 兵庫県本部／宝塚市職員労働組合 大原 猛
11:30	自治研作業委員会「LGBT自治体政策」報告① はじめに、アンケート調査結果 自治労本部強化拡大局長 林 鉄兵
12:00	昼食休憩
12:45	午後オリエンテーション
12:50	自治研作業委員会「LGBT自治体政策」報告② 越前市職員組合 緒方 祐 認定特定非営利活動法人ReBit代表理事 薬師 実芳 自治労本部強化拡大局長 林 鉄兵
14:20	休憩
14:35	質疑・応答・参加者から報告
15:45	まとめ

【第5分科会】コロナ禍の平和運動を探る ～平和運動の原点と未来～

9:00	開会あいさつ・趣旨説明 座長 西尾 祥之 基調講演「平和の危機の中での平和運動の課題」 フォーラム平和・人権・環境 顧問 福山 真劫
9:40	休憩
9:50	パネルディスカッション 「現在の平和運動、これからの平和運動」(コロナ禍の変容とこれから) コーディネーター ・座長 西尾 祥之 パネリスト ・フォーラム平和・人権・環境 顧問 福山 真劫 ・長崎新聞社佐世保支社編集部記者 酒井 環 ・第24代高校生平和大使(静岡選出) 土屋 陽和 ・第25代高校生平和大使(静岡選出) 佐藤 希
12:00	昼食・休憩
13:00	報告「静岡平和資料センターの活動」 静岡平和資料センター長 田中文雄
13:50	要請レポート報告 「『ヒロシマの心』を世界に ― 広島市平和推進基本条例制定へ ―」

	広島県本部／広島市議会議員 若林新三
14:20	グループワーク：コロナ禍の平和運動について フィールドワーク：「静岡平和資料センター」見学
15:50	まとめ・閉会あいさつ 副座長 地村高明

【第6分科会】災害に強いまちづくり ～みんなで守る いのちと暮らし～

9:00	参加者受付（掛川グランドホテル内）
9:30	ホテル出発
10:00	フィールドワーク・掛川潮騒の杜
12:00	昼食
13:00	基調講演「災害に強いまちづくり ～みんなで守る いのちと暮らし～」 静岡大学教授 池田恵子
14:00	シンポジウム コーディネーター ・静岡大学教授 池田恵子 パネリスト ・掛川市女性自主防災会元会長 落合満江 ・九州災害情報（報道）研究会幹事・福岡放送報道部副部長 田中俊憲 ・自治退熊本県本部会長 水田優
15:45	まとめ

【第7分科会】まちおこし ～持続可能な地域づくりの取り組み～

午前 地域おこし協力隊の理想と奮闘

9:00	開始 座長あいさつ
9:05	講演「持続可能な地域づくり～協力隊の取り組みを通して～」 特定非営利活動法人地域おこし理事・事務局長 多田朋孔
10:05	質疑応答
10:15	動画上映① 兵庫県朝来市 「楽しく暮らし続けて欲しい 朝来市の魅力と協力隊」 朝来市・まちづくり協働部・市民協働課・課長補佐 中嶋大介
10:40	会場ディスカッション（質疑応答）
10:55	休憩
11:05	動画上映② 新潟県阿賀町「“住みたい田舎”と協力隊～地域とのつながり～」 山から株式会社・代表取締役 柳沼陽介
11:25	会場ディスカッション（質疑応答）
11:40	レポート報告（岩手県北上市）「空き家の可能性を探る」
11:50	全体を通しての講評 特定非営利活動法人地域おこし 理事・事務局長 多田朋孔
11:57	まとめ（座長）
12:00	休憩

午後 密着！自治体SNS ～今日から君もインフルエンサー～

13:00	再開
13:05	講演「伝わる・広がる、SNSによる広報力アップ術」

	有限会社ユニバーサルワークス代表取締役 清 家 順
14:05	事例報告①「Instagramを活用したPR戦略——葉山町の移住定住促進施策——」 神奈川県本部／葉山町職員労働組合（葉山町・政策課） 安 藤 久瑠美
14:25	講師からの事例報告①講評
14:35	事例報告②「現役公務員がYouTuberとなって群馬県玉村町をPRした『たまむらチャンネル』の活動について」 群馬県本部／玉村町職員組合 新 井 章太郎・久保田 祐 将
14:55	講師からの事例報告②講評
15:05	参加者との意見交換
15:40	午後の部（SNS）全体まとめ
15:50	まとめ動画

【第8分科会】自治体DX最前線！ ～今考える、地域のためのデジタル化～

午前 デジタル化過渡期における自治体の課題 ～自治体として、労働者として～

9:00	開演あいさつ 自治労本部政治局長 徳 永 佳 紀
9:02	分科会提起「自治体DXの課題」 座長 村 野 祐 輔
9:15	講演①「デジタル時代の地方自治」 静岡県立大学 経営情報学部経営情報学科講師 松 岡 清 志
10:30	休 憩
10:45	講演②「私たちの共創DX」 デジタル庁 総括（特命）参事官 浅 岡 孝 充
11:45	質疑応答
12:00	休 憩

午後 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）の光と影

13:00	再 開 事例報告 大阪市職関係労働組合 区役所支部連絡協議会 横 田 友 彦
13:30	パネルディスカッション 「『自治体DX』～自治体・職員の対応、住民サービス、個人情報保護、それぞれの観点から～」 コーディネーター ・公益財団法人 地方自治総合研究所 其 田 茂 樹 パネリスト ・静岡県立大学 経営情報学部経営情報学科講師 松 岡 清 志 ・デジタル庁 参事官 渡 邊 繁 樹 ・大阪市職関係労働組合 区役所支部連絡協議会 横 田 友 彦 ・自治労八女市職員労働組合 中 石 義 裕
15:50	全体まとめ 座長 大 崎 康 弘

【第9分科会】SDGs×生活×自治研

午前 私のSDGs

9:00	開始・あいさつ
9:05	講演とワークショップ「私を起点に考えるSDGsと地方創生」 株式会社プロジェクトデザイン 大 槻 拓 美
12:00	休 憩

午後 子どもの貧困とSDGs ～子ども食堂への支援はフードロス解消につながる！～

13:00	再開
13:10	講演「子どもの貧困問題を考える」 琉球大学人文社会学部人間社会学科教授 本村 真
14:10	休憩
14:20	パネルディスカッション コーディネーター 琉球大学人文社会学部人間社会学科教授 本村 真 パネリスト（事例報告） ・「諫早こども食券プロジェクト — 支え合い、共に生きる地域社会の実現をめざして —」 長崎県本部／一般社団法人諫早青年会議所 諸岡 健吾 ・「子どもの体と食 — 子どもの健康から、食の貧困を考える —」 鹿児島県本部／薩摩川内市職員労働組合・保健師 立野 恭江 ・「フードバンクふじのくに 活動レポート」 静岡県本部／フードバンクふじのくに・事務局次長 鈴木 和樹
15:40	全体まとめ 本村 真

【特別分科会】今、必要とされる公共サービスと自治 ～新型コロナウイルス感染症対応から振り返る～

午前 I部

9:00	開会
9:05	オープニングトーク「この分科会がめざすもの」 I部「コミュニティ・オーガナイズングから学ぶ。自治研再生戦略」
9:20	講演「コミュニティ・オーガナイズングとは」 特定非営利活動法人 コミュニティ・オーガナイズング・ジャパンコミュニティ・ オーガナイザー 安谷屋 貴子
10:15	休憩
10:25	実践から学ぶ 最初にリーダーシップを取ろうとすると語る私の物語「Story of self」 京都交通労働組合 草川 美佳
11:05	コミュニティ・オーガナイズングにおける「コーチング」 自治労静岡県本部 西川 勇太
11:45	クロージング
12:00	休憩

午後 II部

13:00	レポート報告「コロナ禍における医療従事者の就労実態調査（概要版）」 （独）労働政策研究研修機構 副主任研究員 前浦 穂高
13:40	VTR「コロナが与えたインパクト。公共サービス現場からの証言」
13:50	パネルディスカッション（途中休憩） 「今、必要とされる公共サービスと自治～新型コロナウイルス感染症対応から振り返る」 コーディネーター ・慶應義塾大学経済学部教授 井手 英策 パネリスト ・毎日新聞 くらし医療部 阿部 亮介

	・認定NPO法人キッズドア 理事長 渡 辺 由美子 ・自治労本部中央執行委員長 川 本 淳
15:50	まとめ

4. 自治研レポート・論文・チャレンジサポートの募集

(1) 自治研レポート・論文の募集

全国から123件の応募があった。

(2) 自治研チャレンジサポートの募集

全国から3件の応募があった。

5. 第16回自治研賞受賞レポート・論文

(1) 自治研活動部門

① 優秀賞（副賞20万円）

「ワークショップで進める自治研活動 ― 発見、気づき、可視化のワークショップで
組合員の人材育成とつながりを意識した取り組み ―」

島根県本部・江津市職員労働組合 植 田 紘 司

② 奨励賞（副賞5万円）

「コロナと共に、継続的な地域の応援について ― 小さなことからコツコツと ―」

北海道本部・道北地方本部・自治労富良野市労働組合連合会・自治研推進委員会

「コロナ禍で子ども支援に立ち上がる市民との協働

― 西東京市子ども条例の理念を活かすまちづくり ―」

東京都本部・自治労西東京市職員労働組合・西東京市自治研センター 相 馬 明 美

「コロナに負けるな！～組合員・事業者・こどものためにできること～

若手組合役員発のプロジェクト」

愛知県本部・岡崎市職員組合

「業務改善の取り組みと労働組合の持つ可能性」

広島県本部・自治労はつかいちユニオン 前 川 朗

(2) 自治研究論文部門

① 優秀賞（副賞10万円）

該当なし

② 奨励賞（副賞5万円）

「行政とボランティアのあり方 ― 金沢ボランティア大学校の事例から ―」

石川県本部・金沢市役所職員組合 中 西 真 久

「ムスリムの土葬墓地受け入れ問題について」

福岡県本部・九州大学法学部 梅 津 天 馬・大 谷 拓 輝・

濱 田 将 貴・柳 原 直 匡

第7章 安心と信頼の社会保障制度改革の推進

1. 連合・社会保障関連の取り組み

(1) 2022年度第7回社会保障PT

9月28日、連合の第7回社会保障PTがウェブ開催され、「感染症法等改正案」に関する連合の考え方について協議を行った。

(2) 2023年度第1回社会保障PT

10月27日、連合の第1回社会保障PTがウェブ開催され、協会けんぽの2022年度保険料率への対応についての連合の考え方、介護保険制度の見直しに関する連合の考え方について協議を行った。

(3) 第2回社会保障PT

11月25日、連合の第2回社会保障PTがウェブ開催され、医療保険制度の見直しに関する連合の考え方等について協議を行った。

(4) 医療・福祉部門連絡会要請行動

10月19日、厚生労働省内会議室において、「医療・介護サービスの質の向上と人材確保の推進を求める要請」行動を行った。

連絡会として①オンライン診療の充実、②保健所の体制強化、③コロナ対策を行う医療機関へのフォロー、④かかりつけ医機能の充実、⑤医薬品の開発・供給に関する課題、⑥看護職員の処遇改善、⑦タスク・シフト/シェアの進捗、⑧介護職員の処遇改善、⑨科学的介護情報システム「L I F E」の運用、⑩介護の人員配置基準について要請を行った。

厚生労働省から回答を受けた後、自治労からは平山衛生医療局長より、新型コロナウイルス感染症対策における保健所体制強化（I H E A Tのあり方）、病床確保料、薬剤師や事務職まで含めた医療職場における処遇改善について、また門崎社会福祉局長より「L I F E」のより具体的な活用法について改めて要請するとともに、小林連帯活動局長（医療・福祉部門連絡会事務局長）より、医療・介護分野で働くすべての人が誇りを持って働ける職場づくりにむけて、厚生労働省として最大限、努力するよう求め、この日の要請を終えた。

(5) 医療・福祉部門連絡会第1回事務局会議

12月1日、UAゼンセン会館内において開催し、厚生労働省要請行動の総括、2023年度の年間行動計画について協議を行った。

第8章 環境・平和・人権を確立する取り組み

1. 平和をつくる取り組み

(1) 安倍元首相を美化し、弔意の強要を許さない！ 9・7集会

9月7日、東京・連合会館で、戦争をさせない1000人委員会／フォーラム平和・人権・環境の共催による、「安倍元首相を美化し、弔意の強要を許さない！ 9・7集会」が開催され、その様子がYouTube配信された。主催者の、戦争をさせない1000人委員会内田正敏事務局長のあいさつに続き、立憲民主党の近藤昭一衆議院議員、社会民主党の大椿ゆうこ副党首があいさつをした。清水雅彦日本体育大学教授が「憲法から考える安倍元首相国葬」について講演を行い、最後に安倍元首相の国葬に反対する集会アピールを採択した。

(2) 2022平和行動in根室

9月10日、連合の2022平和行動in根室は、北方領土問題の経緯や現状、課題と展望について学び、元島民が故郷・北方四島に寄せる思いなどを聞く「北方四島学習会」を地元根室市の3会場に分散して開催した。翌11日は、「2022平和ノサップ集会」を、納沙布岬・望郷の岬公園で、「北方領土（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）の返還！ 故郷への思いをつなごう！ 四島交流を進めよう！」をテーマに開催し518人が参加した。

(3) さようなら戦争、さようなら原発9・19大集会

9月19日、さようなら戦争、さようなら原発9・19大集会が東京・代々木公園で13,000人が参加し開催された。集会では、国葬反対、改憲反対、福島原発反対、沖縄・辺野古新基地建設反対などの訴えがあり、集会終了後に二方面に分かれてデモ行進を行った。

(4) 日朝平壤宣言20周年「朝鮮半島と東アジアの平和をめざす国際シンポジウム」

9月20日、平和フォーラムなどの呼びかけにより連合会館で開催された。

シンポジウムには、福原裕二さん（島根県立大学研究員）やキム・ジョンさん（朝鮮新報社編集局長）、イ・ヨニさん（キョレハナ事務総長）がパネラーとして参加し、日朝平壤宣言採択後、日朝間で具体的な進展がみられないことや在日朝鮮人の子どもたちへの差別につながっているのではないかと現状を懸念する声があがり、北東アジアでの平和と安定のためには対話を通じた早期の国交正常化が必要だと訴えた。

(5) 原子力空母ロナルド・レーガン配備撤回を求める集会

10月1日、神奈川運動センターと三浦半島地区労の共催による、10・1原子力空母ロナルド・レーガン横須賀配備抗議！ 母港撤回を求める神奈川集会が神奈川県横須賀市のヴェルニー公園で開催され450人が参加した。集会では、政府がめざす敵基地攻撃能力の保有に対する批判をはじめ、防衛費の拡大、日米軍事一体化の現状などの報告があり、政府の方針であった専守防衛すら危うくなると訴えた。集会アピールが採択されたあと、結集した450人の仲間たちは、「中東派兵NO！」「原子力空母母港撤回」と書かれた抗議ボードを掲げ抗議の意思を示した。

(6) 統一協会癒着徹底追及！ 改憲発議反対！ 軍拡反対！ いのちと暮らしをまもれ！

10・19国会議員会館前行動

10月19日、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会主催による「統一協会癒着徹底追及！ 改憲発議反対！ 軍拡反対！ いのちと暮らしをまもれ！ 10・19国会議員会館前行動」が実施され、800人が参加した。集会では、主催者が「物価があがり生活にこまる庶民がいる。軍事費にお金を使わず物価対策が優先、今こそ団結と連帯で、平和を守ろう」と訴えた。近藤昭一衆議院議員（立憲民主党）、福島瑞穂参議院議員（社民党）ほか野党国会議員のあいさつ後、行動提起がされ終了した。

(7) 武力で平和はつぐれない つなごう憲法をいかす未来へ11・3憲法大行動

憲法公布の日である11月3日、「戦争をさせない1000人委員会」と「戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会」の共催により国会正門前で開催され4,200人が参加した。司会を務めた落語家で「芸人9条の会」の古今亭菊千代さんは、「今まで平和に生きてこられたのは憲法に守られてきたから。憲法12条には『不断努力』という言葉がある。私たちはいま、憲法を守る努力を明るく楽しく語って、ダメなものはダメだと伝えていかないといけない」と訴えた。東海大学の永山茂樹教授は、年末にも岸田政権が発表するといわれている「安保関連3文書」改定について3つの問題を指摘。「1つは、過去に例のない大軍拡予算を正当化する文言を入れる可能性について、これは憲法9条2項に違反している。2つは、専守防衛を否定し、敵基地攻撃能力について述べる文言は9条1項に違反。3つは、沖縄をはじめ南西諸島を基地化・ミサイル配備し、アメリカと一緒に中国を攻撃する作戦を前提とする文言を入れることは、そこに住む国民の人権保障に違反する。私たちの行動で実質改憲を止めよう」と訴えた。

(8) 第59回護憲大会

平和フォーラムは、11月12日から14日にかけて、愛媛県松山市で、「憲法を変えることより活かすこと憲法理念の実現をめざす第59回大会」（第59回護憲大会）を開催し、650人が参加した。12日の開会総会では、勝島一博・実行委員長（平和フォーラム共同代表）から開会あいさつ、続いて越智勇二・副実行委員長（愛媛県平和運動センター議長）が開催地からの歓迎あいさつした後、大会基調案を田中直樹・事務局長が提案し、現在の憲法を取り巻く情勢、とりわけ改憲と軍拡をめぐる動きを踏まえつつ、本大会の意義を確認した。

「国交正常化50年 対話の扉を大きく開きアジアの緊張緩和と世界平和への貢献を！」をテーマにシンポジウムが行われた。13日午前には「現下の改憲情勢」「軍拡・基地」「ジェンダー平等」「憲法を学ぶ」の4つの分科会が開催され、それぞれのテーマでの問題提起と質疑応答が行われた。午後には「伊方原発問題」「基地問題交流会」「映画上映会」の3つのひろばが行われた。14日は閉会総会を行い、福島原発の汚染水海洋放出問題、神奈川での人権条例をめぐる動き、馬毛島での基地建設強行、沖縄をめぐる現状が報告された、大会アピール案を谷雅志・副事務局長が提案し、全体の拍手で確認した。

(9) 統一教会癒着徹底追及！ 軍拡やめろ！ 改憲発議反対！ 辺野古新基地建設中止！

いのちと暮らしを守れ！ 11・19国会議員会館前行動

11月19日、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会主催による「統一協会癒着徹底追及！ 改憲発議反対！ 軍拡反対！ いのちと暮らしをまもれ！ 11・19国会議員会館前行動」が実施され、1,100人が参加した。集会では、自民党と統一教会の癒着で、LGBT法制定にむけた政策がゆがめられたと指摘するとともに、改憲反対、今こそ平和憲法を活かし東アジアの軍事的緊張緩和にむけた外交努力が必要だと訴えた。

(10) 平和フォーラム 2022 ピーススクール

11月18日から20日までの3日間、東京・自治労会館で開催され全国から約40人の若手組合員が参加した。労働組合の活動で平和や人権、民主主義の意義を広げていく取り組みが重要性を増している中、次代を担う人材の育成を目標としたもの。ピーススクールでは、平和・人権・環境・民主主義などに関する次のテーマで6人の講師が講演し、フィールドワークとして国会前での19日行動にも参加した。

第1講座	原水禁運動の歴史と課題	金子哲夫（広島原水禁代表委員）
第2講座	立憲民主党前代表が語る	枝野幸男（立憲民主党前代表）
第3講座	在留外国人の人権課題	鳥居一平（移住連代表理事）
第4講座	憲法を考えるワークショップ	本庄未佳（岩手大学准教授）
第5講座	近代沖縄の歴史と文化	大里知子（法政大学沖縄文化研准教授）
第6講座	環境課題と原発	松久保肇（原子力資料情報室事務局長）

(11) 「安保関連3文書」閣議決定反対！ 12・15国会議員会館前緊急行動

12月15日、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会と9条改憲NO！ 全国市民アクションの共催により衆議院第二議員会館前で開催され800人が参加した。専守防衛を逸脱し先制攻撃に踏み込む敵地攻撃能力の保有や、5年で総額43兆円とする防衛費の増大などを盛り込んだ「安保関連3文書」の閣議決定を16日に控え、国民的議論もなく国会審議もないままに閣議決定をすることに対し抗議した。

(12) 統一協会癒着徹底追及！ 軍拡やめろ！ 改憲発議反対！ 辺野古新基地建設中止！ 12・19国会議員会館前行動

12月19日、「戦争をさせない1000人委員会」と「戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会」の共催により衆議院第二議員会館前で開催され、1,100人が参加した。集会では、野党国会議員のあいさつに続き、主催者が12月16日に政府が閣議決定した「安保関連3文書」について、「専守防衛の枠を超え先制攻撃を可能とするものであり、日本の防衛政策の大転換であるにもかかわらず、国会議論もないままに決定することは暴挙であり決して許されない」と批判するとともに、「5年で43兆円という膨大な額を防衛費につぎ込むことは、インフレで苦しんでいる国民の苦しみなどわかっていない」と批判した。市民団体のアピールの後、今後の行動提起が行われ集会を終了した。

2. 核兵器廃絶・脱原発社会実現の取り組み

(1) JCO臨界事故23周年集会

10月1日、原水爆禁止日本国民会議や茨城県平和フォーラムなどの6団体は、JCO臨界事故23周年集会を茨城県水戸市で開催し140人が参加した。集会では、主催者を代表して原子力資料情報室共同代表の西尾漠さんは「国は、JCO事故の教訓を生かせず、『原子力安全文化』といていたが、福島第一原発事故を引き起こした。今また岸田首相がGX実行会議（グリーントランスフォーメーション）で、東海第二原発の再稼働を含めて、原子力の推進を進めると言うがこれを許してはならない」と話した。講演では「3・11甲状腺がん子ども基金」代表理事の崎山比早子さんが「福島原発事故と小児甲状腺がんの多発」をテーマに、東海第二原発差止訴訟団共同代表の大石光伸さんは、東京高裁での裁判支援を訴えた。最後に「放射性物質・放射線の恐怖を語り継ぎ、東海第二原発の再稼働を許さず、人に優しいエネルギー体系を築きあげよう」との集会アピールを採択し集会を終了した。

(2) 放射線影響研究所の課題改善に関する厚生労働省要請

10月4日、本部の青木副委員長以下3人が立憲民主党の森本真治参議院議員、岸真紀子参議院議員同席のもと、公益財団法人放射線影響研究所（放影研）の抱える、①職員定数問題、②最先端の放射線研究・医療に貢献できる新施設への移転問題など、放射線影響研究所の課題改善に関する要請を伊佐進一厚生労働副大臣に対し行った。

(3) 北海道への核持ち込みは許さない！ 11・23幌延デー北海道集会

11月23日、北海道平和運動フォーラムによる「北海道への核持ち込みは許さない！ 11・23幌延デー北海道集会」が北海道幌延町・共進会場で開催され、道内外から約300人が参加した。

北海道平和運動フォーラムの山崎代表は「コロナによって集会・デモを自粛していることに乗じて、あたかも反対派の声がなくなったかのように、次々と原発推進の歩みが進められてきた」とし、「必要な場面では力を結集して全道全国で連帯して運動の輪を広げていこう」と訴えた。来賓あいさつには原水爆禁止日本国民会議の谷雅志事務局長、団体決意表明には生活クラブ生活協同組合、道北核廃棄物処分場反対連絡協議会、高レベル放射性廃棄物処理施設誘致反対豊富町民の会、それぞれから情勢や決意が述べられ、集会決議を採択し集会を終えた。集会後はデモパレードを行い、「北海道を核のごみ捨て場にするな」「最終処分場は受け入れないぞ」などと現地幌延から訴えた。

(4) さようなら原発・首相官邸前緊急抗議行動

12月22日、さようなら原発1000万人アクション実行委員会主催により首相官邸前で開催され約50人が参加した。この行動は、この日に開催される「GX実行会議」で、政府が新たな原発推進方針を決定しようとしていることから緊急の開催となった。

集会では、原発の積極的活用を推進しようとする重要な政策転換を、国民的議論もないまま一部の推進有識者の手によって、たった数ヵ月で政策決定を行おうとするに対する抗議を行った。

(5) 核ゴミ処分場を作るための調査を進めさせない署名

北海道寿都町および神恵内村における高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定にむけ、地層処分の実施主体であるNUMOは「概要調査を行うのに十分な適地がある」とする「報告書案」をまとめる見込みとなったことから、概要調査に進ませないために、北海道平和運動フォーラムと「泊原発を再稼働させない・核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会」の要請により署名活動に取り組み90,093筆を集約した。

<別表8-1>

核ゴミ処分場を作るための調査を進めさせない署名

2023. 1. 5 現在

県本部	署名枚数	署名筆数	県本部	署名枚数	署名筆数
北海道	3,719	14,095	栃木	4	16
青森	162	709	茨城	268	922
岩手			埼玉		
宮城			東京	441	1,621
秋田	112	400	千葉	159	479
山形	529	2,290	神奈川	970	3,895
福島			山梨		
新潟	1,595	5,677	長野	148	621
群馬	128	506	富山	1,105	2,948

県本部	署名枚数	署名筆数	県本部	署名枚数	署名筆数
石川			山口	オンライン署名に取り組んだ	
福井			香川		
静岡			徳島※	193	805
愛知	12	46	愛媛	71	348
岐阜	228	887	高知	352	1,356
三重	638	2,283	福岡	18	90
滋賀	160	571	佐賀	915	3,700
京都	283	1,154	長崎	オンライン署名に取り組んだ	
奈良			大分	1,250	5,604
和歌山	175	707	宮崎	678	2,762
大阪			熊本		
兵庫	568	2,060	鹿児島	800	3,137
岡山	118	500	沖縄	33	133
広島	5,087	20,371	社保労連	595	1,709
鳥取			本部	30	127
島根	2,224	7,564	計	23,768	90,093

※ オンライン署名にも取り組んだ。

3. 環境問題の取り組み

(1) 食とみどり、水を守る第36回全国集会 I N ぎふ

10月8日から9日、岐阜県垂井町文化会館で集会実行委員会の主催により開催され、ウェブ参加者を含め約150人が参加した。主催者あいさつにつづき、大垣市長（代理）、垂井町長があいさつした。集会では辻谷全国連絡会事務局長が、合成洗剤をはじめとした日常生活にある化学物質の問題や削減運動、水循環基本法の実効化など水・環境を守る取り組みを提起した。二日目は、分科会に分かれ廃油から石けんづくりをする福祉作業所の見学や、マンボと呼ばれる独特の横穴式井戸の見学などを行った。

4. 人権を守り共生社会を実現する取り組み

(1) 部落解放中央共闘会議第47回総会

10月4日、東京・日本教育会館会議室で部落解放中央共闘会議第47回総会がウェブ併用で開催され、①2022年度活動報告と総括、②2022年度会計決算報告・会計監査報告、③2023年度活動方針案、④2023年度予算案、⑤2023年度役員案等のすべての議案が確認された。なお役員改選では、副議長に青木真理子副委員長、事務局次長に小林郁子連帯活動局長が再任された。

(2) 部落解放・人権政策確立要求集会

10月27日、部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会が日本教育会館で開催され、全国から336人が参加した。

集会の冒頭、西島藤彦実行委副会長（部落解放同盟中央執行委員長）の開会あいさつにつづき、赤井隆史実行委事務局長（部落解放同盟中央書記長）は基調提案で、「部落差別解消推進法」をはじめとした個人権課題での立法措置の成果を踏まえ、国内人権委員会の創設を中心にした包括的な人権侵害救

済制度の確立をめざすと今後のたたかいの方向を提起した。

また、片岡明幸部落解放同盟中央副執行委員長が、「鳥取ループ」・示現舎裁判控訴審のたたかいにむけて特別アピールを行った。片岡さんは、「控訴審」の勝利にむけ、①裁判の支援拡大、②地方法務局への削除要請、③差別禁止法の制定、④民間ネット事業4団体への要請、⑤同和教育・啓発の推進などのたたかいを訴えた。

(3) 狭山事件の再審を求める市民集会

10月28日、狭山事件の再審を求める市民集会実行委員会の主催により日比谷野外音楽堂で開催され1,000人が参加した。集会では、西島藤彦部落解放同盟中央執行委員長による開会あいさつの後、立憲民主党、社会民主党、れいわ新選組からの連帯あいさつがあった。

続いて、石川一雄さん、石川早智子さんが登壇し、「48年前の寺尾判決の日を思うとやるせない気持ちだ。みなさんのおかげで沢山の署名が集まった。勝利するまで倒れてはならないという気持ちでたたかっている。この第3次再審請求で終結するように、一層の支援を」と訴えた。基調提案を片岡中央狭山闘争本部長・副委員長が行い「鑑定人の証人尋問と裁判所による鑑定を実施させるためにも、事実調べを求める緊急署名運動をさらに拡大し、多くの署名を集めよう」と訴えた。集会アピールを採択した後、デモ行進を行い石川さんの無実と鑑定人尋問・事実調べ実施と再審開始を訴えた。

(4) 世界人権宣言74周年記念東京集会

12月6日、世界人権宣言中央実行委員会の主催による世界人権宣言74周年記念東京集会が東京・ニッショウホールで開催された。集会では、部落解放同盟の西島藤彦中央執行委員長のあいさつに続き、「入管行政から考える日本の人権状況」と題し、2021年の名古屋入管ウィシュマ・サンダマリさん死亡事件を担当している指宿昭一弁護士が、日本の出入国在留管理庁の民族差別や人権侵害の実態を報告し、「市民の運動がなければ入管は変わらない」と共生社会への転換を訴えた。

(5) 部落解放研究第55回全国集会

11月15、16日に、鳥取県米子市の県立米子産業体育館などで開催され、36都府県から2,555人が参加した。全体会の主催者代表あいさつで、西島藤彦集会中央実行委員長は、狭山第3次再審闘争、インターネット上の部落差別情報の氾濫、ウクライナ情勢、教育の課題など運動課題を示しながら、取り組みの方向をしっかりと議論し、改めて人権確立社会の創造にむけた確かな歩みを共有していく全研に、とよびかけた。地元・鳥取からは津川俊仁開催地実行委員長があいさつし、いまだ続くウクライナの惨状に、「水平社宣言がうたった社会の実現には至っていない。私たちは今こそ水平社宣言の精神を受け継ぎながら、本集会を機に人権、平和の確立・強化に取り組んでいかなければならない」とよびかけた。また来賓として、平井伸治鳥取県知事、伊木隆司米子市長があいさつした。また狭山第3次再審勝利にむけ、石川一雄さん、石川早智子さんがアピールした。記念講演は、赤井隆史部落解放同盟中央書記長が「『水平社100年とこれからの部落解放運動』～格差と社会的排除が覆い被さろうとする社会からの転換を～」、地元報告を鳥取県連の下吉真二書記長が「13年にわたる鳥取ループとの闘い——鳥取ループ・示現舎裁判闘争報告」として行った。

(6) 相模原市・人権施策審議会の先進的な答申を反映させた、反差別条例の制定を求める要請署名

川崎市のヘイトスピーチに刑事罰を科した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に続き、相模原市でもヘイトスピーチなどを規制する人権条例の制定をめざしており、この条例制定運動に携わ

る外国人権法連絡会と自治労神奈川県本部から要請を受けて署名活動に取り組み124,364筆を集約した。

<別表8-2>

「相模原市・人権施策審議会の先進的な答申を反映させた、反差別条例の制定を求める要請」署名

2023. 1. 5 現在

県本部	署名用紙枚数	署名筆数	県本部	署名用紙枚数	署名筆数
北海道	20	192	京都	431	1,462
青森	129	921	奈良		
岩手			和歌山	131	695
宮城	145	671	大阪		
秋田	111	635	兵庫	535	3,030
山形	1,014	5,613	岡山	199	1,108
福島			広島	1,346	7,361
新潟			鳥取	722	3,586
群馬	626	3,517	島根	2,178	9,123
栃木	1,006	5,566	山口	457	2,415
茨城	189	762	香川	620	3,732
埼玉	56	238	徳島	400	2,572
東京	767	5,901	愛媛	59	455
千葉	115	529	高知	346	2,065
神奈川	814	5,564	福岡	2,388	14,976
山梨			佐賀	581	3,677
長野			長崎		
富山			大分	1,793	9,223
石川	315	1,819	宮崎	504	3,064
福井	354	1,985	熊本		
静岡	230	928	鹿児島	670	4,089
愛知	747	5,024	沖縄	28	176
岐阜	386	2,154	社保労連	576	1,869
三重	1,175	6,306	本部	29	190
滋賀	231	1,171	計	22,423	124,364

第9章 政策実現にむけた政治活動の推進

1. 協力国会議員団会議

(1) 協力国会議員団会議

10月21日、東京・参議院議員会館で開催し、協力国会議員団より19人（衆議院議員14人、参議院議員5人）が参加した。自治労からは川本委員長をはじめ四役と各総合局長などが参加した。

会議では、①一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律、②会計年度任用職員に対する勤勉手当支給（地方自治法の改正）、③公営競技場の労働条件と競馬法改正、④感染症法等の一部を改正する法律案に関する課題、⑤マイナンバーカードに関する課題など、臨時国会や自治労にとって重要な課題について意見交換を行った。

2. 自治体議員連合の取り組み

(1) 2023年度自治労自治体議員連合第1回幹事会

10月17日、東京・砂防会館で開催し、①2023年度第1回全国学習会の企画、②今後の日程について確認した。なお、今後の日程について、2023年2月に予定していた第2回幹事会は統一自治体選挙の直前となることから、開催を見送ることとした。

(2) 2023年度自治労自治体議員連合第1回全国学習会

10月17日から18日にかけて、東京・砂防会館およびウェブ会議形式で開催し、99人が参加した。1日目は、冒頭、稲村自治体議員連合会長、青木副委員長のあいさつの後、氷室政策局長から「自治体におけるデジタル化の現状と課題」と題して講演を受けた。続いて、鬼木誠参議院議員、岸真紀子参議院議員、吉田忠智参議院議員からそれぞれ国政報告を受けた。次に、八巻労働条件局長から「2022秋季・自治体確定闘争の推進」、門崎社会福祉局長から「公立保育所における配置基準と処遇改善の課題」について、自治労の課題提起を行った。2日目は、法政大学の土山希美枝教授から「自治体議会の役割——政策議会の資源と成果を考える——」と題して講演を受けた。続いて、佐藤強化拡大局長から「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動」、平山衛生医療局長から「衛生医療職場の課題」、吉村現業局長から「現業職場の課題」について、自治労の課題提起を行い、加藤自治体議員連合副会長のまとめにより閉会した。

3. 県本部政治担当者会議

(1) 2023年度県本部政治担当者会議

11月22日、東京・自治労会館で開催した。まず、五百蔵洋一自治労顧問弁護士から政治活動のコンプライアンスについて講演を受けた。講演については、ウェブで県本部担当者および単組担当者が視聴した。次に、徳永政治局長が参院選の総括について提起し、参加者から各地での取り組み報告や総括について議論を行い、2023年の統一自治体選挙にむけた取り組みについて全体で確認した。

4. 全日本分権自治フォーラム

(1) 全日本分権自治フォーラム第14回政策研究会

11月8日、東京・参議院議員会館で全日本分権自治フォーラム第14回政策研究会が開催され、国会議員64人（衆議院議員41人、参議院議員23人）が参加した。自治労からは、青木副委員長らが参加した。

「デジタル化への期待と課題」をテーマに、全日本分権自治フォーラム政策研究会座長である片山善博大正大学教授が、現状と課題提起を行い、参加者による意見交換が行われた。

第10章 公共サービス労働者の総結集と組織の拡大

1. 組織拡大体制強化と行動の推進

(1) 第1回新採対策会議

10月25日、県本部を対象に東京・自治労会館で対面とウェブの併用で開催し、40県本部1社保労連より89人（うち対面22人）が参加した。

富永京子立命館大学准教授から「若年層と労働運動・社会運動」の講演を受けた後、本部から「2023年度新規採用者の組織化」「2023年度新規採用者の組織化とじちろう共済への同時加入」について提起し、2023年度の新採組織化のために取り組むべき事項について意思統一をはかった。また、事例報告として、奈良県本部と沖縄県本部から報告を受けた。

(2) 2023年度産別オルグ団会議

11月29～30日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用で開催し、43県本部1社保労連から組織拡大専門員、県本部組織強化・拡大担当役職員ら85人が参加した。

会議では、藤森副委員長のあいさつに続いて、講座1「労働組合役員のための対話術～対話を生み出すコミュニケーション～」について、ブライトレーンの岡林温子さんから講演を受けた。続いて、講座2「コロナ禍でもできる組合活動」として6県本部から報告を受けた。講座3では「Google formsによるアンケートの作成」について永井オルグが、講座4ではじちろう共済制度の再確認として「キラーワードの活用」について林強化拡大局長が講演した。

2日目は、「単組役員をやる気にさせるオルグの進め方」をテーマに、ブレインストーミングとKJ法を活用したグループ討論を行った。

2. 臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み

(1) 幹事会

① 第1回幹事会

9月28日、ウェブ会議にて開催し、(ア)年間スケジュールについて、(イ)2022秋闘勝利！中央総決起集会についてなど報告・協議を行った。

② 第2回幹事会

10月22日、東京・自治労会館にて開催し、(ア)幹事交代の承認について、(イ)2022秋闘勝利！中央総決起集会について、(ウ)「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める署名」について、(エ)この間の各地連・県本部における取り組みについてなど報告・協議を行った。

③ 第3回幹事会

11月24日、ウェブ会議にて開催し、(ア)岸真紀子議員との意見交換、(イ)2022秋闘勝利！中央総決起集会でのアンケート集約結果についてなど報告・協議を行った。

(2) 臨時・非常勤等職員全国協議会 第3回全国代表者会議

8月21日、ウェブ会議にて開催し、41県本部1社保労連から148人が参加した。総会ではまず、山西議長、藤森副委員長、鬼木誠参議院議員からあいさつを受けた。その後議事に入り、2022年度経過報告、

本部提起を行い、経過報告と本部提起に対する質疑応答が行われ、承認された。その後、2023年度役員体制の確認を行い、本部共済推進委員会事務局の藤島正明さんを講師に、「仲間づくりの促進にむけたじちろう共済の活用について」をテーマに学習会を開催した。最後に、中谷新議長の発声により「団結がんばろう」を三唱し終了した。

＜2023年度臨時・非常勤等職員全国協議会 役員体制＞

議長	北海道地連	中谷 公子	(北海道・自治労くしろ児童厚生員ユニオン)
副議長	中国地連	井上 清美	(広島・自治労広島公共民間ユニオン 安芸高田市保育所分会)
事務局長		佐藤 久美子	(自治労本部)
幹事	関東甲地連	荒巻 朋美	(群馬・高崎市立保育所 臨時・嘱託職員労働組合)
幹事	北信地連	長島 典子	(石川・石川県職員労働組合)
幹事	近畿地連	岡田 千恵	(滋賀・東近江市会計年度任用職員労働組合)
幹事	四国地連	樫原 千晴	(香川・高松市非常勤職員労働組合)
幹事	九州地連	城田 マリ	(沖縄・那覇市会計年度任用等職員労働組合)
幹事	社保労連	古賀 綾	(三重・日本年金機構職員労働組合 中部地方本部三重支部津分会)

(3) 2022秋闘勝利！ 中央総決起集会

10月23日、東京・自治労会館にて開催し、各県の臨時・非常勤等職員を中心に29県本部1社保労連から55人が対面参加、YouTube配信も併用し、多数の視聴者が傍聴した。

集会では、井上副議長、藤森副委員長、岸真紀子参議院議員からあいさつを受けた。その後、新幹事の紹介を行い、確定闘争の取り組みについて等の本部提起が行われた。続いて、八巻労働条件局長から「会計年度任用職員の賃金・労働条件等制度と2022確定闘争の取り組みについて」の講演があった後、先進事例の報告として、昇給・昇格制度について東京から、病気休暇の有給化について兵庫から、それぞれの報告を受けた。その後の意見交換では、インフルエンザ休暇の有給化や、常勤職員と同等の手当の獲得について、自治体単組と連携した取り組み事例、確定闘争での賃金引き上げにむけたたかう決意など、多くの発言があった。最後に井上副議長の発声により「団結がんばろう」を三唱し、集会を締めくくった。

(4) 会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める署名の提出

11月25日、自治労本部「臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定のための対策委員会」ならびに臨時・非常勤等職員全国協議会は、総務大臣宛に、①短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当の支給を可能とすること、②会計年度任用職員の処遇改善に必要な財源の確保を行うこと、③任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと、の三点を求める署名の提出を行った。署名数は552,017筆となり、提出においては、臨時・非常勤等職員全国協議会から中谷議長も同席し現場実態を踏まえ早期の法改正を訴えた。

※ 具体的な内容は、自治労情報2022第0206号（2022年12月5日）を参照のこと。

3. 国保労組協議会の取り組み

(1) 国保労組協議会単組代表者会議

国保労組協議会は、8月29日、2023年度単組代表者会議を参加者を原則各単組1人に限定するなどコロナ対策を徹底し、3年ぶりに東京・自治労会館で開催した。45単組47人（男性38人、女性9人）が参加した。会議では、国保連職場を取り巻く制度政策課題や組織課題、新たな「国保連合会・国保中央会のめざす方向」策定をきっかけとした将来展望の検討、組織強化・拡大に対する取り組み等について確認した。あわせて、2023年度の幹事会体制を確認し、四役体制を強化するとともに4地連で幹事が交代した。

<2023年度役員体制>

議長	榑崎寛之	山口県国保労組（中国地連）
副議長	比田井修	自治労中央本部（強化拡大局長）
副議長	西山新吾	京都府国保労組（近畿地連）
副議長	大政章	兵庫県国保労組（近畿地連）
事務局長	陳野聡	東京都国保労組（関東甲地連）
事務局次長	工藤謙太郎	山形県国保労組（東北・北海道地連）
事務局次長	岡田幹二郎	滋賀県国保労組（近畿地連）
幹事	渡部隆平	宮城県国保労組（東北・北海道地連）
幹事	高石和幸	千葉県国保労組（関東甲地連）
幹事	都竹翔司	岐阜県国保労組（北信・東海地連）
幹事	辻本洋平	大阪府国保労組（近畿地連）
幹事	永島正臣	島根県国保労組（中国地連）
幹事	池内康太郎	愛媛県国保労組（四国地連）
幹事	長濱哲	沖縄県国保労組（九州地連）
会計監事	高崎健一	茨城県国保労組（関東甲地連）
会計監事	奥村佑美	滋賀県国保労組（近畿地連）

(2) 四役会議・幹事会

① 第6回幹事会

8月28日、東京・自治労会館で第6回幹事会を開催した。幹事会では、(ア)2023年度単組代表者会議の運営について、(イ)各地連活動報告、(ウ)その他について報告・協議を行った。

② 第1回四役会議

10月5～6日、東京・自治労会館で第1回四役会議を開催した。1日目は、厚生労働省など関係団体や組織内議員等との意見交換等を行った。2日目は、(ア)2023年度幹事会の運営と役割分担、(イ)2023年度活動方針の具体化等について報告・協議を行った。

③ 第1回幹事会

10月6～7日、東京・自治労会館で第1回幹事会を開催した。幹事会では、(ア)単組代表者会議を受けて、(イ)2023年度幹事会運営と役割分担について、(ウ)2023年度活動方針の具体化等について報告・協議を行った。

④ 第2回幹事会

12月7～9日、東京・自治労会館で第2回幹事会を開催した。幹事会では、(ア)対政府予算要請行

動および関係団体との意見交換、(イ)2023年2月単組代表者会議の運営および議案等について報告・協議を行った。8日には、厚生労働省への要請行動、国保中央会との意見交換を行った。

⑤ 第2回四役会議

1月6～8日、京都府国保連合会で第2回四役会議を開催し、(ア)2023年2月単組代表者会議の運営および議案等について、(イ)その他について報告・協議を行った。

4. 消防職員の自主組織づくり支援の取り組み

(1) 「消防職員の団結権に関する検討委員会」および総務省消防庁との協議

第107回ILO総会(2018年5月末開催)の基準適用委員会議長集約に基づき、「労働側との定期的な意見交換の場」が設置され、総務省・消防庁と自治労・全消協との間で消防職員の団結権に関する協議を行っている。また、この協議にむけては、「消防職員の団結権に関する検討委員会」で準備を進めている。

① 総務省消防庁に対する要請行動

11月22日、自治労・全消協は総務省消防庁に対して要請行動を実施した。自治労からは青木総合組織局長、全消協からは須藤会長、佐藤副会長、小野副会長、田立事務局長、川北事務局次長が参加した。消防庁側からは前田消防庁長官のほか、荒竹消防・救急課長、田邊救急課・課長補佐など事務担当者6人が出席。前田消防庁長官に要請書を手交、意見交換ののち、重点項目として設定した消火活動中の殉職事故防止対策、救急件数増加に対応した整備指針の見直し等について要望を伝え、意見交換を行った。

② 消防職員の団結権に関する検討委員会

ア 第20回検討会(9月13日)

(a)第111回ILO総会にむけた対応について、(b)ILO議長集約に関わる定期協議にむけた確認事項等について、協議を行った。

イ 第21回検討会(11月4日)

(a)立憲民主党公務員制度改革PTへの対応について、(b)「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会」への対応について、(c)第9回ILO議長集約に関わる定期協議について、協議を行った。

ウ 第22回検討会(12月1日)

(a)ILO議長集約に関わる定期協議にむけた事前打ちあわせを行った。

第11章 産別組織の確立と強化

1. 組織強化委員会

(1) 第6回組織強化委員会（2022年8月11～12日）

8月11～12日に、対面で第6回委員会を下記の通り開催した。

① 委員の交代および副部会長の選任の確認

ア 委員の交代：九州地連・福岡県本部 坂田邦宏書記長→沖縄県本部 大嶺克志書記長

イ 財政部会 副部会長の選任：中国地連・島根県本部 木下幹也書記長

② 報告事項

ア 登録納入確定の概況について

イ 重点支援県本部の取り組み総括（案）について

ウ 第5回組織強化委員会議事要旨の確認

③ 協議事項

ア 第6次組強計画にむけたグループ討議と全体討論

4グループに分かれ、討論を下記の3点で行い、全体討論の中で全体化した。

・グループ討論① 自治労の現在地（単組・県本部・本部）

・グループ討論② 組強計画推進の阻害要因と改善策

・グループ討論③ 6次組強計画の肝は何か

(2) 2023年度第1回組織強化委員会（2022年10月28日）

10月28日にウェブ（正副部会長は対面）にて第1回委員会を下記の通り開催した。

① 報告事項

ア 第6回組織強化委員会議事要旨の確認

② 協議事項

ア 職員互助年金検討委員会の委員選出について（確認）

役職員互助年金共済の5年ごとの制度検討のため、「職員互助年金検討委員会」が設置されることから、慣例により、組強委員会から「財政部会の部会長・副部会長・女性委員」の3人が検討委員として参加することを確認した。

イ 6次組強計画策定に関する今後の討議スケジュールについて

ウ 6次組強計画策定にむけた議論について

前回組強委員会で出された意見を踏まえ、事務局より6次組強計画の位置づけと全体構成案などを提示し、議論した。

(3) 第2回組織強化委員会（2022年11月15日）

11月15日にウェブ（正副部会長は対面）にて第2回委員会を下記の通り開催した。なお、冒頭の本部・伊藤書記長のあいさつにおいて、本部役員の立候補年齢の見直しに関する役員推薦委員会資料について、説明・報告した。

① 報告事項

ア 第1回組織強化委員会議事要旨の確認

② 協議事項

ア 6次組強計画骨子案について

(4) 第3回組織強化委員会(2022年12月13日)

12月13日にウェブ(正副部会長は対面)にて第3回委員会を下記の通り開催した。

① 報告事項

ア 第2回組織強化委員会議事要旨の確認

イ 2022年度県本部事業促進交付金事業の取り組み報告

② 協議事項

ア 6次組強計画たたき台(案)について

イ 交付金のあり方検討視点に関する事務局メモについて

(5) 「単組活動チェックリスト」に関する作業班の設置

単組活動チェックリストの見直し・改訂にあたり、組強委員での「作業班」を編成し、たたき台を作成することとした。今後、ウェブ等で打ちあわせをしながら、2月の組強委員会においてたたき台を報告する予定としている。

組強委員からのメンバーは下記の通り。

- ・長計部会 三好副部会長(香川県本部書記長)、愛知県本部・近藤書記長
- ・財政部会 岩手県本部・及川書記長、石川県本部・糸崎書記長

2. 都道府県職労の取り組み

(1) 幹事会

① 2022年度第5回幹事会

9月21日、東京・自治労会館にて対面方式で開催した。

<協議事項>

ア 2023年度第1回代表者会議について

イ 人事交流に関する中央要請行動について

ウ 2022年度人事委員会勧告・確定闘争関連の調査について

エ 当面の会議日程について

オ その他

② 2023年度第1回幹事会

10月26日、東京・自治労会館にてウェブ方式で開催した。

<協議事項>

ア 人事交流に関する中央要請行動について

イ 2023年度新規採用者への取り組みについて

ウ 青年層役員における新採対策意見交換会(計3回の1回目)について

エ 2023年度第2回都道府県職労代表者会議(新採対策)について

オ 当面の闘争方針について

カ 各種調査について

キ 地共済等役員・委員の選出について

ク 今後のスケジュールについて

③ 2023年度第2回幹事会

12月8日、東京・自治労会館にてウェブ方式で開催した。

<協議事項>

- ア 2023年度新規採用者の組織化の取り組みについて
- イ 2023年度第2回都道府県職労代表者会議（新採対策）について
- ウ 中央要請行動について
- エ 賃金・労働条件調査について
- オ その他

(2) 代表者会議

① 2023年度第1回代表者会議

9月22日、東京・自治労会館にて対面方式で開催した。

【2023年度 県職共闘役員体制】

役職	名前	単組名	地連名
議長	蒲池 仁	全道庁労連	北海道地連
副議長	鳥羽 幸也	三重県職労	東海地連
副議長	筒井 剛	福岡県職労	九州地連
事務局長	外山 律子	自治労本部	本部強化拡大局長
幹事	太田 辰雄	新潟県職労	東北地連
幹事	松木 友幸	山梨県職労	関東甲地連
幹事	湯本 憲正	長野県職労	北信地連
幹事	吉村 聖子	奈良県職連合	近畿地連
幹事	石橋 裕子	広島県職連合	中国地連
幹事	新土居 正志	高知県職連合	四国地連

② 2023年度第2回代表者会議

12月10日、東京・自治労会館にてウェブ方式で開催した。富永京子立命館大学准教授から「若年層と労働運動・社会運動」について講演を受けた後、本部から「新規採用職員の組織化」「新規採用職員へのじちろう共済の取り組み」についてそれぞれ提起を行った。また、県職労における取り組みの事例報告として2県職労から報告をいただき、蒲池議長から2023年度の新採加入にむけた決意も含めた全体のまとめで、会議を締めくくった。

(3) 各職能組織の活動について

① 全国労政・労委連絡会

12月22日 第19回自治労地方労働行政交流集会・幹事会

12月23日 2023年度第2次予算中央要求行動

② 全国職業訓練協議会

12月22日 第19回自治労地方労働行政交流集会・幹事会

12月23日 幹事会・2023年度第2次予算中央要求行動

③ 農業改良普及評議会

12月14日 幹事会・2023年度第2次中央予算要求行動

④ 都道府県税務職員連絡協議会

9月16日 第128回自治労都道府県税務職員連絡協議会

⑤ 都道府県立病院連絡会

11月28日 第72回幹事会

3. 大都市共闘の取り組み

(1) 三役会議・幹事会

① 第3回三役会

11月7日、幹事会、総会、総務省交渉等についてウェブ方式で協議した。

② 第3回幹事会

11月11日、下記事項について協議するため対面とウェブの併用で開催した。

- ア 総会について（12月10日予定）
- イ 総務省要請について
- ウ 部会交付金の運用について
- エ 部会用Zoomアカウントの開設について
- オ 各都市報告について

(2) 大都市共闘青年・女性ユニオンセミナー

9月3日、東京・自治労会館で青年・女性ユニオンセミナーを開催し、12都市25単組から53人が参加した。

セミナーでは、第1部は「若者の政治参加を考える」と題して、自治労組織内自治体議員で当選1期目の若手議員・細野敬士さん（仙台市議）と菅森実さん（愛媛県議）の2人が、議員に立候補した経緯や組合活動と政治活動の関係、議員活動の悩みや成果、若者に期待することなどを提起。参加者からは「どんなところにやりがいを感じますか」などの質問が出され、意見交換を行った。第2部は「新規採用職員の組合加入をすすめる」をテーマに、熊本市職の取り組み事例の報告を受けた後、グループに分かれて討論。職場・単組での取り組みの経験、若年層が新採加入の先頭に立つことの有効性などを話し合った。閉会後の交流会では、参加者の単組紹介や地元の魅力アピール、じゃんけんゲームなどで親睦を深めた。

対面での開催は3年ぶり。参加者からは「集まることの楽しさを感じた」「全国の仲間の頑張る姿に元気をもらえた」等の感想が聞かれた。

4. 町村評議会の取り組み

(1) 2023年度町村評議会県本部代表者会議

8月26日、ウェブ方式で開催し、39県本部約100人が参加した。総会では、①2022年度町村評議会活動経過報告、②2023年度町村評議会活動方針（補強修正案）、③2023年度町村評幹事体制を報告・提案し、質疑・討論を経て確認された。

<2023年度幹事体制>

2022年8月26日現在

議長	宮脇拓也	東海地連	三重県本部	明和町職労
副議長	藤本幹也	近畿地連	奈良県本部	平群町職労
事務局長	外山律子	総合組織局	強化拡大局長	
幹事	瀧口和成	北海道地連	北海道本部	自治労日高町職

幹	事	庄	司	稔	東北地連	福島県本部	飯館村職労
〃		井	口	智弘	関東甲地連	千葉県本部	芝山町職
〃		蓑	島	慎吾	北信地連	石川県本部	能登町職
〃		徳	安	隆行	中国地連	山口県本部	田布施町職労
〃		小	林	慶太	四国地連	香川県本部	宇多津町職
〃		田	原	修司	九州地連	宮崎県本部	高原町職労

(2) 幹事会

① 第1回幹事会

10月28日、2023年度町村評賃金闘争・組織強化拡大交流集会の前段に東京・自治労会館で対面で開催した。

<協議事項>

- ア 2023年度町村評賃金闘争・組織強化拡大交流集会について
- イ 町村職総決起集会について
- ウ 総務省、全国町村会への要請内容について
- エ 当面の闘争方針（案）について

② 第2回幹事会

12月15日、ウェブ方式で開催した。

<協議事項>

- ア 2023年度町村評賃金闘争・組織強化拡大交流集会
- イ 町村評総決起集会について
- ウ 次回幹事会について

(3) 2023年度町村評賃金闘争・組織強化拡大交流集会

10月28日に賃金改善や人員確保など、町村単組が抱える課題の改善にむけて、2023年度賃金闘争・組織強化交流集会をウェブ方式で開催し、33県本部約150人が参加した。

集会冒頭、宮脇議長のあいさつに続き、藤森副委員長が主催者代表あいさつを行った。集会では、吉村現業局長が「現業・公企統一闘争の推進について」、八巻労働条件局長が「2022人事院勧告と2022確定闘争について、定年延長制度におけるポイントについて」を提起した。続いて、全体討論「定年引き上げ・人員確保課題」を行い、①「定年引き上げの取り組み」（石川県本部 能登町職執行委員長・朝川桂輔さん）、②「定年引き上げと人員確保に向けた取り組みについて」（北海道本部 町村連絡会議事務局長・柿崎克之さん）、③「職員採用の事例」（福島県本部 飯館村職・庄司稔さん）の事例報告と意見交換を行った。意見交換では、事例報告に対する質問や取り組み報告が行われ、定年引き上げについて熱心な討論が行われた。

その後、全体討論「人材育成課題」を行い、「担い手育成の取り組み」（島根県本部 町村評議会事務局長・浅生偉さん）の事例報告と意見交換を行った。意見交換では、女性の人材育成課題について熱心な討論が行われた。

5. 学校事務協議会の取り組み

(1) 2023年度学校事務協議会第1回幹事会

12月4～5日、東京・自治労会館で開催し、①学校事務集会、②文科省要請、③活動方針、今後のス

ケジュール、④HP、⑤組織関係について、⑥各県課題、⑦その他について議論した。また、その後、文科省への要請行動を行った。

(2) 2023年度政府予算要請行動

12月5日、2023年度政府予算要求第2次中央行動として文部科学省へ要請を行った。要請項目は、公教育の無償化、学校事務職員の定数の改善、学校施設の多機能化・ユニバーサルデザイン化のための財政措置、奨学金の支給方法と時期の見直しなど。給食の無償化の実現にむけて財政課題などについて意見交換を行った。

<別記11-1>

2022年12月5日

文部科学大臣

永岡桂子様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、地方分権に向けた地方教育行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

現在、貧困の世代間連鎖が問題となっているなか、公教育、特に教育機会の平等に関することが課題となっています。また、少子化による学校の統廃合によって子どもたちが自宅から通えない状況も生じるなど、地域間格差による教育機会の平等が脅かされる事態となっています。

さらに、公共施設の老朽化等が課題となっていますが、その中でも教育関連施設の占める割合は決して少なくありません。特に学校施設は防災拠点としても重要な役割を果たしており機能強化が急務となっています。

このように、地域実態にあった教育を推進する観点からも、教育機会の平等を拡充することや施設整備等の諸施策の実現が求められています。あわせて、教育行政に関する諸施策を担い日々職務に精励している現場職員の労働条件の維持・向上も重要です。

他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会全体が混乱するなかにあって、現場実態を十分に踏まえた施策を講じる必要があります。

教育行政に関する課題は多岐にわたります。これらを実現するための予算措置に向け、以下のとおり所要の対応を要請いたします。

記

【公教育の無償化について】

1. 義務教育の実質無償化を実現するため、保護者負担金の実態を把握し、その縮減に必要な財源措置や制度改革を行うこと。とくに学校給食費の無償化を実現すること。
2. 就学援助制度の拡充と条件整備を貧困対策として機能するよう一層推進すること。
3. 教育活動に使用する教材費、修学旅行費等についての予算措置を拡充すること。
4. 高等学校等就学支援金について、所得制限を廃止すること。
5. 高等学校の保護者負担金を廃止すること。また、保護者への経済的負担を軽減するため、公費予算の増額および給付型奨学金の拡充を行うこと。とくに教科書の無償化措置を行うこと。また、遠距離化していることに伴う通学費用について、新たな補助制度を作ること。
6. 学校における経理事故の防止と適正化をはかるため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がな

されるよう、必要な措置を行うこと。また、学校徴収金の会計処理に混乱が生じないよう、関係省庁とも協議のうえ、適正な会計処理についての判断を示すこと。とくに、学校徴収金の会計処理が教職員の過重労働の原因の一つにもなっていることから、「学校給食費の公会計化」をさらに推進するとともに、導入にかかる費用の財源保障を行うこと。

7. 教職員の働き方改革の一環として進められている公費以外の学校諸集金等の自治体一括集金制度について、地方自治法等の関係諸法令に基づく法的根拠を明確にすること。
8. 学校運営に必要な経費が、PTA等からの寄付や財政援助によって賄われている実態を調査し、結果的に寄付の割り当てや保護者への負担の強制とならないよう改善を図ること。また、公立学校が現金による寄付を受け取る際の手続きについて、自治体財務の観点から根拠を明確にすること。

【学校事務職員の定数について】

1. 都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、防災拠点など学校が果たす役割を考慮し、安定した校務運営を保障するため、事務長を含めて最低3人以上とすること。また、高校授業料に関する事務量の増加に伴い必要な定数改善を行うこと。
2. 2014年に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」で、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開の場として位置づけられたことを重く受け止め、定数算定にあたっては算定基準の児童生徒100人以上かつ25%以上を、100人以上もしくは25%以上に改善すること。
3. 定数内欠員および会計年度任用職員等による配置が拡大している実態を踏まえ、正規職員による配置にむけた改善をはかること。
4. 自治体における準要保護児童生徒の認定時期を考慮した加配措置が行われるよう配慮すること。

【学校職員の働き方改革について】

1. 「教員の病気休職原因分析調査研究事業（2023～2025）」については、教員だけでなく他の学校職員も対象とすること。

【学校環境整備について】

1. 学校施設の地域実態に応じた多機能化を推進すること。また、インクルーシブ教育の推進や災害時避難場所としての役割を考慮し、ユニバーサルデザインに立った学校施設整備指針の策定と改修等に必要な財源措置を早急に講じること。また、災害時における児童生徒の安全確保や地域防災拠点としての学校の機能を強化すること。
2. 2020年12月に改訂された「学校施設バリアフリー化推進指針」に基づいて進められている立小中学校等のバリアフリー化改修については、2025年度までの「整備目標」期間内に整備が終わるよう進捗状況を把握し、必要な助言を行うこと。とりわけ、既設校舎へのエレベーター整備については、障がい児童生徒への合理的配慮の観点から、対象となるすべての学校施設で整備されるよう、「附帯決議」も踏まえて、自治体への助言や技術的支援に取り組むこと。
3. トイレのバリアフリー化改修に当たっては、車椅子の児童生徒のおむつ交換に対応できるユニバーサルシート（大型ベッド）を、標準的に整備するための指針整備や財源措置を講じること。
4. 小中学校における冷暖房設備の設置事業に関する「学校施設環境改善交付金」の補助率を引き上げること。
5. 児童生徒の安全を図るため、遊具や施設の老朽化等に伴う危険性を軽減する施策を行うとともに、施設設備の改修に伴う財源措置を講じること。
6. コロナ禍に伴い継続して増加が見込まれる経費（消毒関連用品、光熱水費等）について、当面の間、その財源措置に努めること。

【就学奨励費の改善について】

1. 就学奨励費について、領収書等による実費支給の手続きが（当該経費を必要とする）低所得世帯への支給

の遅れと負担を招いているため、定額支給等を検討すること。また、入学時は多額の費用を要することから新入学用品費の拡充を図るとともに支給時期の見直しをはかること。

以 上

6. 男女平等推進の取り組み

(1) 男女がともに担う自治労委員会

① 第1回（9月12日）

<報告・確認事項>

ア 自治労「ジェンダー平等推進計画」（仮称）の、「基本的考え方」の議論に際しての論点整理

<協議事項>

ア 2023年度の当委員会体制について

② 第2回（11月1日）

<協議・確認事項>

ア 自治労「ジェンダー平等推進計画」（仮称）の「基本的考え方」および「到達すべき目標」について

イ 2023春闘方針（案）について

③ 第3回（12月1日）

<協議・確認事項>

ア 男女平等推進闘争キャッチコピーの審査・決定

イ 2023年度男女がともに担う自治労県本部代表者会議について

ウ 自治労「ジェンダー平等推進計画」（仮称）について

(2) 自治労「ジェンダー平等推進計画」（仮称）策定委員会

① 第2回策定委員会

8月23日、東京・自治労会館にてウェブ方式で開催した。

<協議事項>

ア 第1回委員会での議論を踏まえた基本的な考え方について

② 第3回策定委員会

9月26日、東京・自治労会館にてウェブ方式で開催した。

<協議事項>

ア 前回までの議論を踏まえた基本的な考え方について

③ 第4回策定委員会

11月17日、東京・自治労会館にて対面方式で開催した。

<協議事項>

ア 前回までの議論を踏まえた基本的な考え方について

イ 「クオータ制」について

④ 第5回策定委員会

12月21日、東京・自治労会館にてウェブ方式で開催した。

<協議事項>

ア 前回までの議論を踏まえた基本的な考え方、到達すべき目標について

7. 第32回自治労スポーツ大会

「第32回全日本自治体職員等野球選手権全国優勝大会」は9月8日から11日まで、新潟・新潟市、阿賀野市、聖籠町にて開催した。試合の結果は以下の通り。

なお、本部主催の全国優勝大会は野球大会と女子バレーボール大会が隔年開催のため、2022年度は女子バレーボール選手権全国優勝大会を開催していないが、各県本部・地連で開催した女子バレーボール大会には106単組が参加した。

(1) 第32回全日本自治体職員等野球選手権全国優勝大会

① 全国大会代表チーム

地 連	全国大会出場チーム		
	県本部	組合名（今大会含む全国大会出場回数）	
北 海 道	北 海 道	自治労石狩市職員労働組合	(4)
	北 海 道	自治労北広島市職員労働組合	(初)
東 北	青 森	青森県職員労働組合	(初)
	秋 田	秋田県職員連合労働組合	(3)
関 東 甲	千 葉	自治労松戸市職員組合	(11)
	千 葉	柏市役所職員組合	(8)
	群 馬	太田市役所職員労働組合	(4)
	茨 城	日立市職員労働組合	(5)
北 信	福 井	自治労福井市職員労働組合	(14)
	石 川	小松市職員組合	(2)
東 海	愛 知	豊田市職員労働組合連合会	(9)
	静 岡	富士宮市職員組合	(2)
近 畿	兵 庫	宝塚市職員労働組合	(2)
	奈 良	奈良県関係職員労働組合連合会	(初)
中 国	広 島	自治労福山市職員労働組合連合会	(31)
	広 島	尾道市職員労働組合	(7)
四 国	高 知	高知県職員連合労働組合	(2)
	徳 島	阿波市職員労働組合連合会	(初)
九 州	大 分	別府市職員労働組合	(10)
	佐 賀	佐賀広域消防職員協議会	(初)
開 催 県	新 潟	胎内市職員労働組合連合会	(5)
	新 潟	十日町市職員労働組合連合会	(初)

② 全国優勝大会成績

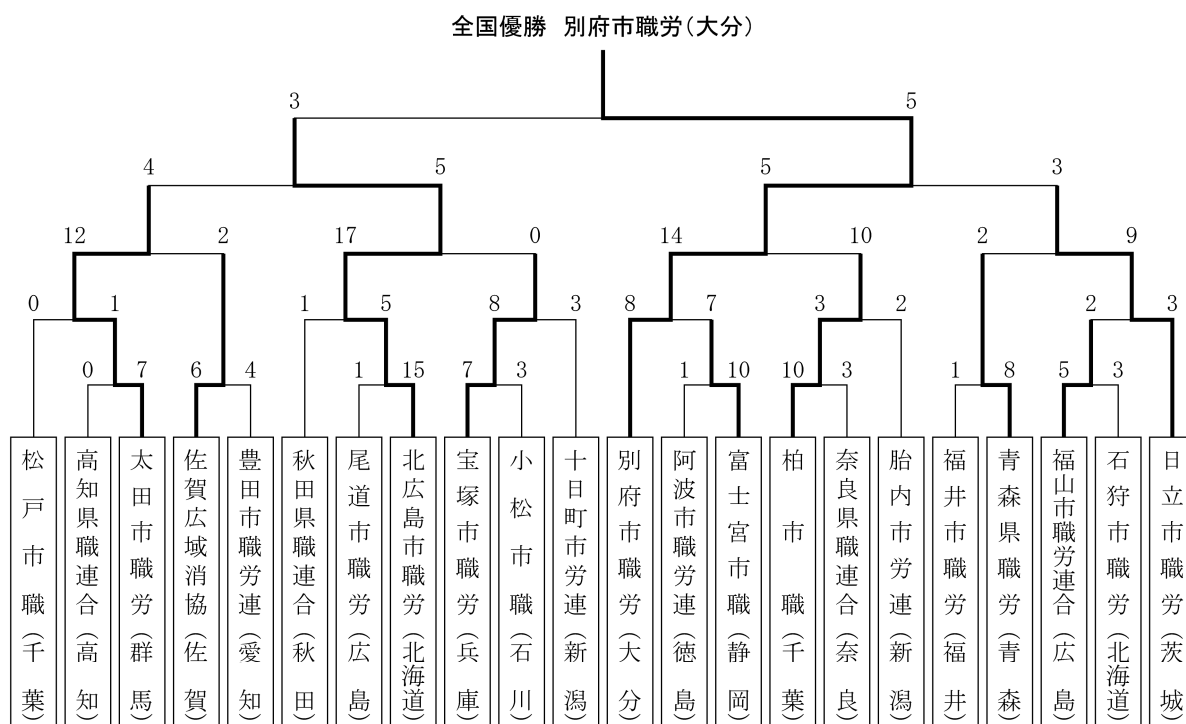
ア 団体の部

全 国 優 勝	九州地連	大分県本部	別府市職員労働組合
全 国 準 優 勝	北海道地連	北海道本部	自治労北広島市職員労働組合
全 国 第 3 位	関東甲地連	群馬県本部	太田市役所職員労働組合
全 国 第 3 位	関東甲地連	茨城県本部	日立市職員労働組合

イ 個人の部

最優秀選手賞 脇 和 也 (別府市職員労働組合)
 殊 勲 賞 高 野 仁之介 (別府市職員労働組合)
 敢 闘 賞 早 川 太 貴 (自治労北広島市職員労働組合)
 打 撃 賞 鶴 田 健 悟 (別府市職員労働組合)
 勝利監督賞 脇 和 也 (別府市職員労働組合)
 長尾賞・特別賞 優勝・準優勝チームを除く各チームから顕著な活躍をみせた選手に長尾賞
 (計21人)が、ホームランを打った選手に特別賞(計17人)がそれぞれ贈呈
 された(両賞あわせて38人)。

③ 全国優勝大会成績表
 決勝トーナメント結果



(2) 2022年度自治労スポーツ大会参加チーム数集計表

<別表11-1>

県本部	野 球						女子バレーボール					
	県 職	都市職	町 村	関 連	未加盟	総 数	県 職	都市職	町 村	関 連	未加盟	総 数
北海道	6	34	85	8	0	133	0	3	1	0	0	4
青 森	1	8	10	1	0	20	0	2	1	0	0	3
岩 手	0	4	3	0	0	7	0	1	2	0	0	3
宮 城	0	11	5	0	0	16	0	3	0	0	0	3
秋 田	5	10	1	0	0	16	0	0	0	0	0	0
山 形	0	12	11	0	0	23	0	0	2	0	0	2
福 島	0	10	26	0	0	36	0	0	0	0	0	0
新 潟	1	10	0	0	0	11	0	2	0	0	0	2
群 馬	3	11	9	0	1	24	0	3	0	0	0	3
栃 木	2	12	8	1	0	23	0	0	0	0	0	0

県本部	野 球						女子バレーボール					
	県 職	都市職	町 村	関 連	未加盟	総 数	県 職	都市職	町 村	関 連	未加盟	総 数
茨 城	1	9	6	0	0	16	0	1	0	0	0	1
埼 玉	0	6	0	0	0	6	1	0	0	0	0	1
東 京	1	33	0	1	8	43	0	4	0	0	0	4
千 葉	0	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	11	1	0	0	12	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3
長 野	1	12	2	2	0	17	0	0	0	0	0	0
富 山	1	8	1	0	0	10	1	1	0	0	0	2
石 川	2	10	2	0	0	14	0	0	0	0	0	0
福 井	1	8	0	0	0	9	1	3	0	0	0	4
静 岡	2	7	0	1	0	10	0	2	0	0	0	2
愛 知	0	3	0	0	0	3	0	2	0	0	0	2
岐 阜	0	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
三 重	1	12	10	0	0	23	0	4	2	0	0	6
滋 賀	0	10	2	0	0	12	0	2	0	0	0	2
京 都	0	4	0	0	0	4	0	1	0	0	0	1
奈 良	1	6	1	0	0	8	1	0	0	0	0	1
和歌山	3	4	7	0	0	14	0	1	0	0	0	1
大 阪	0	11	0	1	0	12	0	2	0	0	0	2
兵 庫	5	17	8	2	0	32	2	6	2	0	0	10
岡 山	3	7	5	0	0	15	0	3	0	0	0	3
広 島	1	10	5	0	0	16	1	4	2	0	0	7
鳥 取	1	4	9	0	0	14	0	0	1	0	0	1
島 根	1	6	4	0	0	11	0	2	1	0	0	3
山 口	7	16	3	2	2	30	1	1	0	0	0	2
香 川	2	9	7	1	0	19	1	4	1	0	0	6
徳 島	2	8	5	0	0	15	0	4	2	0	0	6
愛 媛	1	2	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0
高 知	1	3	1	1	0	6	0	0	0	0	0	0
福 岡	4	25	11	1	1	42	1	4	1	0	0	6
佐 賀	1	10	8	3	0	22	0	0	0	0	0	0
長 崎	3	10	3	2	0	18	0	0	0	0	0	0
大 分	2	15	3	5	0	25	1	5	0	0	0	6
宮 崎	1	7	4	1	0	13	0	0	0	0	0	0
熊 本	1	6	5	0	0	12	1	2	1	0	0	4
鹿児島	1	18	17	7	0	43	0	0	0	0	0	0
沖 縄	2	10	7	1	0	20	0	0	0	0	0	0
合 計	71	475	297	41	12	896	12	74	20	0	0	106

注(1) 未加盟チーム数は「計」に含まれる。

注(2) 報告書の欄に未記入の場合、ゼロとした。

8. 退職者会の活動

(1) 組織

① 新規加盟（2022年5月1日～2022年12月1日）

県本部	単会名	会員数	会長名	加入承認年月日
長崎	大村市役所職員組合退職者会	15	喜々津 正一	2022年5月27日

② 解散

県本部	単会名	会員数	解散理由	解散承認年月日
東京	世田谷区退職者会	9	後継者不在のため	2022年7月26日

③ 名称変更

なし

上記の結果12月1日現在、531単会・241,964人となった。

(2) 組織拡大に関する自治労の協力

自治退は、「30万自治退建設」を目標に各地域で、組織拡大の取り組みを進めてきた。また、2022年1月、自治労本部に「退職者会組織強化・拡大の取組みについて（お願い）」で自治退各県本部・単会での組織強化・拡大にむけた自治労各県本部の協力をあわせて要請し、加入拡大努力を行ってきた。しかし、引き続きコロナ禍の中で、対面での組織活動を展開することが困難な状況が続いている。

(3) 第4回中間年県本部代表者会議

11月15日、東京・ホテルルポール麹町で開催し、役員・地連代表者・県代表者・傍聴者等75人が出席した。

報告事項は、2022年度活動報告、会計報告・会計監査報告を承認した。議案は第1号議案「2023年度自治退当面の活動方針（案）」、第2号議案「2023年度各会計予算（案）」、第3号議案「第48回定期総会の開催地（案）」を決定した。また、退任役員2人（岡田嘉久さん、田野口紘二さん）に感謝状を贈ったあと、新任役員2人（楠田正治さん、旭信昭さん）を紹介し、退任・新任の役員からあいさつを受けた。最後に総会宣言・スローガンを採択し終了した。

(4) 社会保障・税一体改革

これまでの安倍・菅政権は、市場原理主義者の意見を基礎に、経済財政諮問会議・規制改革推進会議、全世代型社会保障検討会議などを用いて社会保障抑制政策を続けてきた。

今回、岸田政権のもとで全世代型社会保障検討会議から改組された「全世代型社会保障構築会議」とその下部機構である「公的価格評価検討委員会」は発足早々、看護・介護・障害福祉・保育・幼児教育等の従事者の処遇改善を提言するなど新たな動向も示してきたが、自治退は、高齢者が安心して地域でくらししていくことを支える「安心と信頼の社会保障」の確立をめざし、年金・医療・介護制度の改悪に反対し、退職者連合に結集して対政府要請行動を実施してきた。また、退職者連合の対自治体要請指針に基づき、自治労の各県本部・単組の協力を得つつ、自治体要請行動等に取り組んだ。

(5) 反戦・平和・民主主義

社会保障は、「平和・人権の尊重、健全な国民経済を基盤とする」との基本認識に基づき、退職者連合や平和フォーラムに結集し諸活動に取り組んできた。また、自治労・連合運動と連携して「反戦・平和・人権擁護・反原発」の実現にむけ、各種の集会・要請行動に参加した。

(6) 9・14全国高齢者集会

9月14日、東京・新宿文化センターを会場にコロナ禍を考慮し、総数500人規模で開催された。デモの実施はなし。この集会では、例年と異なり、権丈善一慶応大学教授による講演（「もっと気になる社会保障」）が行われた。自治退からは70人が参加した。

(7) 9・15地公三単産・地公退高齢者集会

9月15日、東京・日本教育会館を会場にコロナ禍を考慮して、総数250人規模で開催された（例年は地公集会が先行し、翌日全国高齢者集会開催だったが、2022年は会場の制約で順番が逆になった）。自治退からは220人が参加した。

集会では、前泊博盛沖縄国際大学教授より「復帰50年・沖縄が問う日本の憲法、安保、地位協定——ウクライナ危機と中台問題を踏まえて」と題した記念講演を受けた。

(8) 自治退提携団体

① 地公退第53回定期総会

7月27日、東京・自治労会館で参加人員を縮小し開催された。来賓として、人見一夫退職者連合会長が、連帯のあいさつを行った。運動方針では、「退連・地公退統一要求の実現をめざす、改憲に反対し平和と人権・環境を守る、民主的政府・市民が主人公の社会づくりをめざす、地公三単産の現退一致の運動や退職者連合と連携した運動」等を確認し、方針・予算を決定した。今次総会は役員交代期にあたり、会長が足立則安さん（全水道退）から竹田邦明さんに交代した。その他役員は留任。

② 退職者連合第26回定期総会

7月14日、東京・連合会館で参加人員を縮小し開催された。今次総会は役員改選の年ではなく、大半の役員が留任した。自治退関連では次の役員の留任が承認された。

会長：人見一夫 事務局長：野田那智子 常任幹事：川端邦彦

③ 地公退統一要求に基づく総務省交渉

地公退は11月7日、岸真紀子参議院議員の同席のもと総務省交渉を実施し、年金・地域包括ケア・生活保護・ジェンダー平等・エネルギー政策・カジノ賭博法等を中心とした「地公退2022年統一要求書」を提出した。総務省交渉は、自公政権が復活して以降、交渉そのものの設定が困難であったが、江崎たかし前参議院議員の尽力で公務員部長を責任者にした協議が定着してきた。内容としては、要求項目全体には回答することなく、各担当が所管事項のみについて回答する形となったが、今後も粘り強く要求実現と実質的協議の拡大をめざす必要がある。

9. 新規加盟組合等の承認について

<別表11-2>

<新規加盟組合> 1 単組 60人

県本部	単 組 名	団 体 分 区	所 在 地	代表者名	組織 人員	組合結成 年月日	加盟決定 年月日	加盟決定 機関名	県本部加盟 承認年月日	本部加盟 承認年月日
岐 阜	海津市職員組合	市	海津市海津町福江656番地2 サンリバーはつらつ内	伊藤 清春	60	2022. 7. 12	2022. 7. 12	大 会	2022. 10. 5	2022. 10. 19

<名称変更>

県本部	新 単 組 名	旧 単 組 名	県本部承認 年月日	本部承認 年月日
北海道	北野病院労働組合	北海道医療生協職員労働組合	2022. 9. 30	2022. 10. 19
山 形	白鷹町職員労働組合	白鷹町役場職員労働組合	2022. 12. 1	2022. 12. 21
山 形	舟形町職員労働組合	舟形町役場職員労働組合	2022. 12. 1	2022. 12. 21
山 形	南陽市職員組合	南陽市職員労働組合	2022. 12. 1	2022. 12. 21
埼 玉	エコロジーフォース越谷労働組合	日本環境クリア越谷労働組合	2022. 11. 10	2022. 12. 2
東 京	自治労・東京都立病院機構労働組合	自治労・東京都保健医療公社職員労働 組合	2022. 7. 12	2022. 8. 22
長 野	一般社団法人長野県観光機構職員労働 組合	一般社団法人信州長野県観光協会職員 労働組合	2022. 7. 7	2022. 8. 22
香 川	みとよ市民病院ユニオン	永康病院ユニオン	2022. 8. 10	2022. 8. 22

<組織統合>

県本部	単 組 名	統合する単組	統 合 理 由	県本部承認 年月日	本部承認 年月日
神奈川	かながわ公共サービ スユニオン	かながわ公共サービス ユニオン 自治労青い鳥労働組合	青い鳥労組の組合員が1人となり、組織運営や役員等体制が維持できなくなったため	2022. 11. 17	2022. 12. 21
山 口	岩国市職員組合	岩国市職員組合 岩国市臨時非常勤職員 組合	岩国臨職組合の組織と活動の 継続を考え、市職の評議会と して活動していくこととした ため	2022. 10. 4	2022. 12. 21

<脱 退>

県本部	単 組 名	脱 退 理 由	県本部脱退承認 年月日	本部脱退承認 年月日
新 潟	聖籠町社会福祉協議会労働組合	組合員数が少なくなり活動もほぼ はない中、これ以上活動の継続が困 難と判断し解散を決定したため	2022. 9. 23	2022. 12. 21
愛 知	名古屋市住宅供給公社職員組合	自治労組合費は余剰金で納めていたが、数年で枯渇する見込みである ことなどから定期大会で脱退を 決定したため	2022. 8. 23	2022. 11. 2
愛 知	小牧市職員組合	県本部役職員の再任用給与に端を 発し、県本部の機関決定・運営に 納得ができないとして脱退を決定 したため	2022. 10. 27	2022. 12. 2

県本部	単 組 名	脱 退 理 由	県本部脱退承認 年 月 日	本部脱退承認 年 月 日
京 都	関西日仏学館労働組合	解雇問題解決後、組合活動の継続が困難となり、組合員全員による投票の結果、解散を決定したため	2022. 11. 16	2022. 12. 2
奈 良	自治労大宇陀寮職員労働組合	ラガール大宇陀寮の厨房施設が2022年9月1日から委託され、組合員がゼロになることから組合の解散を決定したため	2022. 8. 22	2022. 9. 21
兵 庫	加西市嘱託調理・校務員労働組合	組合員が3人となり組織運営が困難となり、解散を決定したため	2022. 10. 11	2022. 12. 21
鳥 取	うなばら荘職員労働組合	うなばら荘の閉館が確定し、職員全員が解雇されたため	2022. 9. 30	2022. 12. 2
宮 崎	山之口町学校給食センター職員労働組合	給食業務委託解除による山之口町学校給食センター運営協議会の解散に伴い労働組合も解散したため	2022. 9. 23	2022. 10. 19

以上の結果、47県本部1直属支部1社保労連 2,586単組742,047人です。

第12章 労働者自主福祉活動の推進

1. 自治労本部共済推進委員会

(1) 共済推進委員会

① 2023年度第1回共済推進委員会

9月20日、東京・自治労会館で開催した。

<議題>

- ア 2022年度第11回本部共済推進委員会議事要録
- イ 2022年度第4回共済推進県本部代表者会議議事要録
- ウ 新型コロナウイルス「みなし入院」取り扱い見直しへの対応について
- エ 2023年度第1回共済推進県本部代表者会議の運営について
- オ 各県本部共済推進方針等の把握について
- カ 地連別共済集会の開催要請について
- キ 第8回じちろう全国共済集会について
- ク 横断組織での展開について
- ケ 団体生命共済（小口型メニュー含む）の導入意向確認について
- コ じちろう共済に関する組合員アンケートの実施について
- サ 当面の日程

② 2023年度第2回共済推進委員会

11月18日、東京・自治労会館で開催した。

<議題>

- ア 2023年度第1回本部共済推進委員会議事要録
- イ 2023年度第1回共済推進県本部代表者会議議事要録
- ウ 県本部共済推進方針等の集約結果について
- エ 横断組織での展開について
- オ 第8回じちろう全国共済集会の運営について
- カ 個人賠償責任共済の残課題対応について
- キ 共済推進県本部・県支部合同会議について
- ク 団体生命共済（小口型メニュー含む）の導入意向確認について
- ケ じちろう共済に関する組合員アンケートの実施について
- コ 当面の日程

③ 2023年度第3回共済推進委員会

12月19日、東京・自治労会館で開催した。

<議題>

- ア 2023年度第2回本部共済推進委員会議事要録
- イ 共済推進県本部・県支部合同会議について
- ウ じちろうセット共済掛金の口座振替にむけた対応について
- エ 当面の闘争方針（案）について
- オ 当面の日程

(2) 共済推進県本部代表者会議

① 2023年度第1回共済推進県本部代表者会議

10月13日、東京・自治労会館において対面とウェブの併用で開催した。

<議 題>

- ア 自治労共済推進本部の実績報告
- イ 住まいる共済の次期制度改定（概要案）への意見・要望について
- ウ 団生経過措置期間終了後の県労済慶弔共済の取扱いについて
- エ 地連別共済集会の開催要請について
- オ 横断組織での展開について
- カ 団体生命共済（小口型メニュー含む）の導入意向確認について
- キ じちろう共済に関する組合員アンケートの実施について
- ク 全国スポーツ大会について

2. 第8回じちろう全国共済集会

11月24～25日、東京・TOC有明で開催し、初日の全体会では46県本部1社保労連から175単組、計404人（事務局を含む）、県拠点会場（ウェブ会場）では20県本部、約350人が参加した。

<内 容>

- ア 基調提起
- イ 全体講演Ⅰ「労働組合における共済推進の意義～相互扶助の原点回帰～」
- ウ 単組取り組み報告
 - a 上越市職員労働組合（新潟）
 - b 牛久市職員組合（茨城）
 - c 熊取町職員組合（大阪）
 - d 大竹市職員労働組合（広島）
 - e 山口県職員労働組合（山口）
- エ 全体講演Ⅱ「多様化するニーズに応じた共済推進手法を考える
～じちろう団生の優位性を活かした選択型の保障提案～」
- オ 分科会
 - 委員長・代表委員分科会 「自治労共済推進本部の現状と課題」
 - 分科会Ⅰ「新採対策と退職予定者対策を考える」
 - 分科会Ⅱ「個別保障相談で役立つスキルを習得しよう！」
 - 分科会Ⅲ「組合員の多様化における若年層対策～新入組合員の加入促進と保障の話～」
 - 分科会Ⅳ「多くの実例から学ぶ！ 共済推進の方法」

3. 自治労共済推進本部・自治労共済生協の事務局体制 (2022年11月1日時点)

(1) 役員

名 前	役 職	担当部門・担当課題
川 本 淳	本部長（非常勤）	・組織運営・事業推進責任者 ・自治労共済生協理事長【代表理事】

名 前	役 職	担当部門・担当課題
高 橋 篤	副 本 部 長	・本部長の補佐・職務代行 ・自治労共済生協副理事長
三 角 義 男	副本部長（非常勤）	・本部長の補佐・職務代行 ・自治労共済生協副理事長
安 東 啓 介	事 務 局 長	・事務局運営責任者、事業推進課担当 ・自治労共済生協専務理事【代表理事】
山 内 幸 一 郎	副事務局長	・推進支援課、ダイレクトセンター担当 ・自治労共済生協常務理事
牧 野 達 成	副事務局長	・総務課担当 ・自治労共済生協常務理事

（２）職 員

① 事業推進部（27人）

部 長 渡 邊 健

次 長 久知良 誠 二（事業推進課長兼務）

ア 事業推進課（3人）

課 長 （久知良 誠 二）

石 井 英 樹

山 岡 美 律 妃

柳 沢 ちあき（自治労本部より駐在）

イ 推進支援課（15人）

課 長 井 上 充（給付係長兼務）

支援1係長 神 谷 憲 二 郎

支援1係 児 山 昇 正

支援1係 永 澤 多 恵

支援1係 土 橋 哲 也

支援1係 三 瓶 功 治

支援1係 八十島 り ら（パートナー職員）

支援2係長 須 藤 徹

支援2係 手 嶋 友 紀

支援2係 小 松 彩

支援2係 阿 部 則 康（再雇用）

支援2係 寺 田 奈 未

給付係長 （井 上 充）

給付係 円 藤 一 広

給付係 吉 田 努

給付係 堀 越 和 美（再雇用）

ウ ダイレクトセンター（4人）

センター長 山 田 俊 司

椿 麻由子

武 田 清 英（再雇用）

豊 田 淑 子（再雇用）

エ 事業推進部付（3人）

課 長 矢 吹 欣 徳（自治労本部共済推進委員会事務局駐在）
小 熊 優 姫（自治労本部駐在）
楠 瀬 啓 介（自治労サービス出向）

4. 自治労共済生協

（1） 理事会

① 2022年度第1回理事会

9月28日、東京・自治労第2会館においてウェブ開催した。

<議 題>

- ア 2021年度第9回理事会報告
- イ 2021年度第10回理事会報告
- ウ 2022年度監事報酬等の協議確認について

② 2022年度第2回理事会

11月29日、東京・自治労第2会館においてウェブ開催した。

<議 題>

- ア 2022年度第1回理事会報告
- イ 2022年度公益財団法人地方自治総合研究所への寄附金支出について

（2） 監事会

① 2022年度第1回監事会

9月26日、東京・自治労第2会館においてウェブ開催した。

<議 題>

- ア 2021年度第8回監事会報告
- イ コンプライアンス事案報告
- ウ 2022年度監事報酬総額および退任慰労金支給額の確認について
- エ 当面の日程等について

② 2022年度第2回監事会

11月29日、東京・自治労第2会館においてウェブ開催した。

<議 題>

- ア 2022年度第1回監事会報告
- イ 2022年度新潟県支部監査報告
- ウ コンプライアンス事案報告
- エ 2022年度期中仮決算監査の実施について
- オ 当面の日程等について

5. 自治労共済推進本部

（1） 代表委員会

① 2022年度第1回代表委員会

9月28日、東京・自治労第2会館においてウェブ開催した。

<議 題>

- ア 2021年度第9回代表委員会報告
- イ 2021年度第10回代表委員会報告
- ウ 自治労共済推進本部の実績報告
- エ 住まいる共済の次期制度改定（概要案）への意見・要望について
- オ 損害調査業務の今後の検討に向けた対応について
- カ 団生経過措置期間終了後の県労済慶弔共済の取扱いについて
- キ じちろう共済に関する組合員アンケートについて
- ク 今後の日程について
- ケ その他

② 2022年度第2回代表委員会

11月29日、東京・自治労第2会館においてウェブ開催した。

<議 題>

- ア 2022年度第1回代表委員会報告
- イ 自治労共済推進本部の実績報告
- ウ 個人賠償責任共済の残課題対応について
- エ 「あらたな住宅審査体制実施計画の取り組み総括（たたき台）」への意見集約対応について
- オ 2022年度交通災害共済の県支部別目標の設定について
- カ 制度改定時における継続加入者への「ご契約のしおり（冊子）」配布の停止について（案）
- キ じちろう共済に関する組合員アンケートについて
- ク セット共済掛金の口座振替に向けた対応について
- ケ 今後の日程について
- コ その他

（2） 県支部事務局長・業務担当者会議

9月30日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで開催した。

<議 題>

- ア 実績報告
- イ 住まいる共済の次期制度改定について
- ウ 損害調査業務の今後の検討に向けた対応について
- エ 2022年度加入拡大モデル単組の取り組み状況について
- オ 2022年度団体生命共済キャンペーンについて
- カ 2022年度年調・割り戻し金処理について
- キ 2023年3月末退職予定者に向けた退職後共済移行事務について
- ク 2022年度出資金未請求者対応について
- ケ 退職組合員の承認基準の確認に関する実務対応について
- コ じちろうマイカー共済の問い合わせ方法の変更について
- サ 今後作成する推進制作物およびその他の課題について
- シ 2022年度コンプライアンス推進活動の取り組みについて
- ス 新型コロナウイルス感染症第7波にともなう緊急対策（業務支援・動員）について
- セ その他

(3) 県支部事務局長・推進担当者会議

10月28日、東京・アートホテル日暮里ラングウッドで開催した。

<議 題>

- ア 実績報告
- イ 2023年度の新規採用者対策について
- ウ 2023年3月末退職予定者対策について
- エ 2022年度団体生命共済キャンペーンの取り組み
- オ 2022年度加入拡大モデル単組の取り組み状況について
- カ 横断組織との加入拡大にむけた取り組みの連携
- キ スポット募集の効果的な推進活動について
- ク じちろう共済に関する組合員アンケートについて
- ケ <じちろう退職者団生>子ども25歳契約満了者の個人制度移行の取扱い
- コ その他

(4) 県支部事務局長会議

12月23日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで開催した。

<議 題>

- ア 実績報告
- イ 団体生命共済の推進とグループ保険への対応について
- ウ 住まいる共済次期制度改定（実施案）について
- エ 住まいる共済次期制度改定に伴う事務システム対応について
- オ 住まいる共済の「おすすめプラン」の打ち出しについて
- カ 制度改定時における継続加入者への「ご契約のしおり（冊子）」配布の停止について
- キ 2023年度の新規採用者対策について
- ク 2022年度交通災害共済の県支部別目標の設定と下期の取り組みについて
- ケ 2022年度加入拡大モデル単組の取り組み状況について
- コ 共同推進に関するアンケートの実施について
- サ 通院共済金請求書類の一部省略の取扱いの拡大（運用変更）について
- シ 2022年度コンプライアンス・アンケートの結果と今後の対応について
- ス その他

第13章 国際連帯活動の推進

1. P S I（国際公務労連）の活動

(1) P S I 本部

① 第159回世界執行委員会（E B－159）

11月8～9日にかけてフランス・ディヴォンヌで開催され、世界各国から131人、自治労からは川本委員長（P S I 副会長・世界執行委員）、青木副委員長（P S I 世界執行委員）、国際担当、J C から武藤国公連合委員長（第一代理）が参加した。

冒頭デイブ会長は、「3年ぶりで直接会えた。欧州で極右政権が台頭する一方で、コロンビアでルラ（ルイス・イナシオ・ルラ・ダ・シルバ）が勝ち、左派政権が誕生した。2023年の世界大会にむけ、P S I はより良い世界のためにこれからもたたかう」とあいさつした。

「議題2：報告および最新情報」としてローザ書記長は、「第二次世界大戦後、私たちは大きな発展を遂げてきたが、今は想像もできないことが起きている。ウクライナでの戦争が、パワーバランスを崩しかねない。世界の二極化が進んでいる中で、多国間主義を考えるべき時が来ている。世界の変化のスピードは急で、気候変動も危機的な状況になっている。市場主義、緊縮財政、債務などに対して、P S I は労組として代替案を示さなければならない」と報告した。

地域報告では、アフリカ・アラブ、米州に続いて、アジア太平洋地域から川本委員長が、「オーストラリアで誕生した労働党政権と労働組合とのよい連携の事例」「ビクトリア州電力委員会の復活による公的な再生可能エネルギーの生産への動き」「ミャンマーのストライキ基金への支援への感謝」「パキスタンの洪水被害への支援要請」など、地域における直近の課題について報告した。川本委員長の報告に対し、イギリスUNISONから、「香港の組合役員たちがイギリスに避難してきており、UNISONとしても支援を続けている。ILOの結社の自由の基準適用についてモニタリングの取り組みをしている。香港の仲間たちへの支援として、AP地域も一緒に取り組んでほしい」と発言した。

世界女性委員会議長は、「P S I の規約と行動プログラムについては、公共部門におけるジェンダー側面の可視化、行動指向型の方針、賃金の指数化、全域的なモニタリングと分析などの加筆を求めると報告した。若年労働者代表は、「若年労働者への情報発信、若年労働者対象の調査の実施と分析、労働組合にいかにか若者を巻き込むか、若年労働者のクォーターを設けることも重要」と発言し、P S I のあらゆるレベルの機関において、若年労働者を入れるように求めた。

「議題4：行動プログラム案」ではダニエル書記長補が「3～5年後を見越しても古いものにならないようにする。気候変動、デジタル化、ビッグテク、民主主義、多国間主義などを盛り込む。P S I の立ち位置や役割も明確にし、平和のために私たちに何ができるかも明らかにしたい」と提案した。

「議題5：規約改正」については、女性委員会での議論を経て「第11条2項に地域の女性委員会議長が世界女性委員会の委員になっていない場合、入れるという条項を設ける」「あらゆる議論に女性を入れる」ことなどが求められた。また、第16条4項の表現「除名の理由を表明することなく」の部分の削除について、さまざまな意見が出された。

デイブは、「議論を受けて、(1)第1条に『気候と環境』の目的を追加する、(2)地域の女性委員会議長を世界女性委員会委員にする、(3)附則の修正、(4)除名の理由の表現整理と法的なチェック、(5)書記局によるさらなる校正、(6)公用語の規約を精査した上で、世界執行委員会確認の文書とし

て各加盟組合に周知する」とまとめ、確認した。

「議題8：財務」についてローザは、「赤字を減らす必要があるが、これ以上人を減らすことはできない。組織の資金繰り、PSIをどう維持していくかが課題」と発言し、次回の世界執行委員会のウェブ開催の可能性について言及した。世界執行委員会のウェブ開催については賛否さまざまな意見が出され、結論に至らなかった。2022年修正予算（見通し）、外部監査報告、2023年予算案に留意した。

「議題9：運営およびスタッフ」でローザは、米州のジェニス・フリーマン・ホチャデル副会長が、コネティカット州の上院議員に当選したことを報告した。

「議題10：メンバーシップ」は提案の通り承認された。「議題11：その他」では、AP地域を代表してオーストラリアのマイケルの提案により、緊急決議『グローバル化石燃料不拡散条約への支持と気候変動による損失と損害の補償』が提案され、了承された。

(2) PSIアジア太平洋地域

① アジア太平洋地域執行委員会（APREC）

9月15～16日にかけてシンガポールで開催され、15ヵ国から49人が参加した。自治労からは、川本委員長（AP共同議長）、青木副委員長（APWOC議長）、国際担当が参加した。JCからは武藤国連合委員長（第一代理）と二階堂全水道委員長（第二代理）が参加した。

冒頭、川本共同議長は「対面して意見を聞き、一緒に食事をしながら得られる連帯感や臨場感は、何にも代えがたく貴重で効果的。パンデミックの影響に加え、気候危機による自然災害などの問題、インフレやそれに伴う格差拡大と不平等など、危機に直面している。一方で、私たち労働組合は、活動を止めることなく見える形で成果を生み出してきた。皆さんが奮闘している取り組みや戦略、成功事例などを積極的に交換し合いたい」とあいさつをした。

若年労働者代表は、APRECの前段に、20人の若者が集まって議論をし、メンタープログラムやSNSトレーニングの必要性、世界大会に積極的に参画していくことを確認したと報告した。参加者から若年の研修は将来への投資として優先すべきとの発言があり、財政的な支援も含め、検討の下次回の会議で報告することを確認した。

女性委員会代表の青木副委員長は、APWOC報告として、社会的ケアの再編成にかかる新しいツールキットを発表することや、オーストラリアにおいてドメスティック・バイオレンス休暇が有給で得られるようになったこと、職場における暴力とハラスメントについては地域全体として優先的に取り組むと発言した。また、より多くの女性がPSI世界大会に参加できるよう、大会会場での託児所設置やすべての言語の通訳・翻訳を求めた。最後に、地域の女性委員会議長が世界女性委員会の委員として参加できるよう、規約が整備されるべきとの要請も出された。

小地域報告では、東南アジア、南アジア、オセアニアに続いて、東アジアを代表して武藤委員長が報告した。JCとして質の高い公共サービスを維持・確保するために取り組みを強化していること、世界水の日『医療関係者が考える水の重要性』を訴えるリーフレットを作成し、公共の水の重要性を訴えたこと、はじめてユースネットワークセミナーを開催したと話した。韓国でユン・ソギョル新大統領が誕生したことや、香港で2021年12月に候補者が「愛国心」審査を受ける初の立法会選挙が行われ、1議席を除き「建制派」と呼ばれる親中派、体制派が議席を独占したこと、台湾では、2021年12月に台湾医療労組連盟（TFMU）が設立されたと話した。

「議題9：労働組合権」では、韓国の消防職員の団結権付与後の状況、ミャンマーの労働者の直近状況について報告があった。ケイト地域書記は、「一連の組合権の侵害に加え、AP地域ではカンボジア、香港、マレーシアでも労働組合権侵害がある。日本やフィリピンは2023年のILO総会で取り

上げられるように働きかけを行っている。ILO第151号条約に関して、ILO総会での働きかけを求める国があれば、連絡してほしい」「労働安全衛生が中核的労働基準に含まれることをひとつのきっかけに、さらなる取り組みの強化をお願いしたい」と意見した。

「議題11：気候正義」について、パキスタンのアサドは、「温暖化がすごい勢いで進んでおり、食糧危機も起きている。パキスタンでは洪水被害で15,000人以上が死亡し、3万人以上が負傷、170万戸以上の家屋、140万ヘクタールの農業用地が破壊された。貧しい労働者、公共部門労働者が大きな影響を受けている。この間、労働者の気候変動に対する能力開発を求めている。最前線で働く公共サービス労働者が、十分な資金を得られるよう働きかけている」と報告した。

ローザ書記長のウェブでのあいさつに続き、ダニエル書記長補がウェブで「議題13：2023年世界大会にむけての準備および規約改正」について提案した。世界大会は事前会議を含めて2023年10月12日から18日。開会式は14日、閉会式を18日に開催すること、行動プログラムについては、2023年1月初旬には各加盟組合に配布される予定と話した。

「議題14：民営化との闘いと質の高い公共サービス」では、インドの電力民営化法案に対する反対闘争報告に続いて、二階堂委員長が、日本における水道事業民営化とのたたかいについて報告した。コンセッション方式による弊害を紹介しながら、公共インフラの重要性を訴えた。二階堂委員長の報告に対し、参加者から、一般市民も巻き込んで市民集会などを行っている点が非常に重要であるとのコメントがあった。

「議題18：財務事項」については、PSI本部の監査が終わっていないことを理由に、暫定的なものとして留意した。「議題19：メンバーシップ事項」については、ネパールフィルム労働者組合(NFWU)の免除申請は不可とし、その他は提案の通り世界執行委員会に報告することを確認した。

「議題20：その他事項」について、パキスタンの洪水被害に対する決議を採択した。「議題21：次回会議」については、2023年3月の1週目に開催することとした。場所については、東アジアを第一候補に、状況に応じて決定することを確認し、会議を終了した。

② AP基金運営委員会

9月16日に川本委員会議長の進行により、APRECに続いて開催された。「2021年AP基金財務状況」でケイト地域書記は、かなり残高があることも含めて報告した。

「2022年AP基金承認」では基金規約に基づいていない申請を除いて、了承した。若年労働者の活動については、アイルランドのFORSAから資金(30,000ユーロ)が得られれば、そちらを優先して活用し、AP基金は残しておくことを確認した。パキスタンの加盟組合から要請のあった洪水被害に対する支援について、PSI全体としての呼びかけが行われるかどうかは後日確認することとし、AP地域としてまずは5,000ユーロ支援することを確認した。

AP基金規約について、例えば7.1条『申請を承認された事業実施前に中止や変更を決めた場合、速やかに地域事務所に報告し、資金を受け取っていた場合は、直ちにそれを返還しなければならない』など、いくつか実情と合わない点が指摘され、基金規約の改正が提案された。議論の結果、改正案を2023年3月のAP基金運営委員会に提案し、協議することを確認した。

若年労働者から、AP地域の若年労働者の担当書記が全員なくなったことについて、不服とする意見が出された。川本議長は、ケイトを通じてPSI本部に要望をしてもらうことを確認した。

③ アジア太平洋地域女性委員会(APWOC)

9月14日にシンガポールで開催され、15カ国から26人が参加した。自治労からは、青木副委員長(APWOC議長)と国際担当が参加した。

冒頭、青木議長は「パンデミックにより、女性にとくに大きな影響があったが、私たちの取り組みにより、ジェンダー平等の改善を求め進展させることができた。暴力とハラスメント条約への支援が

されるようになってきたこと、看護とケアに関する一般調査で大きな貢献を果たすことができたことなど、AP地域はジェンダー平等のキャンペーンを先導している。2023年の世界大会にむけての議論も含め、より良い会議にしたい」と開会のあいさつをした。

「議題3：APWOC委員の確認および変更」では、地域女性委員の交代とあわせて、2023年の世界大会までの間、AP地域枠の世界女性委員会委員をトンガのメレに、世界女性委員会副議長をアニーAP共同議長にすることを承認した。

「議題5：ILO第190号条約」について、オーストラリアで成功した「労働者のドメスティック・バイオレンス有給休暇獲得」キャンペーンの報告を受けた。「議題6：賃金平等、社会的ケアの再編成」では、ケイトが「ILO第149号条約について、複数の国からの意見も受けている。2023年にAP地域としてツールキットを作成する予定」と報告した。

「議題8：若年労働者会議勧告」では、若年代表が女性に関わるILO第190号条約について、若者に焦点をあててトレーニングしていくことの重要性を訴え、そのための資金確保をPSIに求めた。また、APRECの前に、若年労働者の会議を必ず開くようにすることなどを求めた。

「議題9：保健分野の若年女性組織化担当者への支援」では、ケイトが保健および社会的ケアを担うとくに若い女性労働者の組織化について提案した。組織化戦略を作り、能力開発につなげ、官民ともに質の高い公共サービスをめざしていく。

「議題10：世界大会の準備」では、南アジア小地域女性委員会の代表者より、「南アジアの加盟組合が女性の50%参加を達成する」「国レベルでの女性委員会の強化」「子育て中の女性が参加できるよう、大会に託児施設を設けるよう求める」「主要言語での通訳を求める」との報告があった。

アニーは、「南アジアの加盟組合が、組合の方針として女性参画50%を掲げているのか。自国レベルでその方針を持たなければ、長続きしない」と指摘した。

ナルギスは、パキスタンとスリランカはそもそも女性委員会への参加もないため難しいかもしれないと答えた。ケイトは、「その二国は、そもそも当局が女性の出張を認めない。スポンサーシップを女性に割り当てるなどし、まずは女性委員会に出てきてもらうように促すことが必要」と意見した。アサドは、「灌漑部門など女性組合員が1%もおらず、そもそも選ぶことさえできない。女性の労働者を増やすところから始める必要がある」と課題を述べた。

青木議長は、APRECで議論すべきこと、世界女性委員会に提案すべきことを整理して対応することを確認した。

(3) PSI-JCの取り組み

① 第3回PSI-JC運営委員会

9月6日に東京・自治労会館で開催し、(ア)2023年の「世界水の日」の取り組み、(イ)PSI東アジア小地域の若年労働者代表、(ウ)PSI第31回世界大会、(エ)当面のスケジュールおよび次回会議日程について協議し、提案の通り確認した。

② 第4回PSI-JC運営委員会

12月7日に東京・自治労会館で開催し、(ア)運営委員などの交代および副議長の選任、(イ)2022年度活動報告(案)、(ウ)2023年度活動計画(案)、(エ)2023年度女性・ユース活動計画(案)、(オ)2023年度予算(案)、(カ)韓国の加盟組合との交流、(キ)PSI第31回世界大会、(ク)事務局長代行の指名、(ケ)基金会計から寄付する場合の手続きと支払手数料の取り扱い変更、(コ)当面のスケジュールおよび次回会議日程について協議し、提案の通り確認した。

③ 第4回PSI-JC女性・ユースネットワーク合同会議

10月3日に東京・自治労会館で開催し、(ア)女性委員・ユースネットワーク委員などの交代、

(イ)2022年度ジェンダー平等セミナー、(ウ)当面のスケジュールと次回会議の日程について協議し、提案の通り確認した。

④ 第5回PSI-JC女性・ユースネットワーク合同会議

12月15日に東京・自治労会館で開催し、(ア)ユースネットワーク共同議長の確認、(イ)2022年度ジェンダー平等セミナー総括(案)、(ウ)2023年度女性・ユース活動計画(案)、(エ)当面のスケジュールと次回会議の日程について協議し、提案の通り確認した。

⑤ 第4回PSI-JCユースネットワーク会議

10月18日に東京・自治労会館で開催し、(ア)ユースネットワークセミナー報告と総括、(イ)ユースネットワークの共同議長について、(ウ)2023年度ユースネットワークの活動について協議した。

⑥ 第5回PSI-JCユースネットワーク会議

12月15日に東京・自治労会館で開催し、2023年度ユースネットワークの活動について協議した。

⑦ 2022年度ジェンダー平等セミナー

10月28～29日に東京・主婦会館プラザエフで対面、および講演のみウェブとの併用で開催し、全国から121人(女性46人、男性72人、未記入3人。35歳以下のユース64人)が参加した。対面参加は63人(女性29人、男性34人。ユース34人)、ウェブ参加は58人(女性17人、男性38人、未記入3人。ユース30人)。自治労からは、対面28人(うち女性19人、ユース8人)、ウェブ28人(うち女性12人、ユース8人)が参加した。また、講演部分については、40日間限定公開で延べ314人が後日視聴した。

第一日目の講演として、東京大学大学院総合文化研究科の瀬地山角教授が、『笑って考えるワークライフバランス』と題する講演を行い、講演内容を受けてグループ討論を行った。

第一日目の夕方、感染に留意しながら、着席スタイルで交流会を実施した。ユースメンバーによるPSIクイズやビンゴゲームで、楽しく有意義な交流会となった。

第二日目の講演として、医療法人社団向日葵会まつしま病院の幸崎若菜助産師が『健康で自身のライフプランを実現しながら働き続けるためにできることとは?』と題する講演を行い、講演内容を受けてグループ討論を行った。

⑧ ユースネットワークセミナー

8月12日に東京・自治労会館で開催し、全国から38人(うち女性2人)、自治労から5人が参加した。

PSIとPSI-JC、各加盟組合の紹介の後、日本郵政グループ労働組合(JP労組)の古市佳民中央執行委員より、郵政労働運動の変遷、郵政民営化の推移、郵政民営化反対の取り組み、JP労組組織紹介、ユースの活動について講演を受けた。古市中央執行委員は、「ユースの組織が活性化しなければ、組織は活性化しない。私も積極的にユースに関わっていきたい。ユース活動の活性化にみなさまにもご尽力いただきたい。ともに頑張っていきましょう」と締めくくった。

質疑応答の後、7つのグループに分かれてグループ討論を行い、職場や労働組合の課題などを共有した。

その後、ユースが作成した「【LGBT+】みんなで学ぶ講座～職場・組合編」を全体で視聴し、グループの中で短時間の意見交換を行った。

2. ITF (国際運輸労連) 関係

(1) アジア太平洋地域総会

10月17～18日にかけて、フィリピン・マニラで開催され、22の国と地域から214人(うち女性22%、若年労働者22%)が参加した。自治労からは庭野都市交通局長と国際担当がウェブで参加した。

全体会議では、2018年大会以降の進捗報告、新型コロナウイルス感染症の影響、アジア太平洋地域の組織状況ならびに交通運輸産業の現状について国別報告が行われた。あわせて4月に急逝したブッチ前地域書記長の追悼記念行事も行われた。

2018年-24年グローバルテーマについて、議論の上、次の内容が確認された。

- ① サプライチェーンについては、海外からの投資や交通運輸労働者への権利侵害に対して各国加盟組合協議会の強化をはかる。
- ② 持続可能な交通運輸については、気候変動問題に関してより多くの青年、女性の組織化を促し、「公正な移行」ポリシーを採択する。
- ③ 仕事の未来については、新しいテクノロジーと自動化の影響に備え、教育と訓練の必要性を確認した。
- ④ 職業安全衛生については、法的規制の強化の必要性とさらなる職業訓練と安全衛生対策の実施を優先する。

また、次の4本の動議が採択された。

- ① 第1号動議「アジア太平洋地域のサプライチェーンに関する国際産業別組織との連携」
- ② 第2号動議「アジア太平洋地域における加盟組合協議会の役割」
- ③ 第1号緊急動議「フィリピン労働組合幹部に対するでっちあげ容疑の取り下げ」
- ④ 第2号緊急動議「職場の安全とジェンダー平等」

最後にパディ会長は、「多様性に取り組んできたが、まだまだ女性や若年のギャップがある。両者の力を借りてこそ、また強くなることができる。私たち無くして社会は成立しない。引き続きたたかい続けていく」とまとめ総会を終了した。

3. 国際連帯救援カンパ

2023年度国際連帯救援カンパは、テーマを「ミャンマーに民主主義を」とし、第1次集約を2023年1月6日、第2次集約を4月16日として取り組み中。2022年度会計期間（2021年6月～2022年5月末）のカンパ集約状況と使途については、第96回定期大会の決算書を参照。2022年度運動期間（2021年9月～2022年8月末）のカンパ集約状況については、第96回定期大会の経過報告を参照。

4. 連合等の活動

(1) 第5回国際労働組合総連合（I T U C）世界大会および第4回世界女性大会

① 第5回世界大会

11月17～22日にかけて、オーストラリア・メルボルンにて開催され、世界130ヵ国・地域から1,182人（女性代議員割合50.84%）が参加した。日本からは、連合代表団16人の一員として木村ひとみ書記次長が参加した。

大会テーマ「新たな社会契約」のもと、四つのテーマ「グローバルなショックから労働組合が得られる教訓」「テクノロジーとその労働への影響」「気候と公正な移行」「組織化」で議論が行われた。

日本からは平和運動・核兵器廃絶への取り組みと連帯の呼びかけ、フリーランサーの労働課題とW o r - Qの取り組み、「公正な移行」にむけた課題と取り組みを紹介した。

I T U C規約の改正では、連合の神津顧問が、民主的運営、透明性、説明責任確保の観点から、「加盟組織・地域組織の思いをしっかりと運動の真ん中に据えていくためにも、この規約改正の精神がしっかりと活かされることを切望する」と発言し、改正案は採択された。

大会4日目に実施された書記長選挙では、ケマル・ウズカン氏（インダストリアルオール書記次長、トルコ出身）とルカ・ヴィセンティーニ氏（欧州労連書記長、イタリア出身）の2人が立候補した。211加盟組織の投票の結果、ケマル23,062,389票、ルカ65,441,861票、棄権2,069,413票で、ルカが新書記長に選出された。

大会では3本の緊急決議、「ロシアのウクライナ侵攻——平和 民主主義 権利」「イランに関する連帯声明」「極右との闘い」が提案され、採択された。

大会終了後の最初の執行委員会において、会長に連合参与の郷野晶子さん、会長代理にアメリカAFL-CIOのフィンゴールド、ブラジルCUTのリズボア、書記次長にルワンダCESTRARのマンズィ、ドミニカ共和国CNTDのウレニャ・ローラ、英国TUCのテューダーからなる新体制を確認した。

② 第4回世界女性大会

11月16日にオーストラリア・メルボルンで開催され、世界大会に参加する女性代議員約200人が集まった。日本からは、連合代表団8人の一員として木村書記次長が参加した。世界女性大会では、すべての意思決定機関に女性を50%以上入れるとした成果文書が発表され、実践報告や全体討議、女性リーダーによる座談会なども行われた。

実践報告では、PSIの世界執行委員でもあるブラジルのジュネイアが、「平和と民主主義のためにジェンダー平等とインクルージョンを支持する」と題する報告を行った。

大会最後に各地域女性委員会議長によるまとめのコメントがあり、連合副事務局長の則松佳子ITUC-AP（アジア太平洋地域組織）女性委員会議長は、日本の女性活躍推進法の省令改正により301人以上の企業に男女の賃金の差異の把握と公表が義務づけられたことを紹介した。さらに「誰もが課題を客観的に把握できるようにすることは、課題解決のための重要な基礎となる。そのためにも、組合のみならず地域議会や国会にも課題当事者が参画し条例や法を変えることが変革のための大きな力となる」と訴えた。

女性大会終了後に開催された女性委員会において、則松副事務局長がITUC女性委員会議長に選出された。

（2） 第5回国際政策委員会

10月19日に東京・連合会館で開催され、①第5回ITUC世界大会への対応について（案）が協議された。また、②ITUCおよびITUC機関会議委員登録の変更について、③第17回ILOアジア太平洋地域会議への参加について、が確認された。

5. 海外労働組合等との交流

（1） シンガポール公務員労働組合（AUPE）

11月8日および9日に、川本委員長はAUPEのサンジェーブ・ティワリ書記長と懇談し、2023年2月に実施する自治労とAUPEの定期交流のテーマについて協議した。①行政におけるデジタル化、②社会問題としての外国籍労働者をテーマに相互の組合から発表、意見交換を行うことを確認した。

（2） イギリスUNISON

11月8日に川本委員長は、イギリスUNISONのニック・クロック国際担当役員と懇談した。自治労カスタマーハラスメント研究会は、2022年4月にUNISONのキム・スレイ労働安全衛生担当者とニックにインタビューを実施していたため、その協力へのお礼を述べるとともに、引き続きの連携を

求めた。

(3) スウェーデンKommunal

11月8日に川本委員長は、スウェーデンKommunalのバルブロ・アンダーソン筆頭副委員長およびアンダース・ヨンソン国際局長と相互の直近の課題について話し合った。バルブロとアンダースからは、①コロナ禍でのKommunalの業務状況、②トビアス・パウディン前委員長の社会民主労働党幹事長就任の経過、③マリン・ラグネゴード新委員長の就任、④2030年までに60万人組合をめざす組織化の取り組み（コロナによる組合員4万人減少、リタイアする組合員増）、⑤政権交代の影響と右派であるスウェーデン民主党の躍進など、急激な右傾化への危惧、⑥トビアスは党の視覚化に尽力しており、とくに30歳未満が社会民主労働党に投票したのはトビアスの影響があると分析している、⑦社会民主労働党は、2024年の欧州議会選挙、2026年のスウェーデン選挙にむけて奮闘中、との報告があった。

川本委員長からは、①自治労の組織の現状、②若年労働者の組織化、③日本の政治情勢などについて話した。

(4) フランスCGT-SP

11月9日に川本委員長は、フランスCGT-SPのフレデリク・ランダス委員長と対談した。

PSI-JCは、2021年7月にアンスティチュ・フランセによる解雇問題（自治労1人、政労連2人対象）について、フランス政府への働きかけを要請する書簡をCGT-SPに送付していた。フレデリク委員長は、「書簡を受けて政府に対しできる限りの働きかけを行った」と対応について報告した。川本委員長は、2021年12月頃にアンスティチュ・フランセ当局の態度が急激に軟化し、和解に至ったのは、フレデリク委員長をはじめCGT-SPの働きかけの効果と説明し、この間の支援・協力に感謝するとともに、引き続きの連携を求めた。

6. NGOなどへの連帯・支援

(1) 認定NPO法人エファジャパン

① 2022年度第2回理事会

11月16日に東京・自治労会館で開催され、(ア)エファパートナー制度改変提案、(イ)ヴィエンチャン都立図書館事業評価結果を踏まえた今後の支援方針について協議され、(ア)については継続審議、(イ)については全会一致で承認された。

また、カンボジア事業のカウンターパートであるSCADPが、2024年に団体を解散する予定であることが報告された。

② 事務局体制

12月10日付で総務担当の高田俊哉さんが退職した。

(2) 日本チェルノブイリ連帯基金(JCF)

① 自治労定期大会での報告

8月30～31日に千葉・幕張メッセで開催した第96回定期大会において、神谷さだ子理事長がウクライナでの支援活動を報告した。ロシアによるウクライナ侵攻以前より、チェルノブイリ原発事故の被害者を支援する活動を通じた人脈を活かし、ウクライナ西部のウズホロド、ポーランドやブルガリアで支援活動を展開している。戦況が長引き被災者のニーズが変わりゆく中で、自治労からの支援をもとに、ウクライナの人々に寄り添い、届く支援を続けていくと話した。

② 毎日新聞での紹介

JCFの鎌田實前理事長の紹介により毎日新聞地方部の記者が自治労を訪問し、国際担当が対応した。毎日新聞は、以前よりJCFの取材を続けており、ウクライナ支援にあたって自治労がどのような経過でJCFを知ったか、なぜ寄付することにしたか、どのようなことを期待しているかなどについて取材した。

9月22日の毎日新聞デジタル版で「街中のウクライナ避難者、日常の光景に ポーランド、細る支援」と題し、取材内容も含めた紹介記事が発信された。

(3) ピースボート災害支援センター (PBV)

12月12日にPBVの上島安裕事務局長、小林深吾理事、鈴木郁乃国際事業コーディネーター、中沢聖史国際事業アシスタントが、ウクライナでの支援活動報告を行うために自治労を来訪し、榎本総合企画総務局長、報道担当、国際担当が対応した。

PBVは2022年の3月以降、ルーマニアを拠点に支援活動を展開しており、3回の現地訪問により変わりゆく支援ニーズを調査し、より届く支援を行ってきた。現在の活動としては、①ルーマニア平和研究所をパートナーとしてウクライナ国内の病院や保健所などに医薬品や食料品、日用品の配布、②がん患者の転院・定住支援、③避難民の難民申請の支援や定住支援、④温かい食事を届ける炊き出し、⑤避難民支援センターでのカウンセリングや子どもの遊びの提供、語学教室や職業訓練を実施している。今後は、加えて日本の研究者やジョージアの病院との連携により、戦争負傷者への再生医療リハビリテーションプロジェクトも開始する予定。

ウクライナ各地で、エネルギーインフラが集中的に攻撃を受けており、広範囲にわたる停電や断水が起きている。厳冬下で、電気、暖房、水を持続的に利用することができず命の危機がさらに高まっている。子どもたちはオンライン授業も受けられなくなるなど、厳しい状況が続いていることなども報告された。

(4) 日本国際ボランティアセンター (JVC)

① カレンダー購入支援

JVCは、南スーダンなどでの支援活動に取り組んでおり、毎年、活動推進の資金づくりのひとつとして、カレンダーなどの製作・販売も行っている。

2023年度の取り組みとして、本部、4県本部・単組などを通じて276,672円の購入支援を行った。

(5) アジア連帯委員会 (CSA)

① 第48回常任理事会・第24回評議員会

8月24日に東京・連合会館で開催され、自治労より榎本総合企画総務局長と国際担当が参加した。

(ア)第42回総会対策について協議し、提案の通り確認した。

② 第42回定期総会

9月28日に東京・連合会館で開催され、自治労より榎本総合企画総務局長と国際担当が参加した。

(ア)2022年度事業計画、(イ)2022年度予算、(ウ)役員の変更について協議し、提案の通り確認した。

③ 構成組織へのあいさつとスタディーツアー参加要請

10月26日に澤田会長、鈴木副会長、山崎事務局長が自治労を来訪し、伊藤書記長と国際担当が対応した。

新任の山崎事務局長のあいさつを受けるとともに、2023年2月に予定しているスタディーツアーへの参加要請があった。

(6) NGO — 労働組合国際協働フォーラム

① 連絡調整会議

9月28日にウェブで開催され、(ア)課題別グループ報告(児童労働・HIVエイズ等感染症・母子保健、広報タスク)、(イ)報告書・決算進捗確認、(ウ)暫定活動計画・予算の承認、(エ)総会11/7予定確認について協議した。

② 2022-2023期総会

11月17日にウェブで開催され、(ア)2021/2022期の活動報告・決算報告、会計監査報告、(イ)2022/2023期の活動計画・予算書承認、(ウ)20周年(2024年)にむけた取り組みについて協議し、承認・確認した。

③ 母子保健グループ会合

10月31日にウェブで開催され、自治労から国際担当が参加し、(ア)グループ内勉強会テーマ、(イ)NGO労組国際協働フォーラムメンバーむけ勉強会、(ウ)今後の広報啓発活動について協議した。引き続き、各構成組織でできる取り組みを検討していくことが確認された。

④ 母子保健にかかる周知活動

10月28~29日に対面・ウェブで開催されたPSI-JCジェンダー平等セミナーの参加者130人に対し、周知活動としてジョイセフの紹介リーフレットやニュース、クリアフォルダ、ドリップコーヒーを事前配布し、母子保健の重要性について主催者より趣旨説明を行った。

第14章 現業労働者の取り組み

1. 諸会議

(1) 2023年度全国幹事会

① 第1回全国幹事会

8月7日、対面（東京・東京グリーンパレス）とウェブの併用で開催し、45県本部62人が参加した。
以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

ア 経過報告

イ 2022現業・公企統一闘争中間総括（案）

ウ 2022現業・公企統一闘争（第2次闘争）の推進（案）

エ 現業評議会の2023年度の活動について（案）

オ 当面の闘争方針（案）

【2023年度三役・常任幹事体制】

<現業評選出本部役員>

議 長	中国地連	広島県本部	呉市職員労働組合	小 迫 敏 宏
副 議 長	北海道地連	北海道本部	札幌市役所労働組合	原 田 真 和
	関東甲地連	東京都本部	八王子市職員組合	笹 川 勝 宏
	近畿地連	大阪府本部	泉北環境職員労働組合	和 田 剛 典
	九州地連	佐賀県本部	佐賀県現業職員労働組合	松 尾 章
現業局長	近畿地連	大阪府本部	大阪市従業員労働組合	吉 村 秀 則
	東北地連	宮城県本部	塩釜市職員労働組合	熊 沢 忠 幸
	北信地連	福井県本部	福井県庁職員組合	清 水 守
	東海地連	愛知県本部	自治労名古屋市労働組合	鷲 野 和 孝
	中国地連	岡山県本部	岡山市現業労働組合	岡 野 雅 子
	四国地連	徳島県本部	三好市職員労働組合連合会	寺 野 淳

② 第2回全国幹事会

12月10～11日、対面・ウェブ併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

ア 経過報告 現業労働者の取り組み

イ 2022現業・公企統一闘争総括（案）

ウ 2023現業・公企統一闘争の推進（案）

エ 現業労働者の取り組み（当面の闘争方針）（案）

オ 担い手育成連続講座について（案）

カ 当面の日程について

2日目は、地方自治総合研究所其田茂樹研究員が「地方財政を知る」、ファイナンシャルプランナー中島智美さんが「人生100年時代に必要な知識とお金の話～じちろう共済を活用しながら～」の講演を行った。

(2) 2023年度三役・常任幹事会

① 第1回三役・常任幹事会

8月7日、対面（東京・自治労会館）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 2023年度 三役・常任幹事の部会担当について
- イ 通信環境の整備について
- ウ 当面の日程について

② 第2回三役・常任幹事会

8月27日、対面（東京・自治労会館）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 三役・常任幹事の任務について
- イ 各県本部に対する講師派遣について
- ウ 2022現業・公企統一闘争の対応およびオルグ内容について
- エ 「2023年度自治労現業セミナー」の開催内容について
- オ 担い手育成連続講座について
- カ 自治労第4回現業政策集会について
- キ 当面の日程について

③ 第3回三役・常任幹事会

11月26～27日、対面（東京・自治労会館）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 現業・会計年度任用職員組織化推進委員会
- イ 各部報告について
- ウ 政府予算編成に伴う第2次要請行動について
- エ 2022現業・公企統一闘争総括（案）について
- オ 2023現業・公企統一闘争推進（案）について
- カ 当面の闘争方針について
- キ 「2023年度自治労現業セミナー」の開催内容について
- ク 第2回全国幹事会について
- ケ 担い手育成連続講座について
- コ 自治労第4回現業政策集会について
- サ その他・当面の日程について

(3) 部会幹事会

① 第1回部会幹事会

各部会を以下の日程で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<日程・場所>

- ア 第1回県職現業部会幹事会 10月2日 対面（大阪・ヴィアーレ大阪）とウェブの併用
- イ 第1回給食部会幹事会 10月10日 対面（東京・自治労会館）とウェブの併用
- ウ 第1回清掃部会幹事会 10月15日 対面（東京・自治労会館）とウェブの併用

エ 第1回一般現業部会幹事会 10月22日 対面（東京・自治労会館）とウェブの併用
オ 第1回学校用務員部会幹事会 10月30日 対面（東京・自治労会館）とウェブの併用
<議 題>

- ア 現業労働者を取り巻く情勢と課題
- イ この間の取り組み報告について
- ウ 2022現業・公企統一闘争中間総括および、2022現業・公企統一闘争（第2次闘争）の推進
- エ 2022年各職種別新規採用数について（9月22日時点）
- オ 各地連報告について
- カ 2023年度第二次政府予算要請行動について
- キ 現業政策集会運営委員の選出および内容について
- ク 次回の地連報告書項目について
- ケ 通信環境の整備について
- コ 労働安全衛生の推進について
- サ 当面の日程
- シ その他

② 第2回給食部会幹事会

11月11日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 給食フェアについて
- イ その他

（4） 会計年度任用職員組織化推進委員会

8月20日、対面（東京・自治労会館）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 2022年度の取り組み内容について
- イ 会計年度任用職員の処遇改善・組織化にむけた取り組みについて
- ウ その他

2. 2022現業・公企統一闘争

（1） 2022現業・公企統一闘争本部会議

① 第8回現業・公企統一闘争本部会議

書面の確認により以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 2022現業・公企統一闘争（第2次闘争）県本部オルグについて
- イ 次回日程

② 第9回現業・公企統一闘争本部会議

10月13日、対面・ウェブ併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 2022現業・公企統一闘争（第2次闘争）の取り組み状況
- イ ヤマ場の待機態勢について
- ウ 次回日程

③ 第10回現業・公企統一闘争本部会議

12月16日、対面・ウェブ併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

ア 2022現業・公企統一闘争総括（案）

イ 2023現業・公企統一闘争推進（案）

3. 諸集会・セミナー

（1） 2023年度現業セミナー

現業評議会は11月27日に東京・自治労会館で対面・ウェブ併用で現業セミナーを開催し、378人（対面98人、ウェブ280人）が参加した。

今セミナーは、人員確保や賃金改善にむけ、それぞれの単組や評議会で成果を勝ち取った取り組み事例の共有化をはかることを目的に開催した。単組の取り組み事例報告について、新規採用の取り組みをはじめ、賃金改善では昇給抑制年齢の引き上げや5級創設、さらに協約の重要性として労働委員会闘争の報告が4単組からされた。

新規採用の取り組みでは前橋市役所職員労働組合の多田正次さんから、住民アピール行動として、「市役所現場ではたらく人たち展」を行うことで現業職場の必要性を周知しつつ、組織内議員に対して議会対策を強化し、団体交渉では粘り強く交渉を積み重ね、新規採用を勝ち取った報告がされた。

賃金改善では、昇給抑制年齢を55歳から57歳に引き上げた報告を東京清掃労働組合の多田修一郎さん、新たに5級を創設した取り組みについて高萩市役所職員組合の赤津誠二さんから報告がされた。

労働協約の重要性では、竹原市職員労働組合の岡啓介さんから、賃金カットが労使合意することなく交渉を打ち切られたことを受け、労働委員会に救済申し立てを行った経過について報告がされた。救済申し立てでは、評議会規約の点検・整備をはじめ、団体交渉では確認した内容を書面化することの重要性を訴えた。

4. 現業職場から労働災害を一掃するための12月2日職場集会

労働災害の多発が懸念される年末年始の繁忙期を控え、例年通り12月の第一金曜日である12月2日を開催日として、全国の現業職場で実施した。この取り組みにあわせて、「現業職場から労働災害を一掃するための12月2日職場集会実施用参考資料」を作成し、各県本部に配布した。

5. 省庁要請行動

（1） 国土交通省要請行動

11月24日、2023年度政府予算にかかる要請行動を対面で実施した。自治労現業評議会から、吉村秀則事務局長、北川誠県職現業部会長、山野大輔県職現業部会長が出席し、国土交通省からは道路局環境安全・防災課道路防災対策室安全企画係、同森英高事業調整係、水管理・国土保全局治水課流域治水企画係ほかが出席し、別記要求項目について一括して回答があった。概要は次の通り。

① 要請項目1 回答の概要

地方公共団体が管理する道路と道路施設の防災・減災や修繕に対しては防災・安全交付金また社会资本整備総合交付金を活用して地域の要望に応じて適切に支援を行っている。また、各種補助制度も活用し、速やかな復旧復興を行えるようにしている。厳しい財政状況ではあるが、引き続き必要な予

算の確保に努めるとともに、自治体と密に連携を取り要望に応じて支援できるように努めていく。

気候変動の影響による水災害の激甚化、頻発化を踏まえ、河川改修事業で行ってきた堤防整備など事前防災対策をさらに加速化するとともに、現在あらゆる関係者が共同して住まい方の工夫や、雨水貯留浸透施設の整備等への「流域治水」を推進している。都道府県や市町村管理の2級河川についても、全国400程度のプロジェクトを立ち上げ事業を進めている。さらに、2020年度は、大規模な稼働掘削を計画的に集中的に支援できるように、個別補助制度を拡充して支援している。2021年度は、流域の関係者による雨水貯留浸透施設の整備を強化するように防災・安全交付金の拡充と、個別補助制度の創設を行った。要望にある河川管理業務について、これまで防災・安全交付金に含まれていたものをすべて個別補助制度へ移行し、計画的に支援を行っている。

あわせて、補助要件に当てはまらないものは、総務省と連携して、公共施設等適正管理推進事業債や緊急自然災害防止対策事業債等を活用して支援している。引き続き、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用しながら自治体への支援を重点的に行っていく。

道路法42条を踏まえた必要な予算措置について、修繕は、防災・安全交付金を活用し災害の有無にかかわらず支援を行い、さらに、要件を満たしていれば重点化の可能性もある。また、道路の表層にかかる修繕は公共施設等適正管理推進事業債を、自然災害防止対策の復旧であれば緊急自然災害防止対策事業債等を活用して支援を行っている。

② 要請項目2 回答の概要

国土交通省においては、地方公共団体における幹線道路の除雪に必要な機械等の整備に対しては、防災安全交付金の方で支援を行っている。毎年、厳しい財政状況の中であるが、引き続き必要な予算の確保に努め、自治体からの意見に対し、適切に支援を行えるように努めたい。

③ 要請項目3 回答の概要

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金は、地方公共団体にとって自由度が高く、地域経済や産業の基盤となる社会資本整備、地域における総合的な防災・減災対策等に対する重要な支援であり、安定的・持続的確保が非常に重要であると認識している。2024年の予算においては、1兆6,577億円を要求している。

2017年以降地方公共団体が要望する配分額は増加しており、すべての要望に応えられていないのが現状である。厳しい財政状況ではあるが、両交付金を確保し、今後も地方のさまざまな要望によりの確に答えられるように予算確保に全力を尽くしていきたい。

④ 要請項目4、5 回答の概要

道路の橋梁については、2014～2018年点検の結果修繕が必要であると判明した約7万橋のうち、実際に修繕を完了したものが約5割にとどまっている。国土交通省として、インフラの長寿命化をはかるための計画的な維持・管理の方針や予防保全の取り組みと、新技術開発・導入等によるトータルコストの縮減・平準化をはかっていく。

橋梁の修繕・点検は、点検結果を踏まえて策定される長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ集中的な支援を行うために、道路メンテナンス事業補助制度により支援を行っている。これに加え、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、予防保全型のインフラ老朽化対策への転換にむけた老朽化対策が盛り込まれ、この予算を活用して修繕や更新が必要な橋梁などの道路施設の対策を集中的に実施することとしている。

インフラの現状や老朽化対策の必要性について、国民むけに全国道路構造物マップ～損傷マップ～を公開し、修繕対策を含む各施設の措置状況を公開している。国土交通省としては、地域からの要望に応じた必要な予算の確保と、効率的なインフラの維持管理・更新に努める。

⑤ 要請項目 6 回答の概要

自由度の高い交付金である防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金をベースに、内容や対策に応じて個別補助制度によって対応している。とくに、国土強靱化地域計画に基づく事業であれば、防災・安全交付金で重点的支援を行っている。地域計画に基づき、災害時に地域の輸送、道路の整備で防災に資するものは防災・安全交付金の中で重点的に支援している。予算状況としては厳しいが、まだ不十分な予算であることを認識し、引き続き確保に努めたい。

上記回答に対し、自治労から以下の追加要請を行った。

⑥ 要請項目 1 追加要請

地方自治体では、人口減少や高齢化により地域コミュニティが脆弱化し、自助や共助による道路維持・管理が難しくなっていることから、過去に比べ行政に対する道路の維持・管理の要望が多くなっている。予算・人員不足の中でどうにか対応しているものの、地域で道路を活用する住民の安全の確保が難しくなっているため、規模の小さな自治体の道路の維持・管理が適切にできるように予算措置を行っていただきたい。

道路法42条は努力義務ではあるが、国が道路維持・管理のための予算確保に努める一方で、小さな自治体においては道路技師が不在の状況などもあるように、道路管理者である自治体の人員不足により自治体の業務執行体制が弱くなっている。道路行政を執行する体制を整えることではじめて国の施策が現場で実行されることを改めて認識してほしいという趣旨でこの要請項目をあげている。

⑦ 要請項目 2 追加要請

毎年のように続けて水害が多発する中で、等級にかかわらず、すべての河川において氾濫対策を含めた維持が必要であるものの、自治体が管理する2級、3級河川まで十分な対応に至っていない。また、近年、予期できない雪害が発生し、交通網に大きな影響を与えており、除雪を行う自治体の財政状況を圧迫しているため、引き続き現場実態を踏まえた予算措置の対応が必要である。

自然災害が毎年のように激甚化・頻発化する中で、それに対応している地方自治体やその現場の職員の現場実態にあわせて予算措置をお願いする。

⑧ 要請項目 3 追加要請

国土交通省から、各自治体におけるさまざまな工事に対し、用途を限定した上で特別交付金が措置されているが、社会状況等を受けて特化した工事を行うための交付金は、対象事業以外の近隣、類似箇所の工事には使用できない。近年の保育園児降園時の死亡事故を受けて交付対象となった交差点に柵を立てる改良の工事についても、柵の周辺道路の改修など交付金対象事業の工事に付随する周辺工事が別事業予算の対象となることから、同箇所に対しての工事が二重作業となった。住民からも同一工事での対応をお願いされたが、予算の出所が違うため同じ箇所を二度作業する形となる旨を伝えている。このような交付金は制約が多く、住民に対して説明を行っているものの、理解されない場合もある。住民の理解があつてこそ道路の適正な整備が進むため、現場としては交付金の柔軟な対応ができるように用途の範囲を広めるなど柔軟な対応が不十分であることが課題であると認識していただきたい。

⑨ 要請項目 4、5 追加要請

先月、ガードパイプの点検不足により、高齢者が高所から落下し重体となった。道路・街路樹など戦後50年以上経過している設備も多く、点検の重要性が高まっていると感じている。

高度経済成長以降に作られている道路・施設等に対して、とくに、地方では予算の問題から老朽化が進んだまま改善改修ができていない。まずは、管理者責任の意識を高め、自治体がこの予算措置を最大限活用して防災対策を強化できるように国から助言を行っていただきたい。

これに対し、国土交通省から以下の回答があつた。

⑩ 要請項目 1 追加要請の回答

地方から同様の要望を多数受けており、可能な限り対応したいと考えているものの、基本的には道路管理は管理者が行うものであり、その予算的補助を国で行っている。要望として受け止め、対応していきたい。

⑪ 要請項目 2 追加要請の回答

災害が起こった場所や、河川の等級・管理者にかかわらず、壊れた河川については災害復旧事業、災害復旧にあわせた河川の改造については改良復旧の支援が可能であり地域河川課より指導・助言を行っている。一方で、交付金が要望額に対応しきれていないことは把握しており、予算確保と、交付金で支援できないものについては、要件を見ながら地方債など活用できるように制度の周知に努めていきたい。

除雪への対応については、降雪量・場所の予測が毎年異なるものの、全国の自治体で平年並みの降雪量を除雪できる予算確保に努めている。大雪の場合は、自治体から年末～2月に各自治体から予算状況をヒアリングした上で、財務省へ予備費を要求し年度末に措置している。この措置は、大臣が指定した幹線道路のみが予算措置の対象となるが、全国的に大雪が降った過去2年間は、負担割合は異なるものの幹線市町村道路までこの対象を拡大した。

⑫ 要請項目 3 追加要請の回答

防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金（社会資本総合整備事業費）は、地方公共団体が自由に整備計画を作り、それに対する配分で補助金を交付している制度である。一方で、社会状況を受けて、特別交付金が措置された場合、特化した事業のみが対象となることから、交付金の構造から要望に応えることは現時点では難しいが、現場の意見を踏まえ柔軟な対応がどこまでできるかは難しいところがあるが、現場の意見を今後の参考にしたい。

⑬ 要請項目 4、5 追加要請の回答

道路メンテナンス補助事業は、笹子トンネルの崩落事故以降、老朽化に対し重点的支援を行うためにされたものであり、点検を行って実態を把握した上で修繕を行うための制度である。限られた予算の中で緊急性の高いものや影響の大きいものから順次対応しているが、橋梁についても半分以上修繕が終わっていない状況となっている。各自治体においても、優先順位の高い施設・整備から点検・修繕を行っており、生活に近いすべての施設に、直ちに修繕ができていないのが現状であるものの、予算確保に引き続き尽力したい。

修繕行為であれば「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の中で、「定期点検等」で見つかったものは重点的に支援できるとなっているため、地方自治体の道路管理者の計画・実行のもと活用していただきたい。

最後に、吉村局長から、時代とともに道路の役割が変わってきている中で、毎年予算確保に尽力をしていただいているが、国の施策を実行するのは自治体現場の職員であり、改めて人員不足による現場課題を認識した上で次年度の予算編成や必要に応じて自治体への通知などの対応をいただきたいと発言し、要請行動を終了した。

<別記14-1>

国土交通大臣

斉藤鉄夫様

2022年11月24日

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、貴職におかれましては、国土交通行政の推進に日夜ご尽力されていることに対し、心より敬意を表します。

さて、自治労では地域公共交通網の確立と安全・安心の確保など、国土交通行政等に関する問題解決にむけた施策の充実が必要と認識しています。

つきましては、2023年度予算確定にむけた作業が進められている段階にあたり、下記の課題について、予算措置をはじめとする積極的な対応を要請します。

記

<現業評議会要請>

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、人の移動や物流などに大きな制限が行われたことにより、通常の道路・河川管理業務にも影響を及ぼし、大規模災害が発生した際の災害対応においても同様の影響が危惧されることから、住民の生命と財産、生活の安全・安心の確保、防災・減災対策や災害時・災害後の復旧に関して実情にあわせた新たな国庫支援制度の創設も含め、必要な取り組みを行うこと。
あわせて自然災害が頻発し広域的に被害が発生していることから、道路法42条を踏まえた必要な予算措置をはかること。
2. 近年、気候変動により多くの地域でこれまでにない積雪を記録していることを踏まえ、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」第6条に規定する費用の補助を見直すとともに、豪雪時において、地方自治体の負担が増大しないよう、確実な除雪補助および臨時特例措置などにより必要な予算を確保すること。また、除雪オペレーターの担い手確保・育成やICT活用による除排雪の省力化、効率化、コスト縮減に対する支援の充実などに対し財政支援をはかること。
3. 公共インフラ・公共施設に関しては国内・地域経済や産業を支え、国民・住民の生活の基盤となり安全性の確保が社会的要請であることから、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、道路除雪費等の交付金制度の拡充、対象の拡大、交付金交付率の引き上げを行うこと。
4. 国土強靱化計画をより実効性のあるものとするため、防災・安全交付金を拡充することはもとより、防災・安全交付金の配分において道路や「全国道路構造物マップ～損傷マップ～」にある道路構造物（橋梁、トンネル、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）の定期点検・修繕に重点をおいた予算配分を行うこと。
5. 「全国道路構造物マップ～損傷マップ～」にある早期措置・緊急措置の構造物は早急に修繕対策を講じることがもとより、修繕対策を明確にすること。また、適切な時期に維持補修を行うため予防保全の拡充を行うこと。
6. 災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化はもとより、第一次緊急輸送ネットワーク・第二次緊急輸送ネットワークの確保にむけ、迅速で円滑な災害対応が可能になる予算を確保すること。

以 上

(2) 厚生労働省要請行動

11月25日、2023年度政府予算にかかる要請行動をウェブで実施した。自治労現業評議会から、吉村秀則事務局長、貫名透一般現業部会長、天本敬久一般現業部会幹事、仲宗根哲学校給食部会長、照井健太郎学校用務員部会幹事らが出席し、厚生労働省からは老健局、職業安定局、労働基準局、社会・援護局、子ども家庭局などが出席し、別記要請項目について一括して回答があった。概要は次の通り。

【介護職場関連】

① 要請項目 1 回答の概要

地域包括支援センターは、ケアマネジメントなどの高齢者個々の生活支援や総合的な相談支援、地域のネットワークを構築するための取り組みを行う機関であり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職を配置することとしているが、これら以外の職員の配置については、市町村が地域の実情に応じて判断している。

ここに専門調理師等の配置は必須とはなっていないが、市町村によっては、高齢者の見回りと一体的に行う配食サービスと地域包括支援センターとの連携により地域の高齢者の食を支える取り組みを行うなど高齢者の食に関する専門的な知識を持つ職種が活動している例もあると考えている。

② 要請項目 2 回答の概要

介護職員は、他職種に比べて低賃金であり、その人材確保にむけて、これまで処遇改善に取り組んできた。2022年4月には、補正予算より処遇改善支援補助金を創設し、介護の現場で働く方々の給与を3%程度、月額平均9,000円程度引き上げる措置を行った。

処遇改善のための加算については、2021年度介護報酬改定で介護職員間の配分ルールの柔軟化により一層の取得促進をはかるほか、よりきめ細やかに進める観点から、加算未取得の事業所に対して賃金体系の整備や、手続き等にかかる個別の支援等を強化していくこととしている。

また、10月から介護職員等ベースアップ等支援加算が創設され、処遇改善加算や特定処遇改善加算に関する手続きの一本化や、就業規則の添付書類の省略などの事務の簡素化を既に行っている。引き続き、介護職員の処遇改善等を着実にはかり、長く働き続けられる環境の整備にむけ、進めていく。

③ 要請項目 3 回答の概要

外国人労働者について、日本の雇用慣行等に関する知識の不足、言語や文化などが違うことを踏まえて雇用管理をする必要がある。そのため、労働条件等のトラブルが生じやすいため、厚生労働省では外国人労働者に対する相談について多言語対応を進めている。具体的には各労働局或いは労働基準監督署、ハローワークにおいて、13カ国語で労働条件等に関する相談について、受付を行って対応をしている。今後もこうした言語での相談対応を通じて外国人労働者の労働環境の改善に努めていく。

介護人材確保の対策については、処遇改善をはじめ、介護分野の参入促進、職場環境改善、離職防止対策、人材育成などに総合的な対策を進めていくことが必要と考える。小中高校の生徒などに対する介護職への理解促進のための出前授業の開催や、福祉関係の職種をめざす学生に対して、養成校の授業料の貸付の実施を行い、介護従事した場合はその返還免除になる特例を設けるなど、各地域の実情に応じて活用できるように基金などにより人材確保を支援している。引き続きこういった取り組みを活用しながら人材確保について取り組んでいく。

【保育職場関連】

④ 要請項目 4 回答の概要

保育所等整備交付金におけるエアコンの設置については、下限額は300万円となっているが、エアコンの設置などの修繕については、保育所等の改修費等支援事業や保育環境改善等の熱中症対策事業のほか、2022年度から感染症対策のための改修整備等事業や保育環境向上等事業を実施しているためこれら補助事業を適宜活用いただきたい。

保育所等における物価高騰の対策は、これまでも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能になっており、積極的な活用を呼びかけている。さらに、2022年9月には同交付金が積み増しされ「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されたことを受け、各自治体に対して、当該交付金を積極的に活用するように周知している。

さらに、政府全体としては、2022年10月28日に閣議決定した物価高克服・経済再生実現のための総

合経済対策においてエネルギー等の価格高騰により厳しい状況にある事業所等への支援が盛り込まれ、これらの政策を重層的に組み合わせながら、迅速かつ効果的に必要な支援を行っていききたい。

(要請項目4前半、5、6は、内閣府子ども家庭庁に所管が移行したため回答略。)

【病院関連】

⑤ 要請項目7 回答の概要

医療機関等で働くすべての職員の感染予防、健康管理の強化にむけて事業者、労働者が一体となって職場における感染防止対策に取り組んでいただけるよう「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を作成し、推進にむけて労働団体や経済団体等の関係団体に要請を行っている。

協力依頼の際は、職場や職務の実態に即した対策の検討および取り組み等により、労働者が安全かつ安心して働くことができるよう取り組みをお願いしている。また、都道府県労働局・各労働基準監督署が事業所と接する機会を活用し、事業所においてとくに留意すべき事項「取り組みの5つのポイント」の実施状況の確認と指導を行うほか、職場における新型コロナウイルス感染症防止対策相談コーナーを設け、相談にあたっている。さらに、新型コロナウイルス感染状況に対応し、ワクチンの3回接種や季節性インフルエンザとの同時流行に備えたリーフレットについても都道府県労働局を通して周知を行っている。

医療機関が自ら取り組む勤務環境改善を支援する仕組みとして、将来に渡る効率的で質の高い地域医療体系の実現にむけて、地域医療の確保と医療従事者の健康確保を両立するために、医師の働き方改革を推進することは喫緊の課題となっている。支援強化のため事例の横展開、情報収集のための各都道府県の担当課長会議などの開催や医療勤務環境改善支援センターに設置されているアドバイザーを対象とした助言を行っており、こうした取り組みを通じて普及促進に努めたい。

⑥ 要請項目8 回答の概要

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者に対する処遇改善や人員確保については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）で、これまで6.8兆円の予算を保持してきた。さらに、第2次補正予算案で追加予算1.5兆円の積み増しにむけて審議中である。

医療従事者の処遇改善については従来から課題となっており、2020年1月以降、包括交付金の一部を用いて、病床確保料により新型コロナウイルス感染症患者の対応を行う医療従事者の処遇改善をはかることを要件化した。こうした取り組みを行うことで、さらに処遇改善の支援の強化を行っていききたい。人員確保についても、新型コロナウイルス感染症患者に対応する病床確保のための経費を活用できる。

⑦ 要請項目9 回答の概要

防護服等の個人防護具については、新型コロナウイルスの影響で物資がひっ迫したことを受け、現在は予算を取って国が必要な量を備蓄するとともに、感染症に対応している医療機関において、自ら個人防護具の調達を行うことが困難な場合には、国が緊急的に配布している。今般の感染症改正法案では、医療機関が都道府県と締結する協定の内容として、個人防護具の備蓄を定めることを可能としている。このような取り組みにより、引き続き物資の確保に取り組む。

【保健所関連】

⑧ 要請項目10 回答の概要

今般の新型コロナウイルス感染症への対応にあたる保健所で働く職員等は、非常に重要な役割を果たしている一方で、全国的な感染拡大により、多大な負担が生じており、地域の実情に応じて、各自治体で人員確保や自治体車両の整備に取り組んでいただいていると認識している。厚生労働省としては、保健所で感染症業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化するために必要な地方財政措置

を講じるとともに、専門人材が、保健所等業務を支援する仕組みの構築を行った。

さらに現在の国会で提出している感染症法等の一部を改正する法律案において、平時のうちから計画的に保健所体制を整備すべく、設置自治体に対して予防計画の策定を義務づけており、その中で、保健所の職員全体について平時から人材確保と人員育成に取り組む事項を盛り込むことで検討している。また、IT等の仕組みを創設し、国、都道府県、保健所設置市等にも予防計画の策定を義務づけている。

また、輸送にかかる委託費用については、感染症予防事業費等国庫負担金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において財政的支援を行っており、民間事業者や消防機関等への委託も含めた体制整備に取り組んでいる。厚生労働省として、このような取り組みを通し、感染症拡大時に、公的機関として十分に対応できるような体制構築をはかっていく。

【学校給食関連】

⑨ 要請項目11 回答の概要

ノロウイルスの発生原因の80%は調理従事者からの汚染となっており、調理従事者に起因するノロウイルスの予防は一般的な衛生管理を遵守することが重要であり、検便検査のみで管理するものでないと考えている。また、腸管出血性大腸菌についても、少量の菌で感染拡大することから、上記同様、毎日調理前に調理者の健康状態を確認し、体調不良者がいる場合は、食品に直接接触する業務を控えるなどの一般的な対応が重要であると考えている。

2018年度の食品衛生法の改正で、食品、または添加物を取り扱う者の衛生管理が規定されている。食品衛生法規則に一般的な衛生管理の取り組みとして規定され、その中に食品または添加物を取り扱う者の衛生管理も含まれている。例えば、調理従事者の健康状態を確認し、体調不良者がいる場合は食品に直接接触する業務を控えるなどの対応、また、手洗い、手袋の着用、便所の清掃・消毒などの一般的な衛生管理の取り組みが義務化されている。

検便については、今回の法改正で義務化された一般衛生管理の基準の中に、都道府県知事から食品等の取扱者について、検便を受けるべき旨の指示があったときには、食品等取扱者に検便を指示することとされており、こうした内容から必要に応じ検便を行う体制が整っていると考える。

【学校用務関連】

⑩ 要請項目12 回答の概要

学校用務員を含む学校で働く教職員については、一般的な労働安全衛生法令の適用を受けており、その安全と健康を確保することが重要であると認識している。学校用務員の業務には、学校という特定の環境下で、工具等を用いた作業なども含まれているため、労働災害を防止するためには、労働安全衛生法令に基づいて行われる雇い入れ時教育において、業務に応じた必要な教育が行われるよう、労働安全衛生管理体制が整備・維持されることが重要である。各労働基準監督署において、特別教育が必要な作業についても、必要に応じて適切に指導等を行っている。

厚生労働省では都道府県労働局、各労働基準監督署を通じて、労働安全衛生法令の周知に努めている。

上記回答に対し、自治労から以下の追加要請を行った。

⑪ 【介護職場関連】要請項目1 追加要請

厚生労働省が提起する元気高齢者を増やす取り組みとして、フレイル予防が重要であると考えている。現場としては、高齢者が食物の経口摂取ができなくなることで、身体機能等の低下が急激に加速すると感じている。口から物を食べられることが、健康寿命に大きく影響するという観点を持って、高齢者の経口摂取に特化した相談員や専門調理師等各自治体職員を、全国の地域包括支援センターに配置するための予算措置等をお願いしたい。これから迎える超高齢化社会に対しては、全国に網羅された

地域包括支援センターと自治体職員を有効活用し、まずは、高齢者が要介護状態にならないためのフレイル予防、とくに、経口摂取ができる健康状態の維持の促進を行うことによって、元気高齢者を増やしていくことに繋がると考える。

⑫ 【介護職場関連】要請項目 2、3 追加要請

この間、処遇改善加算、特定処遇改善加算等で介護職員の処遇改善が進んでいるイメージがあるが、これらは長い年月をかけて積み増された既存の給料への加算である。給与本体にこれらの加算額を組み入れた上で、介護職員として適切な報酬額として示さなければ、人材確保に繋がらないと考える。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行や円安の影響により外国人労働者の獲得が不透明となり、団塊ジュニア世代が80歳以上となる2040年には、介護職員が約63万人不足するといわれている中で、その問題をどう打破していくのか。外国人労働者だけに頼れない状態の中で、国内の労働力確保のため、養成機関のみならず介護職に就いた人に奨学金の補助をするなどの考え方があっても良いのではないかと考える。介護職員のすそ野を広げるために人員確保・補助の方法、イメージアップにさらに努めていただきたい。この間、外国人労働者に対する施策を打ち出しているが、現場では欠員状況が継続している。なぜ介護現場で働くという選択肢が選ばれないのかを根本的に考え、魅力ある情報発信と処遇改善をお願いしたい。

⑬ 【保育職場関連】要請項目 4 追加要請

保育所等整備交付金について、自治体直営の保育所に関しては、老朽化が甚だしく、新型コロナウイルス感染防止対策として換気扇設置を計画したものの、施設の耐久性に懸念があり工事できないことや、建設より長期間が経過しているため設計図がないなど環境改善に取り組めない状況も見受けられる。

この交付金が一般財源化されたことで、自治体が保育調理場の整備等を最優先にできない事情も理解するが、児童に安全で安心な給食を提供し、また、災害発生時に施設の倒壊が起きないように、各自治体に直営保育所の早期整備を進めるように周知を行っていただきたい。

物価高騰について、地方創生臨時交付金の中で給食費の支援を行っているが、毎月の物価高騰により、支援金を活用しても必要経費が不足する現場が出てきているのが実情である。

現場では、食品の質や量を落とすことで対応せざるを得なくなり、それにより子どもたちの栄養摂取量に問題が生じる事態となっている。国は、9月から拡充している補助金を積極的に活用するように自治体にも通知しているが、今後も保護者負担とならないための予算措置をお願いする。

また、こども家庭庁が2023年4月から創設されることで、予算等を含む子ども関係の事項が厚生労働省からなくなると考えて良いか。

⑭ 【病院関連】要請項目 8 追加要請

病院における新型コロナウイルス感染症の陽性疑いのある患者には、陽性者と同じよう、防護服や時間、手間をかけ対応にあたっている。しかし、手当については、陽性が確定した後でない対象にならない仕組みとなっており、不満が多くあがっている。手当の対象となり要件として罹患の可能性であるのならば、PCR検査後陽性が判明した場合においては、遡及して手当されるようお願いする。

医療従事者に関しては、新型コロナウイルス感染症の対応に対しさまざまな処遇改善事業等を行っているところではあるが、重症患者受入病床やコロナ患者を受け入れる病床に看護師が手厚く配置されることで、看護職員の過労やヘルパーなどに負担がかかっている状況である。このような状況の継続を見込み、人材不足解消に関しての対応を行っていただきたい。また、新型コロナウイルス感染症の陽性疑いの患者を対応する場合、陽性者の対応をした場合の手当が付かないという事例を聞いた。団体の対応として不適切として判断して良いか。

⑮ 【学校用務関連】要請項目12追加要請

学校用務員の現状として、自治労調査では、特別教育を受講しないまま業務にあたっている実態が数多く見受けられ、死亡事故も発生している。その中で、労働安全衛生管理要綱の作成について関係省庁と協議するとの回答をいただいた。また、厚生労働省ではということとそれぞれ労働基準監督署等を通じて安全衛生の周知に尽力いただいているが各自治体や責任者まで情報が下りてきていないという実態がある。それぞれの自治体状況の把握と検証を行い、現場まで通知の趣旨がいきわたるための対応をお願いしたい。

これに対し、厚生労働省から以下の回答があった。

⑯ 【介護職場関連】要請項目 1 追加要請の回答

健康寿命を延ばすという観点からは、高齢者が食べることで健康状態を維持することが重要であると考えている。現在は、自治体独自のさまざまな配食サービスという形で、それに貢献してはいるが、今回要請にあった通り、経口摂取による健康寿命の長期化に対して自治体や地域包括支援センターがどのように携わり機能を強化すればいいのかという観点を新たに持って、引き続き運営の要件などを検討していきたい。

⑰ 【介護職場関連】要請項目 2 追加要請の回答

介護人材確保のために基本給料本体を上げる必要があるという観点は非常に重要である。

この間の各種加算がある中で、給料本体のベースアップの急な増加は難しいものの、継続的な施策が可能となるように検討していきたい。

一方で、加算の仕組みであることによって、介護職員本人へ増額分が行き渡ることが担保されており、給料本体にベースアップ増が組み込まれた場合、本人へ行き渡らない懸念もあるため、見える化を進め、現場で働く介護職員が実感を持つことができる処遇改善をどのように行っていくか引き続き検討しながら進めていく。

⑱ 【介護職場関連】要請項目 3 追加要請の回答

厚生労働省としても、小中高校の学生から介護分野に就職したいという希望が少ないという問題意識を持っている。これに対しては、学生にだけではなく、保護者や先生への介護職への理解・促進やイメージアップなどの事業を行うための支援を行っている。

また、介護職資格取得のための養成施設へ通う学生への支援だけではなく、介護分野に就職する際の介護分野就職支援金貸付事業も行っており、このような取り組みの周知を引き続き行っていく。

⑲ 【保育職場関連】要請項目 4 追加要請の回答

公立保育園の整備費は一般財源化されており、大規模な修繕等については地方交付税を活用して整備することとなる。一方で、2022年度の保育環境改善事業は、老朽化した部品やフローリングの張り替え等を想定して創設されたものであり、これについては公立の施設も対象となっているため活用していただきたい。

また、物価高騰に対しては、保護者の給食費負担増とならないよう自治体への周知を行っているが、臨時交付金を活用していない自治体もあるため、周知方法をさらに検討していく。

こども家庭庁の予算については、現在厚生労働省のこども家庭局で取り扱っているものは予算計上しているが、発足とともにこども家庭庁へ移管される。

⑳ 【病院関係】要請項目 8 追加要請の回答

厚生労働省としては、重症患者の病棟に対する補助の単価を高く設定するなど人材確保に対する支援を行っている。また、新型コロナウイルス感染症疑い患者に対応した場合も、手当の対象となっており、団体により補助金の使用方法が不明であるが、病床確保料については疑い患者に対しても手当が出るため、適切な運用がなされているか現場での確認が必要となる。

⑳ 【学校用務関連】要請項目12追加要請の回答

厚生労働省へ職員から法令違反の情報提供等があった場合、その内容を精査し、都道府県労働局ないし労働基準監督署で内容確認し法令違反等が認められるような場合は、指導等を行うことで対応している。

最後に、吉村局長から、私たちは、介護、保育調理、学校などの現場で、地域住民や子どもたちが安心して安全な生活を送るために、各現場で創意工夫し、国の政策を実現できる体制の構築にむけ取り組みを進めている。厚生労働省においても、改めて現場課題を認識した上で次年度の予算編成や必要に応じて自治体への通知などの対応をいただきたいと発言し、要請行動を終了した。

<別記14-2>

2022年11月25日

厚生労働大臣

加藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

長引くコロナ禍、また少子・高齢化に加え、人口減少社会・低成長社会に突入している日本にとって、今後も安心してくらししていくためには、持続可能な社会保障制度の確立が極めて重要です。

2022年度政府予算における社会保障関係費は36兆2,735億円と過去最大の規模となりましたが、その実質的な伸びは「高齢化による増加分におさめる」との方針により抑制されており、こうした措置の継続が結果的にサービスの切り下げにつながるのではないかと危惧されます。コロナ禍にあり、公衆衛生分野における需要も改めて見直される中、子ども・子育て支援、地域における保健や医療体制の充実、社会福祉施策の強化、これらに携わる地域公共サービス労働者の待遇改善など、社会保障に対する市民の期待やニーズはかつてない高まりを見せています。

つきましては、2023年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

記

現業職場関連

【介護職場関連】

- (1) 日常生活自立支援総合事業における栄養改善指導をはじめとした食に関わる予算を充実させること、また、地域包括支援センターに専門調理師等を配置し高齢者の「食べる」を支える予算を確保すること。
- (2) 介護労働者の離職防止と人材確保のため介護職員処遇改善加算と特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を継続するとともに、確実に給与に反映させるべく事業者に対し指導を強化するとともに請求手続きのさらなる簡素化に努めること。
- (3) 入管法の改正に伴い、海外から多くの介護を担う労働者を受け入れる予定であるが、同一労働同一賃金の原則に従い、安全安心な労働環境を整えるとともに、同時に今回のコロナショック等に備え、2040年問題を見据えて国内の次世代の介護の担い手を養成するため、国として早急に施策を講じること。

【保育職場関連】

- (4) 保育所調理員は、老朽化や現代の調理業務に適していない施設・設備を使用して日々の食事提供と併せて、さまざまな個々食を適切かつ迅速に対応し、また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎

となる職員間連携による「食育」の実践や、さまざまな感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改善をはかること。

あわせて「保育所等整備交付金」については、エアコンの設置など、修繕規模の大小を問わず交付金が活用できるよう柔軟な制度とすること。

(5) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

(6) 保育士・幼稚園教諭等を対象とした3%程度の処遇改善について、公民および職種にかかわらず、保育施設関係者すべてに支給するよう自治体に対し通知を行うこと。

【病院関連】

(7) 感染症指定病院をはじめ、すべての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。

(8) 新型コロナウイルスなどの治療に対応する、実務者すべてに対して、防疫等作業手当の特例に準じた手当支給を行うよう助言すること。

(9) 感染症の疑いなども含めて対応している医療従事者が、安全・安心に業務が行えるよう、現場実態に即した防護服の確保など、必要物品の確保にむけた予算措置を行うこと。

【保健所関連】

(10) 新型コロナウイルス感染症対策を講じるにあたり、保健所の職員（自動車運転手を含む）が慢性的な人員不足や移送の際に使用する専用車両の不足状態に陥り、一般の公用車を活用するケースも見受けられることを踏まえ、体制維持にむけた人員確保と専用車両購入や車両整備に対する予算を確保すること。

【学校給食関連】

(11) 学校給食衛生管理基準の取り扱いについては、厚生労働省が発出している「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨を踏まえ、衛生管理の徹底をはかることとされている。このマニュアルにおいて調理従事者等の衛生管理が示されており、調理従事者の定期的な健康診断や月1回以上の検便の実施が義務づけられている。一方でノロウイルスや腸管出血性大腸菌の検査については、検査内容に含めるとしつつも努力義務にとどまっており、各自治体における学校給食調理員の検査の実施には大きな温度差がある。こうした状況を踏まえ、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌の検査を義務づけるなど「大量調理施設衛生管理マニュアル」の見直しを行うこと。

【学校用務関連】

(12) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

以 上

(3) 文部科学省委請行動

11月29日、2023年度政府予算にかかる要請行動を対面で実施した。自治労現業評議会から、吉村秀則事務局長、仲宗根哲学校給食部会長、石川豊学校給食部会幹事、森田俊範学校用務員部会長、樋山直寛学校用務員部会幹事が出席し、文部科学省からは大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課法規係、初等中等教育局 健康教育・食育課学校給食・食育推進係、初等中等教育局 健康教育・食育課 企画調整係が出席し、別記要求項目について一括して回答があった。概要は次の通り。

【学校給食関係】

① 要請項目 1 回答の概要

文部科学省としては、学校給食に必要な施設・設備の衛生管理の強化に対して財政的支援を行ってきたが、2020年度の第3次補正予算からは、給食施設の衛生環境改善のひとつとして、給食調理にかかる教職員の健康確保の観点も含め、既存の施設への空調設置を補助の対象としている。引き続き、職員の健康管理・安全に必要な環境整備が整うように、都道府県の要望に丁寧に応えながら予算確保に努めたい。

② 要請項目 4 回答の概要

ドライシステムの給食施設の新增・改築にかかる経費の一部は学校施設環境改善交付金で国庫補助を行っている。新增・改築の場合は、付帯施設として調理器具等も補助の対象となっている。今後とも、地方自治体が計画的に学校給食設備の整備ができるように支援を行いたい。

適正な人員配置（調理員）については、1958年12月14日付の文部科学省通知277号「学校給食に従事する職員の定数確保及び身分安定について」に学校規模に応じて最低限必要と考えられる調理員数の基準を示してきた。その後、共同調理場の普及、施設設備の近代化、パートタイム職員の増加等により、学校給食の実情に合致しない点も出てきたため、1985年1月21日付第57号「学校給食業務の運営の合理化について」により、設置者が、地域や調理場などの状態に応じて弾力的に運用することとしている。

学校給食の実施については、設置者が地域の実情に応じて適切に判断するものであり、自治体判断で適切な人員配置がされていると考えている。文部科学省としては学校給食の質の低下の防止のため、十分配慮するように教育委員会に対して指導している。

③ 要請項目 8 回答の概要

文部科学省としても、今般の物価高騰により学校給食へ大きな影響があることは認識している。2022年4月の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予備費に加え、9月にも物価高騰に対応する追加策として、6,000億円規模の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、これらの積極的な活用を促し、保護者負担の軽減に取り組んでいる。文部科学省では質の低下を招くことのないよう教育委員会に指導しており、引き続き行っていきたい。価格高騰助成金を設置して対応している。

給食調理場に限らず、現在公立学校等の施設については、築40年、50年を迎え、老朽化対策が必要となっている。このような状況を踏まえ、国としては学校施設校舎、体育館等含め全体の長寿命化改修に対して補助しているほか、給食施設に関しては、新築や改築、増築に対しても補助をしている。例えば、校舎の中に一体となっている給食室の場合、そのリニューアルについても施設の一部として補助の対象となる仕組みになっている。このような補助制度をうまく活用し学校施設全体とあわせて、給食施設の改善を行っていただきたい。

【学校用務関係】

④ 要請項目 1 回答の概要

学校用務員を含めた教職員の安全かつ適切な労働環境を確保することは、それぞれの学校において衛生推進者の選任など労働安全管理体制を確立させるとともに、個々の教職員が労働安全衛生に関する知識を共有することは極めて重要であると考えている。労働安全衛生法においては、特定の危険または有害業務に労働者を就かせる場合は、労働安全または衛生のために必要な事項に関する教育を行うことが事業者には義務づけられており、当然、学校においても実施されるべきものとなっている。学校用務員においても、設置者である各自治体の責任において予算確保がされ、特別教育が行われるべきものである。

文部科学省としては、引き続き教育委員会の担当者を対象とした各種会議等で周知啓発を徹底する。

⑤ 要請項目 4 回答の概要

文部科学省としては、職務に専念するための安全かつ適切な労働環境の確保は、教職員のためだけでなく、学校教育全体の質の向上のためにも必要であると認識している。

学校用務員の安全衛生管理要綱策定については、その職務の多様性から慎重に検討すべきであると考えている。まずは、各学校や学校設置者において、学校用務員を含む教職員の安全衛生管理の徹底に努めるようこれからも指導を行っていききたい。

上記回答に対し、自治労から以下の追加要請を行った。

【学校給食関係】

⑥ 要請項目 2 追加要請

集団給食施設においてHACCPに沿った衛生管理が義務化されているが、小・中学校などの給食調理場（自校式）の建て替えをする際、600食、300食の食数規模において何平米で対応したか自治体の事例があれば教えてほしい。

食数規模に応じた補助制度の活用事例を給食調理に関わる職員が知ることで、交渉等の際に当局と協議を行い現場で施策を実行できると考える。自治体にこのような事例を紹介することがあれば、自治労にも連携してほしい。

空調設備等の設置について、回答にあったように2020年度に予算拡充したことで、自治体で設置が進んでいる。一方で、手続きがわからず設置が進んでいない自治体も見受けられることから、各種交付金補助制度の事例等を各自治体へ提示し活用につなげるためにこのような要請を行った。文部科学省で2020年に公立学校の冷房装置普及状況実態を公表しているが、給食調理室においてはスポットクーラーも冷房装置とした上で設置率が7割弱となっている。スポットクーラーは、労働者の熱中症の緩和対策にしかかなりえず、食材の衛生管理には不向きであるため、この設置は根本的な衛生管理課題の解決にはつながらない。スポットクーラーを除外した調査を行い、基準を満たしていない自治体に対して指導をお願いしたい。

⑦ 要請項目 4 追加要請

老朽化を起因とした異物混入は全国で多々報告されている。自治体においては財政が厳しく、大規模センターを新築・改築する場合は20～30億円かかるため、1/3～1/2の国からの補助があったとしても施設の新設や増築・改築に踏み切れない自治体が数多くある。その間にも老朽化が進み、事故の発生につながりかねないことから、環境改善交付金の交付要件緩和および拡充で国や都道府県が自治体を補助できる仕組みの構築をお願いしたい。

また、国からは都道府県に通知を出しているものの、各自治体や給食調理の現場まで情報が下りてきていないという実態がある。労使交渉の際に、国からの通知について確認しても、自治体が把握していないということもあった。

人員配置については、1958年の通知に基づいて人員増加をできないと回答する自治体もあるため、現状に合った人員配置を行うように各自治体に周知していただきたい。

⑧ 要請項目 8 追加要請

食材高騰の中、限られた費用で給食の提供を行うためには、主食やおかずの分量を減らすなどの対応をせざるを得ない自治体もあると考える。しかし、学校給食については文部科学省から学校給食摂取基準が示されており、さらに学校給食摂取基準策定に関する調査研究協力者会議（2020年12月）の報告で、「2008年6月に学校給食法が全面的に改正され、学校給食の目標として、新たに、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること等が加えられるとともに、文部科学大臣は、学校給食の適切な実施のために必要な事項について維持されることが望ましい基準である『学校給食実施基準』を

定めるものとされた。学校給食を実施する学校の設置者は、当該基準に照らして適切な学校給食の実施に努めることとされている。」としているため、これを実施することが困難な状況となった場合、対応する予算や交付金措置が必要である。

900万人以上の未来のある子どもが毎日口にしている学校給食が、安定して安全に提供できるように適切な対応をお願いしたい。

【学校用務関係】

⑨ 要請項目 1 追加要請

2021年、芝刈り機を使用している際に、倒木の下敷きになって校長が亡くなる事例があった。また、日常的に教員が草刈り機を使用するなど、安全衛生教育を受けていない教職員が、それを必要とする作業を行っている場合もあり、子どもたちの安全や本人の防護への対応がなされていない実情に対して自治体に対し、適切な助言が必要である。

⑩ 要請項目 4 追加要請

個々の教職員が労働安全衛生に関する知識を共有することが極めて重要であると回答があったが、文部科学省は、都道府県に対して指導や周知に努めている一方で、情報が止まって現場まで十分に届いているとはいえない。職場においては、どのような業務に対して特別教育が必要で、どこから費用がでるのかも認識していない場合もあり、現場まで適切な情報が下りるための手段を強く求める。

自治体や現場に法令違反の認識がない事態があるのであれば、文部科学省から法令順守を行うように都道府県に通知を出すことで、各現場で通知を根拠に労働環境の改善の要請を効果的に行うことができると考える。都道府県担当者に対する会議等での周知や啓発だけでなく、再度、法令遵守についての通知など検討していただきたい。

これに対し、文部科学省から以下の回答があった。

【学校給食関係】

⑪ 要請項目 2 追加要請の回答

文部科学省では、各自治体への交付金補助実績データを保持しているが、上記のような食数に応じた給食調理室の面積の事例の収集は行っていない。交付金の要綱において国からは各児童数に応じた必要面積を示しているため、各自治体において必要面積を算出しそれに対して補助を行っている。

次回調査実施は未定であるものの、ご指摘いただいたスポットクレーンが食材管理の目的ではないという実態を踏まえて次回調査を行いたい。

⑫ 要請項目 4 追加要請の回答

交付金の活用について、自治体に周知しきれていないという意見は大変参考になった。自治体への説明会において、給食施設への空調設置に対する交付金の活用について説明をしっかりとしていきたい。

定員配置について、1958年の通知を意識している自治体があることは認識していなかった。

文部科学省では、都道府県担当者に対して、年1回の公衆衛生管理の講習会をしているほか、学校給食大会などの研修を行っており、そのような機会に現在の状況を踏まえた適正な人員配置を行うようこれまで以上に意識して再度周知を行っていきたい。

⑬ 要請項目 8 追加要請の回答

文部科学大臣が定める安定的な学校給食の基準に対応できない社会状況等があった場合、国として適切な指導や支援を行わなければならない。今般の物価高騰がまさにこれにあたる状況であり、現場の工夫や尽力で状況に対応していただいている中ではあるが、給食費を上げず、食品の質や量の低下を招かないための交付金の活用が行われるように周知に努める。

【学校用務関係】

⑭ 要請項目 1、4 追加要請の回答

現場実態を教えてくださいありがとうございます。文部科学省の周知が都道府県まで届いていても、自治体や現場にまで届いていないという話を重く受け止め、労働者に対する研修が進むように首長と連携して取り組んでいる事例などを紹介し、各教育委員会への呼びかけを引き続き徹底していきたい。

文部科学省にも、法令違反の自覚がないまま業務にあたっている方がいるという情報が届いており、いただいた意見を踏まえ、今後の周知の方法について検討し徹底していきたい。

最後に、吉村局長から、私たちは、学校の子どもたちが楽しく安全・安心して学校生活を送れるように、現場で創意工夫をしながら政策や思いを実現できる体制の構築にむけ取り組みを進めている。文部科学省においても、改めて現場課題を認識した上で2023年度の予算編成や必要に応じて自治体への通知などの対応をいただきたいと発言し、要請行動を終了した。

<別記14-3>

2022年11月29日

文部科学大臣

永岡桂子様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、地方分権にむけた地方教育行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

現在、貧困の世代間連鎖が問題となっている中、公教育、とくに教育機会の平等に関することが課題となっています。また、少子化による学校の統廃合によって子どもたちが自宅から通えない状況も生じるなど、地域間格差による教育機会の平等が脅かされる事態となっています。

さらに、公共施設の老朽化等が課題となっていますが、その中でも教育関連施設の占める割合は決して少なくありません。とくに学校施設は防災拠点としても重要な役割を果たしており機能強化が急務となっています。

このように、地域実態に合った教育を推進する観点からも、教育機会の平等を拡充することや施設整備等の諸施策の実現が求められています。あわせて、教育行政に関する諸施策を担い日々職務に精励している現場職員の労働条件の維持・向上も重要です。

他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会全体が混乱する中であって、現場実態を十分に踏まえた施策を講じる必要があります。

教育行政に関する課題は多岐にわたります。これらを実現するための予算措置にむけ、以下の通り所要の対応を要請いたします。

記

【学校給食関係】◎が回答項目

1. ノロウイルスを含むさまざまな感染症による食中毒から児童生徒を守るためにも、全国の自治体において学校給食調理施設での衛生管理体制を確立するよう各自自治体へ促すこと。また、高感度検査の実施や衛生管理基準を満たす施設の新築・増改築についても、国が示す衛生管理基準に沿った、業務運営が行えるよう全国の自治体への周知徹底をはかり、改善を促すこと。あわせて、高感度検査の実施や施設の改善にむけ、国の予算補助が活用できるような制度を検討すること。

2. HACCPや大量調理施設衛生管理マニュアルにおいて、適切な温湿度管理や食材の衛生管理および労働者の健康管理が重要とされ、労働安全衛生規則では作業場の温湿度調節措置が事業者によって講じられるべきと定めている。これらを踏まえ、各自治体の学校給食調理施設における温湿度管理の実態を調査し、基準を満たしていない施設のある自治体へ指導を行うこと。また、学校給食調理施設および給食配膳室等への空調設備の設置にかかる交付要件緩和を検討するとともに、各種交付金補助制度の事例等を各自治体へ提示し活用を促すこと。◎
3. 給食調理施設の目的外使用については、「学校給食の提供に支障のない範囲で使用が可能であり、財産処分の手続きの対象には該当しない」という旨を引き続きすべての自治体に周知徹底すること。

あわせて、災害時等に給食調理施設を適切に活用できる災害時対応マニュアルが、各自治体において整備されていない現状であることから、国が率先して「給食調理施設における災害時対応マニュアルのガイドライン」を作成し、各自治体の現状に沿ったマニュアル整備を行うよう自治体に助言すること。
4. 施設や設備機材の老朽化を起因とした危険異物の混入は、児童生徒の命を脅かす重大な事案であるため、早急な施設の新設や改修、設備機材の整備が必要である。自治体財政の逼迫により新設や改修が進まない現状を踏まえ、環境改善交付金の交付要件緩和および拡充した予算措置を行うこと。各自治体に具体的な交付金補助制度の事例等を提示し、その活用を促すとともに、児童生徒の命を守ることができる給食調理施設の運用を求めること。

また、慢性的な人員不足による業務過多により、学校給食の質の低下やヒューマンエラーを原因とする食中毒や異物混入事案も発生している。安全で適切な衛生管理が行え、質の安定した学校給食を提供できる適正な人員配置（調理員）を自治体に求めること。◎
5. 外国人児童については、文化や宗教の違いにより、学校給食においてさまざまな対応が求められることから、外国人児童に平等な給食提供を行うため、想定される事例の調査等を行い、その内容について教職員および調理員に対し研修等を行うこと。また、アレルギー対策や宗教食等に対応できる給食施設の整備、ならびに人員確保のための環境改善交付金を拡充すること。
6. 学校給食を通じて子どもたちに正しい味覚を身につけてもらうことは、食育を推進する上で重要であることから、地域の食育を推進するため、専門調理師の資格を有する学校給食調理員および食育推進員が活用できるような、文部科学省主導による事業を展開すること。
7. SDGsに「飢餓をゼロに」「つくる責任 つかう責任」の二つの目標があるが、学校給食の調理現場では、さまざまな理由により大量の食材が廃棄されていることを踏まえ、学校給食の実施者である自治体に対し廃棄食材の有効活用に対する意識醸成を促すため、廃棄食材の有効活用を自治体に求めること。
8. 円安の影響による物価や燃料費の高騰は学校給食にも影響を及ぼし、食材費の高騰により提供する食材の質の低下や減量など、限られた給食費で従来の給食提供が困難な状況に陥ることから、物価上昇率に応じた給食費の予算措置を行うこと。あわせて経済情勢に左右されない安定した給食提供が行えるよう、交付金制度を確立すること。◎

【学校用務関係】

1. 多岐にわたる用務員業務にはチェーンソーや刈払機を使用する頻度が高く、児童・生徒などを巻き込んだ重大事故の恐れがあるが、自治体が行った調査では労働安全衛生法第59条に基づく特別教育の受講は進んでいないのが現状である。このような状況を踏まえ、法令遵守の観点から特別教育を受けさせず業務を行わせている自治体に対し、適切な助言を行うこと。また、特別教育の受講にかかる費用は国庫負担とし、予算措置を講じること。◎
2. 学校用務員の役割や学校運営組織の専門性を生かし、用務員を自治体および学校の防災組織に位置づけること。また、防災と救命のための研修等を義務づけるとともに、必要な予算措置を講じること。
3. 児童生徒の安全確保や事故防止のため、用務員が日常業務で使用する工具や薬剤の適正な保管、さらに安

全な作業場の確保は非常に重要であることから、新・増改築のみならず、単独で作業室や保管庫等設置を行う際にも、交付金の活用ができるよう予算措置を行うこと。

4. 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。◎
5. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としてマスク着用などの作業環境の変化は、用務員の健康と命に係わることから、ファン付きの作業着の貸与などの熱中症対策をはじめ、冬季の除雪作業におけるすべり止め機能の靴の貸与など、現場実態に応じた予算措置を行うこと。

以 上

(4) 環境省要請行動

11月29日、2023年度政府予算にかかる環境省交渉を実施した。交渉には、自治労現業評議会から、吉村秀則事務局長、中川純部清掃部会長、久松亮太清掃部会幹事、西村好勝清掃部会幹事が対面出席し、他幹事がウェブから参加した。環境省からは、環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課、同特定廃棄物対策担当参事官室、廃棄物適正処理推進課放射性物質汚染廃棄物対策室指定廃棄物処理第二係、環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室が出席した。冒頭、環境省から別記要請項目について一括して回答があった。概要は次の通り。

① 要請項目 1 回答概要

一般廃棄物処理をはじめ災害時の廃棄物処理対応に伴う支援など現業職員を中心に対応していただいていることに感謝申し上げます。

大規模災害時における人員確保や支援については、ご指摘通りと認識している。スムーズな対応となるように、関係自治体をはじめ、協約を結んでいる事業者とも連携し体制構築に努めていく。また、計画策定では、策定のみではなく既存の計画を改善するとともに、仮置き場の選定や分別についても環境省地方事務所が中心となって支援していく。

災害廃棄物支援ネットワークについては、被災自治体へ派遣する支援員の増員に努め、あわせてメンタルヘルスなどの安全衛生対策を十分に実施していくため、現場課題についてご意見をいただきたい。

② 要請項目 2 回答概要

循環型社会形成推進交付金予算の確保は極めて重要と考えている。その一方で、約20年前のダイオキシン対策の影響を受け、施設の更新時期が重なり、建て替え需要の時期が集中している。毎年約1,000億の予算確保に努めているが、今後の需要よりこの1.5倍の予算確保が必要であると予測される。引き続き必要な予算を確保していく。

③ 要請項目 3 回答概要

「プラスチック資源循環促進法」では、家庭から排出されるプラスチック製品の収集について自治体と協力し推進していく認識である。2022年度は、先進的モデル支援事業を16件採択し、2021年度よりも採択件数を増やしている。また、プラスチック廃棄物の回収体制構築にかかる費用については、特別地方交付税にて充当することで対応している。

住民へのプラスチック資源循環の意識醸成では、各種イベントや新法に伴う特設サイトの常設などを実施している。自治体の環境教育として環境省では、小中学校むけの環境教育教材などを作成し活用を促している。

④ 要請項目 4、6 回答概要

効率的・効果的な回収を実施している市町村の優良事例の横展開を2022年度もはかっていく。

2021年度から一般廃棄物処理におけるリチウムイオン電池対策への検討を行っている。リチウムイオン電池の製品実態調査、自治体における火災発生の状況調査、有識者ヒアリング等を行い基本的な情報、対策検討結果を取りまとめ自治体あての事務連絡等で公表した。2022年度には有識者による検討会の開催、自治体を対象としたモデル事業を行った。周知、啓発や処理方法などをとりまとめた策定集を2022年4月1日に事務連絡で公表した。

さらなる対策として2022年7月に自治体むけのオンライン説明会を開催し、動画を公表している。これに加え回収については、コンサルティング業務なども行っている。まだ枠はあるので、困っている自治体があれば一緒に取り組みを進めていきたい。

⑤ 要請項目 5 回答概要

2021年4月から経済産業省と環境省の合同審議会を開催し、2022年6月に家電リサイクル制度施行状況の評価等に関する報告書の取りまとめを行った。有機ELテレビについては、速やかに家電リサイクル法の対象品目として検討すべきと報告書にあるため、対象品目追加について検討している。

リサイクル料金の前払い方式について、現時点では直ちに料金制度の変更が必要になるだけの問題が生じているとの考えに至っていないため、変更の予定はないが、制度変更した場合の課題等に関する技術的・実務的な検討について引き続き行くと報告であることから、経済産業省で検討会を立ち上げ、料金制度の課題等に関する実務的な検討が行われている。

また、違法回収業者対策については、「とくにエアコンの回収率が他の家電リサイクル法の対象品目と比較して低く不適正な回収となっているため、自治体の規制や指導等を強化しても、違法業者が広域的に活動するため根本的な解決には繋がらない」と報告書に記されている。まずは、実態把握した上で、効果的な対策を検討・実施すべきとし、自治体が把握している違法回収業者などの情報を共有化できるようアンケートを依頼し、実態把握に努めている。また、回収率の向上にむけた検討会が2022年度から始まり、効果的な対策を議論している段階である。不法投棄対策では、対策支援を継続していく。

⑥ 要請項目 7 回答概要

予算措置について、循環交付金は、ストックヤードや中継施設を対象としているため、広域的な処理などについて対応できると考える。また広域処理の際に計画される運搬などについて処理施設の効率化などを含めながら考えていきたい。また最終処分地では、通常の最終処分とあわせて災害時も考慮し、ブロック単位で事前協力体制を構築していく。また、国段階での分別区分の均一化について、自治体により処理施設や地域実情が異なるため、一律にするより自治体のこれまでの処理経緯などに基づいた対応が基本的なスタンスであるが、廃棄物処理のシステム指針を作成し、分別の仕方について示している。自治体の取り組みやすいように意見を聞くとともに、災害時の対応では事例などを記載したガイドラインを活用し進めていきたい。

⑦ 要請項目 8 回答概要

指定廃棄物の放射能濃度や保管状況における個々の事案の公表については、自治体、民間企業の敷地もあるため、風評被害の恐れもあり行っていない。しかし福島県をはじめ、各県の状況として国の放射能濃度再測定を行った際は、その結果をホームページに掲載をし、適切な情報提供に努めて参りたい。廃棄物処理に関する安全基準の明確化では、環境省で作成した廃棄物関係ガイドライン、除染関係ガイドラインで廃棄物処理法、放射性物質汚染対処特措法に基づいた基準が定められ、解説をしている。ガイドラインでは、国が処理するいわゆる指定廃棄物や特定産業廃棄物、さらに自治体で処理する特定一般廃棄物のすべてに該当する内容が含まれており、ウェブで公表している。

処理過程における管理や保管状況は、福島県内において指定廃棄物の処理が一定程度進捗をしており、9月末時点の処理状況に関してウェブで環境省が公表した。この処理状況の公表は四半期ごとに実施している。

⑧ 要請項目9 回答概要

水銀関係については、自治体が行っている家庭から排出される水銀使用排出製品の分別回収ガイドラインと市町村における水銀使用排出製品の回収事例集を策定し公表している。自治体によっては、公民館での拠点回収や危険廃棄物のような分類で収集している事例も参照していただきたい。新規施設では開発関係として水銀関係も含めて設計の場合には交付金の対象範囲となることもあるため、活用していただきたい。

⑨ 要請項目10 回答概要

感染症対策では、清掃職員は優先接種の対象とはなっていないが、ワクチン接種を行い安全に廃棄物処理に従事することが重要だと考えており、優先接種のお願いをしている。資材の備蓄については、直接的な支援は困難であるため、事業継続計画の中で対応していただきたい。

⑩ 要請項目11 回答概要

民泊の利用者に対しては、出入国管理庁の生活・就労ガイドブックを通じて易しい日本語と15言語で対応している。その内容では、日常生活としてごみ出しについても掲載している。また民泊を利用される際の事例を作成し、利用者側の留意点と民泊側における適切な廃棄物処理の実施を周知している。

⑪ 要請項目12 回答概要

環境省では「ふれあい収集」の事例調査を行いガイドラインの中に掲載している。予算措置については、総務省の制度で特別交付金の予算措置を行っており、それを活用していただきたい。上記回答に対し、自治体から下記の追加要請を行った。

⑫ 要請項目1 追加要請

都市部で災害発生した際は、住民が車を所有していないなどの理由により、仮置き場まで災害ごみを運ぶ手段がなく、玄関先に災害ごみが放置される状況となる。また、仮置き場設置時には近隣住民から苦情はないものの、時間の経過とともに災害ごみが運搬される際の騒音や振動の苦情が多数寄せられた。このような状況から、都市部の仮置き場設置箇所は、河川敷等の広い場所が良いのではと考える。国土交通省管轄になるため、そのような場所の確保をお願いしたい。

千葉市では、房総半島台風時に大きな被害を受けたが、他都市からの応援を頼らずに直営と民間事業者で対応した。その結果、処理に半年ほどの期間を有した。普段から、災害支援への参加実績がない場合は、他都道府県からの支援要請をお願いしづらい面がある。

また、災害対応における派遣要請では、事前調査・調整の上派遣要請が実施されるとの認識であるが、事前調査があり派遣に備えていたものの、実際には要請がなかった事例がある。発生時期にもよるが、そのような状況について、どのような理由から派遣につながらなかったのか教えていただきたい。

⑬ 要請項目3 追加要請

「プラスチック資源循環促進法」について東京23区では徐々に進んでいるが、人口が非常に多く、今の容量では全戸収集を賄えず、導入に踏み切らない区も存在しているため、自治体の枠を超えて処理できるような考え方などを指導していただきたい。

⑭ 要請項目5 追加要請

対象品目の追加の状況と追加した際には有機ELテレビだけを先に前払い制となるよう検討していただきたい。

⑮ 要請項目12 追加要請

ふれあい収集について、千葉市ではボランティア団体が対応しているため同自治体内であっても地区によって受けられるサービスが異なる実態がある。また、ボランティア団体が存在していない地区の住民からの要望は断っており、実態として約30件の申し込みに対し1件対応できるかできないかの状況で事業としてのレベルに達していない。また、ふれあい収集の所管が福祉部門であり、縦割り行政の弊害も存在していることから、同じ自治体の住民に不公平が生じないように、環境省から助言や指導をお願いしたい。

また、京都市では「まごころ収集」の名称で、申し込み時はケアマネージャーなどと一緒に現地で話し合い対応のもと、直営で行っている。行政であるからこそ地域差を無くして安心してサービスを受けることができると考える。分別が進み、細分化する中で高齢者のごみ出し対応も現場職員が対応していることを認識していただきたい。

これに対し、環境省から以下の回答があった。

⑯ 要請項目1追加要請に対する回答

都市部の仮置き場については、現実と計画が追いついておらず、河川敷の仮置き場設置は、災害後の利用について安全性に問題があると認識している。運搬状況も含めて担当課に持ち帰る。

2022年の夏には、週末ごとに災害が発生した際には、環境省地方事務所が、災害発生翌日には現地視察の対応を整えたが、各地からの派遣を受け入れる側の自治体が対応できなかったため、スムーズな対応ができなかった。また、収集運搬支援の判断については、受け入れ自治体の体制が整っていないなどの理由で派遣要請をすぐに行えない場合がある。今回、派遣要請を受け入れた自治体と、今後意見交換しながら進めていく。

⑰ 要請項目3追加要請に対する回答

プラ促進法については、事業者にも補助金を出し、取り扱いの無い事業者に対しても設備導入にむけ支援を行っている。

自治体の枠を超えた処理体制の構築については、自治体が直接リサイクル業者と契約を結ぶ認定計画ルートと既存で容リ協ルートのあわせて行うルートの2種がある。どちらのルートに関しても、連携する事業者が県内のみといった規制はなく、今後、県をまたぐ事例も出てくると考えられるため、まずは処理量を増やせるよう事業者への補助金で支援している。

⑱ 要請項目5追加要請に対する回答

有機ELテレビの追加時期については、具体的な時期はまだ示すことはできない。現在、経済産業省と検討を進めているが、住民への十分な周知期間が必要と考えている。また有機ELテレビの前払い制については、すでに商品が出回っているため、審議会でもその課題について議論となったことから、困難であるとする。

⑲ 要請項目12追加要請に対する回答

福祉部門でニーズが多いため、清掃職員と一緒にみまわり収集を行うことは、効率的・効果的であるとする。自治体現場ではこうした課題があると認識した。

最後に、中川部会長から、私たちは、地域住民が安全・安心してくらすことができるように、現場で創意工夫をしながら、住民啓発をはじめ国の政策や思いを実現できる体制の構築にむけ取り組みを進めている。環境省においても、改めて現場課題を認識した上で2023年度の予算編成や必要に応じて自治体への通知などの対応をいただきたいと発言し、要請行動を終了した。

<別記14-4>

2022年11月29日

環境大臣
山口 壮 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川 本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、環境・廃棄物行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、「パリ協定」の実現にむけた各国の温室効果ガスの削減について、目標達成には程遠い状況にあることに対し、わが国においては「改正地球温暖化対策推進法」や「プラスチック資源循環促進法」が成立するなど、持続可能な資源循環型社会の実現にむけた取り組みが進められてきています。

このような中、わが国においては、集中豪雨や台風・豪雪など気候変動が起因とされる災害が毎年のように発生しており、これまで以上の防災・減災対策や万全な災害廃棄物処理体制、さらには、天然資源の消費抑制など、環境への負荷をできる限り低減する取り組みの強化が求められています。

これらの取り組みを主体的に進めていくため、各自治体には大きな責務が課せられていますが、自治体の財政難も深刻な状況にあり、人的・財政的にも盤石な状況とはいえません。

つきましては、2023年度予算編成にむけた作業が進められている段階にあたり、以下の課題についての検討と積極的な対応を要請いたします。

記

1. 大規模災害の発生時では、災害廃棄物の運搬・処理に対する自治体への支援要請の指示系統の問題や各自治体の人員・機材の不足や偏りなどにより、他都市からの支援が行いにくい状況が発生していることから、迅速な復旧・復興の実現にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。

また、災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、破傷風など感染症に対する検査体制やメンタルヘルス対策、産業医との面談、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延期におけるPCR検査の実施など各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための指導を行うとともに、必要予算措置を行うこと。

2. 焼却工場における長寿命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備を促進するため、「循環型社会形成推進交付金制度」の交付金を増額するとともに、電力の自由化や廃棄物発電のネットワーク構築など広域的な処理の必要性が生じるため、市町村が最大限活用できるよう交付基準を緩和すること。

循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害に繋がり、交付金制度を活用した政策誘導となる恐れがあると同時に、地域住民への負担増や有料化後のごみ減量施策への理解が得られないことなどから、検討要件を廃止すること。

3. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、すべての自治体において排出・回収・リサイクルにかかるルートの構築がされるよう、先進的モデル支援事業の自治体を増やすとともに、プラスチック廃棄物の回収体制構築にかかる費用の全額について国が補助すること。

あわせて国民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組める必要な予算措置を行うこと。

4. 促進型制度である家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度は、すべての自治体で実施されておらず、また実施している自治体でも回収品目が異なり地域間格差があることから、制度の義務化について検討すること。

また、先行的に取り組んでいる地域・自治体の意見を反映し、消費者が協力しやすいようにすべての関係者の負担を軽減する対策を講じるほか、回収量の拡大をはかるために、特定対象品目の回収をすべての自治体で実施できるよう予算措置や支援を行うとともに、住民啓発を積極的に行うこと。

あわせて銅線等の抜き取り等を行う違法回収業者への対策を講じるとともに有害物の発生を抑制するなどの処理体制を確立すること。

5. 有機ELテレビについては、家電リサイクル法の対象外であるため、早急に対象品目とするとともに、家電リサイクルの一層の推進と不法投棄対策における自治体負担の軽減にむけ、リサイクル料金の前払い方式について引き続き検討すること。

また、違法回収業者などによる住民トラブル等や不法投棄を防ぐため、自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等、対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。

6. リチウムイオン電池を含む市販製品の普及に伴い、発火による火災事故や廃棄物運搬時の火災が相次いでいるが、資源としての回収方法やごみ排出ルールについては自治体によりさまざまであることから、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が早急に行えるよう、国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルートの構築のための予算措置を行うこと。

あわせて、リチウムイオン電池を取り外せない製品においても追加にむけて協議を行うとともに、製造事業者等が義務的に回収を行うよう検討すること。

7. 資源循環型社会形成にむけた取り組みの促進にむけ、災害廃棄物処理の対応等については自治体を越えた広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。

8. 放射能汚染廃棄物について、放射性物質濃度を公開して住民の理解を得るとともに、廃棄物処理に関する安全基準を明確化し、中間処理過程における管理・保管状況を公開すること。あわせて、国段階での処理、保管時の具体的な安全マニュアル等を作成すること。

9. 家庭内や事業者等に退蔵している水銀含有廃棄物などの有害廃棄物について、回収体制を確立すること。また、回収体制の整備や、ほかの廃棄物に水銀含有廃棄物が混入されていることを前提とした水銀などの排ガス基準に適応した施設の整備のために予算措置を講ずること。

10. 清掃事業が住民にとって欠かせない社会インフラであることを踏まえ、事業の確実な継続を確保するため、そこで働くすべての労働者の安全と健康を確保する観点から、マスクや防護具等、事業の継続に必要な資材の確保にむけ、十分な予算措置を行うとともに、廃棄物処理に従事している労働者のワクチン優先接種について、これまでの自治体での事例も踏まえ、各自治体に対して助言を行うこと。

また、今後の新たな感染症の蔓延に備え、感染防止に必要な資材の備蓄や事業継続計画を策定するなど、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた対策を検討すること。

11. 外国人労働者や外国人旅行者の民泊利用の増加を受け、当事者へのごみ出しルールの周知・徹底をはかるため、多言語パンフレット、アプリ、動画等の製作にむけた技術的助言などの支援を行うとともに、各自治体に対して必要な予算措置を行うこと。

12. 今後、高齢化社会が進む中、小規模自治体や過疎地域における高齢者のごみ排出が重要な課題であることから、すべての自治体で高齢者のごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を講ずること。

以 上

6. 審議会

(1) 中央環境審議会循環型社会部会

藤森副委員長が委員として第43回（8月25日）、第44回（12月23日）に出席し、意見反映を行った。

第15章 公営企業労働者の取り組み

1. 諸会議

(1) 2023年度第1回全国幹事会

8月20日、ウェブ会議にて開催した。

岩本議長のあいさつの後、来賓として藤森副委員長と鬼木誠参議院議員より、それぞれあいさつを受けた。次に、福永局長から公企評に関わる活動報告を行った。続いて、議案として、当面の闘争方針案、2022現業・公企統一闘争、2023年度公企評年間行動計画案を提起した。

最後に、常任幹事が各地連・県本部の報告を行い、本集会を終えた。

(2) 第1回三役会議

9月11日、東京・自治労会館にて開催し、2023年度公企評の日程について確認した。

(3) 第1回全部会幹事会

9月11日、ウェブ会議にて開催し、2023年度の各部会組織体制の確認とともに、各省庁への2023年度予算要請行動の内容について協議した。

(4) 第2回常任幹事会

10月22～23日、滋賀県大津市・ブルーレイク大津貸会議室で開催し、①2023年度役員体制、②2023年度集会・会議の日程確認と内容・運営、③現業・公企統一闘争の取り組み、④厚労省水道課再編等について協議した。また、第38回自治労水週間ぬり絵コンクールの審査を行った。

(5) 第3回公営ガスに関わる全水道との意見交換会

10月24日、ウェブにて開催し、全水道との意見交換を行った。①上越市ガス事業の民営化に関わる状況、②ガス事業に関わる企業局と市長部局との連携状況、③労働組合の経営課題に対する関わり状況について協議した。

2. 「第38回自治労水週間」の取り組み（結果報告）

8月1～7日、「まもろう 地球のみらいと水のみらい」をスローガンに標記の行動に取り組んだ。本部は全国に約10,000枚の統一ポスターを配布するとともに、ビラ作成用の版下データおよびHP掲載用バナーを自治労ホームページに掲載し、活用を促した。

さらに、参加型の取り組みとして、ぬり絵コンクールを実施、応募数は7,136点（大人920点、子ども6,216点）であった。審査は第2回常任幹事会にて行い、大賞「子どもの部」「大人の部」各1点、副賞同各2点、常任幹事特別賞同各2点、入選「子どもの部」7点、「大人の部」5点、団体賞として3団体を選出した。

受賞作品は次の通り。

《子どもの部》

【大賞】

佐々木 愛 謝 さん（青森・十和田市職員労働組合/作品名：水の未来は地球の未来）

【副賞】

長谷川 瑠 美 さん（新潟・阿賀野市職員労働組合/作品名：みんなの力で美味しい水を守ろう）

井 口 愛 さん（新潟・十日町市労連/作品名：きれいな水を守ろう）

【常任幹事特別賞】

原 田 和加子 さん（徳島・吉野川市職労/作品名：地球と水のみらい）

進 みなと さん（大分・日田市職員労働組合/作品名：SDGsを大切に）

【入選】

重 田 和 喜 さん（大阪・摂津市水道労働組合）

干 川 湮 奈 さん（神奈川・自治労神奈川本部公営企業労働組合/作品名：水の世界）

栗 林 文 香 さん（新潟・三条市職員労働組合/作品名：みんな仲良し）

深 井 柚 希 さん（山口・山陽小野田市立厚陽保育園）

もりお あきら さん（山口・さかうえこども園）

呉 山 蒼 波 さん（山口・わかば保育園/作品名：ようせいさんが、プレゼントくれるよ♡）

伊 藤 楓 葉 さん（山口・萩市職員労働組合/作品名：おいしい水 だーいすき）

【団体賞】

なるき保育所 （和歌山・紀の川市）

ねたろう保育園 （山口・山陽小野田市）

日の出保育園 （山口・山陽小野田市）

《大人の部》

【大賞】

小 杉 めぐみ さん（新潟・見附市役所職員労働組合）

【副賞】

長 尾 岳 さん（新潟・佐渡市職員労働組合/作品名：水の未来・僕らの未来）

山 口 美 晴 さん（愛知・豊田市職員労働組合連合会/作品名：星に願いを）

【常任幹事特別賞】

弓 倉 永利子 さん（和歌山・海南市職員組合/作品名：キラキラの水大好き!）

曲瀬川 智 恵 さん（鹿児島・志布志市職労/作品名：豊かな水で輝く地球）

【入選】

浦 香 さん（長崎/作品名：水の思い出）

神 林 知 央 さん（新潟・長岡市職員労働組合/作品名：水は源）

西 川 雄 太 さん（愛知・豊田市職員労働組合連合会/作品名：水の惑星「地球は青かった」）

遠 藤 希 さん（新潟・新発田市職員労働組合/作品名：持続可能な水源の利用を目指して）

山 田 直 昌 さん（北海道・北広島市職員労働組合/作品名：D）

3. 2023年度政府予算編成に関する第2次要請行動

（1）国土交通省

日 時：2022年11月24日

場 所：国土交通省会議室

参加者：国土交通省：水管理・国土保全局 下水道部
＜下水道企画課＞

下水道企画課：安田企画専門官

下水道事業課：若公企画専門官

自治労：＜公営企業評議会＞

岩本議長、石川副議長、村木副議長、福永公企局長、西尾部会長

坂下副部会長、長原幹事、弘中幹事、丸尾幹事、平山幹事

<別記15-1>

2022年11月24日

国土交通大臣

齊藤鉄夫様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、国土交通行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

2023年度の予算編成および課題解決にむけて予算の策定がはかられますよう、以下の通り要請いたします。

記

<公営企業評議会要請>

【下水道行政】

1. 次年度の予算編成に際しては、特徴的事項を明確にし、下水道（污水处理）サービスを想定して、予想される効果などを具体的に提示すること。また、地域の課題や実情に応じた対応が可能になるようにすること。
2. 下水道事業は、広域的な流域や水域の保全など公的受益をもたらすものであることから、国庫補助を前提に建設・改築更新してきた経緯を踏まえて、現在の補助率の維持ができるよう関係省庁との調整を継続すること。また、広域化・共同化を進めるにあたり、地域ニーズに応じた必要な財政措置について拡充が出来るよう、省庁間での連携を行うこと。
3. 下水道事業職場における事業に精通した職員等の育成・配置について、極めて少人数で下水道事業を行っている自治体等では、技術の継承が容易でないことから、広域的な取り組みにより人材育成が可能となるよう引き続き支援すること。
4. DX・ICTの活用を推進するにあたっては、中小事業体により計画的・効率的な改築・維持管理を推進するためのマネジメントサイクルを容易に確立できるよう、ガイドラインの見直し等をするとともに、財政的・技術的な支援を行うこと。また、下水道分野の業務の効率化を目的として、共通プラットフォームやアセットマネジメント導入などのDX化が進みつつある。技術職確保のためにも、DX・ICT活用の目的は業務の省力化であることを明らかにするとともに、各自治体に対し、人員の削減につなげることをしないよう周知徹底すること。
5. 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」の改定が行われたが、先行事例において課題が生じた場合には、速やかに精査・共有化し、導入の検討を進めている事業管理者に認識をさせることから、有効なモニタリングを行う為の職員体制づくりや技術力の確保を促す事。
6. 新下水道ビジョン加速戦略で公表されたオムツの受け入れ検討に対して、一部の手法のガイドラインが公表され、社会実験も進められているが、水処理・汚泥処理において、環境への影響が懸念されることから、

社会実験の結果について十分な検証を行い公表すること。

7. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた下水道の課題を解消していくため、『グリーンイノベーション下水道』の実現に向けた様々な施策が行われていくが、これらの施策を検証し下水道事業の運営に対する影響について公表すること。

【水道行政の移管】

1. 水道行政の移管について、国土交通省に大部分を移管し、水道整備・管理の全般は国土交通省が、うち水道水質基準の策定等は環境省が所管する方向性が打ち出されているが、移管後も引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算について、確実に確保できるよう取り組みを行うこと。

【新型コロナウイルス感染症対策】

1. 各事業者が業務継続計画（BCP）の見直しや新たな計画を策定した際の課題を共有化するため調査し公表すること。また、BCPの策定ができていない事業者に対して、同規模の事業者の具体的な計画例を公表するなど、より具体的に取り組みやすいよう支援を継続すること。

【大規模自然災害の対策強化】

1. 地震をはじめ、近年の台風や集中豪雨による甚大な災害に対し、被災地の情報の収集および提供を継続するとともに、的確な支援をすること。また、各自治体に対し、災害対応マニュアルやBCPなどが実践的なものとなるよう、この間の事例を踏まえつつ、訓練によるブラッシュアップの必要性を周知し、各省庁における横断的な課題が生じた際には支援を行うこと。
2. 災害により甚大な被害が発生した場合には、被災施設の復旧状況を見極め、予算措置や人員確保について、完全復旧まで支援を継続すること。また、復興支援に関して、支援をする自治体にも災害対応を経験する場となるため、長期的な派遣ができるような体制の確保を推奨すること。
3. 災害復旧事業について、被災地域の早期復興にむけ手続きの一層の簡素化をはかるとともに、早期復興がスムーズに進捗することができるよう、適切な対応策を講じること。
4. 近年の豪雨災害等を踏まえ、下水道管理者による内水氾濫防止と河川管理者による河川氾濫防止の責任を明確にすること。

【東日本大震災関係】

1. 東日本大震災からの復興について、当該自治体の要望・意見を十分に聞き地域の特性やニーズを踏まえた支援方策を引き続き検討すること。また、人材不足や資材不足が復興の弊害とならないよう状況を注視し、円滑な施工が確保されるよう適切な対応に努めること。
2. 大幅な人口減少や下水処理区域の縮小による使用料収益の大幅減少により、将来の事業見通しが立てられない各自治体および事業者に対し、持続的な事業運営ができるよう一層の支援を行うこと。

以 上

（２） 厚生労働省

日 時：2022年11月24日

場 所：厚生労働省会議室

参加者：厚生労働省：〈医療局・生活衛生局 水道課〉

鈴木課長補佐

自 治 労：〈公営企業評議会〉

岩本議長、石川副議長、村木副議長、福永公企局長、森田部会長

志賀幹事、小田川幹事

2022年11月24日

厚生労働大臣

加藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

2023年度の予算編成および課題解決にむけて予算の策定がはかられますよう、以下の通り要請いたします。

記

1. 水道事業の基盤強化について

公共の福祉に基づく安全で安定した水の供給を将来にわたり維持するため、水道法の改正を踏まえて策定される水道事業体の基盤強化基本方針に基づき自治体が具体的な施策を実現できるよう、必要な措置を講ずること。また、各事業体の主体性を確保した基盤強化となるよう、都道府県へ対策を講ずること。とくに財政基盤の脆弱な小規模事業体に対し、基盤強化に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

2. 水道事業関連

(1) 重点的課題について

- ① 水道行政の移管について、国土交通省に大部分を移管し、水道整備・管理の全般は国土交通省が、うち水道水質基準の策定等は環境省が所管する方向性が打ち出されているが、移管後も引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算について、確実に確保できるよう取り組みを行うこと。
- ② 水道施設の老朽化や耐震化対策、水管橋などの劣化調査等を推進するための国庫補助および交付金制度をより多くの事業体が利用できるよう採択基準の緩和など制度の拡充を行うこと。
- ③ 大地震や集中豪雨等の自然災害からの復旧、復興に必要な予算の確保と人的支援による被災地の支援を継続すること。また大規模地震や自然災害に対応するための応急給水資機材、災害復旧資材及び給水車等の拡充・整備に対する費用について、補助対象とすること。あわせて、広域連携により共同で所有する給水車等に対しても補助対象とすること。
- ④ 水道施設災害復旧事業費等の「災害復旧」定義を、「原型復旧」に限定せず、早期復旧に必須の「仮復旧」や、必要不可欠な「将来の予防保全」など、弾力的な運用を図ること。
- ⑤ 簡易水道の多くは一般会計からの繰り入れや国庫補助を活用し財源を確保して経営を行ってきたが、簡易水道を統合した水道事業体において、経営の悪化が懸念されることから、経営基盤の強化となるよう繰出基準の見直しや国庫補助・交付金事業の拡充など必要な財政支援を行うこと。
- ⑥ 電気計装設備、監視制御設備及び水質分析機器等の設備更新については、高額でありながらも耐用年数が短いことから、更新費用について補助対象とすること。

(2) 自然災害も含めた危機管理対策について

- ① 各事業者が業務継続計画（BCP）の見直しや新たな計画の課題を共有化するため、関連する調査を実施し、結果について公表すること。また、BCPの策定ができていない事業者に対して、同規模の事業体の具体的な計画例を提供するなど、より具体的に取り組みやすいよう支援すること。

(3) 水道事業政策について

- ① 都道府県が関係市町村及び水道事業者と水道の広域連携等基盤強化を協議する際には、事業統合ありきで進めることのないよう周知すること。あわせて、都道府県が策定する「水道基盤強化計画」は、関係市町村及び水道事業者の同意を得て策定するようあらためて周知すること。それにともない策定期限が2022年度末までに策定公表を要請しているが十分な時間を確保するため延長も検討すること。
- ② 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき、各事業体の水道事業における技術力の継承と大規模災害時に対する迅速で適正な復旧をはかるべく、人員の確保や育成ができるよう必要な措置を講ずること。また、具体的な計画を策定するよう各事業管理者に促すこと。特に現状において浄水場等を少人数の交代勤務体制で運営している事業体は、災害等への対応によって職員数が不足し供給に支障が発生するおそれがある。また、配水池等に設置の監視・制御のための設備が落雷などによる故障で迅速な対応に追われるケースも多いことから、事業管理者がその責任において人員体制を整えることができるようはたらきかけること。
- ③ 資産管理（施設台帳整備）は、今後の経営計画に大きな影響が及ぶ重要な情報であることや、現地調査等データ収集にかかる時間とアセットマネジメントを見据えたシステム開発等に多大な費用が見込まれることから、十分な整備期間と財政支援を確保すること。整備期間、財政支援についてはコロナ禍の中での作業のため延長も検討すること。あわせて財政支援については広域化の検討の有無に関わらないものとする。
- ④ 経済安全保障の観点から、水道施設運営権の設定は、慎重に検討するよう周知すること。また、導入は、長期にわたって住民の健康や生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、適正にモニタリング機能の運用がなされるよう、厚生労働省が発注事業体に対し、随時モニタリング機能をチェックすること。特に発注事業体の人材確保と技術力の継承には配慮すること。
- ⑤ 過去の災害対応を教訓として、大規模災害を想定し、迅速でより実効性のある支援体制の再構築のため、「地震等緊急時対応の手引き」を活かした研修会や訓練を広域的に継続して実施し、相互応援の仕組みを充実させること。

併せて、災害時給水の復旧に欠かせない電気の供給についても、場所や時間に関わらず、迅速かつ優先的に復旧がなされるよう関係省庁に働きかけを行うこと。
- ⑥ 電磁式メーターを含む現在の水道メーターは精度、耐久性の向上が図られているため、事業費の削減の一環として、水道メーターの交換について、時間経過による誤差や耐久性の評価を行い、計量法に定める8年の検満期間の見直しを引き続き働きかけること。
- ⑦ 水道事業に携わるすべての労働者の安全衛生向上のため、水道事業に関する事故情報と対策を共有化する手法を検討すること。
- ⑧ 水道事業の所管省として、水循環の重要性を広めるため8月1日の「水の日」を積極的に周知すること。また、安心・安全な水道水をさらに使用してもらえよう「水道週間」や「水の日」を活用した水道の安全性の広報活動を検討すること。

以 上

第16章 衛生医療労働者の取り組み

1. 四役会議・常任幹事会

(1) 第1回四役会議

9月15日、ウェブにて開催し、当面の課題について協議・確認した。

(2) 第1回常任幹事会

11月12日、ウェブにて開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題について、看護職員等処遇改善について、アンケート調査の実施などについて協議・確認した。

(3) 第2回常任幹事会

1月14日、東京・自治労会館にて開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題について、看護職員等処遇改善について、アンケート調査の集約状況および今後の取り扱いなどについて協議・確認した。

2. 全国幹事会

11月12日、第2回全国幹事会をウェブにて開催し、①衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題について（医療従事者の処遇改善、感染症法等の一部改正、アンケート調査の実施）、②各種セミナーの総括案などについて協議・確認した。

3. 各種委員会

(1) 第1回保健部会

9月30日、ウェブにて開催し、2023年度地域医療セミナーの企画について、今後の部会の取り組みについて協議・確認した。

(2) 第1回看護問題対策委員会

10月12日、ウェブにて開催し、2023年度地域医療セミナーについて、今後の部会の取り組みなどについて協議・確認した。

(3) 第1回コ・メディカル委員会

11月30日、ウェブにて開催し、2023年度地域医療セミナーについて、今後の部会の取り組みなどについて協議・確認した。

(4) 第1回医療政策部会

12月15日、ウェブにて開催し、2023年度地域医療セミナーについて、今後の部会の取り組みなどについて協議・確認した。

4. セミナー等

(1) 第1回レベルアップ講座

9月17日、ウェブにて「衛生医療評職場における長時間労働」をテーマに開催し、看護師、コ・メディカル職員ら約160人の参加があった。冒頭、自治労法律相談所の上田貴子弁護士が講演に立ち、長時間労働が心身に及ぼす影響や、労基法上の労働時間規制や労働時間管理について説明が行われた。その後、参加者はブレイクアウトルームに分かれ、早出残業や、研修の扱い、ハラスメントへの対応などへの意見が交わされた。

(2) 第2回レベルアップ講座

11月19日、ウェブにて「みんなで知ろう。病院の財務状況」をテーマに開催し、看護師、コ・メディカル職員ら約140人の参加があった。講座では、自治労本部の永井オルグから「公立病院再編・経営形態の見直しの課題および対策のポイント」として、全国の医療機関の再編統合の状況報告と再編統合が提案された場合の対策について講演を受けた。続いて、NPO法人病院経営支援機構の山下まゆみさんが講演に立ち、医療機関の経営に関する財務三表や各種経営指標に対する説明を行った。引き続きNPO法人病院経営支援機構の合谷貴史さんから「決算書、経営指標をみる視点」をテーマに実際の病院経営データを用い、演習をしながら病院経営を学んだ。

(3) 第3回レベルアップ講座

1月28日、ウェブにて「組織強化・拡大」をテーマに開催し、看護師、コ・メディカル職員らの参加があった。冒頭、自治労本部の外山律子・強化拡大局長から「組織強化・拡大の取り組み」が提起され、矢吹書記から自治労共済の活用が呼びかけられた。病院単組の取り組みとして、①富山県立病院労組、②沖縄県立病院労組、③壱岐病院労組、④羽島市民病院労組から、新規採用者の加入促進にむけた取り組みや、共済の活用などの取り組みについての報告を受け、衛生医療職場の組織力の底上げにむけて意思統一を行った。

(4) 2023年度地域保健・精神保健セミナー

12月10日から11日にかけて「コロナの経験から問い直そう『公衆衛生』～地域保健と精神保健の現場から」をテーマに「2023年度地域保健・精神保健セミナー」を東京およびウェブにて開催した。保健師や看護師ら39県本部163人が参加した。

セミナーでは、現場報告として、①八王子市職・黒田藍さん（保健師）、②三好市職・栗内宏美さん（保健師）、③大阪府職・竹森健一さん（看護師）が、現場からの課題提起を行った。続いて、「保健と震災と組合と～私と衛生医療活動～」と題し、元・自治労本部衛生医療評・保健所衛研委員会リーダーの長谷川友之さんが講演し、当時の衛生医療評議会の取り組みとともに今後の運動への期待が語られた。続いて、帝京大学大学院公衆衛生研究科・福田吉治教授から「新型コロナウイルス感染症からの教訓」をテーマに講演を受けた。

2日目は①地域保健分科会「コロナの経験から今後の公衆衛生を考える」、②メンタルヘルス分科会「ひとりで抱え込まないで～気づき、気づき合えるメンタルヘルス～」のふたつに分かれ、それぞれの課題に対する講演や現場報告、参加者同士のグループワークなどを行った。

講演および現場報告については、動画のアーカイブ配信を行っている。詳細については、自治労情報2022第0214号（2022年12月20日）を参照。

第17章 社会福祉労働者の取り組み

1. 2023年度社会福祉評議会拡大全国幹事会

8月20日、ウェブ併用で開催し、38県本部58人が参加した。冒頭、古林議長、青木副委員長、鬼木誠参議院議員によるあいさつの後、経過報告、部会報告、地連報告に続き、①社会福祉評議会を取り巻く最近の情勢と当面の闘争方針について（案）、②2023年度社会福祉評議会主な集会・会議日程（予定）、③2023年度自治労社会福祉評議会役員体制（案）について提起し、承認された。

2. 幹事会等

（1）第1回事務協三役会

9月3日、ウェブで開催し、①各県本部・地連の取り組み報告、②2023年度全国介護・地域福祉集会について、③2023年度社事務協定期総会の準備について、④社事務協ニュース発行計画について、⑤厚労省との意見交換の実施について協議・確認した。

（2）第1回障労連幹事会

9月10日、ウェブと対面（東京・自治労会館）の併用で開催し、①2022年度以降の経過について、②各県および地連の取り組みについて、③障害者雇用の促進に関する対政府要請行動について、④第41回自治労障労連総会の内容と役割等について協議・確認した。

（3）第1回社協ネット幹事会

9月17日、ウェブで開催し、①2023年度社協ネット定期総会議案書の審議について、②2023年度社協ネット定期総会の運営について、協議・確認した。

（4）第1回事務協幹事会

9月17日、ウェブで開催し、①各県本部・地連の取り組み報告、②2023年度全国介護・地域福祉集会について、③2023年度社事務協定期総会の準備について、④社事務協ニュース発行計画について、⑤厚労省との意見交換の実施について協議・確認した。

（5）2023年度社事務協定期総会

10月22日、ウェブで社事務協定期総会を開催した。社事務協定期総会では、14県本部30人が参加し、①2022年度活動報告、②2023年度活動方針（案）、③2023年度役員体制（案）等について確認し、協議を行った。

（6）2023年度社協ネット定期総会

10月30日、ウェブと対面（東京・連合会館）の併用で社協ネット定期総会を開催した。社協ネット定期総会では、9県本部21人が参加し、①2022年度活動報告、②2023年度活動方針（案）、③2023年度役員体制（案）、④2023年度当面の取り組みについて確認・協議を行った。

(7) 第1回三役会議

11月13日、ウェブと対面（東京・自治労会館）の併用で開催し、第1回常任幹事会の運営と当面の課題等について協議・確認した。

(8) 第1回常任幹事会

11月13日、ウェブと対面（東京・自治労会館）の併用で開催し、各部会・各地連からの報告の後、①社福評を取り巻く最近の情勢と当面の取り組み、②2023年度の社会福祉評議会の予定について、③幹事等の確認、④各種調査の実施について協議・確認した。

(9) 第1回保育部会幹事会

11月20日、ウェブと対面（東京・自治労会館）の併用で開催し、①保育施設職員配置基準改善のための自治体意見書採択の取り組みについて、②厚労省・内閣府との意見交換の実施について、③第43回全国保育集会の企画・スケジュールについて、④2023年度保育職場等ヒヤリハット調査について、⑤自治労の保育運動48号について、⑥部会報について、⑦地連・県・単組報告、⑧今後の予定等について協議・確認した。

(10) 第2回障労連幹事会

12月2日、対面（東京・相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明）で開催し、①2023年度第1回幹事会以降の経過、②第41回自治労障労連総会の内容と役割、③れんらくかいNEWSの発行、④今後の日程等について協議・確認した。

(11) 第2回三役会議

12月11日、ウェブと対面（東京・自治労会館）の併用で開催し、第1回全国幹事会の運営と当面の課題等について、協議・確認した。

(12) 第1回全国幹事会

12月11日、ウェブと対面（東京・自治労会館）の併用で開催し、38県本部51人が参加した。経過報告、部会報告、地連報告に続き、①社会福祉評議会を取り巻く最近の情勢と当面の取り組み（案）、②2023年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定（案）、③2023年度社会福祉評議会役員体制、④その他について協議・確認した。

(13) 第1回セーフティネット部会・児童相談養育部会幹事会

12月16～17日、東京・自治労会館にて合同で開催し、①厚労省要請について、②2023年度自治労らしとこどもの福祉を考える全国集会全体会・分科会の企画について、③当面の課題について、④次回幹事会の開催等について、協議・確認した。

3. 諸会議・集会等

(1) 2023年度全国介護・地域福祉集会・分科会

10月22日、29～30日、ウェブと対面（東京・連合会館）にて開催し、34県本部178人が参加のもと、地域共生社会の実現にむけた取り組みについて共有した。

10月22日午前、第3分科会「障害児・障害者福祉」を開催し、高山直樹東洋大学社会学部教授が「労

働組合としての立場から権利擁護と虐待防止について考える」と題する講演を行った。講演に続き、質疑応答や分科会まとめの発言を行って終了した。

29日に開催した全体集会は、冒頭、古林議長による評議会あいさつ、森下総合政治政策局長による本部あいさつ、鬼木誠参議院議員による来賓あいさつの後、介護部会、社事労協、社協ネットの各部会長・代表より基調提起を行った。その後、厚生労働省林俊宏老健局総務課長が「次期介護保険制度及び介護報酬改定に向けて」と題して講演を行った。続いて、小竹雅子市民福祉情報オフィス・ハスカップ主宰が「介護保険制度のこれまでとこれから」と題する講演を行った。最後に、門崎社会福祉評議会事務局局長がまとめを行い、全体集会を終了した。

10月30日午前、第1分科会「労働環境の改善」を開催し、結城康博淑徳大学総合福祉学部教授が「介護現場におけるハラスメントの対応について」と題する講演を行った。続いて、パネルディスカッション「現場におけるハラスメントへの取り組み」として、コーディネーターを天本敬久部会長、パネリストとして結城康博教授、梅田達也前介護部会長、中沼孝博前介護部会副部会長が参加し、どのようにハラスメントに対応していくかについて討論を行った。

10月30日午後、第2分科会「地域包括ケアシステム」を開催し、小山政男特定非営利活動法人東京ケアネットワーク副理事長が「『地域包括ケアシステム』を支える事業を創る、繋げる」と題する講演を行った。講演に続き、質疑応答や分科会まとめの発言を行って終了した。

また、10月30日午後、第4分科会「福祉教育」を開催し、原田正樹日本福祉大学社会福祉学部教授が「地域を基盤とした福祉教育の展開を考える」と題する講演を行った。講演に続き、質疑応答や分科会まとめの発言を行って終了した。

(2) 第41回自治労障害労働者全国連絡会総会

12月2～3日、対面（東京・相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明）にて開催し、17県本部55人が参加した。2022年は、コロナウイルス感染防止対策を講じたため、全体集会は開催せず、分科会のみ開催した。

2日は第1分科会「肢体・内部」、「情報（視覚障害）」、3日は「情報（聴覚障害）」「知的・精神・発達障害等」を開催し、それぞれ分科会冒頭、古林議長による評議会あいさつ、相星代表によるあいさつに続き、総会議案の確認を行った。また、分科会では、①障害者活躍推進計画の運用状況について、②各職場の合理的配慮の状況、事例、要望等を共通テーマとして、討議レポートに基づき、議論・理解を深めた。

4. 要請行動等

(1) 障害者雇用の拡大に関する取り組み

① 総務省に対する要請行動

11月11日、障害労働者全国連絡会（障労連）は、総務省公務員部公務員課に対し、障害者雇用の促進に関する要請を実施した。

総務省側からは、長田崇志自治行政局公務員部公務員課長補佐、大森真樹女性活躍・人材活用推進室係長、ほかが対応し、自治労本部からは門崎社会福祉局長、障労連からは相星PT幹事、藤吉副代表が参加した。

冒頭、相星PT幹事から要請書を長田課長補佐に手交した後、予め提出をしていた要請事項について総務省から回答を受けた。

2022年11月11日

総務大臣
寺田 稔 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川本 淳

障害者雇用の促進に関する要請書

地方自治体における障害者雇用の促進にむけた取り組みに、心より敬意を表します。

障害者雇用促進法において、国や自治体が民間に垂範して障害者雇用を進める責務があるとされており、自治体においても、従前より障害者雇用は重要な課題であるとの認識のもと取り組みを進めているところです。

とくに、コロナとの共生が求められる社会においては、地方自治体における障害者雇用の促進に加え、障害者が安心して働き続けることができる労働条件、職場環境の整備に一層の取り組みが必要と考えています。

つきましては、障害者雇用の促進と継続した雇用を確保するために、以下の点について要請します。

記

1. 地方自治体における障害者雇用の促進について

- (1) 地方自治体が、法定雇用率の確実な達成をはかり、率先して障害者の雇用に努めるように助言すること。また、法定雇用率を達成している地方自治体については、さらなる雇用の促進にむけて、必要な支援を行うこと。
- (2) 地方自治体における障害者活躍推進計画の公表状況を確認し、各自治体の障害者活躍推進計画が、障害者の採用方法、採用後の労働環境及び早期退職等の実態をふまえた改善策を盛り込んでいるかを把握すること。
- (3) 雇用するにあたっては、「あらゆる形態の雇用に係る全ての事項に関する障害に基づく差別を禁止」している国連障害者権利条約の精神に則り、とりわけ「民間に垂範して障害者雇用を進める責務」を定めている障害者雇用促進法の趣旨をふまえ、障害を理由に国においては期間業務職員制度、地方自治体においては会計年度任用職員制度による任用に偏ることのないよう助言すること。

2. 障害者の採用についての支援について

- (1) 地方自治体における障害者の採用にあたり、自治体間で格差が生じないよう、地方自治体の財政状況や地域事情に応じて、障害者雇用を充実するための必要な支援措置を講ずること。
 - ① 障害者が、その障害の特性に応じて必要とする個別的な配慮を確保するとともに、そうした配慮ができないことを理由として受験機会の制限を行わないこと。また、採用要件で、「自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで業務の遂行が可能であること」といった特定の障害者を排除する欠格条項、障害の種別による不公平な採用や制限を行わないこと。
 - ② 障害の種別に応じた職域の創出につとめること。
- (2) 採用試験においては、障害の特性に応じた環境整備にむけて施策を進めること。
 - ① 視覚および聴覚障害者等が必要とする情報を保障するために点字・パソコンによるデータ試験の実施、手話通訳・文字通訳の配置を行うこと。
 - ② 車いす使用者等が必要とする来場方法（自家用車の使用等）、試験会場等の環境に配慮を行うこと。

3. 地方自治体の障害者の労働環境について

(1) 障害者が自らの希望や障害の特性等に応じて必要とする合理的配慮を確保し、安心して働くための環境整備や人的支援等の財源を確保すること。

① 障害者が継続して働き続けることができるように、情報アクセシビリティに配慮したシステムの導入、庁舎の改修、研修、通勤、出張、休暇、テレワーク、勤務時間、福利厚生等について、障害者の意見を聞き、障害の特性に応じた環境整備。

② 障害種別により、対策が不十分なことでテレワークによる勤務が困難な実態があることから、テレワークに適した機器の導入等、必要な措置。

③ 地方自治体で働く障害者が必要とするジョブコーチ、ワークアシスタント、職場介助者、手話通訳の配置等。

(2) 障害者差別をなくすための研修、とりわけ、管理職に対し、障害を有する職員に必要な措置を講じるための研修や対応マニュアルの整備と、管理職研修の実施などの取り組みを促すこと。

4. 厚労省との連携について

(1) 公務部門における障害者雇用マニュアル、公務部門版のQ&Aと事例集の充実をはかり、障害者雇用の促進と継続した雇用の確保に向けて、厚労省と連携して取り組むこと。

以 上

② 厚生労働省に対する要請行動

11月11日、障害労働者全国連絡会（障労連）は、厚生労働省障害者雇用対策課に対し、障害者雇用の促進に関する要請を実施した。

厚生労働省側からは、雇用対策課の小野寺障害者雇用対策課長、小森康正地域就労支援室長、古田詩織障害者雇用促進研究官ほかが対応し、自治労本部からは門崎社会福祉局長、障労連からは相星PT幹事、藤吉副代表が参加した。

冒頭、相星PT幹事から要請書を小野寺課長に手交した後、予め提出をしていた要請事項について厚労省から回答を受けた。

<別記17-2>

2022年11月11日

厚生労働大臣

加 藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

障害者雇用の促進に関する要請書

地方公共サービスにおける障害者雇用の促進にむけた取り組みに心より敬意を表します。

自治労は、従前より障害者雇用は重要な課題であるとの認識のもと取り組みを進めています。

とくに、コロナとの共生が求められる社会においては、地方自治体における障害者雇用の促進に加え、障害者が安心して働き続けることができる労働条件、職場環境の整備に一層の取り組みが必要と考えています。

つきましては、障害者雇用の促進と継続した雇いを確保するために、以下の点について要請します。

記

1. 国・地方自治体における障害者雇用の促進について

(1) 国・地方自治体が、法定雇用率の確実な達成をはかり、率先して障害者の雇用に努めることができる

ように支援すること。また、法定雇用率を達成している国・地方自治体については、さらなる雇用の促進にむけて必要な支援を行うこと。

- (2) 地方自治体における障害者活躍推進計画の公表状況を確認すること。また、障害者活躍推進計画には、当事者団体または当事者の参画を得た上で、「障害者差別禁止指針」・「合理的配慮指針」を基準とした各自自治体における障害者の採用方法、採用後の労働環境及び早期退職等の実態をふまえた改善策を盛り込むこと。
- (3) 雇用にあたっては、「あらゆる形態の雇用に係る全ての事項に関する障害に基づく差別を禁止」している国連障害者権利条約の精神に則り、とりわけ「民間に垂範して障害者雇用を進める責務」を定めている障害者雇用促進法の趣旨をふまえ、障害を理由に国においては期間業務職員制度、地方自治体においては会計年度任用職員制度による任用に偏ることのないよう関係省庁と連携し取り組むこと。

2. 障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度について

- (1) 法定雇用率について、確実に達成するよう周知するとともに、法定雇用率未達成となった民間企業については、その実態把握に努め必要な措置を行うこと。
- (2) 障害者雇用率制度の対象範囲のあり方および助成事業の内容及び財源を含む障害者雇用納付金制度のあり方について、障害者団体が参画する検討の場を設けること。
- (3) 障害者雇用率制度の対象者の範囲については、障害者基本法および障害者雇用促進法の障害者の定義をふまえ、障害者手帳所持者以外も含めること。また、国は、障害手帳は取得できないが、障害によって働きづらさを抱える者への就労支援と就労能力の判定のあり方について検討すること。
- (4) 除外率制度の廃止にむけて、除外率の段階的な引下げ等を労働政策審議会において遅滞なく検討し、実施すること。

3. 障害者の採用についての支援について

- (1) 障害者の採用について実態を把握・検証し、必要な支援措置を講ずること。
 - ① 障害者が、その障害の特性に応じて必要とする個別的な配慮を確保するとともに、そうした配慮ができないことを理由として受験機会の制限を行わないこと。また、採用要件で、「自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで業務の遂行が可能であること」といった特定の障害者を排除する欠格条項、障害の種別による不公平な採用や制限を行わないこと。
 - ② 障害の種別に応じた職域の創出につとめること。
- (2) 採用試験においては、障害の特性に応じた環境整備にむけて施策を進めること。
 - ① 視覚および聴覚障害者等が必要とする情報を保障するために点字・パソコンによるデータ試験の実施、手話通訳・文字通訳の配置を行うこと。
 - ② 車いす使用者等が必要とする来場方法（自家用車の使用等）、試験会場等の環境に配慮を行うこと。

4. 障害者の労働環境について

- (1) 障害者が自らの希望や障害の特性等に応じて必要とする合理的配慮を確保し、安心して働くための支援策を充実強化すること。
 - ① 障害者が継続して働き続けることができるように、情報アクセシビリティに配慮したシステムの導入、建物の改修、研修、通勤、出張、休暇、テレワーク、勤務時間、福利厚生等について、障害者の意見を聞き、障害の特性に応じた環境整備の確保にむけた施策を進めること。
 - ② 障害者が必要とする人的支援（ワークアシスタント、職場介助者、手話通訳者の配置、施設整備等）の確保のために、雇用主の経済的負担を軽減するよう制度・予算の拡充を行うこと。
- (2) 各職場において、障害者差別をなくすための必要な措置を講じさせること。とりわけ、対応マニュアルの整備と、管理職研修の実施などの取り組みを促すこと。

(3) 勤務評価の実施にあたっては、障害を理由として不利益な扱いをしないよう事業者に助言を行うこと。

5. 総務省との連携について

(1) 公務部門における障害者雇用マニュアル、公務部門版のQ&Aと事例集の充実をはかり、障害者雇用の促進と継続した雇用の確保に向けて、総務省と連携して取り組むこと。

以 上

(2) 厚生労働省との意見交換の実施（社事労協）

11月25日、社事労協は、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課に対し、意見交換を実施した。

厚生労働省側からは、障害福祉課の津曲課長、加藤課長補佐、米岡課長補佐、高橋課長補佐が対応し、自治労からは佐々木社福評副議長、社事労協からは白岩議長、寺林事務局長が参加し、次期介護報酬改定にむけて意見交換を実施した。

(3) セーフティネット部会による厚生労働省への要請行動

12月16日、セーフティネット部会は厚生労働省へ生活保護・生活困窮者自立支援施策に関する要請を行った。自治労からは、古林社福評議長、門崎社会福祉局長、佐藤部会長をはじめとした部会幹事が参加、厚労省側は池上社会・援護局保護課長、ほか8人が対応した。

冒頭、佐藤部会長から池上課長に要請書を手交した後、厚労省から回答を受けた。その後、新型コロナウイルス感染症の影響による申請件数の増加を受けた福祉事務所の実施体制強化や生活困窮者自立支援制度の見直し、各種の扶助等の現場実態を紹介しながら、厚生労働省と意見交換を行い、終了した。

<別記17-3>

2022年12月16日

厚生労働大臣

加 藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

生活保護・生活困窮者自立支援施策に関する要請書

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化が雇用・就業に多大な影響を及ぼし、生活困窮に関わる相談等が急増する中、政府におかれましては、生活困窮者への多様な支援を実施・検討されていることと存じます。

自治労は、憲法第25条の趣旨に則り、社会的弱者が誰ひとり取り残されることのない社会の実現をめざす上で、生活保護、生活困窮者自立支援施策の一層の充実が重要であると認識しています。こうした立場から、今年度においても以下の通り要請します。

(◎は、重点要求項目)

記

<生活保護制度>

1. 福祉事務所の実施体制強化について

◎(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度から生活保護申請件数が増加している現状をふまえ、ケースワーカー及び査察指導員の地方交付税の算定上の増員をはかること。また、相談件数の増加や困難ケースに対応するため、保護決定等体制強化事業を継続・拡充すること。

- (2) ケースワーカー及び査察指導員の配置について、一人あたりの標準数を超えている自治体に対し、適正な人員となるよう助言し、課題が複雑多様化している被保護世帯の自立を助長することができる支援体制を確保すること。
- (3) ケースワーク業務を行っている会計年度任用職員、任期付職員、再任用職員の数及び業務内容に関する実態調査を速やかに行い、適切な実施体制となるよう指導すること。
- ◎(4) 生活保護業務の負担軽減策として示された個別支援プログラム活用世帯における家庭訪問回数の弾力化について、家庭訪問はケースワークの機能の充実と自立支援に必要な不可欠なものであることから、業務負担の軽減はケースワーカーの増員で担うこと。
- ◎(5) 生活保護システムの標準化において、継続して業務負担の軽減がはかられるよう関係省庁と連携を強化するとともに、標準化の対象とならなかった部分についても可能な限り費用負担等の財政支援を行うこと。

◎2. 生活保護基準の見直しについて

生活保護基準や各種加算については、物価高騰の影響などを含め生活実態を十分に考慮し検討すること。また、級地区分の見直しに関しても、急激な引き下げや格差拡大などが生じないよう措置を講ずること。

3. 加算制度について

- ◎(1) 現行、精神障害における障害加算認定に二通りの判定基準があり、障害保健福祉手帳による障害の程度が同じであるのに、取り扱いに差異が生じていることから、公平性のある加算制度に変更すること。
- (2) 冷房器具の家具什器費による購入と設置が認められたものの、夏季における電気料金が家計を圧迫する状況となっているため、夏季における光熱費の支出状況を調査・把握し、生活保護基準の見直しにむけ、夏季加算の制度を構築すること。

4. 各種の扶助について

- (1) 単身の死亡等を起因とした部屋の原状回復費の請求に際し、敷金等だけでは賄えない状況があるため、親族等からの援助も得られない場合などの条件を付した上で、一時扶助費での支給を可能とすること。
- (2) 単身入院患者における最低生活費について、以下のとおり改善をはかること。
 - ① 入院患者日用品費は、居宅を有する期間の共益費や光熱費等の想定はされていないことから、それらをふまえた増額等の措置を行うこと。
 - ② 常時失禁状態にある患者のおむつ代について、支給額の上限額を超え、入院患者日用品費でも充当できずに滞納となる事例があることから、実費を支給すること。
- (3) 入学準備金について、制服のほか多岐にわたる購入必須の学校指定品により、入学準備に要する費用、とりわけ、タブレット購入や通信費を中心とした費目について、上限額を超える実態がみられることから、実費の支給等必要な措置を講じること。

◎5. 世帯員の大学等への進学について

大学等への進学について、現状の「世帯分離」を前提とした運用ではなく、奨学金やアルバイト収入等の自立更生計画の策定等を義務付けることとして「世帯内進学(就学)」を認めるようにすること。また、保護開始時においてすでに大学等へ就学している者についても、同様とすること。

<生活困窮者自立支援制度>

◎6. 生活困窮者自立支援制度の見直しについて

- (1) 自立相談支援事業における継続的な支援体制を確保するため、相談支援がひっ迫している現状をふまえ、人員体制の強化をはかり、そのために必要な財源を確保すること。また、相談支援員が継続して働き続けられるよう、雇用の安定や賃金水準の引き上げ等の処遇改善をはかり、そのための財政支援を講

じること。

- (2) 生活困窮者自立支援制度における充実した支援体制を確保するため、任意事業のすべてを必須事業とし、国庫補助率を改善すること。とりわけ、コロナ禍における特例貸付等の返済開始を見据えた家計改善支援事業と、貧困の連鎖防止のための子どもの学習援助事業を早急に必須事業とすること。
- (3) 老々介護や独居高齢者の増加、ひきこもりなど本人や家族の社会的孤立、「8050」問題など複雑化・複合化している地域課題に対する重層的支援体制整備事業については、地域包括支援センターや生活困窮者自立支援制度との連携協同、地域福祉計画を推進する社会福祉協議会との調整など多くの課題があるため、都道府県や市区町村に対する支援体制を強化すること。
- (4) 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携は必要不可欠であるが、自治体によっては、十分に連携がはかられていない現状があるため、さらなる連携強化にむけての助言を継続して行うこと。

以 上

(4) 児童相談養育部会による厚生労働省への要請行動

12月16日、児童相談養育部会は厚生労働省へ児童虐待防止対策・児童相談養育施策に関する要請を行った。自治労からは、門崎社会福祉局長、森田部会長をはじめとした部会幹事が参加、厚労省側は羽野子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策室長、西浦子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室室長補佐ほか2人が対応した。

冒頭、森田部会長から羽野室長に要請書を手交した後、厚労省から回答を受けた。その後、児童虐待をはじめとする相談・一時保護の増による体制整備や「こども家庭センター」の設置に伴う市区町村の体制強化のための支援等について、現場実態を紹介しながら、厚生労働省と意見交換を行い、終了した。

<別記17-4>

2022年12月16日

厚生労働大臣

加 藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

児童虐待防止対策、児童相談養育施策に関する要請書

児童虐待防止対策、児童相談体制等の充実・強化における取り組みに心から敬意を表します。

政府におかれましては、子育て世帯に対する包括的な支援の強化として、2023年度からこども家庭庁を創設し、改正児童福祉法の円滑な施行に取り組むとして、今般、「児童虐待防止対策の更なる推進について」を閣議決定されたところですが、現場の実施体制を含めて施行に向けた課題は山積しています。

一方、児童虐待相談件数の激増に伴い、児童相談所、市区町村等現場の第一線で働く職員は疲弊しており、虐待された経験や発達障害等を有する入所・委託児童の増加により、社会的養護の施設等の職員・養育者も困難に直面しています。

自治労は、子どものいのちを守り、健やかに育つ環境づくりが重要であるとの認識に立ち、児童虐待防止対策、児童相談養育関係について以下の通り要請します。

記

1. 児童相談所、一時保護（委託）、市区町村の支援体制強化について

- (1) 児童虐待をはじめとする相談・一時保護件数が依然として高い水準にあることから、各児童相談所や市区町村相談支援窓口、社会的養護などの専門職の確保と体制整備を求めます。
- (2) 児童福祉司・児童心理司について、各児童相談所において、「入所等措置前の児童・保護者支援」と「措置後の入所中の児童支援や親子再統合に向けた支援」を行う職員を分けて対応することが進む中、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランにおいては、それらに対応可能なさらなる増員を求めます。
- (3) 改正児童福祉法の施行に向け、以下のとおり財源確保を求めます。
 - ① 一時保護開始時の司法審査の導入に伴い、児童相談所の負担が過大なものとならないよう、その具体的な運用や手続きについて現場の状況をふまえた検討を求めるとともに、業務増に見合った人員確保を求めます。
 - ② 児童相談所における措置時のこどもの意見聴取等について、子どもの意見・意向を考慮した対応の徹底をはかるため、児童心理司等の増員や一時保護所の体制整備を求めます。
 - ③ 市区町村の体制強化として、現行の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持した上で組織を見直し、一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置について、自治体の負担増によりそれぞれの機能が低下することがないよう円滑な移行に向け、自治体との適切な連携と人材確保のための支援を求めます。

2. 社会的養護の充実について

- (1) 各自治体・地域ごとの状況に応じた社会的養護の体制整備を求めます。とりわけ、改正児童福祉法により児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターについて、児童相談所の補完的機関として、包括的な里親養育支援を引き続き推進するための財源確保を求めます。
- (2) 児童相談所が児童家庭支援センター等の民間機関に委託し実施する在宅指導措置について、必要とされるケースに適切に在宅指導措置が提供されるよう先進事例の収集と全国への情報提供、実施に向けた支援を求めます。

3. 関係機関との連携強化について

- (1) 児童相談所と市区町村の連携・役割分担の推進にむけて、共有すべき情報の範囲、および役割分担の枠組みの明確化を求めます。
- (2) 児童相談所と警察・司法の連携強化について、警察官・弁護士の配置の推進にむけた財源確保を求めます。
- (3) 学校・教育委員会等と関係機関との連携強化において、通報・通告のルール化、範囲の明確化、情報の共有化など、必要な対策を講ずるよう求めます。
- (4) NPO法人やこども食堂など多様な民間機関との連携・協働における個人情報の適切な保護や情報共有の在り方について、引き続き先進事例の収集と全国への情報提供、実施に向けた支援を求めます。

以 上

5. 教宣物

(1) 社事労協「社事労協ニュース」第15号

社会福祉事業団労組協議会（社事労協）は、9月26日、「社事労協ニュース」第15号をデータ配信した。

(2) 社協ネット「社協ネットニュース」第2号

社協ネットワークは、10月5日、「社協ネットニュース」第2号をデータ配信した。

(3) 障労連「れんらくかいニュース」第63号

障労連（障害労働者全国連絡会）は、10月31日、「れんらくかいニュース」第63号をデータ配信した。

(4) 保育部会「こどもの未来・ほいくの未来」第9号

保育部会は、12月22日、「こどもの未来・ほいくの未来」第9号をデータ配信した。

第18章 政府関係労働組合評議会の取り組み

1. 2023年度政府関係労働組合評議会幹事会体制

議長	芳賀直行	(社保労連・北海道)
副議長	川上智司	(職安労組・東京)
副議長	仲野公章	(協会けんぽ労組・北海道)
事務局長	磯部裕	(ねんきん機構労組・東京)
事務局次長	堀光義	(社保労連直属・本部)
<地連幹事>		
北海道	山上直久	(ねんきん機構労組・北海道)
東北	鏡真澄	(ねんきん機構労組・宮城)
関東甲	高橋清美	(ねんきん機構労組・栃木)
関東甲	小島涼介	(職安労組・東京)
北信・東海	松岡龍矢	(ねんきん機構労組・三重)
近畿	佐藤進	(社保労連直属・大阪)
近畿	的場嘉文	(社保労連直属・大阪)
近畿	大島淳	(職安労組・大阪)
中国	谷本耕平	(協会けんぽ労組・鳥取)
四国	浅野利幸	(協会けんぽ労組・高知)
九州	岩崎孝徳	(ねんきん機構労組・福岡)
<部会代表>		
	目黒朝幸	(社保労連・福島)
	越智公介	(社保労連・東京)

2. 2023年度各種委員会体制

(1) 年金対策委員会

委員長	芳賀直行	(ねんきん機構労組・北海道)
副委員長	岩崎孝徳	(ねんきん機構労組・福岡)
副委員長	山上直久	(ねんきん機構労組・北海道)
副委員長	高橋清美	(ねんきん機構労組・栃木)
事務局長	目黒朝幸	(ねんきん機構労組・福島)
事務局次長	櫻井裕也	(ねんきん機構労組・埼玉)
事務局次長	小濱賢吾	(ねんきん機構労組・三重)
委員	濱田直彦	(ねんきん機構労組・北海道)
委員	鏡真澄	(ねんきん機構労組・宮城)
委員	町田桜子	(ねんきん機構労組・埼玉)
委員	平沢宏明	(ねんきん機構労組・東京)
委員	佐藤俊紀	(ねんきん機構労組・東京)

委員	松岡龍矢	(ねんきん機構労組・三重)
委員	木村順一	(ねんきん機構労組・大阪)
委員	濱田安史	(ねんきん機構労組・岡山)
委員	藤本英泰	(ねんきん機構労組・香川)
委員	新地健一郎	(ねんきん機構労組・福岡)
委員	染森美和	(ねんきん機構労組・熊本)
委員	諏訪藺秋裕	(ねんきん機構労組・福岡)
委員	松尾緑	(ねんきん機構労組・福岡)
委員	福田佳晃	(ねんきん機構労組・東京)

(2) 健保対策委員会

委員長	仲野公章	(協会けんぽ労組・北海道)
副委員長	佐藤学	(協会けんぽ労組・茨城)
副委員長	土井本真紀	(協会けんぽ労組・熊本)
事務局長	越智公介	(協会けんぽ労組・東京)
事務局次長	東山伸幸	(協会けんぽ労組・東京)
事務局次長	鈴木祥高	(協会けんぽ労組・青森)
委員	木舟健	(協会けんぽ労組・青森)
委員	井原陽介	(協会けんぽ労組・東京)
委員	沢戸健一	(協会けんぽ労組・愛知)
委員	大友正行	(協会けんぽ労組・福井)
委員	尾花昌志	(協会けんぽ労組・大阪)
委員	浅野利幸	(協会けんぽ労組・高知)
委員	谷本耕平	(協会けんぽ労組・鳥取)

(3) ハローワーク委員会

委員長	平松茂栄	(大阪労働局職安労組)
副委員長	川上智司	(東京職安労組)
事務局長	小島涼介	(東京職安労組)
事務局次長	大島淳	(大阪労働局職安労組)
事務局次長	石原裕介	(東京職安労組)
委員	岩上利広	(東京職安労組)
委員	岡林正憲	(大阪労働局職安労組)

3. 諸会議

(1) 第1回幹事会

8月20日、東京・主婦会館プラザエフを本会場に対面とウェブの併用で開催。2023年度の特徴的な課題と取り組みについて最終的な議論を行い、政労評2023年度第1回県代表者会議の運営など、すべての議案が了承された。

(2) 第1回県代表者会議

8月21日、東京・東京グリーンパレスを本会場に対面とウェブの併用で開催。社保労連（日本年金機構職員労働組合、協会けんぽ職員労働組合、自治労厚生労働省職員労働組合の三単組の連合体）の45県代表および東京職安労組、大阪労働局職安労組の代表を加え、県代表者・傍聴あわせて122人（男性109人、女性13人）が参加した。議事では、この1年間の活動経過を確認した後、「2023年度の特徴的な課題と取り組み（案）」について、各構成組織の代表者4人からの発言で補強した上で、参加者全体で確認・決定した。

また、会議の前段で政労評記念学習会を開催し、枝野幸男衆議院議員（立憲民主党）を講師に迎え、「現在の政治情勢と今後の課題について」と題する講演を受け、戦後から今日までの社会や政治情勢など、自身の経験談を交えお話をいただき、非常に有意義なセミナーとなった。

4. オルグ活動

幹事を中心に、構成組織における定期大会等への参加の取り組みとあわせて、年金・医療保険・雇用・労働分野に関わる制度政策課題や2022人事院勧告をめぐる情勢、当面する課題への意思統一を目的としたオルグ活動を展開してきた。

5. ハローワーク委員会の取り組み

(1) ハローワーク委員会2023年度第1回連絡協議会

8月29日、東京・自治労会館において開催し、新型コロナ禍における雇用労働政策に関する課題と業務運営体制の確立をはじめとして職場状況等を踏まえた課題や取り組み等について検討・議論するとともに、厚生労働省職業安定局への要請行動と「2023年度予算編成にあたり雇用労働施策・職業安定行政の充実強化を求める要請書」の内容について検討・議論を行った。

(2) 厚生労働省職業安定局「要請書」提出交渉

8月29日、厚生労働省職業安定局公共職業安定所運営企画室長に対し「2023年度予算編成にあたり雇用労働施策・職業安定行政の充実強化を求める要請書」を提出するとともに、業務執行体制確立にむけた課題や民間委託などの諸課題について交渉を行った。

<別記18-1>

2022年8月29日

厚生労働省 職業安定局長
田中誠二様

全日本自治団体労働組合
政府関係労働組合評議会議長
芳賀直行
ハローワーク委員会委員長
平松茂栄

2023年度予算編成にあたり雇用労働施策・職業安定行政の
充実強化を求める要請書

貴職の職業安定行政諸施策の推進に対するご努力に対して敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症が確認されて2年が経過し、新規感染者数は減少傾向にありましたが、7月下旬以降全国の日あたりの感染者数は過去最多を更新し、依然として終息が見えない状況が続いております。その一方、行動制限も緩和されつつあり、新規求人数の増加にも見られるように、企業の採用意欲は高まっており、ハローワークに対する期待感が高まる今こそ、国の機関として持てる機能を十分に発揮しなければなりません。

しかし、今般のコロナ禍で、助成金審査部門や雇用保険給付部門での業務が増加しており、毎年続く定員削減と新規業務により、業務執行体制の確立は困難となっています。また、庁舎設備やシステム関係のハード面の整備も不十分であり、利用者の期待に応えていくための体制が整っているとは言えません。

ハローワークが国の機関としての役割を發揮できるよう適切な業務運営と、組合員が安心して働くことが出来るに相応しい労働条件の確保は必須です。

私たち組合は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、労働行政の責任と役割を明確にし、具体的な議論と社会的合意をはかることを前提として雇用労働施策、職業安定行政の充実強化を実現することを求めるものです。

2023年度予算編成にあたり、雇用労働施策、職業安定行政の充実強化のため下記のとおり要請します。

記

1. 職業安定行政・ハローワークについては、職業紹介および雇用対策（事業主指導）と失業給付の密接な連携の重要性やILO第88号条約（職業安定行政組織の構成に関する条約）を踏まえ、また、すべての労使にとって公平・公正なセーフティネットを維持する観点から、無料紹介事業を行う国による全国セーフティネットの組織として現行制度を維持すること。
2. 政策策定にあたって「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」に盛り込まれている「多様な働き方の実現」に対して、雇用労働行政の責任と役割を明確にし、「規制緩和」に安易に追随しないこと。また、「解雇無効時の金銭救済制度」の検討に際して、労働者保護の立場を堅持し対応すること。
3. 第6次地方分権一括法による「新たな雇用対策の仕組み」の実施にあたり、ハローワークの全国ネットワークを維持しつつ、自治体と連携し、求職者・求人者の利便性の向上、地域ニーズを踏まえた雇用対策とすること。
4. ハローワークに関わる雇用・労働政策の実施にあたり、以下の事項について実現を図ること。
 - (1) ハローワークシステムに実装された「オンライン自主応募」「求人者マイページから求職者マイページへのリクエスト機能」などの新しい機能は、求人・求職者のニーズを反映しておらず、使い勝手の悪さから利用が進んでいないことを含め、問題点が多いため、利用者、地方局の意見を十分に反映した検討を行うこと。また、次期システム更改においては、今回の反省を踏まえ意見照会等の機会を十分に確保し、現場意見を尊重した十分な検討を行うこと。
 - (2) 「ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」については、業務の煩雑さから本来業務に多大な支障を及ぼしているにもかかわらず、社会的注目や貢献度が極端に低いため廃止すること。
 - (3) ハローワーク業務の外部委託について、実態を十分に検証し、現場の負担軽減につながっていない等、問題点が明らかになった場合は早急に改善を図ること。
また、外部委託にあたってはその合理性と必要性を十分に検討し、安易な民間委託を行わないこと。
 - (4) 求職者情報の提供に当たっては、個人情報保護に万全を期すとともに、早急に効果の検証を行い、問題点を明らかにするとともに廃止も含めた改善を図ること。
 - (5) 新型コロナ対策等で創設した「休業支援金」等の新たな制度については、労働基準法をはじめとする労働法制のこれまでのあり方と矛盾しないように、総合的な雇用・労働政策の一環としての効果を發揮

できるよう万全を期すこと。

5. 労働保険特別会計における国庫負担額について、当面の間とされている暫定措置を廃止し本則に戻すこと。また、求職者支援制度の実施予算については、全額一般会計へ移行すること。
6. 度重なる定員削減や新規業務により、このままでは、地域の雇用対策の中心としての役割を担うべきハローワークの使命に支障が生じかねない。そのため、ハローワークが国の機関としての役割を十分発揮できるよう必要な業務執行体制を確立し、組合員が安心して働くことができる労働条件を確保するため、以下について実施すること。
 - (1) 令和5年度(2023年度)の地方安定行政定員について定員削減を行わないこと。
 - (2) 次年度から実施される、定年の引き上げについて、処遇が不十分であるため改善を図るとともに、60歳以後の給与水準を著しく低下させないようにすること。また、そのことにより新規採用者数が抑制されないよう、新規職員の採用に当たっては、現行規模を維持すること。また、短時間再任用職員についても同様に採用枠を確保すること。
 - (3) 早期退職優遇制度の地方局での実施および自己都合等による中途退職に対して、早急な補充採用を行うことができるように配慮すること。
 - (4) 行政事務について、地方労働局の要望も踏まえ、抜本的な簡素・合理化を早急に実施すること。
7. 非正規職員の定員予算を拡充するとともに、労働条件の向上をさらにすすめ行政体制の確立を図ること。また、期間業務職員制度を抜本的に改善すること。
8. 職業安定行政の充実強化に向けて、第一線窓口の実情を踏まえ、自治労政府関係労働組合評議会(政労評)ハローワーク委員会と誠実に協議すること。また、地方労働局の施策の検討に当たっては第一線窓口職員の参加を基本とし、現場の声を踏まえて実施すること。

以 上

(3) ハローワーク委員会2023年度第1回役員会

11月4日、大阪・労働局会議室において開催し、厚生労働省職業安定局への要請行動にむけた議論を行った。

(4) ハローワーク委員会2023年度第2回連絡協議会

12月20日、東京・自治労会館において開催し、厚生労働省職業安定局への要請行動と「2023年度予算編成にあたり雇用労働施策・職業安定行政の充実強化を求める第二次要請書」の内容について検討・議論を行った。

(5) 厚生労働省職業安定局「要請書」提出交渉

12月20日、厚生労働省職業安定局公共職業安定所運営企画室長に対し「2023年度予算編成にあたり雇用労働施策・職業安定行政の充実強化を求める第二次要請書」を提出するとともに、業務執行体制確立にむけた課題や民間委託などの諸課題について交渉を行った。

第19章 公営競技評議会の取り組み

1. 全国幹事会

(1) 2022年度第2回全国幹事会

2022年8月24日、東京・自治労会館で、2022年度第2回全国幹事会を対面にて開催、20県本部22人が参加し、下記事項について、協議・確認した。

- ① 2022年度運動の総括（案）
- ② 2022春闘総括（案）および春闘結果、夏季一時金報告
- ③ 当面の闘争方針（案）
- ④ 2022～2023年度常任幹事体制（案）について（※役員の一部交代）
- ⑤ 公営競技評議会特別会計2022年度決算報告
- ⑥ 公営競技評議会特別会計2023年度予算（案）

(2) 第1回全国幹事会

12月7日、東京・自治労会館で、ウェブにて開催し、20県本部22人が参加し、下記事項について、協議・確認した。

- ① 2022年度第2回全国幹事会以降の取り組み報告
- ② 年末一時金取り組み状況報告
- ③ 公営競技場業務における組合員および委託会社従事実態調査結果中間報告
- ④ 競馬法改正国会対策報告
- ⑤ 2023春闘方針案（要求モデル案を含む）
- ⑥ 第163回中央委員会 当面の闘争方針案
- ⑦ 第2回県本部担当者・単組代表者会議の運営
- ⑧ 第1回県本部担当者・単組代表者会議における課題対応

2. 県本部担当者・単組代表者会議

10月26日、東京・自治労会館で、単組は対面、県本部担当者はウェブの併用にて2023年度第1回県本部担当者・単組代表者会議を開催、21県本部31単組61人が参加し、以下の事項について協議・確認した。その後、2022秋闘から2023春闘に関して、分科会（人員確保・組合運営、賃金・労働条件）に分かれて意見交換を行った。

- ① 各種報告（春闘総括、運動総括、夏季一時金報告、単組活動報告）
- ② 当面の闘争方針 ～春闘期から秋闘（確定闘争）～
- ③ 競馬法改正をめぐる情勢報告
- ④ 2022秋闘報告（神奈川県競輪競馬労組・びわこ競走労組）

3. 常任幹事会等

(1) 2022年度第8回常任幹事会

8月24日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用にて開催し、①競馬法改正をめぐる対応、②2022年度第2回全国幹事会の運営、③2023年度第1回県本部担当者・単組代表者会議の開催などについて協議・確認した。

(2) 第1回常任幹事会

10月26日、東京・自治労会館で対面にて開催、①各種報告（競馬法改正、千葉競輪場視察意見交換、常幹活動報告）、②第1回県本部担当者・単組代表者会議の運営、③2023春闘課題意見交換、④10月27日公営競技政策議員懇談会勉強会（競馬法改正）運営、⑤2022年年末一時金調査票（案）、⑥2023年2月までの日程などについて、協議・確認した。

(3) 第2回常任幹事会

12月7日、東京・自治労会館においてウェブで開催し、①第1回全国幹事会の運営、②2023年2月開催の県本部担当者・単組代表者会議（東京・京都・福岡）の運営などについて協議・確認した。

4. 各部会幹事会等

(1) 民間雇用対策部会・千葉競輪場視察および意見交換

9月7日、千葉・千葉競輪場において、2021年10月から始まった250競走の開催主体であるPIST6に、民間雇用単組雇用主である株式会社JPFが参画していることを受けて、民間雇用部会による現場視察および意見交換を行った。

民間雇用部会等からは、神保部会長、石井議長、金村副議長、林強化拡大局長、自治労千葉県本部からは、伊藤委員長、岩上組織拡大専門員が参加し、千葉競輪場からは、内山所長ほか1人が対応した。

5. 第14回研究交流集会

8月1～2日、愛媛県松山市で第14回全国研究交流集会を対面で開催し、17県本部79人（男性12人、女性67人）が参加した。

集会は「同一労働同一賃金の実現にむけて～現場でのヒントを共有する」をテーマに、1日目の全体会議では、兵庫県本部森哲二書記次長より、「兵庫県本部における公営競技評の取り組みと課題」、佐藤強化拡大局長より、「会計年度任用職員の現状と今後の取り組み」をテーマに講演を行った。単組の取り組みとして、「2020年4月からの会計年度任用職員への円滑な移行に必要な取り組み」を東京・平和島ボート労働組合横井優佳執行委員長、「公営競技のサービスを支える多様な業務の確立～いかに賃金・労働条件を維持してきたか」を、山口・山陽オート労働組合金村ひとみ執行委員長（公営競技評議会副議長）より報告を受けた。

2日目の分科会では、競輪、競艇、競馬・オートレース、民間雇用対策の4つにわかれて意見交換を行った。

(1) 競輪分科会

単組における職場状況および競輪業界全体の状況に関する課題と相談事項につき調査を行い、相談事項への回答を行いながら、情報共有を行った。また、①勤勉手当など法制度の改正、②退職不補充による役員担い手不足、③競輪場間の労働条件格差、④組合活動などの意見交換を行った。

(2) 競艇分科会

会計年度任用職員移行に伴う諸手当・労働条件の影響調査を実施、①新たに勝ち取ったもの（各種休暇日数改善や有給化、有給職免（コロナワクチン））②引き続き維持されたもの（福利厚生、夏季や短期介護など各種休暇）、③廃止されたもの（主任手当、日祝手当、組合休暇、退職金制度）について情報を共有した。また、特徴的な取り組みとして、①月給制を適用する単組は、福岡の芦屋競艇従業員労組と若松競艇従業員労組。兵庫・尼崎競艇労組は、共済組合適用拡大を契機に、10月移行をめざし交渉中、②新規採用が困難な状況を受け、(ア)勤務時間や職務内容を軽減し、OBへの勤務を依頼、(イ)定年を63歳10ヵ月から1年延長した例を共有した。

(3) 競馬・オートレース分科会

次の活動を共有・対応することを確認した。

- ① 会計年度任用職員制度への移行に伴い、(ア)毎年度の継続雇用が心配、(イ)定年制が適用されず退職不補充で高齢者が増加、定年年齢制限が必要。
- ② 業務は馬回りの対応と、投票業務のうち、外向発売に限定され、他部署の委託会社雇用により、雇用確保が課題。また、会計年度任用職員移行により、自治体本庁の条例に影響され、基本賃金水準は固定化、職務実態に応じた手当不支給。
- ③ 株式会社JPF雇用であるが、投票所や選手宿舎、コロナ感染防止策としての検温消毒業務、レース場の外の区域の清掃業務を担っており、退職不補充（山口・山陽オート労組）。採用の募集をしても、若年者が従事しない（埼玉県競走労組）。

(4) 民間雇用対策分科会

正社員等との処遇格差改善取り組み事例の共有や課題に関する具体的な把握方法について、愛媛働き方改革推進センター 専門家（社会保険労務士）小浦佳子先生より、「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書（厚生労働省）」活用方法の講演を受け、情報共有した。

有期雇用から無期雇用への転換実態調査について、①株式会社JPFにおける65歳無期雇用契約満了の取り扱い、②有期雇用労働者のみは、札幌パークユニオン（JRA）、愛知・名古屋競輪労組および京都競輪労組（株式会社JPF雇用）、広島競輪労組（株式会社チャリ・ロト）の状況を確認した。また、組合の弱体化を受けた対応策として、①単組段階では労使関係を深めていく、②県本部への報告や地連の活用、③民間雇用単組間の情報の共有の重要性を確認した。

集会の最後には、開催地にある松山競輪場を訪問し、施行者から松山競輪場の運営に関わる経過と対応について説明を受けた。また、松山競輪労組からは、松山競輪場における特徴やこの間の単組対応についての説明を受けた。

6. 自治労「公営競技政策議員懇談会」

(1) 勉強会の開催

公営競技政策議員懇談会は10月27日、勉強会を開催し、衆参の国会議員・秘書ら34人が参加した。自

治労からは藤森久次副委員長、林鉄兵強化拡大局長、公営競技評議会から石井英子議長、植田裕子事務局長ほか常任幹事が参加した。議員懇談会を代表して大串博志会長が、「競馬法改正案については、自治労の意見も聞きながら、しっかり議員懇談会としても連携して進めていきたい。地方競馬場をはじめ公営競技の職場に働く皆さんの処遇の課題など、今日はいろいろと一緒に学んでいきたい」とあいさつした。続いて、今国会で改正案の審議が予定される競馬法について、農林水産省の和田剛首席競馬監督官が説明した。説明に対して、政策協力議員でもある北神圭朗衆議院議員、自治労組織内議員の岸真紀子参議院議員から、地方競馬場の従事員の処遇改善にむけて、農林水産省としても助言や指導をしっかりすべきとの意見があった。

続いて、自治労からの意見として、藤森副委員長が代表して「公営競技の売り上げは好調だが、労働者の処遇は置いてきぼりになっていないか。会計年度任用職員となり、前進した部分と新たな課題もある。現場の声を聞いてもらい、国会でもぜひ支援と協力をお願いしたい」とあいさつした。

その後、公営競技評議会の石井議長、林強化拡大局長から、今国会における支援の要請と課題のポイントについての説明を行った。

さらに、競馬法改正に関わって、公営競技評議会常任幹事の松本みゆき神奈川競輪競馬労働組合委員長が「退職不補充の中、券売の職場を守りながら、長年競馬場に多く来ていただけるよう努めてきた。コロナ禍では6割の賃金補償も続いた。これからも働き続けられる職場のために努力していくので、皆さんの協力もお願いしたい」と訴えた。また、公営競技評議会副議長の正込一太郎日本モーターボート競走会労働組合執行委員長が、競艇場におけるレスキュー員の重要性と労働者派遣による代替の課題を説明した。公営競技評議会常任幹事会の参加者からも現場実態の報告がされるなど活発な意見交換が行われた。最後に、吉田忠智事務局長が「公営競技の職場では、さまざまな課題があることが共有いただけたと思う。処遇改善の課題をはじめ、自治労と連携しながら取り組んでいこう」と閉会あいさつを行い、懇談会を終えた。

7. 競馬法一部改正をめぐる取り組み

(1) 吉田忠智参議院議員と農林水産省競馬監督課との地方競馬意見交換

自治労は9月15日、農林水産省から地方競馬の状況について、自治労組織内議員の吉田忠智参議院議員（公営競技政策議員懇談会事務局長）とともにレクチャーを受けた。その中で、公営競技評議会を担当する林強化拡大局長から、地方競馬を活性化化する措置（5年間）が今年（2022年）の年末に期限切れを迎える中で、次期競馬法改正にあたっては、バブル期に匹敵する約1兆円の売り上げ（2021年度）を従事員等の処遇改善につなげることの必要性について指摘した。林局長は農林水産省和田首席競馬監督官に対し、「農林水産省から地方競馬の施行者に対して指導することが難しいことは理解している。スキームとして施設をリフレッシュすることや、従事員等の賃金を引き上げることができるような財源が確保されるよう求めている」「売り上げが悪かった時期には賃金引き下げに協力してきた」と現場の声を訴えた。

また、地方競馬場の従事員等の業務について、民間委託を進めるよう農林水産省から助言や働きかけをしているといった声があることについて質し、「ない」との回答を得た。

(2) 立憲民主党農水部会「自治労ヒアリング」への参加

自治労公営競技評議会は10月12日、立憲民主党農林水産部会から、競馬法改正に関わりヒアリング（ウェブ）を受けた。同部会では、農林水産省が今国会で提出を予定している競馬法改正について説明した後、自治労へのヒアリングが行われた。

自治労は、公営競技評議会を担当する林強化拡大局長と公営競技評議会の石井英子議長が対応し、現在のバブル期に匹敵する約1兆円の売り上げ（2021年度）が従事員等の処遇改善につながっていない現状や、会計年度任用職員制度に移行したタイミングでナイト手当や年末年始手当が廃止された競馬場があることなど、現場の声を訴えた。さらに、競馬法改正によって、日本中央競馬会の資金を原資とする一定の財源が地方競馬場で確保され、活性化計画の目的を「事業収支の改善」から「事業の経営基盤の強化」に見直し、収益の分配等は継続しながら、引き続き「競馬の魅力向上」をはかる施策に取り組むことが位置づけられることから、従事員等の処遇改善や環境改善への波及につながる国会質疑を要望した。同席した高知競輪競馬労働組合の倉内貴美副委員長からも、馬体重計など馬周りの環境が老朽化している実態が報告された。

国会議員からは、競馬場ごとに労使関係がある中で「国会質疑でどのように処遇改善につなげればいいのか」、信頼確保の措置に関わっては「対象者を限定すればいいのか」、「ネット販売の手数料が高いのではないか」といった質問や指摘があり、自治労の考え方を説明した。

（3） 国会対策

競馬の健全な発展をはかるとともに、競馬に対する国民の信頼を確保するためとした競馬法の改正が行われた。（以下、概要）

<別記19-1>

1. 地方競馬への支援措置の拡充
 - （1） 競馬活性化計画制度の見直し（競走体系の整備、競走馬の競走能力の向上をはかるための事業を計画記載事項に位置づけ）
 - （2） 支援措置の見直し
 - ① 日本中央競馬会（JRA）の特別振興資金から地方競馬全国協会（以下、全国協会）の競馬活性化勘定への資金交付措置の延長（2027事業年度まで5年延長）
 - ② 全国協会の畜産振興勘定から競馬活性化勘定への繰入措置の恒久化
2. 馬産地への支援措置の恒久化
JRAの特別振興資金から全国協会の競走馬生産振興勘定への資金交付措置を恒久化
3. 競馬関係者による馬券不正購入、持続化給付金の不適切受給等を受け、競馬に対する国民の信頼を確保するための措置の充実をはかる。
 - （1） 競馬主催者が競馬の円滑な実施を確保するために必要があると認めるときに主催者として競馬関係者に対し処分を行うことが可能になる。
 - （2） 全国協会が行う公正確保に関する業務の拡充
 - （3） 競馬関係者の馬券不正購入に対する罰金額上限を200万円に引き上げ

競馬法改正に関わる経過については、下記の通り。

- ① 衆議院農林水産委員会質疑
日程：11月2日 質問者：神谷裕・渡辺創・北神圭朗各衆議院議員
内容：従事員の労働条件、ネット手数料の削減と自治体への分配金
- ② 衆議院通過（11月4日）自治労情報2022第195号
- ③ 参議院可決成立（11月11日）

8. 中央労働委員会（日本モーターボート競走会労組）に関わる 取り組み

（１） 若干の経過

2018年2月21日、日本モーターボート競走会（以下、法人）は、日本モーターボート競走会労働組合（以下、組合）新入組合員および同期の組合未加入者に対し、組合加入の経緯や勧誘方法、組合への関心の有無等に関するヒアリングを行った。また、組合のベースアップおよび賞与増額要求に対し、2017年11月30日、2018年3月7日、同年6月6日の団体交渉において、回答の具体的な根拠や資料の提示を求めたにもかかわらず、これを拒否した。

これらが支配介入・団体交渉拒否の不当労働行為であるとして東京都労働委員会に申し立てを行い、2022年3月7日、東京都労働委員会は救済命令を出した。しかし、法人側が都労委命令を不服として3月8日、再審査を申し立てた。組合側としては再審査の申し立ては行わなかったが法人が初審命令を受け入れなかったため、再審査手続きに対応した。

（２） 中央労働委員会審査

- ① 第1回審査（2022年6月22日） 和解検討
- ② 第2回審査（2022年8月24日） 和解をめぐる参与委員見解
- ③ 第3回審査（2022年10月17日） 和解勧告書労使とも受諾（別記19-2参照）

和解勧告受諾を受けて、審査委員および参与委員（労使）が、和解勧告を一つの契機として、良好な労使関係の構築を労使双方に要望。要望内容について、労組および法人双方が確認した。

<別記19-2>

和解勧告書

中央労働委員会は、一般財団法人日本モーターボート競走会（以下「法人」という。）と日本モーターボート競走会労働組合（以下「組合」という。）との間の中労委令和4年（不再）第6号事件に関し、下記により和解することを適当と認め、和解を勧告する。

記

- 1 法人と組合は、本和解の成立により、本件が、円満に解決したことを相互に確認するとともに、労使相互の理解及び信頼が日本モーターボート競走会の発展の礎になることを踏まえ、引き続き良好な労使関係の構築に努めるものとする。
- 2 組合が送付する郵便物について、次のとおりとする。
 - （１） 送付する郵便物の内容は、組合ニュースを基本とし、組合は、事実と異なる事項、法人に対する誹謗中傷を記載しないこととする。
 - （２） 郵便物の送付回数は、年2回とする。
 - （３） 郵便物の送付先事業所は、ボートレーサー養成所とする。送付先事業所については、組合から団体交渉申入れがあった場合は、労使間で協議する。
 - （４） 法人は、郵便物が到着した後、5日間（労働日）、指定場所に郵便物を置くこととする。
法人は、5日間（労働日）経過後に郵便物が残った場合、組合に返送する。郵送費は、組合が負担する。
なお、法人は、郵便物を受けとった従業員に対して不利益な取扱いをしない。

3 団体交渉について、次のとおりとする。

組合は、ベースアップ、定期昇給、賞与、手当等の義務的団交事項について団体交渉を申し入れたときは、要求の根拠を具体的に説明する。これに対し法人は回答するにあたって事業をとりまく状況について口頭等で説明するなどして、回答根拠を具体的に説明し、誠実に交渉する。

なお、組合は法人から知り得た情報について、第三者に口外しないものとする。

以 上

令和4年10月17日

中央労働委員会

審査委員 鹿野 菜穂子

参与委員 中島 徹

参与委員 長崎 文康

一般財団法人日本モーターボート競走会

理事長 潮田 政明 殿

日本モーターボート競走会労働組合

執行委員長 正 込 一太郎 殿

上記勧告を受諾し、労働組合法第27条の14第2項による和解の認定を申し立てる。

令和4年10月17日

一般財団法人日本モーターボート競走会

理事長 潮田 政明

上記代理人 弁護士 八代 徹也

日本モーターボート競走会労働組合

執行委員長 正 込 一太郎

上記代理人 弁護士 岡田 俊宏

本和解については、労働組合法第27条の14第2項所定の要件を満たしているものと認める。よって、本件（中労委令和4年（不再）第6号）の審査の手續は終了し、本件に係る初審命令（東京都労委平成30年（不）第69号事件）は失効する。

令和4年10月17日

中央労働委員会

審査委員 鹿野 菜穂子

第20章 公共サービス民間労組評議会の取り組み

1. 幹事会等

(1) 2022年度第5回幹事会

8月27日、東京・自治労会館で開催し、①第32回総会の運営、②2022秋闘の取り組み日程、③秋闘・春闘などの調査方法の見直し等について協議した。

(2) 2023年度第1回四役会議

9月16日、東京・自治労会館で開催し、①第32回総会で出された意見への対応、②2023年度の活動、③2022秋闘方針、④春闘討論集会の運営、⑤秋闘・春闘調査の見直し等について協議した。

(3) 2023年度第1回幹事会

10月7日、東京・自治労会館で開催し、①第32回総会で出された意見への対応、②2023年度事業予定、③2022秋闘方針と具体的取り組み、④2023春闘討論集会の開催、⑤秋闘・春闘調査の見直し等について協議した。

(4) 2023年度第2回四役会議

12月17日、東京・自治労会館で開催し、①2023春闘方針案、②2023春闘討論集会の運営等について協議した。

2. 諸会議・集会等

(1) 公共サービス民間労組評議会第32回総会

8月27日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用で開催し、ウェブ参加も含め46県本部から138人が参加した。

総会では橋本議長のあいさつのち、藤森副委員長、福島全国一般評議会議長があいさつ。続いて2022年7月の第26回参議院議員選挙で組織内候補として当選した鬼木誠参議院議員が連帯のあいさつを行った。

続いて比田井事務局長が一般経過報告、2022年度の取り組みの総括のち、2023年度運動方針（案）を提案した。提案の中で、2021秋闘について「調査の結果、交渉実施単組と協約締結単組ともに2020年よりも減少している。賃金改定は49単組がプラス改定にとどまり、改定なしは349単組、マイナスは13単組だった」とし、調査に回答した単組数の減少も指摘しながら、単組活動を停滞させない取り組みの必要性を訴えた。

続いて、2023年度運動方針（案）提起では、①本部・県本部・単組が一体になった取り組みと、秋闘・春闘における「要求・交渉・妥結」の運動サイクル確立、②正規・非正規などの雇用形態に関わらない組合加入の促進、③正規・非正規労働者間の不合理な格差是正の取り組み推進などを呼び掛けた。

方針（案）に対しては、「民営化された病院の対策についても注視を（栃木）」「役職定年、60歳以降の雇用をめぐる諸課題について具体的な方針を（高知）」などの意見が出された。

その後2023年度幹事体制を全体で確認し、総会を終了した。

公共民間評議会 2023年度幹事体制

	名 前	地連役職（単組）
議 長 （関東甲）	はし もと たけ とも 橋 本 武 朋	関東甲地連・公共サービス民間労組評議会特別幹事 （小菅下水処理場委託職員ユニオン）
副 議 長 （北海道）	ち ば ゆう た 千 葉 雄 太	北海道地連・公共サービス民間労組協議会事務局長 （北海道福祉ユニオン）
副 議 長 （近 畿）	かや はら ひで ゆき 茅 原 秀 行	近畿地連・公共サービス民間労組評議会議長 （ウォーターエージェンシー大阪労働組合）
事 務 局 長 （本 部）	ひ だ い おおむ 比田井 修	総合組織局強化拡大局長 （自治労本部中執）
事 務 局 次 長 （関東甲）	ひら ま ひで き 平 間 英 基	関東甲地連・公共サービス民間労組評議会特別幹事 （自治労環境サービス労働組合）
幹 事 （北海道）	おお た みち ひろ 太 田 道 宏	北海道地連・公共サービス民間労組協議会議長 （名寄市社会福祉事業団職員労働組合）
幹 事 （東 北）	きく ち ひろ ゆき 菊 池 博 行	東北地連・公共サービス民間労組評議会議長 （仙台市環境整備公社労働組合）
幹 事 （関東甲）	は た しず お 羽 太 鎮 雄	関東甲地連・公共サービス民間労組評議会特別幹事 （平塚市職労・社協労組）
新 幹 事 （北 信）	たけ うち まさ し 竹 内 雅 智	北信地連・公共サービス民間労組評議会議長 （長野市社会事業協会職員組合）
幹 事 （東 海）	かわ ぎし た ろう 川 岸 太 郎	東海地連・公共サービス民間労組評議会副議長 （三重県国民健康保険団体連合会職員労働組合）
幹 事 （近 畿）	つ むら たか お 津 村 崇 夫	近畿地連・公共サービス民間労組評議会事務局長 （神戸農政公社労働組合）
幹 事 （中 国）	か がわ けい いち 加 川 圭 一	中国地連・公共サービス民間労組評議会副議長 （山口県予防保健協会職員労働組合）
新 幹 事 （四 国）	やま さき ひろ ふみ 山 崎 宏 史	四国地連・徳島県本部公共民間評議会幹事 （徳島市社会福祉協議会職員労働組合）
新 幹 事 （九 州）	はいばら たか ひろ 南風原 尚 広	九州地連・公共サービス民間労働組合評議会幹事 （沖縄県住宅供給公社労働組合）
幹 事 （職 域）	さか もと ひとし 坂 本 仁	Greenユニオン財政部長
幹 事 （職 域）	さ とう ひろ ひさ 佐 藤 裕 久	やまがた健康推進機構労働組合執行委員長

3. オルグの実施

（1） 秋闘地連オルグの実施

秋闘取り組みの意思統一をはかるため、地連オルグを以下の通り実施した。

日 程	地 連	会 議	担 当
9月23日	関東甲地連	第6回幹事会	茅原副議長
9月30日	北信地連	第1回幹事会	橋本議長
10月8日	中国地連	総会	藤原書記
10月15日	近畿地連	第9回総会	茅原副議長
10月22日	東北地連	幹事会・学習会	平間事務局次長
10月27日	四国地連	第1回幹事会	平間事務局次長
10月29日	東海地連	第5回幹事会	茅原副議長
10月30・31日	北海道地連	第1回幹事会	比田井事務局長

第21章 全国一般評議会の取り組み

1. 幹事会

(1) 2022年度第7回幹事会

8月27日、東京・自治労会館においてウェブと対面の併用で開催し、翌日の第18回定期総会の内容や進行について協議・確認した。

(2) 2023年度臨時幹事会

9月30日、ウェブ開催し、組織対策課題について協議した。

(3) 2023年度第1回幹事会

10月11日、東京・自治労会館においてウェブと対面の併用で開催し、①第18回定期総会での議論内容、②2023春闘の準備、その他組織対策などについて協議・決定した。

(4) 2023年度第2回幹事会

12月18日、東京・自治労会館においてウェブと対面の併用で開催し、①全国一般評議会2023春闘中央討論集会の内容、②全国一般評議会2023春闘方針草案などについて協議・確認した。

2. 各地方労組・業種別部会

全国一般の各地方労組は9月以降にそれぞれ大会を開催し、2022年度の活動の総括と2023年度運動方針を決定した。各地方労組の大会の内容については、評議会幹事会で集約して各地の課題を明らかにし、今後の必要な対策をはかることにしている。

また、業種別部会の組織として、9月3日に木産協第65回定期総会（ウェブ）、11月7日には自教労協第34回定期総会（対面・ウェブ併用）、12月11日には医療部会単組代表者会議（ウェブ）をそれぞれ開催。各業種の職場の課題を共有化し、2022年度の総括と2023年度の運動の方針を決定した。

3. 第18回定期総会

8月28日、東京・自治労会館にてウェブと対面の併用で開催し、代議員75人が出席した。評議会を代表して福島議長が、本部を代表して藤森副委員長があいさつし、来賓として橋本公共民間評議会議長が連帯のあいさつを述べた。総会では、①2023年度運動方針（案）、②2022年秋季年末闘争方針（案）等を提案し、質疑応答を経てすべての議案が承認された。各地方労組からは、パワハラや不当な雇用契約解除等、係争中の争議について報告を受けた。その他、参加者からは憲法改悪反対と反戦平和、組織強化拡大、春闘の機能強化などについて発言があった。

全国一般評議会2023年度役員体制

役職名	名 前	所属地方労組	選出ブロック
議 長	福 島 憲 一	大 阪	関 西
副 議 長	服 部 学	岐 阜	東 海
事務局長	亀 崎 安 弘	本 部	
事務局次長	種 井 一 平	石 川	北信越
幹 事	工 藤 美 賢	青 森	東 北
〃			関 東
〃	高 木 正 則	新 潟	北信越
〃	加 藤 郁 路	愛 知	東 海
〃	梶 原 昇 二	兵 庫	関 西
〃	後 藤 孝 一	山 口	中 国
〃	森 口 貴 之	愛 媛	四 国
〃	肥 後 良 二	鹿 児 島	九 州
〃	北 島 あ づ さ	岐 阜	女 性

4. 年末一時金闘争

生活の維持・向上のため、大手と中小の格差是正の観点に立って、要求基準を「基準内賃金の3ヵ月以上または70万円以上」として、2022年年末一時金闘争をたたかった。ただし、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による経営難等の影響を踏まえ、基本要件が困難な職場については「2ヵ月以上または50万円以上」を基準とすることとした。

5. 2023春闘にむけた取り組み

12月18～19日、2023春闘にむけて、全国一般評議会2023春闘中央討論集会をウェブと対面の併用で開催した。集会では、春闘方針草案の提案と2023春闘調査集計結果を報告し、その後活発な討論が行われた。

6. 雇用と権利を守る取り組み

各地方労組から主なたたかいとして、以下のような報告がされている。

(1) 富山地方労組

2020年4月、新型コロナウイルス感染防止のため自宅待機中であったヤマサン食品工業の組合員が、会社に事前確認の上で外出したにもかかわらず、このことをもって懲戒処分を受け、すでに締結していた再雇用契約を解除された。この件について、会社側の対応は不当だとして地位確認と解雇後の給与と賞与の支払いを求めて訴訟を起こしていたが、2022年7月20日、富山地裁の判決があった。判決では契約解除を無効として組合員の地位確認をするとともに、同社に給与と賞与の支払いを命じた。

しかし、会社側は組合員の就業を拒否する方針を変えず、高裁に控訴するとともに、再雇用契約が終了するまでの期間の給与と一時金の総額を供託してたたかう姿勢を示している。裁判に負けても、裁判官による金銭和解によって、組合員や活動家を企業から排除しようとしている。富山地方労組は組合員

とその家族に寄り添いながら、厳しくなることが予測される高裁でのたたかいを続けていく。

(2) 大阪地方労組

ユニオンおおさかホロニクス支部（医療職場）では、2020年5月、全従業員に対し労働時間の1日あたり30分の延長、年間休日10日返上など、賃金を変えずに年間25日相当の「タダ働き」が提案された。全従業員に動揺が広がる中、事務員であるAさんが職場の意見をまとめ法人本社に説明を求めるメールを送信したところ、法人はAさんに業務改善命令と他県への異動を通知。Aさんは母子家庭であり転勤が困難であることは周知のことだった。団交を行ったが、2020年7月にAさんは解雇された。

解雇無効をめぐる裁判闘争に発展し、法定では転勤命令は懲罰的意味合いをもつことが判明した。また、2020年8月、組合はAさんの解雇と就業規則の改悪を撤回するようビラまきを行ったが、会社側は直ちにビラまき禁止の仮処分と損害賠償請求の裁判を起し、組合活動の妨害をはかった。組合側はビラの内容とビラまき行動の正当性を主張し、Aさんの地位確認本訴と損害賠償について和解にむけて粘り強い取り組みを続けた。その結果、2022年10月、大阪地裁においてAさんの主張が十分に斟酌されたことから和解に至った。

第22章 青年・女性労働者の取り組み

1. 青年・女性労働者の取り組み

(1) 第23回青年女性中央大交流集会

7月29～31日、東京・T O C有明で40県本部1社保労連235単組346人（男性246人、女性100人：対面219人、ウェブ127人）の参加により開催した。

初日、開会集会では川本実行委員長、鬼木誠参議院議員があいさつ。近藤社会主義青年同盟委員長が連帯のあいさつを行い、毛利事務局長が基調提起を行った。基調講演として東京大学大学院総合文化研究科の斎藤幸平さんが「ポストコロナ時代の新しい社会のあり方～脱成長 Kommunismus への変換～」と題した講演を行った。その後、文化交流では北海道地連、四国地連、東北地連から構成詩の発表を行った。

2日目は、職種別反合理化集会を開催した。その後、岩手県本部、富山県本部、鹿児島県本部がたたかひの報告を行った。

最終日の閉会集会では、防衛ジャーナリストの半田滋さんが「ロシアのウクライナ侵攻と日本の安全保障政策」と題した記念講演を行った。その後、特別報告として、長野県本部から「アウシュヴィッツを訪ねる平和の旅に参加して」、佐賀県本部から「中国の旅で学んだこと、伝えたいこと」、沖縄県本部から「オキナワからの報告」、福島県本部から「東日本大震災と原発事故からの復興と課題～震災から11年を迎えて～」の報告を行い、分散会報告の後、参加者決意表明、小原事務局長による全体集約、決議文採択、副実行委員長と事務局長による団結がんばろうで閉会した。

(2) 第23回青年女性中央大交流集会総括集会

8月11日、東京・林野会館で26県本部56人の参加により開催した。毛利副実行委員長があいさつ、小原事務局長が提起を行った。その後、全体討論では、「職場が忙しいばかりに組合で時間が取られることに対して理解できず、何も考えられなくなっていることが問題だと気づくことができた」「代表参加者であった私たちは、この集会で得た気づきを県内の仲間に伝える責任がある、教宣紙や報告の機会をつくっていく」などの決意や感想が出された。

(3) 第1回青年部・女性部常任委員会

11月27日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用にて開催し、①2023青年女性春闘討論集会について、②青年女性オキナワ平和の旅について、③青年女性地連春闘討論集会について協議・確認した。

(4) 2023春闘勝利！ 青年女性中央春闘討論集会

11月28日、東京・自治労会館において対面とウェブを併用して開催し、42県本部94人（青年部56人、女性部38人）が参加した。

集会座長として松長常任委員（東北・宮城）・藤常任委員（九州・佐賀）を選出し、関川青年副部長のあいさつ後、伊藤書記長から2023自治労春闘方針の概要についての提起、青年部・女性部としての春闘方針提起を行った。その後、全体討論では10県本部12人から発言が出された。昼食時はじちろう共済の学習会を行い、北海道厚岸町の独自削減提案に対する檄布行動に取り組んだ。午後は、元『月刊労働組合』編集長の松上隆明さんから「2023春闘情勢と公務員の賃金」と題した基調講演を受け、その後

分散会、全体集約を行い、関川青年副部長の団結がんばろうで全日程を終了した。

決意表明ならびに取り組みの内容は下記の通り。

① 青年部

長崎県本部：「生活・職場実態点検運動（赤手帳付け運動）に取り組んでいる。西海市職青年部は、赤手帳付けや単組青年部員へのアンケートの結果をもとに春闘期に独自要求書を提出し改善した。県内の単組で統一的な要求を行う意義や、県内単組の権利制度や賃金等の運用状況を集約・共有し、根拠を持って要求していく」

山形県本部：「全単組で独自要求書を作成することを目的に年2回のオルグを青年部と女性部で行い、赤手帳付けや独自アンケートで職場実態を集約している。東北地連夏期交流集會にむけ、対面を追求しながら取り組みを強化させていく」

徳島県本部：「『スタートアップ賃金闘争』を県内統一の取り組みとして実施した。賃金モデル表と賃金プロット図を作成することで、自分と仲間の賃金運用や格差の実態を知り賃金に興味を持つことから、青年のゆずれない要求を確立していく」

岩手県本部：「新体制となった県本部青年部の状況と地連春闘討論集會にむけて運動を作っていく」

秋田県本部：「春闘期にむけた『生活・職場実態点検シート』の取り組みについて、一人でも多くの仲間とともに丁寧に取り組んでいく」

北海道本部：「確定期総括と春闘期にむけた取り組みについて。また、厚岸町職における賃金合理化の報告。日ごろからの賃金論の学習と当局のネライや職場のオカシさを仲間と討論することから自分たちの実態を当局へ訴えていく」

長野県本部：「長野県消防職員協議会ユース部の立ち上げにむけた決意」

愛知県本部：「新規採用者を対象とした、次世代を担う仲間の交流と学習の取り組み」

香川県本部：「県自治振興課と独自交渉について」

② 女性部

岩手県本部：「地連女性集會に参加した仲間の声から、担当者の能力や仕事に対する責任感で働かされている実態」

石川県本部：「県本部運動の前進と継続のために役員体制を工夫したことや、青年女性中央大交流集會報告集會をはじめ開催するなど、代表者として参加し学んだことを県本部・単組の取り組みにさらに広げていく決意」

徳島県本部：「県市町村課交渉にむけた学習の中で学んだ、労働組合の行動一つ一つの意味や目的を考えることの大切さや、安心して働き続けられる職場づくりのためには長期的な視点と仲間へ寄り添った運動が必要であり、それらの成果と仲間の実態を2023年開催される夏期交流集會に持ち寄る決意」

(5) 2022自治労青年女性オキナワ平和の旅

12月8～10日、沖縄・パシフィックホテル沖縄ほかで開催し、28県本部68人（女性25人、男性43人）が出席した。1日目は開会集會を行い、女性部長のあいさつ、沖縄県本部・仲宗根副委員長のあいさつ、青年部長の基調提起に続いて、牛島貞満さんから「憲法と平和について」と題した講演を受けた。その後、沖縄県本部・比嘉女性部長からたたかひの報告を受けた後、分散会討論を行った。その後、会場を移動し、対馬丸生存者平良啓子さんからの講話を受けた。

2日目は沖縄県本部・青年部・女性部、語り継ぐ沖縄平和の会の平和ガイドなどによる嘉数高台、辺野古新基地建設反対支援行動、平和の礎、アブチラガマ、対馬丸記念館などのフィールドワークを行い、学習を深めた。

3日目は青年部長から1、2日目の振り返りと3日目の提起の後、「『侵略の歴史』に学び、『憲法改悪』阻止・『戦争をさせない』たたかい、私たちはどう取り組むか！」と題して、九州・沖縄平和教育研究所・中村元気代表の講演を受けた。その後、沖縄県の玉城デニー知事のあいさつを受け、分散会を行った。最後に分散会報告、青年部長による集約および団結がんばろうで閉会した。

事後アンケートでは、「単組や県に今回学習したことを持ち帰り、広めていくこと、また組合の必要性を再度伝えていきたい」「反戦・平和だけではなく、組合のさまざまな取り組みについてより積極的に参加したい」などの決意や感想が出された。

2. 青年労働者の取り組み

(1) 2023年度青年部執行体制

青年部長		小原 奈穂美 (北海道・全道庁労連)	8月定期大会まで
〃		兒玉 聖史 (長野・千曲市職労)	8月定期大会から
副部長		関川 貴大 (新潟・新潟市職労)	
常任委員	北海道地連	佐藤 剛 (北海道・知内町職労)	
〃	東北地連	松長 拓朗 (宮城・仙台市働く連)	
〃	関東甲地連	平石 健一 (栃木・大田原市職)	
〃	北信地連	兒玉 聖史 (長野・千曲市職労)	2022年8月まで
〃	〃	畑中 湧斗 (富山・氷見市職労)	2022年9月から
〃	東海地連	奥村 佳史 (岐阜・多治見市労連)	
〃	近畿地連	坪田 英樹 (滋賀・近江八幡市労連)	
〃	中国地連	田中 凌 (島根・島根県職連合)	2022年10月まで
〃	〃	内田 啓介 (島根・島根県職連合)	2022年11月から
〃	四国地連	川原 浩一 (香川・高松市職連合)	2022年8月まで
〃	〃	美馬 宏成 (徳島・美馬市職労連)	2022年9月から
〃	九州地連	道平 哲也 (長崎・長崎市職労)	

(2) 2022年度第10回常任委員会

8月19日、山形・天童グランドホテルにて開催し、第67回青年部定期総会の運営について協議・確認した。

(3) 第67回青年部総会

8月20～21日、山形・天童グランドホテルで、対面とウェブの併用にて開催し、代議員102人が出席した。総会議長には、真壁（山形）・美馬（徳島）代議員が選出され、議事が進行された。2022年度経過、活動補強方針および当面の闘争方針に対する質疑・討論では、青年部の反合理化闘争、組織強化、賃金闘争、平和闘争、交流集会運動などについて、28県本部1社保労連32人から経過2本、方針28本、総括討論2本の発言を受け、本部原案が賛成多数で可決された。また、青年部長について役員選挙を実施し、信任投票により、長野県本部・兒玉聖史さんが選出された。

(4) 2023年度第1回常任委員会

9月11日、ウェブ方式にて開催し、①中央本部の役割・本部常任委員の役割について、②1年間の取り組み方針について、③拡大青年部長会議について、④青年労働学校（基礎編）について、⑤青年女性

オキナワ平和の旅について協議・確認した。

(5) 第2回常任委員会

9月16日、ウェブ方式にて開催し、①各地連の状況および課題について、②第67回青年部総会の振り返りについて、③参院選の振り返りについて協議・確認した。

(6) 第3回常任委員会

9月30日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用にて開催し、①各地連の状況および課題について、②拡大青年部長会議について、③青年労働学校（基礎編）について、④2023春闘にむけて協議・確認した。

(7) 2023年度拡大青年部長会議

10月1日、ウェブ方式にて開催し、33県本部59人が出席した。青年部長が「青年部運動で大切なこと」「確定闘争期にむけて」「参院選の青年選挙対策委員会としての総括」などを提起した後、分散会討論を通し、1年間何にこだわって活動していくかを議論した。事後アンケートでは、「自分ゴトを自分ゴトであると認識することが、コロナ禍で気づきの場を失ってしまった青年に必要なことだと思った」「普段話することができない他県本部の仲間の実態や運動を共有できた」「学習会に力を入れていこうと思うが、組織として自己満足で終えるのではなく、相手に理解をしてもらうことを意識する」などの感想や決意が出された。

(8) 第4回常任委員会

10月14～15日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用にて開催し、①拡大青年部長会議の振り返り、②青年労働学校（基礎編）について、③青年女性地連春闘討論集会について、④各地連の状況および課題について協議・確認した。

(9) 青年労働学校（基礎編）

10月15～16日、東京・自治労会館等で対面とウェブの併用にて開催し、25県本部49人が出席した。

初日、青木総合組織局長があいさつを行い、青年部長が「『労働者』のものの見方・考え方」「公務労働者を取り巻く状況について」「社会の発展と労働者の困窮のその先」などを提起した後、分散会討論を行った。

2日目は国会議事堂見学の後、立憲民主党にて鬼木誠参議院議員、岸真紀子参議院議員、吉田忠智参議院議員があいさつを行い、参加者と意見交換会を行った。

事後アンケートでは「労働者は弱い立場にあるからこそ、団結し、権力に声をあげるんだ」「自分がやっている組合活動から日本の何かを変えるきっかけになる可能性もあると考えたら、すごく楽しくて、同時に救われた気がした」などの感想や決意が出された。

(10) 第5回常任委員会

11月10日、ウェブ方式にて開催し、①青年女性オキナワ平和の旅について、②2022賃金リーフの内容について、③各地連の状況および課題について協議・確認した。

3. 女性労働者の取り組み

(1) 2023年度女性部執行体制

女性部長		毛利 珠代 (香 川・丸 亀 市 職 労)	
副 部 長		生井澤 律子 (茨 城・鹿 嶋 市 職 労)	
常任委員	北海道地連	大 村 さやか (北海道・愛 別 町 職 労)	2022年 9月 まで
〃	〃	菅 野 まみ (北海道・喜 茂 別 町 職 労)	2022年 9月 から
〃	東北地連	吉 岡 花 恵 (秋 田・能 代 市 職 労)	
〃	北信地連	川 辺 由 利 (富 山・県 職 労)	
〃	東海地連	石 原 知 枝 (三 重・伊 勢 市 職 労)	
〃	近畿地連	藤 原 潤 子 (兵 庫・明 石 市 職 労)	
〃	中国地連	太 田 良 子 (鳥 取・米 子 市 職 労)	2022年 12月 まで
〃	四国地連	南 礼 子 (徳 島・県 本 部)	2022年 12月 まで
〃	〃	藤 川 真 紀 (徳 島・吉 野 川 市 職 労)	2022年 12月 から
〃	九州地連	藤 千 香 子 (佐 賀・県 本 部)	

(2) 第67回女性部定期総会

8月20～21日、山形・天童市市民プラザにおいてウェブ併用で開催し、代議員は45県本部1 社保労連102人、傍聴は47人が参加した。女性部長あいさつ、藤森副委員長あいさつ、山形県本部・渡部執行委員長あいさつと続いた。議長に東北地連・佐藤美紀代議員（山形県本部）、九州地連・乗富あずさ代議員（熊本県本部）を選出し、女性の労働権確立や女性部の組織強化、賃金闘争、平和闘争、交流集会運動などについて、20県本部1 社保労連22人から方針21本、総括討論2本の発言があった。

女性の働く権利確立運動強化月間などを通じて、産前休暇の前進や啓発グッズを活用した組合員への周知、女性集会の取り組みなどが石川県本部、山形県本部、佐賀県本部などから報告された。女性部の活動について多くの県本部から発言があり、茨城県本部、徳島県本部からは学習活動の必要性が述べられた。また、全国の県本部からコロナ禍における運動の難しさ、役員の苦勞を乗り越えて、活動の工夫を凝らし、一つずつ丁寧に取り組んでいるという発言があった。

反戦・平和の取り組みとして、沖縄県本部、青森県本部、福島県本部、鹿児島県本部から7月の参院選に立候補した自治労組織内候補「鬼木まこと」の必勝にむけた政治闘争として、北海道本部、香川県本部、東京都本部、熊本県本部から発言があった。沖縄県本部からの辺野古基地問題とウクライナへの軍事侵攻を端緒とした国際情勢の不安に関する報告を受け、鹿児島県本部からは「馬毛島への米軍基地移転」の現状を報告しながら住民間で発生している意識の分断、政府が着々と進める「戦争のできる国づくり」に対する危機感が出された。福島県本部からは、福島の現状報告、青森県本部からは反核燃集会を通じた脱原発の取り組みについて報告があり、原発事故がまだ住民の生活に不安と影響を与え続けていることを共有、原発再稼働にむけた各地の動きを注視しながら、私たち一人ひとりが声をあげていくことを確認した。「鬼木まこと」の必勝にむけた具体的な取り組み、仲間を巻き込んだ政治闘争について多くの県本部から出されたが、北海道本部からは前回国政選挙における組織内候補「岸まきこ」の得票数に及ばなかった反省を報告、2023年4月の統一地方選にむけた政治学習会の強化が決意として述べられた。

コロナ禍における組合活動の停滞、役員の担い手不足、また多様化する性課題（ジェンダー）といった諸課題を理由として、女性部廃止論が各県、単組で出ている。活動の担い手が確保できないことが主

たる理由と見られる中、石川県本部では、一度解散した女性部を再結成したという報告が出された。また、輪番制により役員を降ろることが決まっていることについての発言があった。役員の担い手不足解消のための策ではあるが、「続けたい、もっと女性部に関わっていきたい」という意欲ある人が役員を続けたり何らかの形で関わるができるよう、輪番制の可否については今後の課題であることが認識できた。

女性が差別されることなく、健康で働き続けられる職場・社会づくりを進めようと、3本の決議、大会宣言とともに2022～23年度の活動方針および当面の闘争方針を決定した。

(3) 第1回部長会議

10月22日、東京・自治労会館でウェブ併用で開催し、37県本部45人が出席した。藤森副委員長のあいさつの後、女性部長があいさつ・議案提起を行い、15県本部15人から報告・発言があった。また、共済制度について学習を行った。

生休・年休アンケートの県本部独自の工夫やアンケート結果の周知、女性部の総会や学習会等の取り組みの周知などについて、事前に資料の共有があった北海道、長野、富山、石川、三重、滋賀、佐賀、岐阜の各県本部から報告があり、今後の取り組みの参考につながった。また、産休・育休の代替え配置や子の看護休暇の拡充など、女性部独自要求について北海道本部や山形県本部、富山県本部、長野県本部、熊本県本部などから発言があり、反核・反戦平和の取り組みについて福島県本部や東京都本部、沖縄県本部から、政治闘争について北海道本部と沖縄県本部から発言があった。また、賃金要求の根拠として生活・職場実態点検の赤手帳付けをしている取り組みについて佐賀県本部から、組織強化について秋田県本部や東京都本部、徳島県本部、三重県本部などから発言を受け、2022確定闘争や2023春闘、女性の働く権利確立運動強化月間、政治闘争、反戦・平和闘争などについて意思統一を行った。なお、岐阜県本部からの情報提供依頼については、今後対応していくこととした。

(4) 女性部常任委員会

① 第1回常任委員会

10月15日、福島・男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」で開催した。経過報告の後、(ア)第67回女性部定期総会、(イ)第1回女性部長会議、(ウ)連合女性集会・自治労女性集会、(エ)女性労働学校、(オ)2022確定闘争・2023春闘、(カ)女性の働く権利確立運動強化月間、(キ)女性部常任委員会福島現地学習会について協議し、当面の活動について確認した。

常任委員会終了後は、福島県本部女性部から現状報告を受け交流を行った。

② 第2回常任委員会

11月10日、ウェブ方式で開催した。経過報告の後、(ア)女性の働く権利確立運動強化月間、(イ)2023青年女性中央春闘討論集会、(ウ)青年女性オキナワ平和の旅等について協議し、当面の活動について確認した。

(5) 2023年度女性労働学校（前期）

10月29～30日、東京・自治労会館でウェブ併用で開催し、30県本部97人（うちウェブ参加68人、女性92人、男性5人）が出席した。

女性部長のあいさつ・提起の後、元自治労本部女性部長の松澤佳子さんから「女性解放運動の歴史と課題～『山川菊栄』からまなぶ～」の講演と、石川県本部七尾市職労女性部長の藤田陽子さんから「石川県本部七尾市職労女性部再結成について」の取り組み報告を受けた後、分散会を行った。2日目の午後からは佐賀大学経済学部特任教授の平地一郎さんから「日本の経済・社会の現状と私たちの生活――

《悪循環の構造》を克服できるか——」の講演を受けた後、分散会報告、全体集約で終了した。

(6) 2022連合中央女性集会・自治労参加者集会

10月21日、東京・自治労会館でウェブ併用で自治労参加者集会を開催し、24県本部1社保49人（うちウェブ参加31人）が出席した。女性部長があいさつ・提起を行った後、佐藤強化拡大局長から「会計年度任用職員の処遇改善について」と題した講演を受け、女性部長のまとめで終了した。

また、午後からは連合中央女性集会が東京・東京ビッグサイトでウェブ併用で開催された。芳野友子連合会長のあいさつの後、井上久美枝連合総合政策局長から「『ジェンダー主流化』で女性を意思決定プロセスに」と題した基調提起が行われた後、毎日新聞論説委員の佐藤千矢子さんが「『オッサンの壁』を壊すには～多様性と無意識のジェンダーバイアス」と題した基調講演を行った。その後、佐藤千矢子論説委員と武庫川女子大学の本田一成教授、櫻田あすか連合副会長、清水秀行連合事務局長のトークセッションが行われた。

(7) 自治労女性部常任委員会福島現地学習会

10月16日、福島で開催し、東日本大震災・原子力災害伝承館や大熊町の現地見学を行った。

10月15日に福島市で福島県女性部役員と本部常任委員とで現地交流会を行った。本部常任委員が学ぶことは非常に多かったが、福島県本部女性部からも、東日本大震災当時の話や震災後の福島県が抱える問題について意見交換をする機会や学習する機会がなかった、今後は東日本大震災や原発事故についてもっと学習する機会を持ちたいとの感想をもらった。10月16日には東日本大震災・原子力災害伝承館や大熊町の現地見学を行った。私たちが平和で安全に働き続けるために、原発の廃炉にむけた取り組み、核廃絶の取り組みについて、引き続き学習し、取り組みを進めていくことを確認した。

第23章 情報および教育活動の拡充

1. 定期刊行物の発行

(1) 機関紙「じちろう」の発行＝旬刊（1の日発行）

1号あたり366,470部（町村職・公共民間などは全組合員、県職・市職は5人に1部）

(2) 機関誌「自治労通信」の発行＝季刊（1月、4月、7月、10月の各10日発行）

1号あたり39,711部（単組執行委員数を基本に単組直送）

2. 諸会議・諸集会

(1) 2023年度自治労まんが集団 第1回幹事会

11月7日、東京・自治労会館で開催し、以下について協議、決定した。

①新幹事の承認について、②定期大会まんが展準備、第2回幹事会および総会について、③「きかんしデキマス」の割振りについて、④統一自治体選挙に勝ット集の割振りについて

(2) 2023年度自治労文芸会議第1回幹事会の開催

10月14日、東京・自治労会館で開催し、第29回自治労文芸コンクールの予備選考を行った。選考の結果、8作品を最終選考に残すこととした。

3. 各種コンクールの実施

(1) 第29回「自治労文芸賞」の選考結果

文芸賞の最終選考が11月18日に行われ、以下の結果となった。なお、審査員に新たに作家の佐川光晴さんが加わることとなった。

① 散文の部

*はペンネーム

賞	題名	名前	県本部	単組
入選	彼女を先生と呼ぶ	松本 優	兵庫	神戸市従
佳作	野犬狩り	長谷川 和正	兵庫	兵庫県職労（退職者）
佳作	椿の花	鈴木 照夫	東京	自治労都庁職（退職者）
奨励賞	四十年目の途中下車	藤波 直樹	神奈川	横浜交通労組

② 詩歌の部

〔詩〕審査員・山田 隆昭さん

賞	題名	名前	県本部	単組
入選	なし			
佳作	満色	東野 正	岩手	岩手県職労（退職者）
佳作	歪んだボール	齋藤 新一	栃木	宇都宮市職労（退職者）
佳作	宴	恩田 一葉	北海道	美瑛町職
奨励賞	命の一本の糸	牧本 敏秀	広島	広島県職労

〔短歌〕

賞	題名	名前	県本部	単組
入選	組合活動	桐原則介*	福井	全国一般福井地方労組
佳作	日常	米谷茂	大阪	泉佐野市職(退職者)
佳作	都鳥	鈴木照夫	東京	自治労都庁職(退職者)
奨励賞	焼餅焼く	山崎俊定	東京	自治労都庁職(退職者)
奨励賞	春夏秋冬	山田裕子	富山	市立砺波総合病院労組

〔俳句〕

賞	題名	名前	県本部	単組
入選	良夜	瀬角龍平	鹿児島	垂水市職労(退職者)
佳作	無題	保久上光昭	鹿児島	垂水市職労(退職者)
奨励賞	ウクライナ起つ	桐原則介*	福井	全国一般福井地方労組
奨励賞	無題	南出孝次	三重	松阪市職員組合

〔川柳〕

賞	題名	名前	県本部	単組
入選	空を見つめて	柳谷たかお*	青森	外ヶ浜町職(退職者)
佳作	スーパームーン	綿谷夕雨子	青森	今別町職(退職者)
佳作	人・影・哀	田中良積	北海道	釧路市役所ユニオン(退職者)
奨励賞	暮らし	桐原則介*	福井	全国一般福井地方労組
奨励賞	湯鉄砲	山崎俊定	東京	自治労都庁職(退職者)

③ 子どもの部

部	題名	名前	県本部	単組
◎散文	さると木	中泉杜佑真	大阪	自治労東大阪公共サービスユニオン(家族)
◎詩歌	無題	中島和奏	新潟	長岡市職労(家族)
俳句・川柳	なつのおもいで	傳田みれい	長野	長野県職労(家族)

(2) 2022まんが大笑の実施 テーマ「マスク」

選考は、新型コロナウイルス感染症の影響により、9月14日に審査員である漫画家の佐々木ケンさんのご自宅で実施。応募総数78点の中から審査を行い、受賞作品を決定した。受賞者は以下の通り。

賞	作品名	名前	県本部	単組
大笑	あくまのプーちゃん	ヨッシー・イリエ	愛知	直属支部
アイデア笑	見ればわかるよ……	澤井康樹	兵庫	明石市職労(退職者)
アイデア笑	このマスクネタは自粛しておこう	平野治	福岡	糸島市職労(退職者)
アイデア笑	まだまだがんばる	吉本和弥	広島	尾道市職労(退職者)
うまいで笑	集合写真	高橋誠	鹿児島	県本部書記労(退職者)
うまいで笑	閣僚限定 キンダマスク	林田龍二	長崎	長崎県職連合
うまいで笑	オロチ家のマスク事情	阿部聖美	群馬	富岡市職労
もう少笑	困るわー皆マスクじゃあたし目立たない!	井家利之	石川	石川県職労(退職者)

賞	作品名	名前	県本部	単組
もう少笑	何かが切れた？	池上 晃	兵庫	豊岡市職労（退職者）
もう少笑	政府答弁	大西 英剛	兵庫	兵庫県職労（退職者）
報道笑	医療従事者がんばれ！ 正義の味方マスクマン（MASK MAN）	吉賀 幸一	東京	西東京市職労
報道笑	いろいろな“マスク” トップ3！	大野 愛莉	新潟	新潟県厚生連労働組合上越病院支部（家族）
報道笑	【既発表部門】 大阪市職「みおつくし」 馴れ初め！	長島 潮	大阪	大阪市職関係労働組合

（3） 第30回写真コンクール 本格的カメラ写真部門「静」、スマホ写真部門「集う」

応募総数は121点（本格的カメラ写真部門83点、スマホ写真部門38点）。10月2日、東京・自治労会館で写真家の鈴木邦弘さんが審査し、以下の受賞作品を決定した。

① 【本格的カメラ写真部門】「静」

賞	題名	名前	県本部	単組
特選	朧朧（ろうろう）	木谷 昌経	山梨	中央市職員組合
入選	家路	橋本 英幸	三重	松阪市民病院職員組合
佳作	息をのむ	熊田 裕子	福島	矢祭町職員組合
佳作	ヒトリ・シズカ	山本 寿一	神奈川	自治労横須賀市職員労働組合

② 【スマホ写真部門】「集う」

賞	題名	名前	県本部	単組
入選	あのね、およめちゃん	富井 洋子 （家族）	新潟	十日町市職員労働組合連合会
佳作	現実逃飛行	吉樂 友佳	新潟	十日町市職員労働組合連合会
努力	誰の誕生日やねーん！	福井 貴士	京都	京田辺市職員組合
努力	コロナ	中田 千安妃	鳥取	大山町職員労働組合

4. 情報化の推進について

（1） 2023年度県本部情報担当者会議（ウェブ）

12月13日、ウェブ形式で開催し、43県本部1社保労連から78人が参加。①サイボウズガルーンのバージョンアップ、②サイボウズデヂエ終了、③自治労情報ネットワークサーバー移行スケジュール、④2023年PCの調達、⑤「じちろうモバイル」の利用推進等について提起し、全体で確認した。

5. 教育研修の取り組み

（1） 研修会・セミナー

① 第53期中央労働学校

8月4～7日、東京・自治労会館で開催し、17県本部24人（男性17人、女性7人）が参加した。

<別表23-1>

中央労働学校カリキュラム

【1日目】

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
8/4 (木)	開校式	11:00-11:30	ガイダンス 開校あいさつ 集合写真撮影		自治労本部総合組織局 川本 淳 自治労本部委員長
		11:30-12:30	昼食休憩		
		12:30-14:30	<ワークショップ> 県本部や単組が抱える現在の課題・問題点とは何か	ワークショップ (WS)	花崎 晶 ワークショップ・ファシリテーター
		14:30-14:45	休憩		
	人権 男女平等	14:45-16:15	人権を考える ～男女平等やハラスメントの課題から～	講義	内藤 忍 労働政策研究・研修機構多様な人材部門 副主任研究員
		16:15-16:30	休憩		
	メディア	16:30-18:00	安倍襲撃事件の衝撃 日本の政治や社会の今後 夕食会場に移動	講義	望月 衣塑子 東京新聞社会部記者
		18:30-20:00	ウェルカムパーティ 「アルカディア市ヶ谷」		

【2日目】

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
8/5 (金)	反戦平和	8:30-13:00 昼食休憩を含む	<講義> 靖国問題の核心は歴史認識 (全員で靖国神社に徒歩移動) <フィールドワーク> 靖国神社	講義 視察	内田 雅敏 弁護士
	共済	13:00-14:30	自治労共済の推進と自治労運動	講義	安東 啓介 自治労共済推進本部 事務局長
		14:30-14:45	休憩		
	組合運営	14:45-16:15	交渉をきわめる	講義	団 野村 株式会社Athlete Solution 代表取締役社長
		16:15-16:30	休憩		
	政治	16:30-18:00	「労働組合」と「政治」 鬼木まこと あいさつ	講義	岸 まきこ 参議院議員 鬼木まこと
		18:00-18:30	1日目、2日目の振り返り	WS	自治労本部総合組織局

【3日目】

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
8/6 (土)	労働条件	9:00-15:00 昼食休憩を含む	地方公務員の賃金決定について	講義	森本 正宏 自治労本部総合労働局長
		15:00-15:15	休憩		
	社会保障	15:15-17:15	日本の社会保障と改革課題 地域共生社会を考える	講義	宮本 太郎 中央大学法学部教授
	17:15-17:45	3日目の振り返り	WS	自治労本部総合組織局	

【4日目】

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
8/7 (日)	歴史	9:00-10:30	自治労運動の歴史に学ぶ	講義	密田 義人 地方自治総合研究所 前事務局長
		10:30-10:45	休憩		
	人材育成	10:45-15:30 昼食休憩を含む	自治労運動の課題に対する解決策を考える	WS	花崎 晶 ワークショップ・ファシリ テーター
		15:30-16:00	閉校式 受講者による決意表明 本部あいさつ		藤森 久次 自治労本部副委員長

<別表23-2>

労働学校受講者

	県本部	名前	役職	出身単組
1	北海道	吉田 奈津希	全道庁労連網走総支部 書記	
2	北海道	畠山 健	全道庁労連十勝総支部 書記	
3	北海道	北浦 信子	全道庁労連札幌総支部 書記	
4	岩手	真田 正斗	花巻市職労 書記長	花巻市職労
5	長野	松本 晋平	県本部 執行委員	大町市職
6	富山	中居 慶太	県本部 書記次長	砺波市職労
7	石川	蓑島 真吾	県本部 福利厚生部長	能登町職
8	福井	五十嵐 祥	県本部 書記長	越前市職
9	福井	高橋 亮太	県本部 書記次長	福井市職労
10	福井	西澤 慧美	福井市職労 委員長	福井市職労
11	静岡	高田 佑美	県本部 執行委員	焼津市職
12	愛知	宇野 元貴	豊田市労連 事務局長	豊田市労連
13	滋賀	坪田 英樹	県本部 執行委員	近江八幡市労連
14	岡山	島岡 夏輝	県本部 執行委員	新見市職
15	鳥取	稲田 いずみ	県本部 執行委員	日野町職労
16	鳥取	遠藤 竜治	西伯病院職労 副委員長	西伯病院職労
17	島根	野村 一恵	吉賀町職労 特別執行委員	吉賀町職労
18	山口	清時 宰	県職労 執行委員	県職労
19	山口	古川 裕之	県本部 執行委員	柳井市職
20	福岡	佐藤 沙記	県本部 書記	
21	福岡	中富 裕亮	県本部 労働局長	筑後市職労
22	佐賀	坂井 雅彦	県本部 労働調査局長	佐賀市職労
23	大分	田代 崇	県本部 組織強化部長	日田市職労
24	宮崎	松元 卓耶	宮崎市職労 執行委員	宮崎市職労

第24章 公共交通労働者の取り組み

1. 諸会議

(1) 三役会議

① 2023年度第1回三役会議

9月26日、東京・自治労会館にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 第1回常任幹事会の運営について

イ 当面の日程

<報告>

ア 【議事録】2022年度第10回三役会議

② 2023年度第2回三役会議

10月13日、福岡・自治労会館にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 第1回常任幹事会の議案等について

イ 当面の日程

<報告>

ア 【議事録】2023年度第1回三役会議

③ 2023年度第3回三役会議

11月9日、東京・自治労会館にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 臨時代表者会議（書面、運営要項改正）に対する意見への対応について

イ 2023年度政府予算（国土交通省）に対する第2次要請当面の日程

ウ 2023春闘方針案の作成について

<報告>

ア 【議事録】2023年度第2回三役会議

④ 2023年度第4回三役会議

12月14日、東京・田町交通ビルにて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 第2回常任幹事会の議案について

イ 第1回幹事会の対応について

<報告>

ア 【議事録】2023年度第3回三役会議

(2) 常任幹事会

① 2023年度第1回常任幹事会

10月13日、福岡・自治労会館にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 常任幹事会の構成と取り組みについて

- イ 2023年度第2次政府予算要求のとりまとめにむけた取り組みについて
 - ウ 2023年度の会議等日程（行動計画）案について
 - エ 2023年度くらしをささえる地域公共交通確立キャンペーンの取り組みについて
- <報 告>
- ア 【議事録】2022年度第3回常任幹事会
 - イ 2023年度公共交通事業関係政府予算の概算要求の概要

（3） 幹事会

① 2022年度第3回幹事会（書面開催）

書面にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議 案>

- ア 2022年度運動の総括（案）について
 - イ 第96回定期大会 当面の闘争方針（案）について
 - ウ 第5回組織集会の基調案
- <報 告>
- ア 2022年度活動経過報告

（4） 代表者会議

① 2023年度臨時代表者会議（書面開催）

書面にて開催した。協議事項は以下の通り。

<議 案>

- ア 運営要項の改正について

2. 各部会

（1） 鉄軌道部会

① 2022年度第4回鉄軌道部会

7月21日、函館市にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議 案>

- ア 当面する鉄軌道部会に関わる課題（単組報告関係、コロナによる影響等）への対応
 - イ 2023年度の鉄軌道部会の開催について
- <報 告>
- ア 【議事録】2022年度第3回鉄軌道部会
 - イ 単組報告
 - ウ 2023年度政府予算に関わる第1次要請（国土交通省鉄軌道関係）

② 2023年度第1回鉄軌道部会

11月24～25日、大阪市にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議 案>

- ア 2023年度政府予算に関わる第2次要請（国交省鉄軌道関係）について
 - イ 2023年度の鉄軌道部会の開催について
- <報 告>
- ア 【議事録】2022年度第4回鉄軌道部会

- イ 2023年度公共交通事業関係予算の概算要求の概要（鉄軌道関係）
- ウ 単組報告

（２） バス部会

① 2023年度第1回バス部会

10月25～26日、佐賀市にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 2023年度第2次政府予算要求のとりまとめにむけた取り組みについて

イ 次回のバス部会の開催について

<報告>

ア 【議事録】2022年度第2回バス部会

イ 2023年度国土交通省関係予算の概算要求の概要、2023年度公共交通事業関係予算の概算

ウ 単組報告

3. 2023年度政府予算に関わる第2次要請（国土交通省関係）

12月1日、東京・参議院議員会館において、国土交通省に対し2023年度政府予算要求第2次中央行動を行った。要請には、鬼木誠参議院議員、森下総合政治政策局長をはじめ、都市交評から福田議長、庭野事務局長が参加した。国土交通省側からは、総合政策局、鉄道局、自動車局の担当者が対応した。

冒頭、自治労を代表して森下総合政治政策局長が「公営・公共交通利用者数はコロナ前に戻っておらず、今後も十分な回復は難しいと思われる。加えて、原油価格の高騰、高止まりが事業経営を大きく圧迫し、とりわけ地方部の乗合バスや鉄道、路面電車は存続の危機にある」と説明。地域住民が安全で安心して利用できる移動手段として公共交通が維持・存続できるよう、損失補填も含めた重点的な予算確保（措置）を強く要請した。鬼木参議院議員も、「地域公共交通を支えることは、移動を支える、生活を支えることである」と述べ、「目標とするところは国土交通省も自治労も一致しており、知恵を出し合って地域公共交通の確保に取り組んでいこう」と訴えた。

国土交通省側は、地域公共交通の重要性を改めて説明した上で、コロナや燃料高騰の影響で厳しい経営状況にある交通事業の存続支援のための予算確保に努力していると回答した。

これを受け都市交評は、不採算の鉄軌道路線の廃止問題、バス運転者の人員確保・処遇改善、電動キックボードなど特定小型原動機付自転車の車両安全対策など喫緊の課題について、国土交通省の施策強化を求めた。

要請内容を踏まえ意見交換を行い、最後に福田議長が「私達も公営・公共交通の存続にむけて最大限努力している」と述べ、地域公共交通の確保のための十分な予算確保がはかれるよう重ねて訴え要請を終了した。

2022自治体確定闘争総括（案）

1. 人事院勧告とその取り扱いに関する取り組み

（1） 2022人事院勧告・報告

- ① 人事院は4月25日から6月17日の期間で民間給与実態調査を行い、8月8日、官民比較に基づき、月例給を921円（0.23%）、一時金を0.1月引き上げる勧告を行った。俸給表の改定については、大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引き上げることとし、おおむね30歳台半ばまでの職員が在籍する号俸にかぎって引き上げることとされた。月例給、一時金ともに3年ぶりの引き上げ勧告となったことは、2022春闘における民間組合の懸命な交渉の成果を踏まえたものであり、組合員の期待にも一定程度応える内容といえる。

また、月例給における初任給の改善については、この間要求してきた内容であり、最低賃金の引き上げや人材確保の面からは一定評価できるが、一時金の引き上げ分を勤勉手当にあてたこと、さらに引き上げ分の一部を上位の成績区分にかかる原資に配分することとしたことは、コロナ禍のもと懸命に奮闘している組合員実態を踏まえると極めて遺憾である。

- ② 給与に関する報告では、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」として、俸給表はもとより、地域手当など各種手当の見直しを検討すること、その際には、定年引き上げの附則に明記された60歳前後の給与水準を連続的なものとする給与制度の見直しと一体的に取り組むことなどが示された。方向性については未定だが、2024年の時点で成案を示すとしていることを踏まえ、給与水準の引き下げ、地域間格差の拡大につながることをないよう、今後の検討状況を注視する必要がある。

（2） 勧告の取り扱いに関する政府・国会の対応と改正給与法施行後の人事院・内閣人事局の対応

- ① 勧告を受け、8月10日に開催された第1回給与関係閣僚会議で、人事院勧告の取り扱いについて協議されたが、結論は持ち越され、引き続き検討することとされた。10月7日に開催された第2回給与関係閣僚会議で、人事院勧告通り実施する方針が決定され、同日給与法改正法案が国会に提出された。給与法改正法案は、11月11日に可決・成立した。
- ② 人事院は、給与法改正を受け、11月18日付けで昇格時・降格時号俸対応表および勤勉手当の成績率について人事院規則の改正を行った。これに加え、高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するためとして、博士課程修了者等の初任給基準の改

善、医療職俸給表(三)の級別標準職務表の改正等を行った。

- ③ 内閣人事局は、改正給与法の成立を踏まえて通知を発出し、非常勤職員の給与改定について、遅くとも改正法施行の翌月から改定することおよび常勤の支給月数を基礎とすること、さらに改定時期について、基本となる給与の遡及改定を行うなど改善に努めるよう各府省に依頼を行った。

(3) 総務省の対応

- ① 総務省は人事院勧告・報告を受け、8月26日に全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議を開催した。

会議では、高齢層職員の給与について、「高齢層職員の昇給・昇格抑制の取り組みについては、見直しが遅れば遅れるほど、ラスパイレス指数を上昇させていきます。あわせて、高齢層職員の給与の高止まりは、令和5年度の定年引き上げと、これに伴う諸制度の施行に密接に関わってくるため、可及的速やかに取り組みを進めていただく必要があります」と述べ、早急な見直しを求めた。

また、定員管理について、定年引き上げ期間中においても、一定の新規採用職員の継続的な確保が必要なこと、従来の退職者の補充といった考え方とは異なる対応が必要なこと等、改めて2022年6月24日付け通知に沿った対応を求めた。

さらに会計年度任用職員について、「期末手当の支給月数が常勤並びではないなど給与面について対応が不十分な自治体もあるため適切に対応いただきたい」との指摘があった。会計年度任用職員の勤勉手当については、分権改革提案が出されたことに触れ、今後の動向を注視してほしいと述べた。

- ② 10月7日には、閣議決定を受けて総務副大臣通知が出され、給与改定にあたっては人事委員会の給与に関する勧告および報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処すること、高齢層職員の昇給抑制等について速やかな措置を講じること、人事評価の結果を勤勉手当や昇給等に十分に反映できていない団体にあっては、速やかに必要な措置を講じること、会計年度任用職員については適正な任用・勤務条件の確保をはかり、給料・報酬および期末手当は適切に決定すべきものであること等が示された。
- ③ 本部は、地方公務員の労働条件は、労使交渉・協議とそれに基づく労使合意を前提に条例で定めることが原則であることを改めて強調し、主体的判断による決定を損なうような指導・助言を行わないよう、総務省交渉・協議を展開した。

2. 人事委員会勧告に関する取り組み

(1) 人事委員会勧告の内容と特徴

都道府県・政令市等人事委員会勧告・報告は、9月5日に福岡市が勧告を出したのをは

はじめとして、順次行われ、10月21日に出そろった。

① 給料表の改定

給料表については、46都道府県・21政令市等で引き上げ改定が行われた。人事院勧告を踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定を行う都道府県・政令市等が多い中、石川県、大分県、鹿児島県では、国と同様の較差解消をはかった上で、各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定することとした。三重県については、給料表の改定を行わず、地域手当を0.1%引き上げることとしている（現行4.6%→4.7%）。

なお、京都市については、公民給与格差が極めて小さいことを理由に、給与表の改定を行うことは適当でないと判断され、月例給は据置となった。

② 一時金の改定

一時金はすべての県・政令市等で引き上げとなった。

支給月数については、都道府県で4.55月が1県（東京都）、4.40月が38県、4.35月が3県（山形県、福島県、奈良県）、4.30月が2県（青森県、秋田県）、4.20月が1県（高知県）、4.15月が1県（島根県）、4.10月が1県（鳥取県）、政令市等では東京都特別区で4.55月、その他の21市で4.40月となった。多くの県で0.10月の支給月数の引き上げとなる中、鳥取県と島根県については、全体の中で支給月数は低位に置かれているものの、0.15月の支給月数の引き上げとなった。一方、高知県については、4.20月と国水準に達していないにもかかわらず、0.05月の引き上げにとどまっている（宮崎県においては、0.05月の引き上げにとどまったものの、支給月数は全国水準の4.40月には達している）。

また、引き上げ分の配分については、福島県のみ期末手当（0.05月増、年間1.95月）および勤勉手当（0.05月増、年間2.40月）の双方に配分されたが、勧告が出されたそのほかの県・政令市では勤勉手当のみに配分されており、勤勉手当が支給されていない会計年度任用職員等への配慮に欠けるものとなっている。

なお、東京都特別区では、3月期末手当が廃止され、2023年度から6月・12月期が均等になるよう配分される。

<2022年給料表の改定>

	引き上げ	改定なし	引き下げ	その他
都道府県 (47)	46	0	0	1
政令市等 (22)	21	1	0	0

<一時金の支給月数>

ア 月数の改定

	引き上げ	改定なし	引き下げ
都道府県 (47)	47	0	0
政令市等 (22)	22	0	0

イ 支給月数の分布

	4. 10	4. 15	4. 20	4. 25	4. 30	4. 35	4. 40	4. 45	4. 50	4. 55
都道府県 (47)	1	1	1	0	2	3	38	0	0	1
政令市等 (22)	0	0	0	0	0	0	21	0	0	1

- 4. 55月：東京都、特別区
- 4. 40月：記載以外の38県、21市
- 4. 35月：山形県、福島県、奈良県
- 4. 30月：青森県、秋田県
- 4. 20月：高知県
- 4. 15月：島根県
- 4. 10月：鳥取県

ウ 引き上げ月数の分布

	0月	0. 05月	0. 1月	0. 15月
都道府県 (47)	0	2	43	2
政令市等 (22)	0	0	21	1

- 0. 05月：高知県、宮崎県
- 0. 10月：記載以外の43県、21市
- 0. 15月：鳥取県、島根県、浜松市

3. 自治体確定闘争にむけた取り組み

- ① 2022自治体確定闘争の取り組みにむけ、9月13日の第1回労働条件担当者会議の議論を経たのち、9月29日に開催した第1回拡大闘争委員会において、「2022秋季・自治体確定闘争の推進」を決定した。

本方針では、人事院・人事委員会勧告を踏まえた賃金課題に加え、自治労に結集するすべての単組で共通して改善を求める課題を設定することとし、週休日の振替の適正化に全単組で取り組むことを決定した。

- ② 2022自治体確定闘争推進のため、公務労協地方公務員部会として10月5日、自治労として10月25日に総務省公務員部長交渉を行った。

また、公務労協地方公務員部会として、11月14日から25日、政府、政党、地方六団体に対し、人件費確保などの観点から地方財政確立を求める要請行動を行った。

4. 11・11統一行動・戦術集中日の取り組み

2022自治体確定闘争の推進にむけ、本部は9月21日～10月7日にかけて、各県本部に対し、事前オルグを行い、①交渉未実施単組への対策、②統一闘争への結集状況と結集率向上の取り組み、③賃金水準の改善にむけた具体策、④会計年度任用職員制度への対応、⑤定年引き上げにむけた対応、⑥人員確保の取り組み、⑦その他課題、特徴的な事項（医

療・社会福祉職場の処遇改善など) について、聞き取りと取り組みの働きかけを行った。

ヤマ場については、方針通りの日程で構えた県本部は30県だった(方針とは違う日程としたのが14県、未設定が3県)。

本部の戦術集中日にあわせた全国統一闘争への結集が課題となっているが、とくに今年には要求・交渉が遅れ、県本部が設定した戦術集中日にも単組の交渉が集中せず、統一闘争が実施できていないケースが多く見られた。

戦術集中日前日の10日には、山形、富山、和歌山、兵庫、広島、鳥取、島根、福岡の8県が待機体制を取って交渉を行った。会計年度任用職員の給与改定について交渉が難航した単組が多かったが、ストライキに突入した単組はなかった。

5. 自治体確定闘争の結果と特徴

(1) 交渉サイクルの確立に関する状況

2022自治体確定闘争交渉実施状況については、1月5日現在、47県本部(自治体関連単組:1,649単組)から報告があった(別表1)。要求書の提出は1,261単組76.5%(昨年1,298単組78.8%)、労使交渉実施は1,083単組65.7%(昨年1,078単組65.5%)、交渉を実施し合意(妥結)に至ったのは834単組50.6%(昨年736単組44.7%)となった。書面・協約化については342単組20.7%(昨年292単組17.7%)であった。

県本部ごとに見た場合、要求書の提出が100%であったのは山形、富山、静岡、鳥取、島根、山口、宮崎の7県(昨年は7県)、労使交渉の実施が100%であったのは、富山、静岡、京都、鳥取、島根、山口、宮崎の7県(昨年は2県)であった。

(2) 要求書作成にあたっての意見集約

要求書作成にあたり組合員の意見・要望をどのように集約したかについては、1月5日現在、47県本部から報告があった。「職場集会の実施」が336単組22.0%(昨年161単組10.1%)、「職場委員による意見集約」が289単組19.0%(昨年206単組12.9%)、「アンケートによる集約」が201単組13.2%(昨年254単組15.9%)、「執行部で作成」が451単組29.6%(昨年637単組39.9%)であった。

昨年に比べると「執行部で作成」が10ポイント程度減り、「職場集会の実施」が10ポイント程度増えたのは良い傾向であり、コロナ禍の影響が少し緩和したものと思われる。引き続き、幅広く組合員の声を吸い上げる工夫をしながら課題を把握・共有し、要求へつなげていくことが必要である。

また会計年度任用職員の取り組みについては「アンケート配布」が97単組6.4%(昨年67単組4.2%)、「全員集会等を開催」が98単組6.4%(昨年89単組5.6%)、「チェックリストの活用」も289単組19.0%(昨年181単組11.3%)といずれも微増という結果であった。会計年度任用職員の賃金・労働条件の改善においても、まずは当事者の声を集めて交

渉を重ねることが重要であるが、そもそも当事者の声を聞いていない単組が多い。また、会計年度任用職員の課題を把握しようとしていない県本部もみられ、県本部は単組課題を明確にし、単組の取り組みのサポートを強化する必要がある。

(3) 2022要求の基本項目

2022自治体確定「自治労統一要求基準」交渉結果については、1月5日現在、47県本部（加盟単組：1,524単組）から報告があった（別表2）。

① 「月例給の水準を引き上げること」

要求したのは、1,183単組77.6%（昨年「引き下げないこと」を要求したのは951単組59.3%）であった。

ア 人事委員会設置の自治体

給料表の改定について、「給料表のプラス改定」と回答したのは104単組、「現行水準を維持（改定なし）」と回答したのは4単組（1自治体）だった。

公民較差の解消方法としては、「国公給料表と同一（準用）の改定」が76単組、「国公給料表と同一（準用）の改定をした上で、給料表全体を改定」が13単組となっており、その内訳として「給料表に調整率を乗じる」が9単組、「給料表に一定額を加算」が4単組となっている。その他、「国の改定とは別に、独自改定」が15単組、そのうち「給料表に調整率を乗じる」が6単組、「給料表に一定額を加算」が9単組となっている。

	都道府県	県政令都市	都特別区	市	町	村	事務組合 広域連合	合計
給料表のプラス改定	55	36	13					104
現行水準を維持(改定なし)	0	4	0					4
給料表のマイナス改定	0	0	0					0

	都道府県	県政令都市	都特別区	市	町	村	事務組合 広域連合	合計
a. 国公給料表と同一（準用）の改定	37	26	13					76
b. 国公給料表と同一（準用）の改定をした上で、給料表全体を改定	9	4	0					13
（内訳）給料表に調整率を乗じる	7	2	0					9
（内訳）給料表に一定額を加算	2	2	0					4
c. 国の改定とは別に、独自改定	9	6	0					15
（内訳）給料表に調整率を乗じる	5	1	0					6
（内訳）給料表に一定額を加算	4	5	0					9

	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	合計
d. その他（手当等での増額）	4	2	0			6

イ 人事委員会未設置の市町村

給料表の改定について、「給料表のプラス改定」と回答したのは1,085単組、「現行水準を維持（改定なし）」と回答したのは17単組だった。

公民較差の解消方法としては、「国公給料表と同一（準用）の改定」が997単組、「国公給料表と同一（準用）の改定をした上で、給料表全体を改定」が37単組となっており、その内訳として「給料表に調整率を乗じる」が35単組、「給料表に一定額を加算」が2単組となっている。また「国の改定とは別に、独自改定」が52単組、そのうち「給料表に調整率を乗じる」が51単組、「給料表に一定額を加算」が1単組となっている。

	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	合計
給料表のプラス改定		32	524	462	67	1,085
現行水準を維持（改定なし）		0	5	11	1	17
給料表のマイナス改定		0	0	0	0	0

	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	合計
a. 国公給料表と同一（準用）の改定		27	483	424	63	997
b. 国公給料表と同一（準用）の改定をした上で、給料表全体を改定		4	20	13	0	37
（内訳）給料表に調整率を乗じる		4	18	13	0	35
（内訳）給料表に一定額を加算		0	2	0	0	2
c. 国の改定とは別に、独自改定		4	21	24	3	52
（内訳）給料表に調整率を乗じる		3	21	24	3	51
（内訳）給料表に一定額を加算		1	0	0	0	1
d. その他（手当等での増額）		0	3	4	2	9

② 「一時金の支給月数を引き上げること」

一時金の支給月数の引き上げについては1,160単組（76.1%）が要求した。

交渉の結果、勤勉手当による引き上げとなったのが1,156単組（一時金引き上げ単組のうち96.7%）と圧倒的多数であり、期末手当に配分したのは2単組、期末手当と勤勉手当に按分したのが38単組であった。支給月数は国を上回る月数が45単組、国と同様が

1,064単組、国未満が87単組であった。

		都道府県	県政令市	都市特別区	町	村	事務組合 広域連合	合計	要求 単組比
引き上げ		54	68	539	466		69	1,196	103.1%
引き上げのうち、国を上回る月数	勤勉手当に配分	2	2	35	5		0	44	3.7%
	期末手当に配分	0	0	0	0		0	0	0.0%
	期末手当と勤勉手当に按分して配分	0	1	0	0		0	1	0.1%
引き上げのうち、国と同じ月数	勤勉手当に配分	42	59	472	412		62	1,047	87.5%
	期末手当に配分	1	0	0	1		0	2	0.2%
	期末手当と勤勉手当に按分して配分	0	2	3	7		3	15	1.3%
引き上げのうち、国未満の月数	勤勉手当に配分	8	2	24	28		3	65	5.4%
	期末手当に配分	0	0	0	0		0	0	0.0%
	期末手当と勤勉手当に按分して配分	1	2	5	13		1	22	1.8%
現行の支給月数に据置		0	1	5	5		1	12	1.0%
引き下げ		0	0	1	0		0	1	0.1%

③ 「初任給格付けを引き上げること」

要求したのは822単組（53.9%）であった。

交渉結果については、「4号上位を勝ち取った」が13単組、その他の初任給格付けの改善を勝ち取ったのが19単組であった。

	都道府県	県政令市	都市特別区	町	村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／要求比
要求した	36	45	357	345		39	822	53.9%
初任給格付けを変更した	2	6	13	11		0	32	3.9%
（内訳） 4号上位	0	0	6	7		0	13	40.6%
その他	2	6	7	4		0	19	59.4%

④ 「地域の実情を踏まえた諸手当の改善を行うこと」

要求したのは863単組（56.6%）であった。交渉結果については、前進回答ありが57単組だった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町 村	事務組合 広域連合	合 計	全単組比 ／要求比
要求した	46	52	371	343	51	863	56.6%
今回、前進回答あり	9	5	24	15	4	57	6.6%
今回、合意に至らなかった	27	28	201	227	32	515	59.7%
現在協議中	4	15	101	54	10	184	21.3%
協議していない	5	6	64	58	5	138	16.0%

⑤ 「週休日の振り替えの運用の適正化をはかること」

要求したのは674単組（44.2%）であった。交渉結果については、「運用の適正化を実現した」が43単組、「現在協議中」が227単組、「既に運用の適正化がはかられている」が345単組（全単組比22.6%）だった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町 村	事務組合 広域連合	合 計	全単組比 ／要求比
要求した	21	34	350	237	32	674	44.2%
運用の適正化を実現した	1	1	26	13	2	43	6.4%
運用の適正化には至らなかった	0	2	20	19	0	41	6.1%
現在協議中	6	7	136	70	8	227	33.7%
協議していない	2	6	54	72	9	143	21.2%
既に運用の適正化がはかられている（運用上の問題がない）	27	32	158	99	29	345	—

⑥ 「賃金の運用改善にむけ、1単組1要求を行った」

賃金の運用改善にむけた要求を行ったのは848単組（55.6%）だった。

要求内容ごとに見ると「初任給改善」を要求したのが606単組、そのうち改善を勝ち取ったのが25単組、協議中が397単組、「昇格運用の改善」を要求したのが590単組、そのうち改善を勝ち取ったのが19単組、協議中が426単組、「上位昇給の活用」を要求したのが455単組、そのうち改善を勝ち取ったのが5単組、協議中が327単組、「高齢層職員の昇給」を要求したのが552単組、そのうち改善を勝ち取ったのが26単組、協議中が372単組だった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町 村	事務組合 広域連合	合 計	全単組比 ／要求比	
要求した	43	54	381	320	50	848	55.6%	
初任給改善	要求した	33	41	258	247	27	606	71.5%
	改善を勝ち取った	3	8	11	3	0	25	4.1%
	現在協議中	16	24	160	181	16	397	65.5%

		都道府県	県政令都市	都特別区	町 村	事務組合 広域連合	合 計	全単組比 ／要求比
昇格運用 の改善	要求した	33	42	241	247	27	590	69.6%
	改善を勝ち取った	1	0	9	9	0	19	3.2%
	現在協議中	21	32	160	196	17	426	72.2%
上位昇給 の活用	要求した	19	32	188	198	18	455	53.7%
	改善を勝ち取った	1	2	1	1	0	5	1.1%
	現在協議中	13	21	123	159	11	327	71.9%
高齢層職員 の昇給	要求した	38	43	227	220	24	552	65.1%
	改善を勝ち取った	2	1	11	11	1	26	4.7%
	現在協議中	22	31	139	164	16	372	67.4%

- ⑦ 「定年引き上げについては、国に遅れることなく確実に実現することとし、高齢期職員の能力・経験や役職定年のあり方、計画的な新規採用などさまざまな課題について十分検討を行うこと」

要求したのは1,006単組（66.0%）だった。「条例改正し、運用にむけた具体的協議を行っている」が500単組、「条例改正にむけて具体的協議を行っている」が532単組、「条例改正の見込みも立っておらず、協議ができていない」が11単組、「一度も協議していない」が36単組であった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町 村	事務組合 広域連合	合 計	全単組比
要求した	50	61	462	381	52	1,006	66.0%
条例改正し、運用にむけた具体的協議を行っている	47	44	213	181	15	500	32.8%
条例改正にむけて具体的協議を行っている	5	18	264	216	29	532	34.9%
条例改正の見込みも立っておらず、協議ができていない	0	1	2	5	3	11	0.7%
一度も協議していない	0	0	10	17	9	36	2.4%

- ⑧ 「再任用職員の職務・級の格付けなど、現在の運用を抜本的に改善するため、対応をはかること」

要求したのは824単組（54.1%）、「職務・級の格付けを改善した」が45単組、「改善には至らなかった」が298単組、「現在協議中」が413単組であった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町 村	事務組合 広域連合	合 計	全単組比 ／要求比
要求した	43	50	363	328	40	824	54.1%
職務・級の格付けを改善した	7	5	30	3	0	45	5.5%

	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／要求比
改善には至らなかった	29	25	130	96	18	298	36.2%
現在協議中	8	17	174	196	18	413	50.1%
協議していない	0	5	52	54	8	119	14.4%

⑨ 「会計年度任用職員の給料・報酬についても、常勤職員と同様に4月に遡及して引き上げ改定を行うこと」

要求したのは892単組（58.5%）だった。

ア 月例給

月例給について、引き上げ改定となったのが734単組（常勤職員の給料表引き上げ改定単組のうち61.7%）、うち4月遡及が196単組、年度途中（2022年12月、2023年1月など）からの引き上げが53単組、2023年度から改定が485単組、協議中が89単組、引き上げ改定を行わないのが89単組であった。

	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	給料表引き上げ改定単組比
引き上げ改定	42	48	329	274	41	734	61.7%
常勤と同様に、4月に遡及して引き上げ改定	10	7	63	105	11	196	16.5%
2023年1月（2022年12月も含む）分から引き上げ改定	4	6	26	16	1	53	4.5%
2023年度から引き上げ改定	28	35	240	153	29	485	40.8%
現在協議中	1	9	47	31	1	89	7.5%
改定は行わない	1	4	36	47	1	89	7.5%

イ 一時金

一時金については、なんらかの引き上げ改定を勝ち取った単組が2022年12月一時金で119単組（常勤職員の一時金引き上げ単組中9.9%）、2023年一時金で322単組（同単組中26.9%）であった。

期末手当について、常勤職員と同じもしくはそれ以上の月数が支給されている単組については、2022年12月一時金・2023年一時金ともに「引き上げ改定を行わない」が最も多かった。「常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ」は22年12月一時金で54単組、23年一時金で91単組、「常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ」は22年12月一時金で15単組、23年一時金で36単組だった。

常勤職員未満の支給月数が支給されている単組についても、2022年12月一時金・2023年一時金ともに「引き上げ改定を行わない」が最も多かった。「常勤と同じ月数

を期末手当等で引き上げ」は22年12月一時金で39単組、23年一時金で140単組、「常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ」は22年12月一時金で11単組、23年一時金で47単組だった。「常勤を上回る月数を期末手当等で引き上げ」も23年一時金で8単組あった。

常勤と同じもしくはそれ以上の支給月数の場合		都道府県	県政令市	都特別区	市区町	村	事務組合 広域連合	合計	一時金 引き上げ 単組比
2022年 12月 一時金	常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	2	9	32	9	2	2	54	4.5%
	常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	5	2	5	3	0	0	15	1.3%
	現在協議中	0	4	14	13	1	1	32	2.7%
	2022年分の引き上げ改定は行わない（現状のまま）	24	27	182	152	29	29	414	34.6%
2023年 一時金	常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	7	11	51	20	2	2	91	7.6%
	常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	9	8	16	2	1	1	36	3.0%
	現在協議中	2	7	35	21	3	3	68	5.7%
	2023年分の引き上げ改定は行わない（現状のまま）	13	15	131	136	25	25	320	26.8%

常勤未満の支給月数の場合		都道府県	県政令市	都特別区	市区町	村	事務組合 広域連合	合計	一時金 引き上げ 単組比
2022年 12月 一時金	常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	1	0	9	29	0	0	39	3.3%
	常勤を上回る支給月数を期末手当等で引き上げ	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	5	2	2	2	0	0	11	0.9%
	現在協議中	1	2	13	9	0	0	25	2.1%
	2022年分の引き上げ改定は行わない（現状のまま）	6	15	153	135	11	11	320	26.8%

常勤未満の支給月数の場合		都道府県	県政令市	都特別区	町 村	事務組合 広域連合	合 計	一時金 引き上げ 単組比
2023年 一時金	常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	2	3	40	93	2	140	11.7%
	常勤を上回る支給月数を期末手当等で引き上げ	0	0	8	0	0	8	0.7%
	常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	6	9	23	7	2	47	3.9%
	現在協議中	1	3	23	10	0	37	3.1%
	2023年分の引き上げ改定は行わない（現状のまま）	3	4	84	61	7	159	13.3%

⑩ 「会計年度任用職員の処遇改善を行うこと」

要求したのは、929単組（61.0%）であった。交渉結果については、「給料（報酬）・手当の改善を勝ち取った」が131単組（14.1%）、「給料（報酬）について昇給（幅・上限等）等の運用改善を勝ち取った」が25単組（2.7%）、「協議を行ったが勝ち取れなかった」が378単組（40.7%）、「継続協議中」が334単組（36.0%）となった。

⑪ 「会計年度任用職員の休暇等について、常勤職員との権衡をはかること」

要求したのは、835単組（54.8%）、交渉結果については、「休暇等について改善を勝ち取った」は、80単組（9.6%）だった。

⑫ 「医療・社会福祉職場の処遇改善を要求した」

要求したのは524単組（34.4%）、結果として「看護師の処遇を改善した」うち非正規職員が93単組、正規職員が101単組、「保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した」うち非正規職員が153単組、正規職員が51単組、「介護・障害福祉職員の処遇を改善した」うち非正規職員が10単組、正規職員が13単組であった。なお、改善した単組数には今確定期以前に勝ち取った単組を含んでいる。

⑬ 「公務における働き方改革を着実に推進するため、労働時間を適正に把握するとともに、36協定締結義務職場での確実な締結、締結義務のないすべての職場における36協定に準じた協定の締結、年次有給休暇の取得促進をはじめ適切な対応をはかり、長時間労働を是正すること」

要求したのは、821単組（53.9%）であった。

36協定締結義務職場では、「今回新たに締結することができた」が6単組、「既にすべての職場で締結している」が645単組、「協議中」が109単組、「協議したが締結に至っていない」が92単組だった。

それ以外の職場では、「今回新たに締結することができた」が1単組、「既にすべての職場で締結している」が98単組、「協議中」が255単組、「協議したが締結に至って

いない」が256単組だった。

⑭ 「職場実態を踏まえ、必要な人員を確保すること」

要求したのは、902単組（59.2%）だった。「要求を踏まえ、人員増を勝ち取った（次年度以降の増員の確約も含む）」のは131単組（14.5%）であった。

6. 自治体確定闘争を踏まえた今後の課題

（1） 2023人事院・人事委員会勧告にむけて

物価の高騰が続き実質賃金が低下する中、2023年の勧告については、民間春闘も踏まえた積極的な賃上げを求め、実現する必要がある。加えて、2023人事院勧告では、給与制度の見直しに関する骨子案が示されることとなっており、これにむけて自治労の考え方と取り組みの方向性を定め、人事院・総務省に意見反映を行う必要がある。

2022年人事委員会勧告は、概ね国に準じた引き上げ勧告がされた。一時金については、すべての人事委員会で引き上げ勧告がされ、支給月数が国を下回る自治体のうち、3自治体において国を上回る引き上げを行い、支給月数が国と同じまたは近づくなどの成果もみられた。2023年の勧告にむけても引き続きの取り組みが必要である。

また、前述の給与制度の見直しに対する対応や、長時間労働の縮減にむけて、人事委員会の労働基準監督機関としての機能強化を求めることなどにも取り組まなければならない。

（2） 交渉サイクルの確立

交渉サイクルの確立について、昨年の結果は第一次集約時点での数字のため、一昨年の結果と比較すると、要求・交渉・妥結のすべてで約10ポイント下回る結果となった。自治労の賃金闘争における重要な位置づけの確定闘争において、約25%の単組が要求書を提出せず、約35%の単組で交渉未実施という状況にあることは厳しく受け止めなければならない。

自治体確定闘争は組合員の賃金を決定する重要な取り組みであり、「賃金・労働条件に関する事項は、必ず労使交渉・協議、合意により決定する」という労働組合の基本的な取り組みがなされなければならない。本部・県本部によるオルグ体制を強化し、すべての単組で「要求－交渉－妥結（書面化・協約化）」の交渉サイクルの確立にむけて、継続した取り組みを進めることが必要である。

<交渉サイクルの確立に関する実施率の推移>

年	要求	交渉	妥結	書面化	人勧等の主な内容
2011	80%	76%		30%	月例給：引き下げ 一時金：据え置き 現給保障の段階的廃止
2012	76%	61%	38%	21%	月例給・一時金：据え置き 高年齢層の昇給・昇格見直し

年	要求	交渉	妥結	書面化	人勧等の主な内容
2013	78%	62%	44%	20%	月例給・一時金：据え置き （「地公波及阻止」の取り組み）
2014	86%	78%	54%	29%	月例給：引き上げ 一時金：0.15月増（3.95月→4.1月） 給与制度の総合的見直し
2015	87%	81%	77%	30%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.1月増（4.1月→4.2月）
2016	81%	71%	56%	30%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.1月増（4.2月→4.3月） 扶養手当の見直し
2017	74%	64%	48%	21%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.1月増（4.3月→4.4月）
2018	79%	66%	54%	24%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.05月増（4.4月→4.45月）
2019	87%	77%	59%	24%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.05月増（4.45月→4.50月）
2020	85%	78%	65%	22%	月例給：据え置き 一時金：引き下げ 一時金：0.05月減（4.50月→4.45月）
2021	79%	65%	45%	18%	月例給：据え置き 一時金：引き下げ 一時金：0.15月減（4.45月→4.30月）
2022	77%	66%	51%	21%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.1月増（4.30月→4.40月）

（３） 統一闘争への結集

2022自治体確定闘争は、週休日の振替の適正化を全単組で取り組む課題として掲げて統一闘争に取り組んだ。結果として要求単組は6割弱（適正化済み除く）とすべての単組とはならなかったが、問題意識を持って取り組んだ県本部・単組も多くあり、一定の結集にはつながったといえる。今後とも、各闘争期には具体的な自治労統一課題を設定する取り組みを続けていく必要がある。

本部の示した戦術集中日通りに闘争日程を設定したのは30県本部であったが、本年改定は概ね引き上げ改定だったことから、実質的には単組の交渉がヤマ場に集中していない県本部が多かった。

賃金・労働条件の底上げのためには、他自治体への波及効果等の観点から全国統一闘争に結集することの重要性を単組に改めて周知し、その強化をはかる必要がある。本部は各県本部の状況等を改めて点検・分析し、2023春闘・自治体確定闘争に活かしていかなければならない。

（４） 給料および手当の改定状況

2022自治体確定闘争は、人事院の3年ぶりの引き上げ勧告を受け、勧告に準じて引き上げが実施された単組が大多数であった。ただし、勧告以外の運用改善を求める交渉が進まなかった点については、賃金水準の改善をめざす観点から問題が残る。

賃金水準の改善のためには初任給格付けを含めた昇給・昇格ラインの改善が不可欠である。本部はこの間、賃金改善のための1単組1要求を提起してきているが、要求単組は6割程度にとどまった。単組の賃金課題を明確にし、具体的な賃金運用改善要求を出せるよう、県本部による分析・指導が求められる。

(5) 会計年度任用職員への対応

会計年度任用職員については、制度施行後はじめての引き上げ改定となった。給料・報酬については、常勤職員同様に4月に遡及した引き上げ、一時金については期末手当を対象として常勤職員と同月数の引き上げを求めることとした。

結果は、月例給の引き上げ改定を行った単組は734単組と常勤職員の引き上げ改定がされた単組のうち6割程度、改定時期含めて常勤同様の引き上げとなったのは2割弱と課題を残す結果となった。国家公務員の非常勤職員については、先の臨時国会における吉田組織内議員の質疑等を受ける形で内閣人事局通知により各省庁に対し「基本となる給与の遡及改定を行うなど、改定時期についても引き続き改善に努めるよう」に依頼されるとともに省庁間での申し合わせの見直しも検討されていることから、来年度以降自治体単組においてもさらなる取り組みが求められる。

一時金については、期末手当の引き上げを勝ち取った単組が2022年12月一時金で常勤職員の一時金引き上げ単組中1割程度、2023年一時金で同単組中3割程度であった。引き上げ月数は、常勤と同じ月数での引き上げが3割程度、常勤より少ない月数での引き上げが1割程度であった。

会計年度任用職員の勤勉手当支給については2022年度中に結論を得るとされており、次期通常国会での地方自治法の改正等を進めるとともに、まずは現行制度下において全自治体で常勤職員以上の期末手当支給を達成する必要がある。

また、そもそも会計年度任用職員の処遇について把握できていないという単組が多いことから、まずは現状の把握から始め、県本部は単組をサポートし、すべての単組で会計年度任用職員の課題に取り組む必要がある。

(6) 定年引き上げへの対応

定年引き上げについては、2023年4月からの制度施行を控えているが、いまだ条例改正を行っていない単組が3割強も残っている。条例が未改正の単組は、年度内の改正を確実に進める必要がある。また、条例改正は終わったものの、運用について具体的協議を行っている単組も3割程度あり、制度確立と対象者の意向確認を早期に行う必要があり、春闘期にむけ引き続き情報を共有しながら円滑な制度導入にむけた取り組みを行っていくことが必要である。

<別表 1>

2022確定闘争交渉実施状況調査（全国計）

（2023年1月5日現在 47県本部）

	都道府県 (単組数)	都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合計	全単組比
県本部加盟の単組数（自治体の数ではありません）⇒	67	98	682	649	153	1,649	
要求書提出	55	88	582	469	67	1,261	76.5%
交渉実施	57	81	528	369	48	1,083	65.7%
妥結合意	52	69	400	280	33	834	50.6%
書面協定	16	19	184	110	13	342	20.7%

2022確定闘争交渉実施状況調査（県本別）

(2023年1月5日現在 47県本部)

	県本部加盟の単組数（自治体の数ではありません）⇒						要求書提出						交渉実施						妥結合意								
	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%
全国計	67	98	682	649	153	1649	55	88	582	469	67	1261	76%	57	81	528	369	48	1083	66%	52	69	400	280	33	834	51%
北海道	2	4	41	129	4	180	1	2	34	82	2	121	67%	1	2	36	63	1	103	57%	1	2	36	63	1	103	57%
青森	1	2	10	26	2	41	1	1	6	15	0	23	56%	1	1	6	8	0	16	39%	0	0	1	0	0	1	2%
岩手	2	0	7	6	0	15	1	0	6	2	0	9	60%	1	0	5	2	0	8	53%	1	0	4	1	0	6	40%
宮城	2	4	13	7	6	32	2	4	9	3	5	23	72%	2	4	6	1	3	16	50%	2	4	2	1	1	10	31%
秋田	2	1	15	7	1	26	2	1	12	3	0	18	69%	2	0	6	3	0	11	42%	2	0	6	3	0	11	42%
山形	1	1	13	23	3	41	1	1	13	23	3	41	100%	1	1	13	22	3	40	98%	1	1	13	22	3	40	98%
福島	1	1	11	40	10	63	1	1	6	17	1	26	41%	1	1	5	15	1	23	37%	1	1	1	1	0	4	6%
新潟	1	1	19	8	4	33	1	1	19	7	0	28	85%	1	1	18	6	0	26	79%	1	0	16	3	0	20	61%
群馬	2	1	10	14	4	31	2	1	9	14	1	27	87%	2	1	9	9	1	22	71%	2	0	4	9	0	15	48%
栃木	2	1	11	9	0	23	1	1	9	8	0	19	83%	1	1	7	5	0	14	61%	1	1	1	1	0	4	17%
茨城	1	1	25	8	3	38	1	0	16	4	0	21	55%	1	0	6	2	0	9	24%	1	0	3	1	0	5	13%
埼玉	1	2	17	11	1	32	1	1	15	11	0	28	88%	1	1	16	11	0	29	91%	0	1	12	10	0	23	72%
東京	2	2	34	1	3	42	2	2	34	1	1	40	95%	2	2	34	1	1	40	95%	1	0	28	1	1	31	74%
千葉	0	1	11	2	1	15	0	1	11	2	0	14	93%	0	1	9	2	0	12	80%	0	1	5	1	0	7	47%
神奈川	2	8	13	7	2	32	2	7	12	2	2	25	78%	2	7	13	6	2	30	94%	2	7	10	1	1	21	66%
山梨	1	1	12	9	6	29	1	1	9	8	2	21	72%	1	1	9	8	2	21	72%	1	1	0	0	0	2	7%
長野	2	1	18	47	9	77	2	1	18	38	5	64	83%	2	1	13	15	1	32	42%	2	1	7	11	1	22	29%
富山	1	2	11	5	4	23	1	2	11	5	4	23	100%	1	2	11	5	4	23	100%	1	2	10	2	3	18	78%
石川	3	3	12	4	5	27	1	3	10	3	4	21	78%	1	0	7	3	1	12	44%	1	0	1	0	0	2	7%
福井	2	1	8	1	1	13	1	1	8	0	0	10	77%	1	1	8	0	0	10	77%	1	1	1	0	0	3	23%
静岡	1	3	16	6	0	26	1	3	16	6	0	26	100%	1	3	16	6	0	26	100%	1	3	16	6	0	26	100%
愛知	0	2	12	1	2	17	0	2	8	1	2	13	76%	0	2	10	0	1	13	76%	0	2	3	0	0	5	29%
岐阜	1	3	14	2	1	21	0	2	12	0	0	14	67%	0	2	2	0	0	4	19%	0	2	3	0	0	5	24%
三重	1	2	14	13	5	35	1	2	13	12	3	31	89%	1	2	13	12	3	31	89%	1	2	9	11	2	25	71%
滋賀	1	1	13	4	3	22	1	1	12	4	3	21	95%	1	1	12	4	3	21	95%	1	1	6	3	2	13	59%
京都	1	4	10	4	1	20	1	4	7	4	1	17	85%	1	4	10	4	1	20	100%	0	1	3	0	0	4	20%
奈良	1	2	11	9	0	23	1	1	8	8	0	18	78%	1	2	6	8	0	17	74%	1	1	4	5	0	11	48%
和歌山	1	2	7	9	3	22	1	2	7	7	1	18	82%	1	2	6	6	0	15	68%	0	2	5	4	0	11	50%
大阪	2	5	36	9	6	58	2	5	21	0	4	32	55%	2	5	22	0	2	31	53%	2	5	18	0	2	27	47%
兵庫	1	3	49	15	7	75	1	3	45	12	5	66	88%	1	3	45	9	4	62	83%	1	3	42	8	4	58	77%
岡山	3	2	8	7	4	24	3	2	8	5	1	19	79%	3	1	7	4	1	16	67%	3	1	7	2	1	14	58%
広島	1	1	13	8	2	25	1	1	13	7	1	23	92%	1	1	13	8	1	24	96%	1	1	10	6	1	19	76%
鳥取	1	1	3	15	0	20	1	1	3	15	0	20	100%	1	1	3	15	0	20	100%	1	1	3	15	0	20	100%
島根	1	1	7	11	4	24	1	1	7	11	4	24	100%	1	1	7	11	4	24	100%	1	1	7	11	4	24	100%
山口	1	1	13	6	0	21	1	1	13	6	0	21	100%	1	1	13	6	0	21	100%	1	1	11	6	0	19	90%
香川	1	1	8	9	2	21	1	1	7	9	2	20	95%	1	1	7	9	1	19	90%	1	1	7	9	1	19	90%
徳島	3	3	8	16	4	34	3	3	6	11	0	23	68%	3	3	5	6	0	17	50%	3	2	5	2	0	12	35%
愛媛	2	1	8	6	0	17	2	1	7	2	0	12	71%	2	1	7	1	0	11	65%	2	1	7	1	0	11	65%
高知	1	3	6	7	3	20	1	3	6	6	1	17	85%	1	2	5	4	0	12	60%	1	1	4	3	0	9	45%
福岡	3	8	29	27	8	75	1	6	26	26	5	64	85%	1	6	26	25	5	63	84%	1	5	26	25	3	60	80%
佐賀	1	1	9	9	9	29	1	1	8	7	3	20	69%	1	1	5	1	1	9	31%	1	1	4	1	1	8	28%
長崎	2	1	12	7	7	29	1	1	8	5	0	15	52%	2	1	5	5	0	13	45%	2	1	4	4	0	11	38%
大分	2	2	15	3	0	22	1	2	15	3	0	21	95%	1	2	14	3	0	20	91%	1	2	14	3	0	20	91%
宮崎	1	1	8	14	0	24	1	1	8	14	0	24	100%	1	1	8	14	0	24	100%	1	1	7	9	0	18	75%
熊本	1	1	13	27	9	51	1	1	7	12	0	21	41%	1	1	4	4	0	10	20%	1	1	2	1	0	5	10%
鹿児島	1	4	19	21	0	45	1	4	15	15	0	35	78%	1	2	13	11	0	27	60%	1	2	6	3	0	12	27%
沖縄	1	1	10	20	4	36	0	1	9	13	1	24	67%	1	1	7	6	1	16	44%	1	1	6	11	1	20	56%

	書面協定						
	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	計	%
全国計	16	19	184	110	13	342	21%
北海道	1	0	23	27	0	51	28%
青森	0	0	1	0	0	1	2%
岩手	0	0	0	0	0	0	0%
宮城	0	0	0	0	0	0	0%
秋田	0	0	0	0	0	0	0%
山形	0	0	1	3	0	4	10%
福島	1	0	0	0	0	1	2%
新潟	0	1	9	1	0	11	33%
群馬	0	0	0	0	0	0	0%
栃木	0	0	0	0	0	0	0%
茨城	1	0	1	0	0	2	5%
埼玉	0	0	0	0	0	0	0%
東京	1	0	28	1	1	31	74%
千葉	0	0	4	0	0	4	27%
神奈川	2	1	5	1	0	9	28%
山梨	0	0	0	0	0	0	0%
長野	0	0	6	2	1	9	12%
富山	0	1	5	0	1	7	30%
石川	0	0	0	0	0	0	0%
福井	0	0	0	0	0	0	0%
静岡	0	1	0	0	0	1	4%
愛知	0	0	0	0	0	0	0%
岐阜	0	0	1	0	0	1	5%
三重	0	0	1	0	0	1	3%
滋賀	0	0	0	0	0	0	0%
京都	0	0	0	0	0	0	0%
奈良	0	0	0	0	0	0	0%
和歌山	0	0	2	2	0	4	18%
大阪	0	0	0	0	0	0	0%
兵庫	0	1	23	1	2	27	36%
岡山	0	1	4	2	1	8	33%
広島	0	1	10	4	1	16	64%
鳥取	1	1	3	15	0	20	100%
島根	1	1	7	11	4	24	100%
山口	1	1	1	0	0	3	14%
香川	0	1	7	5	0	13	62%
徳島	3	1	1	0	0	5	15%
愛媛	0	0	0	0	0	0	0%
高知	0	0	0	0	0	0	0%
福岡	0	4	20	22	2	48	64%
佐賀	0	0	0	0	0	0	0%
長崎	1	0	0	2	0	3	10%
大分	1	2	14	3	0	20	91%
宮崎	1	1	6	7	0	15	63%
熊本	1	0	0	1	0	2	4%
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0%
沖縄	0	0	1	0	0	1	3%

	自治体 単組数	2021確定報告						自治体 単組数	2022春開報告					
		要求書提出		交渉実施		妥結合意			要求書提出		交渉実施		妥結合意	
		計	%	計	%	計	%		計	%	計	%	計	%
全国計	1647	1298	79%	1078	65%	736	45%	1647	1132	69%	796	48%	469	28%
北海道	180	159	88%	100	56%	61	34%	180	157	87%	88	49%	42	23%
青森	41	28	68%	17	41%	0	0%	41	22	54%	4	10%	0	0%
岩手	15	12	80%	9	60%	3	20%	15	9	60%	3	20%	1	7%
宮城	32	23	72%	17	53%	17	53%	32	20	63%	15	47%	9	28%
秋田	26	19	73%	16	62%	17	65%	26	20	77%	12	46%	3	12%
山形	41	40	98%	39	95%	39	95%	41	40	98%	40	98%	37	90%
福島	63	42	67%	37	59%	28	44%	63	51	81%	43	68%	7	11%
新潟	33	23	70%	20	61%	18	55%	33	24	73%	12	36%	22	67%
群馬	31	28	90%	21	68%	14	45%	31	28	90%	24	77%	13	42%
栃木	23	23	100%	18	78%	14	61%	23	21	91%	16	70%	12	52%
茨城	38	27	71%	12	32%	3	8%	38	7	18%	0	0%	0	0%
埼玉	32	28	88%	28	88%	25	78%	32	24	75%	3	9%	0	0%
東京	42	41	98%	41	98%	38	90%	42	37	88%	35	83%	31	74%
千葉	15	13	87%	11	73%	10	67%	15	10	67%	7	47%	2	13%
神奈川	32	24	75%	28	88%	20	63%	32	29	91%	14	44%	3	9%
山梨	29	25	86%	25	86%	15	52%	29	12	41%	12	41%	9	31%
長野	77	26	34%	19	25%	15	19%	77	28	36%	15	19%	12	16%
富山	23	22	96%	22	96%	21	91%	23	22	96%	22	96%	22	96%
石川	27	20	74%	7	26%	3	11%	27	9	33%	1	4%	0	0%
福井	13	10	77%	10	77%	10	77%	13	9	69%	4	31%	0	0%
静岡	26	22	85%	22	85%	11	42%	26	26	100%	17	65%	1	4%
愛知	16	10	63%	8	50%	8	50%	16	12	71%	13	76%	1	6%
岐阜	21	16	76%	9	43%	1	5%	21	4	19%	1	5%	0	0%
三重	35	31	89%	31	89%	3	9%	35	27	77%	24	69%	3	9%
滋賀	22	18	82%	18	82%	7	32%	22	17	77%	13	59%	4	18%
京都	20	12	60%	11	55%	6	30%	20	8	40%	6	30%	1	5%
奈良	23	18	78%	17	74%	1	4%	23	16	70%	8	35%	2	9%
和歌山	22	20	91%	18	82%	17	77%	22	10	45%	5	23%	5	23%
大阪	58	55	95%	51	88%	16	28%	58	55	95%	54	93%	0	0%
兵庫	76	72	95%	67	88%	59	78%	75	61	81%	40	53%	30	40%
岡山	24	21	88%	21	88%	21	88%	24	13	54%	11	46%	0	0%
広島	25	22	88%	21	84%	5	20%	25	20	80%	14	56%	13	52%
鳥取	20	20	100%	20	100%	20	100%	20	20	100%	20	100%	20	100%
島根	24	24	100%	24	100%	24	100%	24	24	100%	24	100%	24	100%
山口	21	21	100%	20	95%	20	95%	22	19	86%	14	64%	13	59%
香川	21	21	100%	20	95%	20	95%	21	21	100%	21	100%	21	100%
徳島	35	26	74%	18	51%	7	20%	34	14	41%	6	18%	4	12%
愛媛	17	12	71%	11	65%	11	65%	17	5	29%	5	29%	0	0%
高知	20	16	80%	12	60%	7	35%	20	12	60%	5	25%	3	15%
福岡	75	19	25%	20	27%	20	27%	75	48	64%	47	63%	43	57%
佐賀	27	21	78%	19	70%	19	70%	27	17	63%	17	63%	17	63%
長崎	28	21	75%	27	96%	7	25%	29	16	55%	9	31%	5	17%
大分	22	22	100%	21	95%	21	95%	21	21	100%	20	95%	20	95%
宮崎	24	24	100%	23	96%	1	4%	24	22	92%	7	29%	4	17%
熊本	51	40	78%	12	24%	4	8%	51	7	14%	2	4%	0	0%
鹿児島	45	38	84%	23	51%	21	47%	45	33	73%	20	44%	9	20%
沖縄	36	23	64%	17	47%	8	22%	36	5	14%	3	8%	1	3%

<別表2>

2022自治体確定「自治労統一要求基準」交渉結果報告

(2023年1月5日現在 47県本部)

	都府県 (単組数)	都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合計	全単組比
県本部加盟の自治体単組数 (自治体の数ではありません) ⇒	59	77	639	603	146	1,524	
Ⅰ. 当局交渉の実施について→別の調査票にて集約							
Ⅱ. 書面化の実施について→別の調査票にて集約							
Ⅲ. 重点課題の取り組み状況							
* 要求項目の段は、 <u>要求書を提出した単組のうち、要求項目に入れた単組数を記入してください。</u> なお、要求項目は全く同じ文言でなくても、同様の内容であれば可とします。							
* 要求項目の下段は、 <u>要求基準に対する妥結結果を記入してください</u> （ <u>要求書を提出していない単組も含めた数</u> ）。							
1. 2022要求の基本項目について							
＜人事委員会設置の自治体＞							
(1) 月例給の水準を引き上げること	56	40	13			109	7.2%
① 給料表改定							
給料表のプラス改定	55	36	13			104	95.4%
現行水準を維持（改定なし）	0	4	0			4	3.7%
給料表のマイナス改定	0	0	0			0	0.0%
② 官民・公民較差解消							
a. 国公給料表と同一（準用）の改定 ※ 国公給料表の適用の有無にかかわらず、国と同様に20歳台に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定	37	26	13			76	73.1%
b. 国公給料表と同一（準用）の改定をした上で、給料表全体を改定	9	4	0			13	12.5%
(内訳) 給料表に調整率を乗じる	7	2	0			9	69.2%
(内訳) 給料表に一定額を加算	2	2	0			4	30.8%
c. 国の改定とは別に、独自改定	9	6	0			15	14.4%
(内訳) 給料表に調整率を乗じる	5	1	0			6	40.0%
(内訳) 給料表に一定額を加算	4	5	0			9	60.0%
d. その他（手当等での増額）	4	2	0			6	5.8%
「その他」具体的内容							
＜人事委員会未設置の市町村＞							
(1) 月例給の水準を引き上げること		32	517	456	69	1,074	70%
① 給料表改定							
給料表のプラス改定		32	524	462	67	1,085	101.0%
現行水準を維持（改定なし）		0	5	11	1	17	1.6%
給料表のマイナス改定		0	0	0	0	0	0.0%
② 官民・公民較差解消							
a. 国公給料表と同一（準用）の改定 ※ 国公給料表の適用の有無にかかわらず、国と同様に20歳台に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定		27	483	424	63	997	91.9%

	都府県 (単組数)	都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合計	全単組比
b. 国公給料表と同一（準用）の改定をした上で、給料表全体を改定		4	20	13	0	37	3.4%
(内訳) 給料表に調整率を乗じる		4	18	13	0	35	94.6%
(内訳) 給料表に一定額を加算		0	2	0	0	2	5.4%
c. 国の改定とは別に、独自改定		4	21	24	3	52	4.8%
(内訳) 給料表に調整率を乗じる		3	21	24	3	51	98.1%
(内訳) 給料表に一定額を加算		1	0	0	0	1	1.9%
d. その他（手当等での増額）		0	3	4	2	9	0.8%
「その他」具体的内容							
(2) 一時金の支給月数を引き上げること	51	63	532	445	69	1,160	76.1%
① 一時金改定							
a. 引き上げ	54	68	539	466	69	1,196	103.1%
(内訳) 引き上げのうち、国（年間4.40月）を上回る月数							
勤勉手当に配分	2	2	35	5	0	44	3.7%
期末手当に配分	0	0	0	0	0	0	0.0%
期末手当と勤勉手当に按分して配分	0	1	0	0	0	1	0.1%
(内訳) 引き上げのうち、国と同じ（年間4.40月）月数							
勤勉手当に配分	42	59	472	412	62	1,047	87.5%
期末手当に配分	1	0	0	1	0	2	0.2%
期末手当と勤勉手当に按分して配分	0	2	3	7	3	15	1.3%
(内訳) 引き上げのうち、国（年間4.40月）未満の月数							
勤勉手当に配分	8	2	24	28	3	65	5.4%
期末手当に配分	0	0	0	0	0	0	0.0%
期末手当と勤勉手当に按分して配分	1	2	5	13	1	22	1.8%
b. 現行の支給月数で据置	0	1	5	5	1	12	1.0%
c. 引き下げ	0	0	1	0	0	1	0.1%
(3) 初任給格付けを引き上げること	36	45	357	345	39	822	53.9%
a. 初任給格付けを変更した	2	6	13	11	0	32	3.9%
(内訳) 4号上位	0	0	6	7	0	13	40.6%
(内訳) その他	2	6	7	4	0	19	59.4%
「その他」具体的内容							
b. 現状のまま（変更なし）	38	46	355	334	47	820	99.8%
(4) 地域の実情を踏まえた諸手当の改善を行うこと	46	52	371	343	51	863	56.6%
a. 今回、前進回答あり	9	5	24	15	4	57	6.6%
b. 今回、合意に至らなかった	27	28	201	227	32	515	59.7%
c. 現在協議中	4	15	101	54	10	184	21.3%
d. 協議していない	5	6	64	58	5	138	16.0%
(5) 週休日の振り替えの運用の適正化をはかること	21	34	350	237	32	674	44.2%
a. 運用の適正化を実現した	1	1	26	13	2	43	6.4%

	都道府県 (単組数)	都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合計	全単組比
b. 運用の適正化には至らなかった	0	2	20	19	0	41	6.1%
c. 現在協議中	6	7	136	70	8	227	33.7%
d. 協議していない	2	6	54	72	9	143	21.2%
e. 既に運用の適正化がはかられている (運用上の問題がない)	27	32	158	99	29	345	22.6%
(6) 賃金の運用改善にむけ、1単組1要求を行ったか	43	54	381	320	50	848	55.6%
※ 今確定闘争期に1単組1要求として取り組んだ項目について、その取り組み内容を選択し、結果についても回答してください。							
a. 初任給格付けの改善を要求した	33	41	258	247	27	606	71.5%
初任給格付けの改善を勝ち取った	3	8	11	3	0	25	4.1%
現在協議中	16	24	160	181	16	397	65.5%
b. 昇格運用の改善を要求した	33	42	241	247	27	590	69.6%
昇格運用の改善を勝ち取った	1	0	9	9	0	19	3.2%
現在協議中	21	32	160	196	17	426	72.2%
c. 上位昇給の活用を要求した	19	32	188	198	18	455	53.7%
上位昇給の活用を勝ち取った	1	2	1	1	0	5	1.1%
現在協議中	13	21	123	159	11	327	71.9%
d. 高齢層職員の昇給を要求した	38	43	227	220	24	552	65.1%
高齢層職員の昇給を勝ち取った	2	1	11	11	1	26	4.7%
現在協議中	22	31	139	164	16	372	67.4%
e. その他の項目を要求した	9	13	95	53	7	177	20.9%
「その他」具体的内容							
(7) 定年引き上げについては、国に遅れることなく確実に実現することとし、高齢期職員の能力・経験や役職定年のあり方、計画的な新規採用などさまざまな課題について十分検討を行うこと	50	61	462	381	52	1,006	66.0%
a. 条例改正し、運用にむけた具体的協議を行っている	47	44	213	181	15	500	32.8%
b. 条例改正にむけて具体的協議を行っている	5	18	264	216	29	532	34.9%
c. 条例改正の見込みも立っておらず、協議ができていない	0	1	2	5	3	11	0.7%
d. 一度も協議していない	0	0	10	17	9	36	2.4%
(8) 再任用職員の職務・級の格付けなど、現在の運用を抜本的に改善するため、対応をはかること	43	50	363	328	40	824	54.1%
a. 職務・級の格付けを改善した	7	5	30	3	0	45	5.5%
b. 職務・級の改善には至らなかった	29	25	130	96	18	298	36.2%
c. 現在協議中	8	17	174	196	18	413	50.1%
d. 協議していない	0	5	52	54	8	119	14.4%
(9) 会計年度任用職員の給料・報酬についても、常勤職員と同様に4月に遡及して引き上げ改定を行うこと	42	57	402	346	45	892	58.5%
※ 常勤職員の勤勉手当が引き上げ改定となった単組のみ回答してください。							
常勤と同じもしくはそれ以上の支給月数の場合							
月例給							
常勤と同様に、4月に遡及して引き上げ改定	6	3	43	49	10	111	9.3%

	都府県 (単組数)	都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合計	全単組比
2023年1月(2022年12月も含む)分から引き上げ改定	3	5	21	12	1	42	3.5%
2023年度から引き上げ改定	21	26	124	79	19	269	22.6%
現在協議中	0	7	27	23	1	58	4.9%
改定は行わない	1	1	19	15	1	37	3.1%
2022年12月一時金							
常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	2	9	32	9	2	54	4.5%
常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	5	2	5	3	0	15	1.3%
現在協議中	0	4	14	13	1	32	2.7%
2022年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)	24	27	182	152	29	414	34.6%
2023年一時金							
常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	7	11	51	20	2	91	7.6%
常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	9	8	16	2	1	36	3.0%
現在協議中	2	7	35	21	3	68	5.7%
2023年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)	13	15	131	136	25	320	26.8%
常勤未満の支給月数の場合							
月例給							
常勤と同様に、4月に遡及して引き上げ改定	4	4	20	56	1	85	7.1%
2023年1月(2022年12月も含む)分から引き上げ改定	1	1	5	4	0	11	0.9%
2023年度から引き上げ改定	7	9	116	74	10	216	18.2%
現在協議中	1	2	20	8	0	31	2.6%
改定は行わない	0	3	17	32	0	52	4.4%
2022年12月一時金							
常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	1	0	9	29	0	39	3.3%
常勤を上回る支給月数を期末手当等で引き上げ	0	0	0	0	0	0	0.0%
常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	5	2	2	2	0	11	0.9%
現在協議中	1	2	13	9	0	25	2.1%
2022年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)	6	15	153	135	11	320	26.8%
2023年一時金							
常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	2	3	40	93	2	140	11.7%
常勤を上回る支給月数を期末手当等で引き上げ	0	0	8	0	0	8	0.7%
常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	6	9	23	7	2	47	3.9%
現在協議中	1	3	23	10	0	37	3.1%
2023年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)	3	4	84	61	7	159	13.3%
(10) 会計年度任用職員の処遇改善を行うこと	48	61	437	338	45	929	61.0%
a. 給料(報酬)・手当の改善を勝ち取った	15	23	48	43	2	131	14.1%
b. 給料(報酬)について昇給(幅・上限等)等の運用改善を勝ち取った	0	4	13	6	2	25	2.7%
c. 協議を行ったが勝ち取れなかった	22	11	155	169	21	378	40.7%
d. 継続協議中	10	22	198	87	17	334	36.0%
(11) 会計年度任用職員の休暇等について、常勤職員との権衡をはかること	43	44	388	319	41	835	54.8%
a. 休暇等について改善を勝ち取った	8	9	44	17	2	80	9.6%

	都府県 (単組数)	都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合計	全単組比
b. 協議を行ったが勝ち取れなかった	26	18	139	179	22	384	46.0%
c. 継続協議中	9	16	185	92	13	315	37.7%
(12) 医療・社会福祉職場の処遇改善を要求した ※ 一つの職種でも処遇改善に取り組んでいれば「要求した」にカウントしてください。	27	28	240	203	26	524	34.4%
a. 看護師の処遇を改善した（非正規職員）	17	8	46	7	15	93	6.1%
b. 看護師の処遇を改善した（正規職員）	20	7	51	9	14	101	6.6%
c. 保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した（非正規職員）	0	4	94	55	0	153	10.0%
d. 保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した（正規職員）	0	1	35	15	0	51	3.3%
e. 介護・障害福祉職員の処遇を改善した（非正規職員）	0	0	6	0	4	10	0.7%
f. 介護・障害福祉職員の処遇を改善した（正規職員）	1	0	7	1	4	13	0.9%
(13) 公務における働き方改革を着実に推進するため、労働時間を適正に把握するとともに、36協定締結義務職場での確実な締結、締結義務のないすべての職場における36協定に準じた協定の締結、年次有給休暇の取得促進をはじめ適切な対応をはかり、長時間労働を是正すること	40	50	373	313	45	821	53.9%
※ 「36協定の締結義務職場」と「それ以外」についての取り組み結果を、それぞれ回答してください。							
36協定締結義務職場	/	/	/	/	/	/	/
a. 今回新たに36協定を締結することができた	0	0	5	1	0	6	0.4%
b. 既に36協定を締結している（すべての締結義務職場）	48	54	291	202	50	645	42.3%
c. 36協定締結について現在協議中	0	0	55	52	2	109	7.2%
d. 協議は行ったが、36協定締結に至っていない	0	2	32	58	0	92	6.0%
それ以外	/	/	/	/	/	/	/
a. 今回新たに36協定を締結することができた	0	0	1	0	0	1	0.1%
b. 既にすべての職場で36協定を締結している	12	7	39	29	11	98	6.4%
c. 36協定締結について現在協議中	13	4	113	113	12	255	16.7%
d. 協議は行ったが、36協定締結に至っていない	14	21	123	96	2	256	16.8%
(14) 職場実態を踏まえ、必要な人員を確保すること 要求を踏まえ、人員増を勝ち取った（次年度以降の増員の確約も含む）	7	11	61	46	6	131	14.5%
(15) 要求書作成にあたり、組合員の意見・要望をどのように集約したか	/	/	/	/	/	/	/
a. 機関会議（職場集会等含む）を実施した	28	33	160	95	20	336	22.0%
b. 職場委員が職場ごとに意見を集約した	20	12	140	97	20	289	19.0%
c. 執行部がアンケートを配布した （人勸期要求アンケートの取り組み含む）	17	7	107	60	10	201	13.2%
d. 執行部が検討し作成した	20	27	216	154	34	451	29.6%
e. 集約していない	0	1	9	13	3	26	1.7%
(16) 会計年度任用職員の意見・要望をどのように集約したか	/	/	/	/	/	/	/
a. 要求書作成にあたりアンケート等を行った	16	6	59	13	3	97	6.4%
b. 全員集会等を開催するなどして、意見・要望を集約した	8	11	44	22	13	98	6.4%

	都 道 府 県 (単組数)	都 市 政 令 市 (単組数)	都 市 特 別 区 (単組数)	町 村 (単組数)	事 務 組 合 広 域 連 合 (単組数)	合 計	全 単 組 比
c. チェックリスト等を活用して点検をしたか (給与決定の基準、休暇等について常勤職員との間に不合理な格差がないか確認している)	6	16	98	158	11	289	19.0%

2022現業・公企統一闘争総括（案）

1. 闘争の基本的目標

「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立」

2. 闘争の日程

	第1次闘争	第2次闘争
職場点検・職場オルグ	2月～4月	—
職場討議・要求書作成	4月22日～5月13日	—
要求書提出ゾーン	5月16日～5月26日	9月26日～10月6日
住民アピールゾーン	2月～3月	9月1日～10月6日
回答指定基準日	5月27日	10月7日
交渉強化ゾーン	5月27日～6月2日	10月7日～10月13日
全国統一闘争基準日	6月3日	10月14日
協約締結強化月間	7月	11月

3. 闘争における重点課題

【現業・公企職員が配置されている単組】

- ① 現業・公企職場の直営堅持
- ② 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用
- ③ 高齢期でも安心して働き続けられる職場の確立
- ④ 60歳を超える職員・再任用職員を含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化
- ⑤ 現場で培った知識・経験を活用した政策の実現にむけた労使協議
- ⑥ 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化
- ⑦ 公務災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立
- ⑧ コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止
- ⑨ 会計年度任用職員の処遇改善
- ⑩ 業務上必要となった資格取得にかかる公費負担の徹底
- ⑪ 事前協議の確認と協約の締結、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

【現業・公企職員が配置されていない単組】

- ① 業務委託後のサービス水準などの検証とチェック体制の確立

- ② 委託労働者の公正労働の実現
- ③ 業務委託受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化
- ④ 災害対応や感染症対策などの危機管理体制の強化

4. 闘争の戦術配置

闘争指令については、統一基準日である6月3日（第1次闘争）、10月14日（第2次闘争）に1時間ストライキを配置するよう全県本部、全単組に闘争指令を発出しました。あわせて、本部日程以外で統一基準日を設定する県本部については、県本部からの要請に基づき闘争指令の発出を行いました。

5. 闘争の経過

(1) 第1次闘争

- ① 本部は2021年12月14日、2022現業・公企統一闘争本部を立ち上げ、この闘争を自治体現場力回復闘争として位置づけ、質の高い公共サービスの確立に必要な人員確保と賃金・労働条件の改善をめざす取り組みをスタートさせました。
- ② 本部は2月に開催した第2回拡大闘争委員会において、統一基準日に1時間ストライキを配置するよう全県本部、全単組に闘争指令を発出することを確認しました。
- ③ 2022現業・公企統一闘争では、各自治体が次年度の採用計画や予算編成をたてる段階から人員確保、さらに協約締結の取り組みを強化し、全単組・全組合員が結集する統一闘争をめざすこととしました。
- ④ 春闘オルグにあわせて本部中執による現業・公企統一闘争のオルグを行いました。オルグでは、第1次闘争の結集にむけ、各県本部における取り組み状況や闘争体制の点検・指導、さらにはこの間、第1次闘争で取り組めていない単組への具体的対応などの聞き取りを行い、第1次闘争の推進をはかってきました。
- ⑤ 闘争を具体的に進めるにあたり、通年的な闘争を意識した活動の展開を目的とした「2022現業・公企統一闘争推進カレンダー」、さらにウェブでも活用できるよう、取り組む意義や闘争の進め方などを解説した動画を作成し、各県本部・単組における闘争の促進をはかってきました。
- ⑥ 県本部・単組が取り組みやすい体制を構築するため、現業職員・公営企業職員が配置されている、配置されていない、それぞれの実情に応じた「2022現業・公企統一闘争の手引き」を作成し、取り組みの前進をはかりました。
- ⑦ 現業評議会では、各単組における闘争の推進を目的に、総務省交渉を4月13日に実施しました。総務省交渉では各自治体における新規採用に対する自治体判断の尊重、賃金センサスをはじめとした現業差別賃金の撤廃と自治体の労使合意事項の尊重、「トップ

ランナー方式」による算定基準の廃止や定年引き上げに伴い自治体や職種に応じた制度運用の尊重について要請しました。あわせて、総務省要請行動を踏まえた組織内・政策協力議員に要請行動を実施しました。

- ⑧ 現業評議会では、第1次闘争の結集にむけ、単組の取り組み事例の共有化と取り組みの認識一致をはかるため、4月に決起集会を開催するとともに、日常の取り組みから現業・公企統一闘争の意識を促すため、重点課題を記載した手提げ鞆を配布しました。
- ⑨ すべての組合員の参加と団体交渉時の交渉メンバーの後押しとなることを目的に首長・事業所長に対して「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立と職場環境・労働条件の改善を求める署名」の取り組みを進めてきました。
- ⑩ 公営企業評議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大期を含めて、執行委員会や幹事会が開催されず、第1次闘争の取り組みが遅れつつありました。そのため、各県本部の状況の聞き取りなどを通じて、闘争の推進をはかってきました。
- ⑪ 本部・県本部・単組のさらなる連携や県本部における取り組み強化をはかるため、昨年を引き続き、各県本部が設定した統一基準日までに、各単組における要求書提出・交渉実施状況、および単組交渉の重点課題を調査しました。

(2) 第2次闘争

- ① 現業評議会では、全国幹事会議を開催し、2022現業・公企統一闘争の中間総括、ならびに第2次闘争の推進にむけた議論を行ってきました。公営企業評議会では、全国幹事会や各部会合同幹事会で2022現業・公企統一闘争の中間総括と第2次闘争の推進にむけて公企評三役・常任幹事が状況の聞き取りと助言を行ってきました。
- ② 現業・公企評議会では2023年度から定年引き上げが導入されることを踏まえ、現業・公企職場特有の課題解決をはかることを目的に「定年引き上げにむけたモデル要求書(案)」を作成し、各県本部・単組における闘争の促進をはかってきました。
- ③ 確定闘争オルグにあわせて本部中執による現業・公企統一闘争のオルグを行いました。オルグでは、各県本部における取り組み状況や闘争体制の点検・指導、さらには第1次闘争で取り組めなかった単組への具体的対応などの聞き取りを行い、県本部一体となる第2次闘争の推進をはかってきました。
- ④ 現業・公企評議会において、各県本部現業・公企評議会の取り組み状況や評議会が主体性を持った取り組みとなるよう、各県本部現業・公企評に対するオルグを実施し、闘争の推進に取り組んできました。
- ⑤ 現業・公企職場に対する住民の理解や支持が重要であることから、多くの住民に現業・公企職員が提供している地域実情に応じた公共サービスの取り組み事例などを周知していくことを目的に、全県本部・全単組での住民アピール行動を提起しました。その上で、各県本部・単組がチラシづくりに活用できる情宣物を本部で作成し、取り組みを進めてきました。

- ⑥ 本部が設定した統一基準日はもとより、本部日程以外で統一基準日を設定した県本部についても、同様に待機態勢を取りました。その際、全国の交渉状況がリアルタイムで全国に伝わるよう「現業ニュース」を発信し、取り組みの促進をはかりました。

(3) 闘争本部会議

2022現業・公企統一闘争本部では下記の内容について協議し、取り組みを提起してきました。

第1回（2021年12月14日）

- ① 2022現業・公企統一闘争の推進（案）
- ② 2022現業・公企統一闘争の重点課題に対する獲得指標（案）
- ③ 2022現業・公企統一闘争の基本要求モデル（案）
- ④ 各首長に対する署名モデル（案）

第2回（持ち回り）

- ① 2022現業・公企統一闘争の職種別要求モデル（案）

第3回（持ち回り）

- ① 2022現業・公企統一闘争オルグの実施について

第4回（持ち回り）

- ① 2022現業・公企統一闘争（第1次闘争）の推進について

第5回（2022年4月7日）

- ① 2022現業・公企統一闘争の推進について
- ② 「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」について

第6回（2022年6月2日）

- ① 2022現業・公企統一闘争の取り組み状況（報告事項）
- ② ヤマ場の対応
- ③ 「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」について

第7回（2022年7月26日）

- ① 2022現業・公企統一闘争中間総括（案）について
- ② 2022現業・公企統一闘争（第2次闘争）の推進

第8回（持ち回り）

- ① 2022現業・公企統一闘争（第2次闘争）県本部オルグについて

第9回（2022年10月13日）

- ① 2022現業・公企統一闘争（第2次闘争）の取り組み状況（報告事項）
- ② ヤマ場の待機態勢について

第10回（2022年12月16日）

- ① 2022現業・公企統一闘争総括（案）について

6. 各県本部・単組における取り組み状況（1月11日時点）

（1） 要求書の作成・提出状況および交渉実施状況

		2021 現業・公企統一闘争			2022 現業・公企統一闘争			備考
		県本部	単組	実施率	県本部	単組	実施率	
要求書提出	要求書提出単組数	47	849	48.1%	47	757	42.9%	第1次・第2次、 または両方で提出
	第1次闘争	42	549	31.1%	44	489	27.7%	※ 2022中間総括より
	第2次闘争	47	651	36.9%	47	744	42.2%	※ 744単組のうち563 単組は、提出済の要 求書に第2次闘争で 追加、または第2次 闘争ではじめて要求 書を提出した単組
	第1・第2次闘争双方	35	377	21.4%	45	373	21.1%	
	職場点検・職場討議に 基づく要求書作成（第 2次闘争）	47	535	91.8%	47	510	90.6%	※ 要求書を提出した 単組を分母とした実 施率
交渉実施	交渉実施単組数	47	647	36.7%	47	646	36.6%	第1次・第2次、 または両方で交渉
	第1次闘争	42	365	20.7%	44	341	19.3%	※ 2022中間総括より
	第2次闘争	47	508	28.8%	47	547	31.0%	
	第1・第2次闘争双方	29	247	14.0%	44	315	17.8%	

※ 対象単組は自治体単組＋臨時・非常勤単組＋一部事務組合の1,765単組

（2） 各単組における統一基準日の取り組み状況

具体的行動	2021年 第1次闘争	2022年 第1次闘争	2021年 第2次闘争	2022年 第2次闘争
1時間ストライキ	—	—	—	—
29分食い込み集会	5単組	6単組	18単組	16単組
時間外集会	56単組	69単組	159単組	155単組
ビラ配布など	76単組	101単組	120単組	159単組
その他	19単組	18単組	39単組	43単組

(3) 統一基準日への結集状況

2021年第1次闘争	2022年第1次闘争	2021年第2次闘争	2022年第2次闘争
3,587人	2,084人	6,833人	8,683人

(4) 労使合意事項に対する協約の締結状況

2021年第1次闘争	2022年第1次闘争	2021年第2次闘争	2022年第2次闘争
104単組	109単組	144単組	245単組

(5) 住民に対するアピール行動の実施状況

2021現業・公企統一闘争	2022現業・公企統一闘争
23県本部73単組	20県本部72単組

(6) 住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの 確立と職場環境・労働条件の改善を求める署名

すべての組合員が参加することを目的に首長・事業所長への署名行動の取り組みを進めてきましたが、第1次闘争、第2次闘争を通じて、138単組48,532筆にとどまり、十分な取り組みには至りませんでした。

7. 重点課題の獲得指標に対する成果

【現業・公企職員が直営で配置されている単組】

(1) 現業・公企職場の直営堅持

【第1次闘争】223単組で交渉が行われ、132単組で成果があった。

【第2次闘争】410単組で交渉が行われ、258単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 退職に伴う次年度からの学校給食1校の委託導入を一旦阻止。
- 現業職の必要性を確認。
- 新施設の運営を直営で行えるように確認。
- 毎年、直営堅持について確認。
- こども園の調理職場の直営堅持を明文化。
- 来年度の直営方針を確認。 など

(2) 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用

【第1次闘争】211単組で交渉が行われ、66単組で成果があった。

【第2次闘争】395単組で交渉が行われ、188単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 2021年、2022年と2年連続で運転技士の採用が各1人
- 新規採用試験の実施（環境整備員・保育調理員・道路技能員）。
- 配置基準に不足が生じた場合、新規採用を行うことを確認。
- 6年ぶりの新規採用（保育調理員）を確認。
- 水道事業は技術力の確保と継承という観点から、計画的な職員の採用を確認。
- 調理、介護職場の新規採用にむけ、今後協議していくことを確認。
- 農場業務2人、船舶職員3人採用予定。
- 約17年ぶりに新規採用職員が配属された。
- 5年連続の新規採用を確認。
- 25年間採用が無かった、給食センター運転手をこの交渉で1人新規採用。 など

(3) 高齢期でも安心して働き続けられる職場の確立

【第1次闘争】175単組で交渉が行われ、88単組で成果があった。

【第2次闘争】410単組で交渉が行われ、167単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 高齢者部分休業制度の制度化。
- 清掃職場における再任用職員の担当を比較的身体的負担が軽い軽車両とした。
- 学校給食職場の配置基準の見直し。
- 清掃については「ふれあい収集」を確立。
- 所属において配置上の工夫や用務分担の見直しを行い、必要な場合には健康審査会の内容を踏まえた出張の制限を行うなど適切に対処。 など

(4) 60歳を超える職員・再任用職員を含めた技能労務職員の賃金改善の 取り組み強化

【第1次闘争】170単組で交渉が行われ、35単組で成果があった。

【第2次闘争】393単組で交渉が行われ、99単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 4級昇格年齢の引き下げを確認。
- 再任用給料表1級適用から3級適用を確認。
- 技能労務職員の賃金は、一般行政職員との均衡がはかれるよう、今後も引き続き誠意をもって労使交渉・協議を行うことを確認。
- 再任用職員の賃金の級格付け改善。 など

(5) 現場で培った知識・経験を活用した政策の実現にむけた労使協議

【第1次闘争】199単組で交渉が行われ、85単組で成果があった。

【第2次闘争】410単組で交渉が行われ、131単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 危機管理体制等での直営の必要性の認識を確認。
- 清掃のまごころ収集、学校主事の共同作業、調理のアレルギー食対応。
- 清掃職場での高齢者等ごみ出し支援事業を確認。
- 知識や経験を事業運営に活用できるよう、現場の意見を聞きながら労使協議を行うことを確認。
- 現業職員の職域拡大について検討を確認。
- 動物愛護業務に関する提言を確認。 など

(6) 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

【第1次闘争】202単組で交渉が行われ、95単組で成果があった。

【第2次闘争】410単組で交渉が行われ、133単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 災害時のワークルールを早期に確立すること、災害対応を行う職員の健康管理を含めた労働安全衛生の確保を確認。
- 鳥インフルエンザ対応体制の見直しを確認。
- 病院職場での災害時の勤務形態について当局と協議中。
- 防災マニュアルを随時見直し、防災訓練を定期的実施することにより、災害対応力の強化に努めることを確認。
- 災害時・緊急時の勤務条件にかかるワークルールに関する協定書を締結し、災害対応を行う職員の健康管理を含めた労働安全衛生を確保することを確認。
- 災害時ワークルール協定を締結。 など

(7) 公務災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立

【第1次闘争】200単組で交渉が行われ、87単組で成果があった。

【第2次闘争】410単組で交渉が行われ、167単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を確認。
- 引き続き、月1回の安全衛生委員会の実施を確認。
- 12月2日の現業職場から労働災害を一掃する職場集会の当局主催による開催について、今年も確認。
- 危険業務作業に従事する場合、安全衛生教育の受講、災害時ワークルールの制定。
- 事業所単位の「労働安全衛生推進協議会」や職場巡視等により労働安全衛生体制の確立。
- 公務災害や職業病をなくすため、さまざまな研修を実施することを確認。
- 保育所給食職員の熱中症予防のための予算要求をすることを確認。 など

(8) コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止

【第1次闘争】192単組で交渉が行われ、40単組で成果があった。

【第2次闘争】385単組で交渉が行われ、81単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 計画立案変更可能な時期から事前協議をすることを確認。
- コンセッション方式の導入は行わないことの確認。
- 必要に応じて労使協議を行うことを確認。
- 広域連携については、労使協議を徹底することを確認。 など

(9) 会計年度任用職員の処遇改善

【第1次闘争】202単組で交渉が行われ、72単組で成果があった。

【第2次闘争】410単組で交渉が行われ、138単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 一時金の引き上げ、子の看護休暇（無給）を家族看護休暇（有給）へ拡充、短期介護休暇（無給）の有給化を確認。
- 正規職員と同様の休暇制度の確立。
- パートタイムからフルタイムへの転換。 など

(10) 業務上必要となった資格取得にかかる公費負担の徹底

【第1次闘争】197単組で交渉が行われ、66単組で成果があった。

【第2次闘争】407単組で交渉が行われ、132単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 学校用務の仕事に関わる資格については、公費で取得できることを確認。
- 業務に必要な資格（玉掛け、小型移動式クレーン運転など）を公費にて取得。
- 隔年ではあるが大型自動車免許取得費用の予算化を確認。
- 必要経費は公費負担としており原則継続することを確認。 など

(11) 事前協議の確認と協約の締結、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

【第1次闘争】202単組で交渉が行われ、127単組で成果があった。

【第2次闘争】410単組で交渉が行われ、212単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 事前協議制を労使で確認。
- 従来から交渉妥結事項は書面協定を締結。
- 協約の締結および協議の実施を確認。
- すべての労使合意事項について引き続き協約を締結することを確認。 など

【現業・公企職員が直営で配置されていない単組】

(1) 業務委託後のサービス水準などの検証とチェック体制の確立

【第1次闘争】114単組で交渉が行われ、18単組で成果があった。

【第2次闘争】328単組で交渉が行われ、27単組で成果があった。

（前年度の第1次闘争では、55単組で交渉が行われ、24単組で成果、
第2次闘争では、35単組で交渉が行われ、12単組で成果）

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 公共工事、業務委託、指定管理業務の品質の確保等をはかるため、市が発注する業務に従事する労働者の賃金の確保について、公契約条例において位置づけている。
- 委託試行の検証については引き続き行うことを確認。
- 業務の検証を行うことを確認。 など

(2) 委託労働者の公正労働の実現

【第1次闘争】114単組で交渉が行われ、12単組で成果があった。

【第2次闘争】328単組で交渉が行われ、17単組で成果があった。

(前年度の第1次闘争では、48単組で交渉が行われ、7単組で成果、
第2次闘争では、25単組で交渉が行われ、6単組で成果)

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 他の自治体の取り組み等を踏まえつつ、公正労働の実現にむけた取り組みを行うことを確認。
- 国および他都市の動向を踏まえ検討。 など

(3) 業務委託受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化

【第1次闘争】111単組で交渉が行われ、11単組で成果があった。

【第2次闘争】328単組で交渉が行われ、14単組で成果があった。

(前年度の第1次闘争では、60単組で交渉が行われ、5単組で成果、
第2次闘争では、26単組で交渉が行われ、8単組で成果)

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 安全衛生については、従前から万全を期して実施。
- 引き続き、委託業者への労働安全体制の指導強化をしていくことを確認。
- 労働安全衛生法の遵守状況の把握に努めるとともに、法令等に違反していることが判明した場合、適切に対応することを確認。 など

(4) 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

【第1次闘争】113単組で交渉が行われ、32単組で成果があった。

【第2次闘争】328単組で交渉が行われ、44単組で成果があった。

(前年度の第1次闘争では、55単組で交渉が行われ、7単組で成果、
第2次闘争では、49単組で交渉が行われ、18単組で成果)

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 国、他の自治体、関係機関等と連携しながら必要な体制整備に努めていくことを確認。
- 災害発生時における危機管理体制の確立に努めていくことを確認。
- 事前に予め決められるものは決めていくことを確認。 など

8. 闘争の成果

(1) 人員確保

現業・公企統一闘争に取り組むにあたり、現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、各自治体が人員計画や予算編成を行う前段で交渉を行うことを目的に通年闘争として現業・公企統一闘争の取り組みを進め、現業職員の新規採用は増加傾向にあります。2021年度の取り組み単組が前年度を下回る結果となったものの、2022年の新規採用者数は815人と前年度から40人増加し、2021現業・公企統一闘争の取り組みが反映された成果です。

2022現業・公企統一闘争では単組が粘り強く交渉を積み重ねてきた結果、継続した新規採用をはじめ、数十年ぶりの新規採用を確認したとの報告がありました。改めて、取り組みの推進により、人員確保が勝ち取れることを全体で共有し、さらなる取り組みの拡大強化が求められています。

自治労現業職場における新規採用者の推移（自治労調査）

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
新規採用	508人	479人	567人	619人	732人	775人	815人

(2) 職場点検・職場オルグに基づく要求書提出と独自要求

全組合員参加型の統一闘争を確立するため、現業・公企統一闘争では、現業・公企職員が配置されている単組、配置されていない単組それぞれの重点課題を設定しました。モデル要求案を活用しながら春闘期における徹底した職場点検・職場オルグに基づく要求書の作成について提起してきました。今闘争において要求書を提出したほとんどの単組では、職場点検・職場オルグが行われています。また、職場課題を職場点検・職場オルグに基づく独自要求を盛り込み、交渉を積み重ねてきた単組においては、業務実態に応じた被服貸与、当局による現場巡視を踏まえた直営の必要性の確認、調理現場における調理器具をはじめとした設備や備品の改善など、さまざまな成果が報告されています。

改めて全組合員が参加する統一闘争を確立する意味においても組合員一人ひとりの思いを要求書に反映させる取り組みを引き続き強化し、さらなる人員確保と職場環境改善にむけた取り組みを展開していかねばなりません。

(3) 労使合意事項に対する協約締結

現業・公企職員は労働組合法が適用されているため、労働二権を有していることから、それらの権利の活用のもと交渉サイクルの確立にむけた取り組みを提起してきました。今

闘争では、第1次、第2次闘争ともに、協約を締結した単組が前年度を上回る結果となりました。評議会未結成単組は現業・公企評の重要性を再認識し、結成にむけた取り組みを強化していくとともに、妥結事項については、必ず協約を締結することを当局、労働組合双方とも認識していく必要があります。

(4) 現業・公企職員が配置されていない単組の結集

地域実情に応じた公共サービスの提供にむけ、現業・公企職員が配置されていない単組の重点課題を設定し取り組みを進めてきました。第2次闘争では、交渉を実施した単組は昨年度を上回り、各項目で成果を勝ち取る報告がされました。産別闘争として進めていく上で、すべての単組が参加する闘争となるよう、取り組みを進めていかなければなりません。

9. 闘争における課題

(1) すべての単組が結集する統一闘争

通年闘争として現業・公企統一闘争を推進して5年が経過しました。とくに最重要課題である現業職場の人員確保では、現業職員の新規採用者が増加の傾向にあることをはじめ、長年続いてきた採用凍結の解除を勝ち取った単組が複数あります。また、採用には至らないものの、あきらめずに取り組むことにより組織強化につながった単組もあり、新しい闘争体制に移行したことにより一定の成果が出てきています。

しかし、すべての単組・県本部が結集する産別統一闘争に至っていません。

① 現業・公企評が存在する単組では、評議会の取り組みの濃淡が見受けられ、現業・公企職員が少数な単組では、取り組みが困難な状況が見受けられます。厳しい状況であるからこそ、課題の克服にむけては、自ら行動に取り組まなければ、解決しないことを再確認し、組合員の声を反映した要求書を提出し、交渉を行っていかなければなりません。

評議会では本部が作成した要求モデルや解説を記した手引き、統一闘争の意義や取り組み方を説明した動画など実情に応じた情宣物を活用し、取り組みの第一歩である要求書の提出にむけ、単組・県本部における要求書の作成支援や交渉支援を行うなど、闘争推進にむけた取り組みを強化する必要があります。

② 現業・公企職員は労働組合法が適用され、労働二権が保障されていますが、評議会（労働組合）を結成しなければそれらの権利を活用することはできません。現業・公企職員が配置されているものの、評議会の未結成単組では評議会を結成することにより、労働協約の締結が可能となります。そのため現業・公企組合員のみならず組織全体にとっても大きな優位性となり組織強化に繋がることから、未結成の単組において評議会の結成にむけ、取り組みを進めていくことが必要です。

③ 現業・公企職員が配置されていない単組では、業務の多くが民間委託となっています

が、自治体には清掃、給食や水道供給など現業・公企職員が担うべき公共サービスが必ず存在しています。自治体責任として委託後の公共サービスの現状把握と水準を確認し、質の高い公共サービスの提供にむけ、現業・公企統一闘争を通じて取り組みを推進していかなければなりません。現業・公企職員の課題解決のみならず、地域実情に応じた質の高い公共サービスの提供にむけ、本部が作成した手引きや動画を活用し、学習会や機関会議、さらにはオルグなどを通じて、すべての単組が取り組む闘争であることの認識の一致をはかる必要があります。

- ④ 現業・公企統一闘争が「単組まかせ」となっている実態があります。改めて県本部は、統一闘争の再構築にむけ、各単組における現状と課題、それらを解決するための要求書の項目、交渉日程や交渉状況を把握する必要があります。その上で県本部は設定した基準日はもとより、単組が交渉する際には待機態勢を維持し、安易に妥結することのないよう、交渉状況を把握の上、単組に適切なアドバイスをするなど、単組支援をすることが求められます。重点課題の交渉結果では、交渉したものの、十分な成果を勝ち取れていない実態もあり、今闘争で成果を勝ち取れずとも、次年度闘争へと繋げるための回答とする取り組みが重要です。

積み重ねがすべての単組が結集する闘争の起点であることを再認識し、取り組む必要があります。

- ⑤ 2022現業・公企統一闘争では、事務負担の軽減を目的にオンライン集約を行ってきました。これに伴い県本部の関与が少なくなった結果、単組の取り組み状況や課題などが十分に把握できず、統一闘争において県本部が担うべき役割である未結集単組に対するきめ細やかな支援や指導などを十分に行うことができなかつた課題もありました。

すべての単組が結集する統一闘争にむけ、県本部が果たすべき役割は非常に重要であることから、単組が対応しやすく、また県本部が取り組みやすい集約方法について検討を行う必要があります。

(2) 要求書提出

要求書を提出した単組は757単組（42.9%）（前年度849単組）となりました。また各県本部から報告のあった現業評・公企評の存在単組は579単組（前年度725単組）のうち、要求書を提出した単組は490単組（84.6%）（前年度613単組）となっています。

この間のコロナ禍による影響も含めて取り組みの停滞が明らかであり、また現業・公企職員が配置されていないことを理由に要求書が未提出の単組も見受けられます。

そうしたことから、日常の活動を通じて、単組・県本部・本部の連携の強化と情報共有をはかり、統一闘争に取り組む意義の浸透にむけた取り組みを進めていくことが求められます。労働組合の基本活動は組合員の賃金・勤務労働条件の改善であることから、すべての組合員の要望を把握した上で要求書を提出していくことが重要であることを再認識し、取り組みを強化しなければなりません。

(3) 交渉実施

交渉を実施した単組は646単組（36.6%）（前年度647単組）、また現業評・公企評の存在単組の交渉実施単組は386単組（66.7%）となり、現業評・公企評が存在する自治体単組においても、すべての単組での交渉には至っていません。

取り組みができていない単組では「要求－交渉－妥結－協約締結」のサイクルが確立されつつある一方、全体的には各単組の取り組みに濃淡があり、十分な取り組みに至っていません。

改めて現場課題を解決するためには、自ら声をあげていくしか手法はありません。単組や評議会によって、組合員数や現業・公企職員の有無など実情は異なりますが、多くの単組や評議会では成果を勝ち取っていることから、今後は取り組み事例の共有を積極的に進めるとともに、闘争体制の構築にむけ、取り組みの強化が必要です。

(4) 第1次闘争への結集

通年闘争として5年目を迎えて以降、第1次闘争では現業職員の新規採用者の増加など成果の共有化をはかり、全県本部、さらに全単組の結集にむけた取り組みを推進してきました。しかし、実態としては取り組みに濃淡があり、すべての県本部・単組での取り組みに至っていません。

改めて第1次闘争の重点課題は地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員確保であり、取り組む時期と意義を明確にし、取り組むことが求められます。コロナ禍によって明らかになった公共サービスの提供体制の脆弱さを解決するためにも、春闘期で実施した職場点検や人員確保チェックリストを踏まえ、第1次闘争期の取り組みを強化していく必要があります。

(5) 基準日への結集意義

基準日への結集実態としては、本部が設定した基準日はもとより、県本部が設定した基準日にすら、結集できていません。そのため、十分な情報共有ができず、統一闘争の意義が発揮できない状況に陥る可能性があります。

賃金・労働条件の底上げには、県内単組の交渉状況を共有することが重要であり、統一闘争が労使交渉を優位に進めるための有効な手段であることを再認識する必要があります。その上で、各県本部が設置した闘争本部を通じて、各単組に統一闘争の意義について認識の一致をはかるとともに、闘争の推進にむけたオルグを実施するなど、全単組・全組合員が結集する統一闘争を構築していかなくてはなりません。

(6) 闘争スケジュール

2022現業・公企統一闘争の推進にあたり、今年度の闘争スケジュールについて、第1次闘争では7月に第26回参議院議員選挙が控えていること、また第2次闘争では確定闘争の

取り組み期間を確保するため、基準日を従来から前倒ししました。

第1次闘争の取り組み結果から、従来の日程を基準日とした県本部、人員確保闘争と一緒に6月後半に基準日を設定した県本部もありました。そのため3年ごとに参議院議員選挙が控えていることを踏まえ、選挙執行を理由に基準日を変更するのではなく、さまざまな状況に関わらず事前に十分な議論を行い、取り組みにむけた準備が必要であることをすべての単組に浸透させていくことが重要です。

第2次闘争では、各県本部の取り組み状況がさまざまであるものの、従来の日程を基準日とした県本部も多くありました。第1次闘争、第2次闘争ともに基準日を前倒ししたことにより、取り組みの準備期間が十分に確保できなかったなどの意見を踏まえ、単組・県本部に周知がはかれるよう基準日を固定化し、あわせて結集しやすく、十分な取り組み期間が確保できる闘争日程の設定が重要です。

(7) 単組における評議会との連携

産別統一闘争を推進する上で、評議会における単組との連携が必要不可欠です。しかし、単組によっては現業・公企職場に対する理解不足や単組内での課題の共有不足、さらには役員の経験不足などを理由に取り組みが不十分になっています。さらに評議会の未結成単組では、より一層、現業・公企職場の実態や課題について把握できずに、単組の取り組みに反映されていない状況に陥っています。改めて単組では、現業・公企評議員の単組役員への参画など組合活動へ意見を反映させることが必要です。あわせて現業・公企職場に限らず、すべての組合員の声を反映させる取り組みが求められています。

また県本部では、果たすべき基本的な役割を確認し、単組との日常的な相談対応、単組オルグなどを通じて、単組の賃金水準や労働条件を把握するとともに、情報共有をはかり、産別統一闘争の推進にむけた取り組みを強化していかなければなりません。そのため、本部・県本部は現業・公企労働者が持つ権利や課題などを取り入れた学習会の開催をはじめ、現業評議会と公企評議会の連携はもとより、青年部・女性部などを含めた各評議会との連携、本部・県本部・単組が一体となった統一闘争の推進が求められます。

(8) 署名行動の取り組み

2022現業・公企統一闘争の推進にあたり、すべての組合員が闘争に参加することを目的に、首長・事業所長に対し署名行動を提起してきましたが、十分な取り組みに至りませんでした。取り組みが進まなかった要因としては、組合員の声を反映した要求書を提出した上で要請書の提出に意味があるのか、などの意見がありました。改めて署名行動を取り組む際は、署名行動への取り組み意義と提出先について十分な検討と組合員、単組への周知が重要です。あわせて、要求書を作成するにあたり、すべての組合員の要望を踏まえ、要求書を作成していくことの大切さを再認識し、徹底した職場点検・職場オルグの実施が必要です。

(9) 協約締結権を活用した統一闘争

産別統一闘争として取り組むにあたり、労働協約締結権等の権利を持つ現業・公企労働者が運動の先頭に立ち、権利を最大限活用した交渉を行うことにより、統一闘争の底上げをめざす必要があります。

しかし単組によっては、交渉し妥結したものの、労働組合側の認識不足もあり、協約の締結を求めています。また、賃金労働条件や事前協議の協約などの基本協約すら締結できていない単組が見受けられます。妥結事項を書面化することで労働協約となり、当局に対し労使合意事項を確実に履行させることができます。改めて協約締結の重要性を理解した上で、基本協約の締結状況の点検・整備をはじめ、労使合意に至った事項をすべて協約化（書面化）する取り組みを強化しなければなりません。

(10) 住民アピール行動

公共サービスを担う現業・公企労働者の仕事は、安全で安心した住民生活を送るために必要な公共サービスを提供しています。日常から社会基盤を支えています。支障なく住民生活を送る上で注目されることはあまりありませんが、災害時や感染症の感染拡大など非常時においては、多くの住民に業務の重要性が認識されます。

そのため、自治体現場で働いている現業・公企労働者がさまざまな公共サービスを提供していることを街頭宣伝活動などにより、地域住民に対してアピールすることが重要です。コロナ禍により、感染前と同様な取り組みが困難な単組も見受けられますが、その一方で、チラシの新聞折り込みや感染対策を講じつつ地域のイベントに参加するなど、単組実情に応じた行動に取り組んでいる単組もあります。

長期化するコロナ禍においても実践できる取り組みにより、すべての地連・県本部・単組での住民アピール行動の実施とあわせて、必要に応じて組織内・協力議員の連携について追求していかねばなりません。

(11) 次代の担い手の育成

退職不補充や新規採用凍結などの要因により組合員数が減少し、評議会や単独労組における活動家も減少しています。そのため単組によっては、長年、同じ役員が担っており、役員退任が組合活動の停滞へと繋がる状況もあります。

一方で現業職員の新規採用は少しずつ増加傾向にあり、新しい仲間を自治労運動の担い手として育成していくことが求められています。このため、本部・県本部において次代を担う活動家の育成にむけた学習会などを積極的に開催することが重要です。

また単組によっては、数十年ぶりの採用の状況もあり、新規採用者の対応については、組織全体で取り組むことが求められます。担い手育成については、短期間ではなく、中長期的かつ継続的な取り組みが必要であることから、現業・公企統一闘争をはじめ、さまざまな闘争や日常の取り組みを次代の担い手とともに取り組むことにより、担い手育成をはかっていかねばなりません。

<別表1>

2021・2022現業・公企統一闘争第2次闘争取り組み結果報告比較（2023年1月11日現在）

県本部名	現業・公企評議会有無		要求書提出単組数		交渉単組数		協約締結単組数	
	現業	公企	2021	2022	2021	2022	2021	2022
北海道	38	16	78	113	60	62	0	34
青森	8	4	16	13	8	5	0	2
岩手	11	5	10	13	3	4	1	1
宮城	8	1	11	11	5	8	0	2
秋田	11	4	8	12	5	12	2	2
山形	15	0	23	32	19	24	5	5
福島	8	2	12	19	5	14	0	1
新潟	19	10	24	24	23	18	9	8
群馬	11	9	7	14	7	8	1	4
栃木	6	1	5	6	0	3	0	1
茨城	8	4	10	16	9	15	1	3
埼玉	5	3	17	10	10	3	1	2
東京	29	4	18	19	17	12	4	6
千葉	8	0	8	9	5	4	2	2
神奈川	17	1	15	23	12	19	7	7
山梨	2	1	21	10	21	2	0	2
長野	8	1	3	8	2	7	2	6
富山	17	6	16	16	15	10	4	18
石川	9	0	4	8	4	4	0	0
福井	2	1	5	6	6	6	2	1
静岡	4	2	17	7	7	7	2	3
愛知	2	1	0	16	1	10	0	1
岐阜	9	5	10	10	3	4	0	0
三重	11	3	16	12	11	14	1	2
滋賀	4	0	8	3	3	1	0	1
京都	4	2	5	7	3	6	0	2
奈良	16	6	8	12	8	8	1	1
和歌山	4	3	2	3	2	3	2	3
大阪	6	8	7	11	8	9	5	5
兵庫	27	12	30	34	24	26	10	10
岡山	6	4	7	9	4	8	0	5
広島	10	3	10	11	7	22	4	7
鳥取	13	2	18	15	18	15	18	14
島根	18	18	22	21	22	23	14	23
山口	8	5	17	13	16	11	3	3
香川	5	1	14	5	11	5	0	4
徳島	11	4	10	13	5	8	1	0
愛媛	1	0	2	2	2	2	0	0
高知	10	1	9	10	4	7	0	0
福岡	42	21	42	49	45	48	22	23
佐賀	9	3	2	9	2	6	1	1
長崎	11	12	14	12	10	9	0	1
大分	12	3	18	17	18	17	18	17
宮崎	11	7	8	12	8	7	0	4
熊本	18	6	13	19	9	10	2	1
鹿児島	21	14	28	21	18	17	4	6
沖縄	8	2	3	9	3	4	1	1
合計	541	221	651	744	508	547	150	245

《附属資料》

行 動 日 誌

<2022年>

日	月	火	水	木	金	土
8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3
						13:00-17:00 2022年大都市共闘 青年・女性ユニオン セミナー [自治 労会館]
9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
		13:30-17:00 第1回中央執行委 員会 [自治労会 館]		第32回全日本自治 体職員等野球選手 権大会全国優勝大 会 [新潟県]	第32回全日本自治 体職員等野球選手 権大会全国優勝大 会 [新潟県]	第32回全日本自治 体職員等野球選手 権大会全国優勝大 会 [新潟県]
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17
第32回全日本自治 体職員等野球選手 権大会全国優勝大 会 [新潟県]	第32回全日本自治 体職員等野球選手 権大会全国優勝大 会 [新潟県]	13:30-17:00 2023年度第1回県 本部労働条件担当 者会議 (その1) [自治労会館]				13:00-16:00 衛生医療評議会・ 2023年度第1回レ ベルアップ講座 (オンライン) [ウェブ]
9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24
			13:30-17:00 第2回中央執行委 員会 [自治労会 館]			
9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1
	10:00-12:00 第1回総合局長・ 部長会議 [自治労 会館]			13:30-16:30 第1回県代会議・ 第1回拡大闘争委 員会 [ウェブ]	13:30-16:00 第39年次第6回自 治研中央推進委員 会 [ウェブ]	10:30-17:00 2023年度拡大青年 部長会議 [ウェ ブ]
10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8
		13:30-17:00 第3回中央執行委 員会 [自治労会 館]				
10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15
				10:00-12:00 2023年度第1回共 済推進県本部代表 者会議 [自治労会 館]		13:00-10/16 (日) 2023自治労青年労 働学校 (基礎編) [自治労会館等]
10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22
10/15 (土) -12:30 2023自治労青年労 働学校 (基礎編) [自治労会館等]	14:00-10/18 (火) 自治体議員連合 2022年度第1回全 国学習会 [砂防会 館]	10/17 (月) -12:00 自治体議員連合 2022年度第1回全 国学習会 [砂防会 館]	13:30-17:00 第4回中央執行委 員会 [自治労会 館]		10:30-11:15 2022連合中央女性 集会自治労参加者 集会 [自治労会 館、ウェブ (併 用)] 13:00-17:00 2022連合中央女性 集会 [東京ビッグ サイト、ウェブ (併用)] 13:30-16:00 2023年度臨時県本 部労働条件担当者 会議 [ウェブ]	10:00-15:00 2023年度介護・地 域福祉集会 (第3 分科会) [ウェ ブ] 11:00-15:00 2023年度第1回女 性部長会議 [自治 労会館およびウェ ブ]

日	月	火	水	木	金	土
10/23 13:00-16:00 臨時・非常勤等職員全国協議会2022秋闘勝利！中央総決起集会 [自治労会館]	10/24 10:00-11:00 第2回総合局長・部長会議 [自治労会館]	10/25 13:30-16:00 新採対策会議＜県本部対象＞ [自治労会館+ウェブ]	10/26 13:00-10/27 (木) 2022年度社会保険・年金集会 [TOC有明] 13:00-16:00 公営競技評議会 2023年度第1回県本部担当者・単組代表者会議 (対面・ウェブ併用) [自治労会館]	10/27 10/26 (水) -12:00 2022年度社会保険・年金集会 [TOC有明] 17:00-18:00 【公営競技評議会】公営競技政策議員懇談会第1回懇談会 (対面開催) [参議院議員会館1階101会議室]	10/28 13:00-16:00 町村評議会：2023年度賃金闘争・組織強化拡大交流会 [ウェブ] 13:30-10/29 (土) 2022年度P S I - J Cジェンダー平等セミナー [主婦会館プラザエフ]	10/29 10/28 (金) -12:00 2022年度P S I - J Cジェンダー平等セミナー [主婦会館プラザエフ] 12:30-10/30 (日) 2023年度介護・地域福祉集会 (全体集会、第1・第2・第4分科会) [連合会館 (ハイブリッド形式)] 13:00-10/30 (日) 2023年度女性労働学校 (前期) [自治労会館]
10/30 10/29 (土) -15:35 2023年度介護・地域福祉集会 (全体集会、第1・第2・第4分科会) [連合会館 (ハイブリッド形式)] 10/29 (土) -15:30 2023年度女性労働学校 (前期) [自治労会館]	10/31	11/1	11/2 13:30-16:00 第5回中央執行委員会 [自治労会館] 16:00-17:00 2023年度臨時県本部代表者会議 [ウェブ]	11/3	11/4	11/5
11/6	11/7	11/8	11/9	11/10 16:00-17:00 中央闘争委員会 [自治労会館]	11/11	11/12 13:00-16:00 衛生医療評議会 2023年度第2回全国幹事会 (オンライン) [ウェブ]
11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19 13:00-16:00 衛生医療評議会・2023年度第2回レベルアップ講座 (オンライン) [ウェブ]
11/20	11/21 10:00-11:00 第3回総合局長・部長会議 [自治労会館] 13:30-17:00 第6回中央執行委員会 [自治労会館]	11/22 13:00-16:00 2023年度県本部政治担当者会議 [自治労会館]	11/23	11/24 13:00-11/25 (金) 第8回じちろう全国共済集会 [TOC有明]	11/25 11/24 (木) -12:00 第8回じちろう全国共済集会 [TOC有明] 13:00-17:00 2022年自治労顧問弁護団会議 [TKP市ヶ谷]	11/26
11/27 13:00-16:00 2023年度自治労現業セミナー (ハイブリッド) [自治労会館]	11/28 10:30-16:00 2023春闘勝利！自治労青年女性中央春闘討論集会 [自治労会館]	11/29 13:00-11/30 (水) 2023年度産別オルグ団会議 [自治労会館]	11/30 11/29 (火) -12:00 2023年度産別オルグ団会議 [自治労会館]	12/1	12/2 13:30-17:00 第7回中央執行委員会 [自治労会館] 13:30-12/03 (土) 第41回障労連総会分科会 [相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明]	12/3 12/02 (金) -16:30 第41回障労連総会分科会 [相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明]
12/4	12/5	12/6	12/7	12/8 13:00-12/10 (土) 自治労青年女性オキナワ平和の旅 [沖縄県内] 13:30-12/09 (金) 春闘討論集会 [TOC有明]	12/9 12/08 (木) -12/10 (土) 自治労青年女性オキナワ平和の旅 [沖縄県内] 12/08 (木) -12:00 春闘討論集会 [TOC有明] 13:00-16:00 賃金の運用改善に関する学習会 [TOC有明]	12/10 12/08 (木) -12:00 自治労青年女性オキナワ平和の旅 [沖縄県内] 13:00-16:00 自治労大都市共闘2023年度総会 [自治労会館] 13:00-17:00 2023年度地域保健・精神保健セミナー (全体会) [ベルサール飯田橋ファースト・ウェブ]

日	月	火	水	木	金	土
12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17
09:30-13:00 2023年度地域保健・精神保健セミナー（分科会） 〔ベルサール飯田橋ファースト・ウェブ〕 11:00-16:00 2023年度社会福祉評議会第2回三役会議・第1回全国幹事会（ウェブ形式）		13:30-16:00 2023年度県本部情報担当者会議 〔ウェブ〕				
12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24
13:30-12/19（月） 全国一般評／2023春闘討論集会〔自治労会館＋ウェブ〕	12/18（日）-12:00 全国一般評／2023春闘討論集会〔自治労会館＋ウェブ〕		10:00-11:00 第4回総合局長・部長会議〔自治労会館〕 13:30-17:00 第8回中央執行委員会〔自治労会館〕 17:30-18:00 団結集会〔自治労会館〕			
12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31

<2023年>

日	月	火	水	木	金	土
1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7
1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14
		13:30-17:00 第9回中央執行委員会〔自治労会館〕		13:30-17:00 2023年度第2回県本部労働条件担当者会議〔自治労会館〕	13:00-16:00 新採対策会議<単組・県本部対象>〔ウェブ〕	
1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21
	10:30-15:00 2023年度拡大女性部長会議〔ウェブ〕 10:30-16:00 2023年度青年部長会議〔ウェブ・対面〕		13:30-17:00 2023年度第2回県本部代表者会議〔ベルサール御成門タワー〕 18:00-19:00 2023年新年交歓会〔ベルサール御成門タワー〕		13:30-16:30 全国一般評議会・第40回地方労組代表者会議〔自治労会館〕 13:30-01/21（土） 2023年度青年女性連絡会議〔大阪市ホテルグランヴィア大阪〕	01/20（金）-12:00 2023年度青年女性連絡会議〔大阪市ホテルグランヴィア大阪〕
1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28
13:00-01/23（月） 公営企業塾〔福島テルサ、コラッセ福島〕	01/22（日）-15:00 公営企業塾〔福島テルサ、コラッセ福島〕	10:00-11:00 第5回総合局長・部長会議〔自治労会館〕 13:30-17:00 第10回中央執行委員会〔自治労会館〕				13:00-16:00 衛生医療評議会・2023年度第3回レベルアップ講座（オンライン）〔ウェブ〕
1/29	1/30	1/31				
	12:30-01/31（火） 第163回中央委員会〔ベルサール新宿住友ホール〕 18:30-19:40 江崎孝さんを労い、感謝する会〔京王プラザホテル〕	01/30（月）-13:00 第163回中央委員会〔ベルサール新宿住友ホール〕				

じちろう

ネット

自治労 HP
フェイスブック
ツイッターも
続々更新中!



自治労情報にいつでもアクセス可能!

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した
集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。
また教宣用の素材提供なども行っています。

お申込みは県本部まで!

